

## 令和4年2月定例会

# 議案説明資料 予算に関する説明書 (令和4年度当初予算等関係)

### 生活環境部

\*各事業の説明資料の「本年度」の欄は来年度の当初計上額  
「前年度」の欄は今年度の当初予算額  
「比較」の欄は「本年度」－「前年度」の額

\*トータルコストについて

トータルコストは、事業ごとに事業費と人件費を一体としたコストを表します。あくまで、費用対効果を判断するための参考表記ですので、職員定数と厳密には一致していません。

# 令和4年2月定例会議案説明資料目次

生活環境部

【予算関係】  
(一般会計)

議案番号	件名	課名等	頁
議案第1号	令和4年度鳥取県一般会計予算		
	1 予算説明資料	( 総括表 )	4
		環境立県推進課	5
		脱炭素社会推進課	11
		衛生環境研究所	22
		原子力環境センター	25
		循環型社会推進課	26
		緑豊かな自然課	34
		山陰海岸ジオパーク 海と大地の自然館	52
		くらしの安心推進課	54
		消費生活センター	73
		住まいまちづくり課	76
		水環境保全課	106
		西部総合事務所県民福祉局	118
		西部総合事務所環境建築局	119
	2 公共事業当初予算総括表	緑豊かな自然課ほか	120
	3 歳入歳出事項別明細書	/	123
	4 節の明細	/	131
	5 債務負担行為に関する調書	環境立県推進課ほか	137

## (企業会計)

議案番号	件名	課名等	頁
議案第17号	令和4年度鳥取県天神川流域下水道事業会計予算		
	1 予算説明資料	水環境保全課	140
	2 予定キャッシュ・フロー計算書		142
	3 給与費明細書		143
	4 債務負担行為に関する調書		146
	5 予定貸借対照表(当年度分)		148
	6 予定損益計算書(前年度分)		149
	7 予定貸借対照表(前年度分)		150

【予算関係以外】  
(議案)

議案番号	件名	課名等	頁
議案第38号	鳥取県石綿健康被害防止条例の一部を改正する条例	環境立県推進課	152
議案第40号	鳥取県手数料徴収条例の一部を改正する条例	住まいまちづくり課	156
議案第51号	財産を無償で譲渡すること(県営住宅準団地)について	住まいまちづくり課	158
議案第70号	鳥取県福祉のまちづくり条例の一部を改正する条例	住まいまちづくり課	159

## (報告事項)

報告番号	件名	課名等	頁
報告第1号	議会の委任による専決処分の報告について		
	(5) 鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例(令和4年2月1日専決)	緑豊かな自然課	176
	(6) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について(令和4年2月1日専決)	住まいまちづくり課	178
	(7) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について(令和4年2月1日専決)	住まいまちづくり課	179
報告第3号	長期継続契約の締結状況について	消費生活センターほか	180

議案説明資料総括表

生活環境部（単位：千円）

課名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(一般会計)								
環境立県推進課	2,099,985	2,078,549	21,436	25,263		154,122	1,920,600	
脱炭素社会推進課	875,890	222,259	653,631	292,833	(203,500) 407,000	31,067	144,990	
衛生環境研究所	144,523	381,079	△ 236,556	3,895	(3,000) 6,000	11,904	122,724	
原子力環境センター	46,063	31,930	14,133	46,063				
循環型社会推進課	130,093	143,293	△ 13,200	12,471		24,407	93,215	
緑豊かな自然課	1,639,046	1,460,907	178,139	336,202	(226,200) 293,000	30,262	979,582	
山陰海岸ジオパーク 海と大地の自然館	63,680	109,979	△ 46,299	2,000		121	61,559	
くらしの安心推進課	3,756,824	1,182,042	2,574,782	3,586,990		40,848	128,986	
消費生活センター	67,193	63,105	4,088	15,835			51,358	
住まいまちづくり課	2,517,792	2,243,471	274,321	722,165		617,766	1,177,861	
水環境保全課	757,896	751,595	6,301	491,284		5,503	261,109	
西部総合事務所県民福祉局	1,458	1,656	△ 198				1,458	
西部総合事務所環境建築局	46,329	44,519	1,810	5,943		1,663	38,723	
合計	12,146,772	8,714,384	3,432,388	5,540,944	(432,700) 706,000	917,663	4,982,165	5,414,865

説明

(主な事業)

- ・(新)鳥取県星空保全条例制定5周年記念事業
- ・(新)鳥取スタイル太陽光発電導入推進事業
- ・(新)県有施設脱炭素化事業(LED改修)
- ・再エネ100宣言RE Action推進事業
- ・島根原子力発電所に係る環境放射能等モニタリング事業
- ・(新)プラスチック資源循環のためのライフスタイル変革促進事業
- ・(新)もったいない！食べ残しゼロ事業
- ・(新)日本遺産「三徳山・三朝温泉」磨き上げ事業
- ・国立公園満喫プロジェクト等推進事業
- ・山陰海岸ユネスコ世界ジオパーク創生事業費
- ・徹底した感染拡大予防対策による安心創出事業
- ・(新)飲食店巡回体制等継続強化事業
- ・新型コロナウイルス感染症対策事業(宿泊療養運営等事業)
- ・身近な消費生活相談窓口機能強化事業
- ・とっとり発ユニバーサルデザイン施設普及促進事業
- ・(新)盛土等に係る斜面の安全確保推進事業
- ・とっとり健康省エネ住宅普及促進事業
- ・(新)カーボンニュートラルに向けた中規模建築物木造化推進事業
- ・とっとり住まいる支援事業
- ・上・下水道広域化・共同化計画調整事業

(注) 起債欄の上段〈 〉書きは交付税措置額を除いた金額である。  
備考欄の県負担額は起債欄の〈 〉書きの金額と一般財源の金額を加算したものである。

令和4年度一般会計当初予算説明資料

環境立県推進課（内線：7439）  
（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
職員人件費	1,985,875	1,976,073	9,802	21,520		(使用料) 23,640 (手数料) 64,801 (受託事業収入) 16,687 (雑入) 48,994	1,810,233	

事業内容の説明

生活環境部一般職員 260（定数外 11 含む）名及び会計年度任用職員 62 名分の人件費である。

（単位：千円）

区分			本年度		財源内訳			
款名	項名	目名	職員数		予算額	国庫支出金	その他	一般財源
			一般職員	会計年度任用職員				
02 総務費	02 企画費	01 企画総務費	4	4	39,264		(手数料) 790 (雑入) 14	38,460
03 民生費	01 社会福祉費	07 消費者支援対策費	5	2	40,571		(雑入) 14	40,557
04 衛生費	01 公衆衛生費	01 公衆衛生総務費	27	7	208,858	7,846	(受託事業収入) 16,687 (雑入) 43	184,282
	02 環境衛生費	01 環境衛生総務費	109	28	837,674	6,858	(手数料) 55,392 (雑入) 48,778	726,646
	03 保健所費	01 保健所費	50	7	366,235		(雑入) 44	366,191
07 商工費	02 工鉱業費	01 工鉱業総務費	3		20,826			20,826
08 土木費	01 土木管理費	01 土木総務費	5		34,710			34,710
	05 都市計画費	01 都市計画総務費	3		20,826	1,127		19,699
		03 公園費		1		6,942		
	06 住宅費	01 住宅管理費	53	14	409,969	5,689	(使用料) 23,640 (手数料) 8,619 (雑入) 101	371,920
計			260	62	1,985,875	21,520	154,122	1,810,233

## 令和4年度一般会計当初予算説明資料

### 4款 衛生費

#### 2項 環境衛生費

環境立県推進課（内線：7409）

#### 4目 環境保全費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新) 鳥取県星空保全条例制定5周年記念事業	7,095	0	7,095				7,095	
トータルコスト	11,038千円（前年度0千円） [正職員：0.5人]							
主な業務内容	各種イベント実施関係者との調整、準備及び運営、委託等契約事務							
工程表の政策内容	星空環境を保全・活用する取組の拡大							

#### 事業内容の説明

##### 1 事業の目的・概要

本県の美しい星空環境を財産として保全し、次世代へ引き継ぐことを目的とした鳥取県星空保全条例制定5周年を迎えるに当たり、更なる星空環境保全に係る普及啓発や地域活性化に向けた取組を推進する。

##### 2 主な事業内容

（単位：千円）

区 分	内 容	予算額
星空保全条例制定5周年記念イベント	鳥取県星空保全条例制定5周年を記念したトークイベントや展示等を通じて星取県推進に係る取組を広く県民に発信し、星空環境保全及び星空を活用した地域振興を推進する。	6,195
宇宙飛行士によるオンライン授業	県内星空保全地域の小学生（高学年）を対象とした宇宙飛行士によるオンライン授業を実施し(※)、宇宙、地球、星空環境への関心を喚起し、理解を深めてもらい、環境保全への意識を醸成する。	900
合 計		7,095

※宇宙飛行士による事業実施可否は、JAXA 内で所定の審査を経た上で、令和4年5月末までに一次回答が通知される予定。最終回答は、講演実施予定日の2カ月前を目途に通知される。

##### 3 事業目標・取組状況・改善点

###### 【事業目標】

条例制定5周年という節目を迎えるに当たり、星取県として星空環境の保全活動や地域活性化に向けた取組を推進・強化する契機とし、星取県が名実ともに定着することを目指す。

###### 【取組状況・改善点】

- ・本県の美しい星空環境を光害から守るために必要な規制を行うとともに、県民等及び事業者の光害への理解を深め、星空環境を県民の財産として保全することを目指して、平成29年12月に都道府県では初となる鳥取県星空保全条例を制定し、平成30年4月1日に施行した。
- ・県内で特に優れた星空環境を有し、その環境を保全する必要がある地域を星空保全地域に指定しており、鳥取市佐治町、倉吉市関金町、日野郡日南町、日野町、八頭郡若桜町の5地域が指定されている。（令和4年2月現在）
- ・条例制定以降、美しい星空をコンテンツとした観光及びイベントメニューの造成や実施が活発となっているほか、星取県関連商品の開発、県内企業の宇宙産業への参入等、各分野で成果が見え始めている。

令和4年度一般会計当初予算説明資料

4款 衛生費

2項 環境衛生費

環境立県推進課（内線：7409）

4目 環境保全費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
鳥取県の美しい星空が見える環境の保全と活用事業	24,856	24,595	261				24,856	
トータルコスト	48,514千円（前年度48,358千円） [正職員：3人]							
主な業務内容	関係機関・者との各種調整、会議・イベント等準備・運営、補助金交付事務							
工程表の政策内容	星空環境を保全・活用する取組の拡大							
事業内容の説明								
<b>1 事業の目的・概要</b>								
鳥取県星空保全条例（平成30年4月1日施行）の推進に向け、星空の普及啓発や星空保全地域の取組支援、光害防止等に必要の事業を実施する。								
<b>2 主な事業内容</b> <span style="float:right;">（単位：千円）</span>								
区 分	内 容							予算額
普及啓発	○移動プラネタリウムや「電視観望（※1）」等による星空観察イベントを県内各地で実施する。 ○大学、高校の天文サークル等の若者グループと連携し、星空の普及啓発等を行う。また、参画グループの能力向上・普及啓発等の取組を支援する。 [補助率] 10/10 [補助上限] 100千円 ○星取県の推進に顕著な功績のあった個人・団体の表彰を行う。							460
星空保全地域の振興	○星空保全地域において市町村や団体等が実施する星空を活用した地域振興事業を支援する。 ・市町村 [補助率] 1/2 [補助上限] 2,000千円 ・団体等 [補助率] 10/10 [補助上限] 500千円							5,000
光害対策の推進	○星空保全地域内の屋外照明等の改修を支援する。 ・屋外照明器具 [補助率] 1/2 [補助上限] 130千円/基 ・建築物や看板を照射する照明器具 [補助率] 1/2 [補助上限] 200千円/式 ○【拡充】市町村や自治会による光害対策型LED防犯灯の設置を支援する。 [補助率] 市町村負担の1/4 ※H30年度（補助制度開始）以前に整備されたLED防犯灯から光害対策型LED防犯灯に切り替える場合は新設とみなし、補助対象とする。							18,416
人材育成	○本県の美しい星空を地域の各種イベント等で案内できる人材育成を目的に「星空案内人資格（※2）」取得に向けた講座を実施する。							980
合 計							24,856	

※1 電視観望…星空や星雲・星団等をリアルタイムでディスプレイに映し出す天体観測方法。望遠鏡等を介した接触の機会を減らせるほか、肉眼よりも鮮明に星空を視認できるのが特徴。

※2 星空案内人資格…星空案内人資格認定講座運営機構（事務局：山形大学内）が運営、提供する講座を受講し、一定の認定基準を満たすと資格取得できる。

**3 事業目標・取組状況・改善点**

【事業目標】

星空保全地域の振興・拡大及び人材育成を通じて星空環境への関心層の拡大を図り、星取県を推進する。

【取組状況・改善点】

- ・星空保全地域（県内で特に優れた星空環境を有し、その環境を保全する必要がある地域）の指定件数が、令和3年度末で5地域であり、新たな指定に向けて調整を進めている。
- ・移動プラネタリウム等の機材を活用し、各種イベントを通じて啓発活動を行う計画であったが、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止を余儀なくされた。今後は感染状況を注視しながら、積極的に活用を推進していく。
- ・令和3年度からスタートした星空案内人資格取得認定講座は第1期生12名が受講し、このうち10名が星空案内人（準案内人）資格を取得した。今後も人材育成に取り組み、本県初の星空案内人資格者輩出等を通じて美しい星空の普及啓発体制の強化に努める。

## 令和4年度一般会計当初予算説明資料

4款 衛生費

2項 環境衛生費

環境立県推進課（内線：7876）

4目 環境保全費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
環境保全行政費	2,886	2,941	△55				2,886	
トータルコスト	17,869千円（前年度 17,991千円）〔正職員：1.9人〕							
主な業務内容	審議会等の運営、鳥取県環境白書の発行、環境衛生担当職員の研修、環境先進県を目指す鳥取県の取組についての情報発信							
工程表の政策内容	とっとり環境イニシアティブの推進、環境影響評価の適切かつ円滑な運用と環境分野における国内外との交流							

事業内容の説明

**1 事業の目的・概要**

環境の保全及び快適な環境の創造を目指し、令和新時代とっとりイニシアティブプランの進捗管理、鳥取県環境審議会等の運営及び鳥取県の環境に関する情報発信等を実施する。

**2 主な事業内容**

(1) 鳥取県環境審議会等の運営（2,886千円）

区 分	内 容
鳥取県環境審議会	鳥取県環境の保全及び創造に関する基本条例の規定に基づき、知事の諮問に応じ、環境の保全及び創造に関する重要事項の調査・審議を行う。
鳥取県環境影響評価審査会	鳥取県環境影響評価条例の規定に基づき、環境影響評価図書等に対する知事の意見及び技術指針の策定・改定等に関する調査・審議を行う。
鳥取県公害審査会	公害紛争処理法の規定に基づき、公害調停等を実施する。
とっとり環境イニシアティブ県民会議	環境実践に係る取組の県民運動的な展開策について、県内各界と意見交換を行う。

(2) その他

- ・ 令和新時代とっとりイニシアティブプランの進捗管理
- ・ 鳥取県環境白書の発行
- ・ 環境衛生担当職員の研修実施 等



令和4年度一般会計当初予算説明資料

4款 衛生費

2項 環境衛生費

環境立県推進課（内線：7206）

4目 環境保全費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
環境汚染等総合対策事業	53,401	51,671	1,730	3,743			49,658	
トータルコスト	134,923千円（前年度 126,128千円）〔正職員：9.4人、会計年度任用職員：2.6人〕							
主な業務内容	各種環境調査（大気汚染、騒音等）、届出事務、立入検査 等							
工程表の政策内容	—							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

大気汚染や化学物質（ダイオキシン類等）による環境汚染の状況を把握し、県民等への情報提供を行うとともに、工場や事業場等への監視・指導等を実施し、清浄な環境の保全に努める。

2 主な事業内容

（単位：千円）

区 分	内 容	予算額
大気汚染防止対策事業	○県内測定局で微小粒子状物質（PM2.5）等による大気汚染の状況を常時監視する。 ・測定機器更新(6,823千円) ・測定機器リース(5,109千円)（令和3～13年度債務負担行為設定済） ○工場等に対し定期的に立入検査を実施し、排出されるばい煙等の調査測定・指導を行う。	27,425
環境汚染化学物質対策事業	○県内の各調査地点における環境（大気、水、土壌）中のダイオキシン類濃度を測定するとともに、施設への立入検査を行う。 ○環境中の化学物質の残留状況を把握するため、生物中に含まれる化学物質の調査を行う。	18,364
石綿飛散防止対策事業	○石綿飛散による健康被害を防止するため、解体工事現場等への立入検査・指導等を行う。 ○県内測定局等で大気中の石綿粉じん濃度の測定を行う。	865
環境状況調査	○県内の環境状況を把握するため、各種調査（騒音・振動・悪臭調査・酸性雨調査、ウラン残土たい積場環境調査）を実施する。	6,747
合 計		53,401

## 令和4年度一般会計当初予算説明資料

4款 衛生費

2項 環境衛生費

環境立県推進課（内線：7439）

4目 環境保全費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
環境立県推進課管理運営費	10,039	9,936	103				10,039	
トータルコスト	16,348千円（前年度16,273千円）[正職員：0.8人]							
主な業務内容	連絡調整等							
工程表の政策内容	—							
事業内容の説明  環境立県推進課内の連絡調整・事業実施に要する経費である。								
生活環境部管理運営費	15,833	13,333	2,500				15,833	
トータルコスト	22,620千円（前年度20,126千円）[正職員：0.5人、会計年度任用職員：1人]							
主な業務内容	連絡調整・管理運営、予算・決算、人事・組織							
工程表の政策内容	—							
事業内容の説明  生活環境部内の連絡調整・事業実施に要する経費である。								

# 令和4年度一般会計当初予算説明資料

## 4 款 衛生費

### 2 項 環境衛生費

脱炭素社会推進課（内線：7879）

#### 4 目 環境保全費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新)鳥取スタイル太陽光発電導入推進事業	222,144	0	222,144	203,572			18,572	
トータルコスト	227,664千円（前年度0千円） [正職員：0.7人]							
主な業務内容	補助金・委託業務等							
工程表の政策内容	自然・環境・暮らしに調和した、家庭や企業・団体など地域が主体となった安心・安全な再生可能エネルギーの導入推進							

事業内容の説明 【「地域脱炭素移行・再エネ推進交付金」充当事業】

### 1 事業の目的・概要

電力消費者の初期費用が不要となる自家消費型の屋根貸し太陽光発電（PPA）を促進するため、県内の地域新電力、発電事業者、点検事業者、金融機関と連携して「鳥取スタイル PPA」を推進する。

### 2 主な事業内容

（単位：千円）

区 分	内 容	予算額
県有施設への太陽光発電導入と鳥取スタイル PPA 実証	県有施設の屋根に太陽光発電設備を導入し、鳥取スタイル PPA の実証を行う。	170,000
県有施設・県有地での太陽光発電設備導入可能性調査	発電量の全量自家消費が可能な県有施設の選定及び収支シミュレーションの調査を委託する。（知事部局主要施設及び県警察施設）	4,000
県有施設の太陽光発電設備点検	県営住宅に設置している太陽光発電設備の点検及び県民への点検の重要性の情報発信を委託する。	1,144
鳥取スタイル PPA ・VPP※ <sup>1</sup> 推進支援	鳥取スタイル PPA の家庭への導入を加速させるため、発電事業者等が行う計量・通信機器などの整備を支援する。	26,000
鳥取スタイル PPA 導入推進（卒 FIT※ <sup>2</sup> 家庭への導入推進）	住宅の太陽光発電設備の無料診断を支援するとともに、卒 FIT 家庭の PPA 導入に関して、発電事業者等の初期投資費用の低減などの課題解決に向けた検討を委託する。	6,000
鳥取スタイル PPA 理解促進	県民の理解促進を図るため、鳥取スタイル PPA の普及啓発や太陽光発電設備導入に関する番組制作・放映などを委託する。	15,000
合 計		222,144

※1 VPP（バーチャルパワープラント・仮想発電所）：工場や家庭などが有する発電設備を、IoT（様々な物をインターネットにつなげる技術）を活用して遠隔・統合制御することで、発電した再エネ電力を有効活用する仕組み。

※2 FIT（再生可能エネルギーの固定価格買取制度）：再生可能エネルギーで発電された電気を、国が定める価格で一定期間電気事業者が買い取ることを義務付ける制度。

### 3 事業目標・取組状況・改善点

#### 【事業目標】

2050年の脱炭素社会の実現に向けて、令和新時代とっとり環境イニシアティブプランで目標とする県内需要電力における再生可能エネルギー割合 60%を目指し、太陽光発電の固定価格買取制度に代わる導入促進策として PPA の推進に取り組む。

#### 【取組状況・改善点】

- ・家庭と事業所への太陽光導入推進について、県内発電事業者・地域新電力と意見交換を行った。また、県有施設の太陽光発電設備導入可能性調査は令和3年度9月補正予算で対応を始めた。
- ・令和4年度は、PPA を積極的に推進するため、県有施設や戸建住宅への導入、モデルタウンの創出（県営住宅団地）など、官民連携して「鳥取スタイル PPA」の普及に取り組む。

令和4年度一般会計当初予算説明資料

4款 衛生費

2項 環境衛生費

脱炭素社会推進課（内線：7875）

4目 環境保全費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新) 県有施設脱炭素化事業 (LED改修)	452,275	0	452,275		<203,500> 407,000		45,275	県費負担 248,775
トータルコスト	463,005千円（前年度0千円）〔正職員：1人、会計年度任用職員：1人〕							
主な業務内容	鳥取県県有施設中長期保全計画に沿った営繕工事の実施							
工程表の政策内容	県有施設、市町村等の公共施設において、高断熱化等による省エネ化や再生可能エネルギーの導入を進め、建築物の省エネルギー化・ゼロエネルギー化を推進する。							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

2050年の脱炭素社会の実現に向けて、県有施設（知事部局主要施設）を将来的にZEB（※）化することを目指し、既存施設にLED照明を導入する。

※ZEB（Net Zero Energy Building／ゼブ）：快適な室内環境を保ちながら、高断熱化・日射遮蔽、自然エネルギー利用、高効率設備により、できる限りの省エネルギーに努め、太陽光発電等によりエネルギーを創ることで、年間で消費する建築物のエネルギー量が大幅に削減されている建築物。

2 主な事業内容

知事部局主要施設の誘導灯・執務室・共用部にLED照明を導入する。（令和4年度計画：16施設）

3 事業目標・取組状況・改善点

【事業目標】

『鳥取県県有施設中長期保全計画（知事部局主要施設）（平成29年2月策定）』の対象69施設におけるLED照明の導入割合：100%（2030年度）

【取組状況・改善点】

『政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める計画（令和3年10月22日閣議決定）』において、国は2030年度までに既存設備を含めた政府全体のLED照明の導入割合を100%とする目標を掲げている。

また、本県においても、令和3年度まで『環境にやさしい県庁率先行動計画』に基づき照明器具のLED化を図ってきた。

<県有施設（建物）LED照明の導入状況>

施設区分	執務室	会議室	廊下・通路	ホール	トイレ	全体
事務所	27%	37%	35%	46%	17%	30%
集客施設	23%	20%	34%	44%	16%	25%
体育施設	23%	39%	45%	48%	27%	33%
児童福祉施設	7%	3%	0%	17%	3%	5%
試験研究施設	22%	5%	36%	50%	24%	16%

※知事部局のみ。令和2年3月末現在（令和2年12月営繕課推計値）。

（注）起債額の上段<>書きは交付税措置額を除いた金額である。

備考欄の県費負担額は起債欄の<>書きの金額と一般財源の金額を加算したものである。

令和4年度一般会計当初予算説明資料

4款 衛生費

2項 環境衛生費

4目 環境保全費

脱炭素社会推進課（内線：7879）

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
地域資源活用エネルギー導入推進事業	(債務負担行為) 25,000 60,612	(債務負担行為) 27,000 54,788	(債務負担行為) △2,000 5,824				(債務負担行為) 25,000 60,612	
トータルコスト	74,018千円（前年度 68,254千円） [正職員：1.7人]							
主な業務内容	補助金業務、市町村との調整 等							
工程表の政策内容	自然・環境・暮らしに調和した、家庭や企業・団体など地域が主体となった安心・安全な再生可能エネルギーの導入推進							
事業内容の説明								
<b>1 事業の目的・概要</b>								
小水力発電等の地域資源を活用したエネルギーの地産地消によるゼロカーボンや地域内経済循環等を達成していくために、地域団体、NPO法人、市町村、エネルギー事業者等の取組を支援し、本県における再生可能エネルギーの導入を促進する。（家庭の省エネ・再エネ快適生活促進事業を一部統合）								
<b>2 主な事業内容</b> (単位：千円)								
区分	内容						予算額	
(1) 支援事業								
体制づくり・啓発支援	地域資源を活用した再生可能エネルギーの導入に係る体制づくり・啓発の取組を支援する。 [補助率] 10/10 [補助上限] 300千円 [事業主体] 地域団体、NPO法人						900	
	とっとり次世代エネルギーパークの見学者の受入れに必要な展示物やガイドンスコーナー等の導入を支援する。 [補助率] 1/2 [補助上限] 300千円 [事業主体] エネルギーパークの施設管理者						300	
計画策定支援	地域資源を活用した再生可能エネルギーの導入に係る可能性調査、計画の策定・検証、協議会の開催を支援する。 [補助率] 1/2 又は 2/3 (※1) [補助上限] 3,000千円 [事業主体] 市町村、地域団体、NPO法人、再エネ事業者 [補助事業期間] 最長2年 [債務負担行為] 6,000千円 (令和5年度)						12,000	
事業化支援	地域資源を活用した発電、熱供給施設整備・体制整備等を支援する。 [補助率] 1/2 又は 2/3 (※1) [補助上限] 10,000千円 (但しFIT(※2) 価格算定対象費用(※3)を除く) [事業主体] 地域団体、NPO法人、再エネ事業者 [補助事業期間] 最長3年 [債務負担行為] 15,000千円 (令和5～6年度)						15,000	
小規模発電設備等導入支援	太陽光発電(10kW未満)、定置用蓄電池等の家庭用小規模設備等を導入する住民に対して補助を行う市町村を支援する。 [補助率] 市町村補助額の1/2 [実施主体] 市町村 [補助事業期間] 最長2年 [債務負担行為] 4,000千円 (令和5年度)						32,229	
(2) 推進体制づくり								
【新規】小水力発電の導入推進	県内企業や地域新電力、市町村等の関係団体で構成する検討会又は協議会を立ち上げ、小水力発電の導入に係る効果的な方法を検討する。						183	
合計							60,612	
※1 補助率が2/3となる場合：計画策定を支援するなど市町村による積極的な関与があると特に認める場合 ※2 FIT(再生可能エネルギーの固定価格買取制度)：再生可能エネルギーで発電された電気を、国が定める価格で一定期間電気事業者が買い取ることを義務付ける制度。 ※3 FIT価格算定対象費用例：FIT認定を受けた設備の設置費、本体費、撤去費、1km以下の電源線費用 等								
<b>3 事業目標・取組状況・改善点</b>								
<b>【事業目標】</b>								
県内の電力自給率60%(令和12年度)達成に向けて、地域が主体となった自家消費・地域内消費も含めた再生可能エネルギー発電や熱供給の取組を支援していく。								
<b>【取組状況・改善点】</b>								
地域における再生可能エネルギーの導入を促進するため、補助対象経費の拡充、補助率・補助上限額の引き上げを含む事業の組替を行う。								

# 令和4年度一般会計当初予算説明資料

## 4款 衛生費

### 2項 環境衛生費

脱炭素社会推進課（内線：7895）

#### 4目 環境保全費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
再エネ100宣言RE Action推進事業	14,700	9,374	5,326	10,200			4,500	
トータルコスト	18,643千円（前年度 13,335千円） [正職員：0.5人]							
主な業務内容	普及啓発、補助金業務 等							
工程表の政策内容	自然・環境・暮らしに調和した、家庭や企業・団体など地域が主体となった安心・安全な再生可能エネルギーの導入推進							
【「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」及び「地方創生推進交付金」充当事業】								
事業内容の説明								
<b>1 事業の目的・概要</b>								
2050年の脱炭素社会の実現に向けて、県内企業等が率先的に環境配慮経営を行っていく社会環境を構築するため、再エネ100宣言RE Action(※)参加企業が行う使用電力の再生可能エネルギー100%転換を目指す取組やEV商用車（電気自動車）等導入の取組に対して支援を行う。								
※日本の中小企業などが、2050年までに使用電力を100%再生可能エネルギーに転換する目標を表明し行動していく枠組み（国内イニシアティブ）。世界的な大企業を中心に加盟する国際イニシアティブ「RE100」の国内中小企業版的な位置づけ。鳥取県は2019年12月に都道府県では初となるアンバサダー（応援者）に就任。								
<b>2 主な事業内容</b> <span style="float:right;">（単位：千円）</span>								
区 分	内 容							予算額
【拡充】省エネ対応設備導入支援事業	RE Action参加企業又は参加意向のある企業に対し、省エネ診断に基づく省エネ性能の高い設備への更新等に要する経費を支援する。 [補助件数] 3件 [補助率] 1/3 [補助上限] 1,000千円							3,000
【拡充】太陽光発電設備導入支援事業	RE Action参加企業又は参加意向のある企業に対し、自家消費用の太陽光発電設備を導入する経費を支援する。 [補助件数] 3件 [補助率] 1/5 [補助上限] 2,000千円							6,000
【新規】EV商用車、充電設備導入支援事業	RE Action参加企業又は参加意向のある企業に対し、商用車としてのEV、充電設備を導入する費用を支援する。 ・EV商用車 [補助件数] 3件 [補助額] 定額（200千円/台） [補助上限台数] 5台 ・充電設備 [補助件数] 3件 [補助率] 10/10（上限：充電用コンセント 30千円/基、充電用コンセントスタンド 60千円/基、普通充電設備 180千円/基、V2H充放電設備※ 375千円/基） [補助上限基数] 同補助金を活用して導入する電気自動車の台数以内の基数							5,700
省エネ推進支援事業	中小企業が安価に省エネ診断を受診できる資源エネルギー庁「中小企業等に対するエネルギー利用最適化推進事業」の活用推奨を行う。							(標準事務費)
その他	市町村や商工団体等と連携し、環境配慮経営の取組手法等を情報発信する。							
合 計								14,700

※V2H 充放電設備：EVへの充電及びEVから施設へ放電（給電）する装置

### 3 事業目標・取組状況・改善点

#### 【事業目標】

県内の再エネ100宣言RE Action参加企業25社（令和4年度末）

#### 【取組状況・改善点】

- ・企業訪問や企業等向けセミナーを開催し、脱炭素経営の必要性、メリットを説明するとともに、RE Actionへの積極的な参加を呼びかけ、RE Action参加企業は令和2年度末の3社から14社（令和4年1月現在）に増加し、環境配慮経営に取り組む企業が拡大した。
- ・本県のRE Action参加社・団体数は全国4位（令和4年1月6日現在）となり、企業数当たりの参加社・団体数は全国1位となっている。
- ・企業の脱炭素経営の一層の取組を推進するため、EV商用車及び充電設備の導入経費の支援を新設する。

## 令和4年度一般会計当初予算説明資料

### 4款 衛生費

#### 2項 環境衛生費

脱炭素社会推進課（内線：7875）

#### 4目 環境保全費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
次世代自動車普及促進事業	2,405	8,566	△6,161	2,405				
トータルコスト	7,925千円（前年度 14,111千円）[正職員：0.7人]							
主な業務内容	委託業務 等							
工程表の政策内容	環境と調和した持続可能なライフスタイル・価値観の普及や環境教育の充実等による県民主体の環境活動の拡大							

事業内容の説明 【「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」充当事業】

#### 1 事業の目的・概要

環境性能が高く、蓄電池としての機能など防災面での有用性を持つ次世代自動車（EV、FCV）を公用車として継続リースするとともに、令和3年度に更新した県庁舎のEV急速充電器の運営委託を行う。

※EV：電気自動車 FCV：燃料電池自動車

#### 2 主な事業内容

（単位：千円）

区分	内容	予算額
公用車EV・FCV運用事業	EV・FCVの活用による交通手段のCO2削減を広く啓発するとともに、災害等の非常時における電力供給源として活用するため、蓄電能力に優れたEV・FCVを公用車としてリースする。 （令和4～8年度債務負担行為設定済）	1,415
県庁舎EV急速充電器運営委託事業	EV・PHVの普及促進及び利用者に対する利便性を確保するため県庁舎3箇所のEV急速充電器の保守管理・運営を民間事業者へ委託する。（令和4～11年度債務負担行為設定済） ※PHV：プラグインハイブリッド車	990
合計		2,405

#### 3 事業目標・取組状況・改善点

##### 【事業目標】

水素エネルギー啓発事業と関連させながら、環境面及び内燃機関車にはない防災面での有用性を周知し、次世代自動車の普及促進を図る。

##### 【取組状況・改善点】

- ・本県における次世代自動車の普及台数は、毎年100台程度増加しており、令和4年1月時点で1,449台（EV:692台、PHV:755台、FCV:2台）となっている。
- ・令和3年度に、県庁舎3箇所（県庁第二庁舎、中部総合事務所、西部総合事務所）のEV急速充電器を更新し、有料化した。

# 令和4年度一般会計当初予算説明資料

## 4款 衛生費

### 2項 環境衛生費

脱炭素社会推進課（内線：7205）

### 4目 環境保全費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
ゼロカーボン普及促進事業	8,082	7,854	228	1,082		(基金繰入金) 7,000		
トータルコスト	11,236千円（前年度 9,438千円） [正職員：0.4人]							
主な業務内容	普及啓発、補助金・委託業務 等							
工程表の政策内容	環境と調和した持続可能なライフスタイル・価値観の普及や環境教育の充実等による県民主体の環境活動の拡大							

【「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」及び「鳥取県地域環境保全基金」充当事業】

#### 事業内容の説明

#### 1 事業の目的・概要

本県の温室効果ガス排出量の約3割を占める家庭への働きかけを強化し、脱炭素に向けた全県的な機運醸成に取り組み、家庭における温室効果ガス排出削減に向けた実践的な取組の充実を図る。  
（家庭の省エネ・再エネ快適生活促進事業の一部及びCO2を減らして未来を守る県民運動推進事業を統合）

#### 2 主な事業内容

（単位：千円）

区分	内容	予算額
【拡充】ゼロカーボン普及啓発事業	市町村及び民間団体が住民に向けて行う意識改革に繋がるような先進的な取組、ワークショップ、セミナー、普及啓発イベント等の取組を支援する。 [事業主体] ゼロカーボン宣言を表明した市町村、民間団体等 [補助率] 1/2 [補助限度額] 1,000千円	5,000
「とっとりゼロカーボン・チャレンジ」啓発キャラバン	ゼロカーボンについて、県民の理解を広げるための普及啓発キャラバンを実施し、脱炭素化に向けた機運醸成を図る。 [内容] 集客イベント等へのブース出展、WEBやSNSを活用した広報やキャンペーン、若者自らが企画・立案・実践するためのプラットフォームの構築	2,000
【新規】2050年ゼロカーボンロゴマーク制作	「2050年ゼロカーボン」の必要性や取組等の周知を図るためにロゴマークやコピーを公募、制作する。	1,082
合 計		8,082

#### 3 事業目標・取組状況・改善点

##### 【事業目標】

イベント等の場で、県民とのコミュニケーションを図りCO2削減を働きかける。  
啓発キャラバンや地域イベント等に関わった人数：500人/年

##### 【取組状況・改善点】

市町村の取組に加え、民間団体が行う省エネ意識の定着等に向けた取組を支援するとともに、WEBやSNSを活用するなど情報発信の充実に取り組み、県民一人ひとりの脱炭素ライフスタイルの転換に向けた機運醸成を図る。



## 令和4年度一般会計当初予算説明資料

### 4 款 衛生費

#### 2 項 環境衛生費

脱炭素社会推進課（内線：7205）

#### 4 目 環境保全費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
環境教育・実践推進事業	25,021	28,846	△3,825	1,809		(寄附金) 1,000 (基金繰入金) 21,773 (財産収入) 294 23,067	145	
トータルコスト	43,159 千円（前年度 50,233 千円） [正職員：2.3人]							
主な業務内容	普及啓発、団体等との調整、補助金・委託業務 等							
工程表の政策内容	環境と調和した持続可能なライフスタイル・価値観の普及や環境教育の充実等による県民主体の環境活動の拡大							

【「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」及び「鳥取県地域環境保全基金」充当事業】

事業内容の説明

#### 1 事業の目的・概要

温室効果ガス削減行動や気候変動に対する適応行動を推進するため、県民の環境への関心を高め、行動につなげるための環境教育、普及啓発、団体等の活動支援等に取り組む。（地域エネルギー社会構築支援事業を統合）

#### 2 主な事業内容

（単位：千円）

区 分	内 容	予算額
「鳥取県地球温暖化防止活動推進センター」運營業務委託	地球温暖化防止の普及啓発等や環境教育に関する業務を「鳥取県地球温暖化防止活動推進センター」に委託する。 ・地球温暖化防止の普及啓発を行う人材(推進員)の育成 ※鳥取県地球温暖化防止活動推進センター：地球温暖化防止の普及啓発等を行うため、地球温暖化対策推進法に基づき知事が指定した機関	8,089
普及啓発業務委託	環境保全・創造に関する普及啓発の業務を民間企業等に委託する。 ・廃物を利用した「エコ工作」、環境に関する記事をまとめる「エコスクープ」の小学生向け「エコアイデアコンテスト」の実施 ・学校や保育所等と連携した小学生・幼児向け環境教育 ・次世代エネルギーパークの施設を拠点とした、再生可能エネルギーや地球環境をテーマとした体験型講座の開催 等	12,143
環境保全・創造活動の支援	団体や地域による環境保全・創造活動を支援する。 ・他の模範となる環境保全・創造活動の支援 [補助率] 10/10 [補助上限] 100 千円 ・こどもエコクラブ活動の支援 [補助率] 市町村補助額の 1/2 [補助上限] 700 円/人 ・環境教育・学習アドバイザーの派遣	2,905
その他	県有施設の TEAS II 種審査委託、会議・研修会開催等の経費	1,884
合 計		25,021

#### 3 事業目標・取組状況・改善点

##### 【事業目標】

様々な主体が連携・協働して環境教育・学習を促進し、環境問題解決に向けて自ら考え行動する人材の育成を図る。

##### 【取組状況・改善点】

- ・ COP26（国連気候変動枠組条約第 26 回締約国会議）における脱炭素の必要性の明確化をはじめ、国の 2030 年度温室効果ガス削減目標の大幅な引上げ等を踏まえ、本県においても、2050 年カーボンニュートラルを実現するため、更なる温室効果ガス排出削減に向けて取り組む。
- ・ 2050 年の脱炭素社会の実現には、県民一人ひとりの脱炭素ライフスタイルへの転換が不可欠であることから、個々人が配慮すべき行動目標やその取組事例を WEB 発信するなど、ライフステージに応じて広く紹介する。

## 令和4年度一般会計当初予算説明資料

### 4款 衛生費

#### 2項 環境衛生費

脱炭素社会推進課（内線：7879）

#### 4目 環境保全費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
日本海沖メタンハイドレート調査促進事業	7,496	7,652	△156				7,496	
トータルコスト	15,382千円（前年度 17,949千円） [正職員：1人]							
主な業務内容	研究会の開催 等							
工程表の政策内容	—							

#### 事業内容の説明

##### 1 事業の目的・概要

メタンハイドレートに関する環境基礎調査の実施、研究開発支援や研究会の開催により機運の醸成を図る。

##### 2 主な事業内容

（単位：千円）

区 分	内 容	予算額
メタンハイドレートの基礎調査	基礎調査、ワークショップ、研究会の開催等	1,466
鳥取大学への奨学寄附（技術開発促進・調査研究）	鳥取大学への奨学寄附により、メタンハイドレート関連の研究開発等を行う。（債務負担行為設定済）	5,930
その他	海洋エネルギー資源開発日本海連合負担金	100
合 計		7,496

##### 3 事業目標・取組状況・改善点

###### 【事業目標】

メタンハイドレートに関する環境基礎調査の実施、研究開発支援や研究会の開催により開発機運の醸成を図る。

###### 【取組状況・改善点】

- ・国は、第3期海洋エネルギー・鉱物資源開発計画（平成31年2月15日改定）において、日本海沖の表層型メタンハイドレートについて、将来の商業生産を可能とするための技術開発を進め、令和5年度から9年度までの間に民間企業が主導する商業化に向けたプロジェクトが開始されることを目指すとした。
- ・また、国は、同開発計画において表層型メタンハイドレートの回収技術に関する調査研究や海洋産出試験を行うこととしていることから、鳥取県沖で国の調査が行われるよう、資源賦存の優位性を示しながら国に要望していく。
- ・県は、国の事業実施状況も踏まえながら、鳥取大学や県内企業と連携して研究開発支援、県民の理解促進や機運醸成を行う。

## 令和4年度一般会計当初予算説明資料

### 4 款 衛生費

#### 2 項 環境衛生費

脱炭素社会推進課（内線：7205）

#### 4 目 環境保全費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
水素エネルギー啓発事業	7,289	4,396	2,893	6,289		(基金繰入金) 1,000		
トータルコスト	16,752 千円（前年度 15,485 千円） [正職員：1.2 人]							
主な業務内容	協議会運営業務、委託業務 等							
工程表の政策内容	環境と調和した持続可能なライフスタイル・価値観の普及や環境教育の充実等による県民主体の環境活動の拡大							
【「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」及び「鳥取県地域環境保全基金」充当事業】								
事業内容の説明								
<b>1 事業の目的・概要</b>								
2050 年の脱炭素社会の実現に向けた取組として、再生可能エネルギーの一層の推進に資する水素エネルギーに対する県民理解の促進を進める。（水素エネルギー推進事業から名称変更）								
<b>2 主な事業内容</b>								
（単位：千円）								
区 分	内 容							予算額
水素エネルギー実証（環境教育）拠点整備プロジェクト	子どもから大人まで水素エネルギーを学習できる施設「鳥取すいそ学びうむ」において、スマート水素ステーションのメンテナンス（3 年毎）を含む管理運営を行う。（負担金） [事業主体] 鳥取県水素エネルギー推進協議会 (構成団体：鳥取ガス(株)、積水ハウス(株)、(株)とっとり市民電力、(株)アクシス、(株)ホンダカーズ鳥取、公立鳥取環境大学、鳥取市、鳥取県)							6,289
水素エネルギー体験教室	「鳥取すいそ学びうむ」における展示物の整備など、水素エネルギーに対する県民理解促進に向けたツールの作成に取り組む。							1,000
合 計							7,289	
<b>3 事業目標・取組状況・改善点</b>								
<b>【事業目標】</b>								
「鳥取すいそ学びうむ」を拠点として、子どもたちの環境教育の推進や幅広い普及啓発等に取り組む。								
<b>【取組状況・改善点】</b>								
<ul style="list-style-type: none"> <li>・水素エネルギーの幅広い普及に向けては、未だコストや技術面における課題が多く、現在国主導で様々な研究開発や技術実証等が進められている段階にある。</li> <li>・本県では平成 29 年 9 月に開設した学習施設「鳥取すいそ学びうむ」を活用し、将来的な普及を見据えて水素エネルギーの特性やその活用に関する理解を広げる取組を行っている。</li> </ul>								

## 令和4年度一般会計当初予算説明資料

4款 衛生費

2項 環境衛生費

脱炭素社会推進課（内線：7879）

4目 環境保全費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
電源立地地域整備費	67,476	68,193	△717	67,476				
トータルコスト	68,265千円（前年度68,985千円） [正職員：0.1人]							
主な業務内容	交付金業務、市町・文部科学省との協議・調整							
工程表の政策内容	—							

事業内容の説明

**1 事業の目的・概要**

発電施設等の立地地域の活性化を図るため、発電用施設周辺地域整備法等に基づき、立地地域周辺の公共用施設の整備等を行う市町に交付金を交付する。

**2 主な事業内容**

- ・ 交付金名 電源立地地域対策交付金
- ・ 補助率 10/10（文部科学省）
- ・ 対象経費 公共用施設整備事業、地域活性化事業などに要する経費
- ・ 限度額 対象市町の面積、人口や電力需要家数等により算定
- ・ 対象市町 鳥取市（佐治町）、三朝町

< 交付金の内訳 > （単位：千円）

電源立地地域対策交付金	67,344
鳥取市（佐治町）	19,108
三朝町	48,236
交付金事務費	132
合計	67,476

## 令和4年度一般会計当初予算説明資料

4款 衛生費

2項 環境衛生費

脱炭素社会推進課（内線：7879）

4目 環境保全費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
脱炭素社会推進課管理運営費	8,390	8,390	0				8,390	
トータルコスト	9,179千円（前年度 9,182千円） [正職員：0.1人]							
主な業務内容	連絡調整等							
工程表の政策内容	—							
事業内容の説明  脱炭素社会推進課内の連絡調整・事業実施に要する経費である。								
[終了] 地域エネルギー社会構築支援事業	0	14,000	△14,000					
トータルコスト	0千円（前年度 15,584千円） [正職員：0人]							
事業内容の説明  事業終了（一部環境教育・実践推進事業へ統合）。								
[終了] 県有施設の省エネ・創エネ等推進事業	0	10,200	△10,200					
トータルコスト	0千円（前年度 19,705千円） [正職員：0人]							
事業内容の説明  事業終了。								

## 令和4年度一般会計当初予算説明資料

### 4款 衛生費

#### 1項 公衆衛生費

衛生環境研究所（電話：0858-35-5411）

#### 6目 衛生環境研究所費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
衛生環境研究所調査研究費	19,153	22,482	△3,329	3,264			15,889	
トータルコスト	57,794千円（前年度 60,504千円） [正職員：4.9人]							
主な業務内容	衛生・環境分野の調査研究							
工程表の政策内容	環境の保全・再生と活用に関する調査研究							

#### 事業内容の説明

##### 1 事業の目的・概要

湖沼の水質浄化や保全・再生、地球環境問題への対応、廃棄物等、県民ニーズを踏まえた課題について調査研究を行う。（課題数：7課題）

##### 2 主な事業内容

###### (1) 【新規】水環境における特定希少野生動植物保全事業（1,080千円）

県の特定希少野生動植物に指定されているカラスガイについて、湖山池流域での保全を更に進めるための調査を行うとともに、地元の教育機関と共同で実施することにより、保全技術の伝承及び共有化を図る。

○稚貝の人工生産及び中間育成

・自生地の子貝から人工的に稚貝を生産し、室内水槽等で飼育する。

○放流先の環境調査

・湖山池に流入する河川・水路を対象に環境調査を実施し、生息環境の適否を判断する。

○試験放流及び追跡調査

・環境調査で確認された適地に室内飼育した稚貝を放流し、その後の生息確認を行う。

###### (2) 【新規】汽水湖の水質形成に関する研究（6,198千円）

水質改善策の一助とするため、県内汽水湖（湖山池・東郷池）の水質形成に関する基礎情報を得る。特に海水遡上に伴う湖内の塩分躍層<sup>※1)</sup>の形成が水質に与える影響をモニタリングにより把握し、海水遡上と湖内水質との関係性を明らかにする。

○河口部周辺の流動調査

・池の河口部に流向流速計と水質計を設置し、湖内への海水侵入状況を定量的に捉える。

○湖内の水質及び底質の調査

・定期的に湖底直上の水質や底質（底泥）の間隙水に含まれる栄養塩濃度を測定し、底質が湖内の水質に与える影響を捉える。

※1) 塩分躍層：汽水湖等において、ある水深を境に塩分濃度が急激に変化する層

##### 3 その他の事業

（単位：千円）

事業名	予算額
【新規】六価クロムの現場迅速分析法に関する研究	2,976
【新規】焼却残渣に含有する水銀のモニタリング調査	843
【新規】県内河川の地域特性に着眼したプラスチックごみの汚染実態調査	1,872
気候変動影響情報収集分析及び生態系への影響調査等事業	5,754
鳥取県におけるPM2.5発生源の寄与解析～隣接県からの移流にも注目して～	430

#### (参考) 終了事業

事業名
湖山池の湖内流動の解明
県内河川におけるプラスチックごみの汚染実態調査
水環境における生物多様性の保全と再生に関する研究
水銀の迅速分析法に関する研究

## 令和4年度一般会計当初予算説明資料

### 4款 衛生費

#### 1項 公衆衛生費

衛生環境研究所（電話：0858-35-5411）

#### 6目 衛生環境研究所費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
衛生環境研究所 管理運営費	(債務負担行為 52,365)		(債務負担行為 52,365)		<3,000> 6,000	(財産収入) 260 (受託事業収入) 11,644 11,904	(債務負担行為 52,365)	県費負担 104,753
	120,288	353,015	△232,727	631			101,753	
トータルコスト	169,039千円（前年度 401,908千円）[正職員：5.1人、会計年度任用職員：3人]							
主な業務内容	衛生環境研究所の管理運営							
工程表の政策内容	—							
事業内容の説明								
<p>衛生環境研究分野における科学的・技術的中核機関として、また県民の安全確保と環境の保全・再生・活用に資する試験研究機関としての機能を発揮するため、衛生環境研究所の適切な管理運営を行う。（研究所運営費、建物設備保守管理費、分析機器維持管理費等）</p>								
ISO17025 認定維持及び精度管理事業	3,278	3,810	△532				3,278	
トータルコスト	13,530千円（前年度 14,107千円）[正職員：1.3人]							
主な業務内容	試験所認定の国際規格 ISO17025 の登録維持、検査精度管理							
工程表の政策内容	—							
事業内容の説明								
<p>試験検査機関としての機能を十分に発揮し、県民の安全確保や豊かな環境確保に資するため、ISO17025 の取組を継続して実施し、試験検査の信頼性確保と精度の向上を図るとともに、県内民間検査機関等の試験検査精度の向上のための支援を行う。</p>								

（注）起債額の〈 〉書きは交付税措置額を除いた額である。

備考欄の県費負担額は、起債欄の〈 〉書きの金額と一般財源の金額を加算した額である。

令和4年度一般会計当初予算説明資料

4款 衛生費

1項 公衆衛生費

衛生環境研究所（電話：0858-35-5411）

6目 衛生環境研究所費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
衛生環境研究所発信事業	1,804	1,772	32				1,804	
トータルコスト	13,633千円（前年度 13,654千円） [正職員：1.5人]							
主な業務内容	試験研究成果及び環境・感染症情報の提供、鳥取県・江原道環境衛生学会の開催、環境学習・活動の支援							
工程表の政策内容	住民・NPO等の環境学習や環境活動の支援、北東アジア地域と連携した環境保全活動の推進、並びに研究の充実と成果発信							

事業内容の説明

**1 事業の目的・概要**

関係機関と広く連携し、試験研究成果及び環境・感染症情報を県民、企業等へ積極的に情報発信するとともに環境学習・活動を支援し、試験研究成果の有効活用及び県民の意識向上を図る。

また、当所と韓国江原道保健環境研究院で環境衛生学会を開催し、相互の友好と両地域の環境衛生分野の向上を図る。 ※鳥取県・江原道環境衛生学会の開催（令和4年度開催予定地：江原道）

**2 主な事業内容**

- ・開かれた研究所を目指し、施設見学の受入れや職員の派遣及び資機材の貸出し等により環境衛生に関する学習や各種団体の活動支援を行う。
- ・学会や研修会、江原道との環境衛生学会等で研究成果を発表する。
- ・感染症の流行情報をホームページ等で県民や医療関係者に提供する。
- ・当所の調査研究課題について、県政の重要課題や県民ニーズを踏まえたより有益な成果に繋げるため、有識者による外部評価を行う。

**3 事業目標・取組状況・改善点**

**【事業目標】**

- ・試験研究成果や環境・感染症に係る情報を県民等へ積極的に情報発信するとともに、環境衛生に関する学習を支援し、試験研究成果の有効活用及び県民等の意識向上を図る。
- ・当所の調査研究の計画・成果に対する外部有識者等による評価や大学等の研究者等との連携により、調査研究の充実を図る。

**【取組状況・改善点】**

- ・衛生環境研究所の技術ノウハウ等を活用しながら、小中学生の環境学習や各種団体の活動を支援する。
- ・調査研究成果、環境情報等を広く一般県民に提供し、環境情報に対する県民の関心を高めるとともに、感染症情報を提供する。
- ・当所が行う調査研究の計画・成果について、学識経験者や県民代表による評価を行い、その結果を調査研究課題の選定や見直し等に反映させる。



## 令和4年度一般会計当初予算説明資料

### 2 款 総務費

#### 6 項 防災費

原子力環境センター（電話：0858-35-5416）

#### 1 目 防災総務費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
島根原子力発電所に係る環境放射能等モニタリング事業	22,381	21,251	1,130	22,381				
トータルコスト	47,784千円（前年度 46,718千円）〔正職員：2.5人、会計年度任用職員：2人〕							
主な業務内容	平常時モニタリング業務、緊急時モニタリング計画の改定、原子力防災訓練等、交付金事務							
工程表の政策内容	原子力施設、及び原子力災害に対する安全・安心を確保する環境放射線・放射能モニタリング							
事業内容の説明								
<b>1 事業の目的・概要</b>								
島根原子力発電所に係る環境放射能モニタリングの拠点施設「鳥取県原子力環境センター」を活用して、島根原子力発電所 30 km圏内の環境放射能のモニタリングを行い、平常時の放射線量や環境試料等の放射能レベルを把握する。								
<b>2 主な事業内容</b>								
(1) 平常時モニタリング (3,068千円)								
島根原子力発電所周辺地域 (UPZ) において、島根原子力発電所に起因する放射性物質による環境への影響及び住民の受ける線量等の推定、評価を行うため、毎年度測定計画を定め、大気中の粉じんや陸水、海水等の環境試料を採取し、調査を行う。								
(2) センター職員に係る人材育成 (1,696千円)								
放射能分析研修、専門講習会等に職員を派遣し放射能測定に係る技術の保持に努めるとともに、放射線障害防止法で設置が義務づけられている放射線取扱主任者の資格者を継続的に養成する。								
また、原子力施設立地県等の測定機関で構成する「原子力施設等放射能調査機関連絡協議会」へ参加し、相互の課題を共有するとともに、対応・課題解決につなげる。								
(3) センターの管理運営 (17,617千円)								
測定結果の精度を確保するため、測定機器の点検・校正、クロスチェック等の精度管理を行うとともに、センター設備の維持管理等を適切に行う。								
<b>3 事業目標・取組状況・改善点</b>								
<b>【事業目標】</b>								
放射線量や環境試料等の放射能レベルを測定する機器の維持管理及びモニタリング要員の確保、並びに研修による要員の資質向上により、県民の安心安全を守る体制を維持・強化する。								
<b>【取組状況・改善点】</b>								
<ul style="list-style-type: none"> <li>・センター整備と並行して機器整備を進め平成 25 年度から本格的に島根原子力発電所周辺地域での平常時モニタリングを開始した。測定項目の拡充を図り県民の安心安全を守る体制整備を行ってきた。</li> <li>・モニタリング要員への継続的訓練等により引き続き測定結果の精度を維持していく。</li> </ul>								

### 4 款 衛生費

#### 2 項 環境衛生費

原子力環境センター（電話：0858-35-5416）

#### 4 目 環境保全費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
放射能調査事業	23,682	10,679	13,003	23,682				
トータルコスト	32,046千円（前年度 19,056千円）〔正職員：0.7人、会計年度任用職員：1人〕							
主な業務内容	測定、取りまとめ・報告、国との調整、委託費事務							
工程表の政策内容	原子力施設、及び原子力災害に対する安全・安心を確保する環境放射線・放射能モニタリング							
事業内容の説明								
原子力施設の放射線監視成果の精度を高め、放射能の影響の正確な評価を行うため、全国的な環境放射能レベルを把握することを目的とした環境放射能水準調査を実施する。（原子力規制庁委託事業）								
※モニタリングポスト（衛生環境研究所）更新：12,100千円								

令和4年度一般会計当初予算説明資料

4款 衛生費

2項 環境衛生費

4目 環境保全費

循環型社会推進課（内線：7198）

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新) プラスチック資源循環のためのライフスタイル変革促進事業	7,951	0	7,951	3,975			3,976	
トータルコスト	10,317千円（前年度0千円） [正職員：0.3人]							
主な業務内容	企画・調整、委託契約事務、補助金交付業務							
工程表の政策内容	一般廃棄物（ごみ）リサイクルの推進、脱炭素社会との調和の推進							
事業内容の説明				【「地方創生推進交付金」充当事業】				
<b>1 事業の目的・概要</b> 令和4年4月に「プラスチックに係る資源循環の促進に関する法律（以下、「プラスチック新法」という。）」が施行予定であることを踏まえ、県民及び県内事業者へプラスチック資源循環の取組を一層促すため、フォーラム等を開催し、県民及び事業者の意識啓発を図る。 また、プラスチック資源のアップサイクル等を推進してプラスチック資源循環の取組を促進する。								
<b>2 主な事業内容</b> <span style="float:right">(単位：千円)</span>								
区分	内容							予算額
フォーラム開催事業	県民及び事業者の意識啓発・取組促進を図るため、『プラスチック資源循環促進法とライフスタイルの変革』をテーマにフォーラムを開催し、プラスチック新法の意義・内容や先進的な企業等の取組発表等を行う。 また、海ごみアートの展示やワークショップ、エコマルシェの開催、県内企業や学校・団体等の取組紹介等を行う。							3,451
プラスチック資源のアップサイクル等推進事業	プラスチック資源循環の取組を促進するため、県内においてプラスチック資源のアップサイクル等を行い、その商品を展示（販売）・情報発信するなど、モデルとなる取組を行う企業等を支援する。 [補助率] 1/2 [補助上限]1,500千円							4,500
合計							7,951	
<b>3 事業目標・取組状況・改善点</b> <b>【事業目標】</b> 県民や事業者のプラスチック資源循環の意識啓発及び取組の一層の促進を図る。 <b>【取組状況・改善点】</b> 本県では「とっとりプラごみゼロ」チャレンジの取組として、プラごみ削減に取組む事業者等の登録、マイボトル運動などを進めているが、プラスチック新法施行を契機とし、フォーラム等の開催やプラスチック資源のアップサイクル等への支援を通じて、更なるプラスチック資源循環の意識啓発及び取組を県民及び事業者へ促していく。								
<プラスチック新法の概要> ○プラスチック使用製品の設計から廃棄までに関わるあらゆる主体におけるプラスチック資源循環等の取組を促進するための措置を講じるもので、県は市町村への技術的援助や国の施策に準じてプラスチック資源循環の促進に必要な措置（広報活動を通じてプラスチック資源循環に係る県民の理解を深め、協力を求める等）を講ずるように努める。（施行日：令和4年4月1日） ○主な措置内容 (1) 国はプラスチックの資源循環の促進等を総合的かつ計画的に推進するため、基本方針を策定する。 (2) 個別の措置事項								
設計・製造	<b>【環境配慮設計指針】</b> 国は製造事業者等が努めるべき環境配慮設計に関する指針を策定し、指針に適合した製品であることを認定する仕組みを設ける。（国は調達配慮。事業者・消費者は使用に努めなければならない。）							
販売・提供	<b>【使用の合理化】</b> 国はワンウェイプラスチックの提供事業者（小売・サービス事業者など）が取り組むべき判断基準を策定する。（スプーンやハンガーなど年間5t以上のワンウェイプラスチック提供事業者の取組が著しく不十分な場合に、勧告、公表、命令ができる。）							
排出・回収・リサイクル	<b>【市区町村の分別収集・再商品化】</b> ・容器包装リサイクル法ルートを活用した再商品化を可能にする。 ・市区町村と再商品化事業者が連携して行う再商品化計画が認定された場合、廃掃法の許可を受けずに、再商品化に必要な業を実施できる。	<b>【製造・販売事業者等による自主回収】</b> ・製造・販売事業者等が製品等を自主回収・再資源化する計画が認定された場合、廃掃法上の業許可が不要になる。	<b>【排出事業者の排出抑制・再資源化】</b> ・国は排出事業者が排出抑制や再資源化等の取り組むべき判断基準を策定する。 ・年間250t以上のプラスチック排出事業者の取組が著しく不十分な場合に、勧告、公表、命令ができる。					

## 令和4年度一般会計当初予算説明資料

### 4款 衛生費

#### 2項 環境衛生費

循環型社会推進課（内線：7198）

#### 4目 環境保全費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
「とっとりプラごみゼロ」チャレンジ事業	12,463	22,288	△9,825	5,275		(基金繰入金) 6,413	775	
トータルコスト	16,406千円（前年度27,041千円） [正職員：0.5人]							
主な業務内容	企画・調整、委託契約事務、補助金交付業務							
工程表の政策内容	一般廃棄物（ごみ）リサイクルの推進、脱炭素社会との調和の推進							

【「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」、「地方創生推進交付金」及び「鳥取県地域環境保全基金」充当事業】  
事業内容の説明

#### 1 事業の目的・概要

多量の使い捨てプラスチックごみ（以下「プラごみ」という。）が及ぼす環境問題が国際問題となっているなか、本県においても、県民・企業・行政が一体となりプラごみ排出ゼロに向けた取組を行う。

#### 2 主な事業内容

（単位：千円）

区分	内容	予算額
プラスチック・フィッシング事業	海のアクティビティや観光事業者等が企画するごみ拾いツアーに要する経費の一部を支援する。[補助率] 1/2 [補助上限] 3,000円/人 また、活動の様子を撮影し、ホームページ掲載や展示などにより、プラごみゼロの情報発信を行う。	4,500
とっとりプロギング開催事業	ごみ拾いをしながらジョギング（プロギング）する大会を開催し、健康志向の高い県民にもごみ拾いを体験していただくことで、プラごみゼロの意識向上を図る。	738
河川を流れるプラごみ調査	県民（小学生以上）が河川に流れ込むプラごみの実態調査を体験することでプラごみ問題の認識を深めてもらう。また、調査結果を新聞広告等で公表し、県民意識の向上を図る。	2,570
「とっとりプラごみゼロ」チャレンジ事業補助金	<ul style="list-style-type: none"> <li>・テイクアウト用容器を環境配慮容器等へ切り替える事業者を支援する。[補助率] 1/2 [補助上限] 50千円</li> <li>・イベント等でリユース容器を活用する団体等を支援する。[補助率] 初回10/10、2回目以降1/2（上限10千円）</li> <li>・プラごみ削減の活動に取り組む団体等を支援する。[補助率] 1/2 [補助上限] 250千円</li> <li>・河川・海岸における清掃活動を行う団体等を支援する。[補助率] 10/10 [補助上限] 250千円</li> </ul>	2,300
マイボトル使用推進事業	マイボトル運動キャンペーン、マイボトル運動SNS投稿キャンペーン等を実施し、県民にマイボトルの活用を促す。	2,355
合計		12,463

#### 3 事業目標・取組状況・改善点

##### 【事業目標】

プラごみゼロ社会の実現に向けて、県民参加型の事業を実施し、県民や事業者の意識啓発及び取組促進を図る。

##### 【取組状況・改善点】

- ・本県では、「とっとりプラごみゼロ」チャレンジを県民運動として進めており、ポスターコンクールやマイボトル運動キャンペーンの実施、「とっとりプラごみゼロ」チャレンジャー（削減協力企業等）の登録、リユース容器活用支援など、県民や事業者の意識啓発や取組促進を図っている。
- ・「とっとりプラごみゼロ」チャレンジの取組について県民運動として更に推進するため、事業者が行う様々なプラごみ削減の取組支援、県民参加の事業を企画するなど、引き続き周知・啓発し県民を巻き込みながら行う。

## 令和4年度一般会計当初予算説明資料

### 4款 衛生費

#### 2項 環境衛生費

循環型社会推進課（内線：7198）

#### 4目 環境保全費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新) もったいない！ 食べ残しゼロ事業	11,242	0	11,242	1,930		(基金繰入金) 6,381	2,931	
トータルコスト	14,396千円（前年度 0千円） [正職員：0.4人]							
主な業務内容	企画・調整、委託業務に係る事務、各種啓発							
工程表の政策内容	一般廃棄物（ごみ）リサイクルの推進、脱炭素社会との調和の推進							

事業内容の説明 【「地方創生推進交付金」及び「鳥取県地域環境保全基金」充当事業】

#### 1 事業の目的・概要

とっとり食べきり協力店の登録促進、持ち帰りバッグ（ドギーバッグ）を活用した食べ残しの持ち帰りの定着及びフードドライブ活動（※<sup>1</sup>）の推進等により、更なる食品ロス削減を図る。

※<sup>1</sup>フードドライブ：寄付食品を集め、フードバンク団体（※<sup>2</sup>）等に提供すること

※<sup>2</sup>フードバンク：寄付食品を、福祉施設や生活困窮者などに配給する活動

#### 2 主な事業内容

（単位：千円）

区分	内容	予算額
もったいない！ 食べ残しゼロ事業	食べ残しゼロによる食品ロスの削減を図るため、「とっとり食べきり協力店」の登録促進、県内事業者での持ち帰りバッグ普及の支援、新聞広告等を活用した取組の周知を行う。 ・持ち帰りバッグ及び啓発資材の県内事業者への配布 ・持ち帰りバッグを購入する県内事業者への支援 [補助率] 10/10 [補助上限] 20千円	4,615
フードドライブ活動推進事業	フードドライブ活動への理解と取組の促進を図るため、事業所や市町村等と連携した「フードドライブ」を実施する。	2,766
事業系一般廃棄物実態調査	廃棄物削減に向けた業種ごとの効果的な施策の実施につなげるため、飲食店等における食品ロス等の事業系一般廃棄物の実態調査を実施する。	3,861
合 計		11,242

#### 3 事業目標・取組状況・改善点

##### 【事業目標】

飲食店等における食べきりや食べ残しの持ち帰りの推進等により、食品ロスの削減を図る。  
とっとり食べきり協力店の登録数の目標値 300件（令和12年度）

##### 【取組状況・改善点】

- ・令和3年度に実施した持ち帰りバッグのモニター調査における調査員や協力店の意見を基に、持ち帰りバッグの活用促進を通じた食べ残しの持ち帰りの定着等により、食品ロスの削減を図る。
- ・平成30年度から毎年実施しているフードドライブ活動について、市町村及び事業所に食品受付窓口の設置を要請するとともに、実施回数を増やすことで県民・事業者の活動への参加を一層促す。
- ・食品ロスの半数以上を占める事業系食品ロス等の事業系一般廃棄物の実態調査を実施し、業種ごとの課題等を把握することで、事業系一般廃棄物削減に向けたより効果的な施策につなげていく。

## 令和4年度一般会計当初予算説明資料

### 4款 衛生費

#### 2項 環境衛生費

循環型社会推進課（内線：7198）

#### 4目 環境保全費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
ごみゼロ社会実現化県民プロジェクト事業	4,407	5,401	△994	1,291		(基金繰入金) 1,825	1,291	
トータルコスト	11,504千円（前年度 15,698千円） [正職員：0.9人]							
主な業務内容	企画調整、協議会運営、委託業務・補助金等交付に係る事務、各種啓発							
工程表の政策内容	一般廃棄物（ごみ）リサイクルの推進、脱炭素社会との調和の推進							

事業内容の説明 【「地方創生推進交付金」及び「鳥取県地域環境保全基金」充当事業】

### 1 事業の目的・概要

ごみゼロ社会の実現に向けたごみ排出量の一層の削減を図るため、引き続き食品ロス削減に重点的に取り組み、県民を挙げたごみゼロ意識の醸成を図るとともに、SDGsの目標「12つくる責任、つかう責任」が果たされる社会を目指した取組を推進する。

### 2 主な事業内容

（単位：千円）

区分	内容	予算額
ごみゼロポスターコンクール事業	食品ロス削減やプラスチックごみの排出抑制・再資源化を呼びかけるポスターを県民から募集し、選考したポスターを県内公共機関等へ掲示することで意識啓発を図る。	520
幼児を対象とした意識啓発活動	幼少期から食べ残しを減らす意識や物を大事にする意識を醸成するため、実践活動団体に委託して、歌や絵本、紙芝居などを使った啓発活動を行う。	750
鳥取県食品ロス削減推進協議会の運営	食料支援活動団体、食品流通事業者、商工団体、消費者団体及び行政等で構成する協議会において、食品ロスの発生抑制と削減に向けた方策を検討する。	482
食品ロス削減普及啓発活動	宴会等での食べ残しを減らす「30・10食べきり運動」やスーパー等での食品ロス啓発キャンペーンの実施など食品ロス削減に対する県民の意識啓発を図る。	200
Let's 4R実践活動推進補助金	環境講演会の開催、生ごみコンポストの推進など、ごみ減量・リサイクルの実践活動を支援する。 [実施主体] 実践活動団体 [補助率] 1/2 [補助上限] 500千円	355
4R推進交付金	地域の実情に応じたごみ減量・リサイクルの取組を支援する。 [実施主体] 市町村等 [補助率] ソフト事業 1/2、ハード事業 1/3 [補助上限] ソフト事業 5,000千円、ハード事業 20,000千円	2,100
合計		4,407

### 3 事業目標・取組状況・改善点

#### 【事業目標】

ごみ排出量の削減に向けた普及啓発を推進する。  
一般廃棄物の目標値 排出量：193千トン（令和5年度）

#### 【取組状況・改善点】

- ・ごみ排出量の削減に向け、可燃ごみの中で割合の大きい「食品ロス」の削減を促進するため、保育所等への訪問による幼児向けの意識啓発活動、意識啓発を図るためのポスターコンクール、「30・10食べきり運動」等を実施している。
- ・令和2年3月に県廃棄物処理計画を改定し「食品ロスの削減」を主要項目に掲げ、県食品ロス削減推進計画として位置づけて食品ロス削減の取組を進めているが、より一層県民の意識を高め行動に繋げるための具体的な施策に取り組んでいく。

## 令和4年度一般会計当初予算説明資料

4款 衛生費

2項 環境衛生費

循環型社会推進課 (内線: 7562)

4目 環境保全費

(単位: 千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
環境管理事業センター支援事業	40,976	59,506	△18,530				40,976	
トータルコスト	44,919千円 (前年度 67,428千円) [正職員: 0.5人]							
主な業務内容	企画・連絡調整、補助金審査、支払等							
工程表の政策内容	—							
事業内容の説明								
<b>1 事業の目的・概要</b>								
(公財) 鳥取県環境管理事業センターに対し、運営に必要な経費を支援する。								
<b>2 主な事業内容</b>								
(単位: 千円)								
区分	内容							予算額
支出 ①	管理運営費等 (人件費、旅費交通費、印刷製本費、環境モニタリング調査等)							29,145
収入 ②	基本財産利息収入等							2
補助金(①-②) ③								29,143
貸付金 ④	県派遣職員の人件費貸付							11,833
合計(③+④)								40,976

## 令和4年度一般会計当初予算説明資料

### 4款 衛生費

#### 2項 環境衛生費

循環型社会推進課（内線：7684）

#### 4目 環境保全費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
PCB 廃棄物処理対策推進事業	5,000	5,000	0			(雑入) 5,000		
トータルコスト	17,618千円（前年度 17,674千円） [正職員：1.6人]							
主な業務内容	PCB 廃棄物保管届出受理・監視指導、普及啓発							
工程表の政策内容	産業廃棄物適正処理の推進、不法投棄の撲滅							

#### 事業内容の説明

##### 1 事業の目的・概要

PCB 廃棄物の早期・適正処理のため、PCB 特別措置法に基づき、漏れのない確実な期限内処理に向けて、保管事業者に対する指導等を行う。

##### 2 主な事業内容

（単位：千円）

区分	内容	予算額
行政代執行	継続保管中の高濃度 PCB 汚染機器の保管事業者に対し、処分が見込めない場合、代執行を行う。	5,000
PCB 廃棄物処理の普及啓発等	低濃度 PCB 廃棄物の適正処理について、周知啓発を行うとともに、保有事業者に対して、早期処理に向けた指導を行う。	(標準事務費)
合 計		5,000

##### 3 事業目標・取組状況・改善点

###### 【事業目標】

- ・事業者が継続保管している高濃度 PCB 廃棄物の適正保管及び確実な処理を行う。
- ・低濃度 PCB 廃棄物の期限内処理を完了する。（処理期限：令和8年度末）

###### 【取組状況・改善点】

- ・高濃度 PCB 廃棄物の適正保管及び確実な処理に向けて、保管事業者への指導や周知啓発を継続して行っている。
- ・低濃度 PCB 廃棄物の期限内処理が計画的に進むよう、指導及び周知啓発を継続して取り組む必要がある。

廃棄物処理施設紛争予防事業	1,293	1,213	80				1,293	
トータルコスト	3,659千円（前年度 3,589千円） [正職員：0.3人]							
主な業務内容	廃棄物審議会の運営・企画・連絡調整							
工程表の政策内容	産業廃棄物適正処理の推進、不法投棄の撲滅							

#### 事業内容の説明

「鳥取県廃棄物処理施設の設置に係る手続の適正化及び紛争の予防、調整等に関する条例」に基づき、廃棄物処理施設の設置に係る紛争の予防・調整を図るため、「鳥取県廃棄物審議会」を開催するとともに、必要に応じて学識経験者等から意見聴取を行う。

## 令和4年度一般会計当初予算説明資料

### 4 款 衛生費

#### 2 項 環境衛生費

循環型社会推進課（内線：8457）

#### 4 目 環境保全費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
不法投棄廃棄物対策事業	7,894	8,035	△141			(雑入) 4,787	3,107	
トータルコスト	43,549千円（前年度43,799千円） [正職員：3.8人、会計年度任用職員：2人]							
主な業務内容	巡回監視・指導、原因者の調査、啓発活動、補助金事務、行政代執行							
工程表の政策内容	産業廃棄物適正処理の推進、不法投棄の撲滅							

#### 事業内容の説明

##### 1 事業の目的・概要

生活環境の保全を図るため、不法投棄及び不適正処理の監視・指導、不法投棄された投棄者不明の廃棄物を処理する市町村への支援、問題の生じるおそれがある不法投棄廃棄物の行政代執行による撤去・処理・原状回復を行う。

##### 2 主な事業内容

（単位：千円）

区分	内容	予算額
不法投棄対応等検討会議の開催	廃棄物不適正処理事案の解明等のため、学識経験者、弁護士等を必要に応じて招聘し助言を得る。	72
夜間パトロールの委託	不法投棄重点警戒箇所の夜間パトロールを警備会社に業務委託して引き続き実施する。	2,051
不法投棄廃棄物処理事業	投棄者不明の産業廃棄物の処理費用を市町村に助成する。 [補助率]1/2	966
不法投棄産業廃棄物代執行対策費用	問題の生じるおそれがある不法投棄廃棄物について行政代執行による速やかな撤去等を行う。	4,787
その他	不法投棄対策の産業廃棄物適正処理推進指導員（警察0B）2名に係る旅費等	18
合計		7,894

##### 3 事業目標・取組状況・改善点

###### 【事業目標】

不法投棄の監視対策等により、不法投棄の未然防止を図るとともに廃棄物の適正処理を推進する。

###### 【取組状況・改善点】

- ・本庁に現職警察官、中・西部総合事務所に産業廃棄物適正処理推進指導員（警察0B）を配置し、不法投棄事案に対する迅速な対応、パトロール、原因者への指導を実施している。
- ・監視カメラの積極的な設置、夜間パトロールの実施等により、不法投棄対策を行っている。
- ・不法投棄件数を減少させるため、引き続き不法投棄対策連絡協議会（県、市町村、国土交通省、林野庁、警察）等を通じて効果的な対策事例の紹介、パトロール、現場指導等を行う。



## 令和4年度一般会計当初予算説明資料

### 4款 衛生費

#### 2項 環境衛生費

循環型社会推進課 (内線: 7681)

#### 4目 環境保全費

(単位: 千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
産業廃棄物適正処理推進事業	24,856	28,515	△3,659				24,856	
トータルコスト	177,909 円 (前年度 182,240 千円) [正職員: 19.3 人、会計年度任用職員: 0.3 人]							
主な業務内容	産業廃棄物処理業・施設許可、施設等の立入検査、適正処理指導事業							
工程表の政策内容	産業廃棄物適正処理の推進、不法投棄の撲滅							
<p>事業内容の説明</p> <p>産業廃棄物の適正処理を推進するため、廃棄物処理法に基づき処理施設等への立入検査を行うとともに、排出事業者や廃棄物処理業者に対して指導等を行う。また、県内の産業廃棄物処理状況を把握するための調査等を行う。</p>								
鳥取県産業廃棄物適正処理基金積立事業	8,958	7,349	1,609			(財産収入) 1	8,957	
トータルコスト	9,747 千円 (前年度 8,141 千円) [正職員: 0.1 人]							
主な業務内容	基金積立業務、連絡調整							
工程表の政策内容	産業廃棄物適正処理の推進、不法投棄の撲滅							
<p>事業内容の説明</p> <p>鳥取県産業廃棄物処分場税の税収について、産業廃棄物最終処分場の設置を促進する施策に充当するための基金に積立を行う。</p> <p>&lt;参考&gt; 令和3年度末の基金積立残高見込額: 89,795 千円</p>								
循環型社会推進費	5,053	5,986	△933				5,053	
トータルコスト	21,614 千円 (前年度 22,620 千円) [正職員: 2.1 人]							
主な業務内容	市町村への助言、連絡調整、適正処理指導等 (国庫補助含む)							
工程表の政策内容	—							
<p>事業内容の説明</p> <p>循環型社会推進課内の連絡調整・事業実施に要する経費である。</p>								

## 令和4年度一般会計当初予算説明資料

### 4款 衛生費

#### 2項 環境衛生費

緑豊かな自然課（内線：7200）

#### 4目 環境保全費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新)日本遺産「三徳山・三朝温泉」磨き上げ事業	69,579	0	69,579	28,587	<24,500> 31,000		9,992	県費負担 34,492
トータルコスト	73,522千円（前年度0千円） [正職員：0.5人]							
主な業務内容	日本遺産「三徳山・三朝温泉」の令和6年度の継続認定に向けた取組の支援							
工程表の政策内容	自然公園の適切な管理、環境整備と適切な利用促進、効果的な情報発信							

#### 事業内容の説明

##### 1 事業の目的・概要

三朝町は、「六根清浄の地としての三徳山」と「六感治癒の地としての三朝温泉」の結びつきが一連のストーリー性を有することから、日本遺産の認定を受けている。令和4年1月の認定継続を受け、更なる磨き上げを進めるため、三徳山エリアの機能向上及び人材育成等を行う。

なお、再提出した今後3年間（令和3～5年度）の新たな地域活性化計画の着実な実行を目指すため、県と三朝町の合同で日本遺産を活用する全庁的なプロジェクトチームを発足する。

##### 2 主な事業内容

（単位：千円）

区分	内容	予算額
三朝町日本遺産活用プロジェクトチーム	県と町合同のプロジェクトチームの会議などに係る経費	200
三徳山密坊駐車場機能向上事業（国立公園満喫プロジェクト等推進事業関連）	三徳山来訪者の利便性向上のため、同駐車場内に公衆便所を新設する。	63,529
案内看板修繕	平成27年度に整備した日本遺産の案内看板3基を修繕する。	4,050
日本遺産 三徳山・三朝温泉六根清浄と六感治癒体験ツアー	日本遺産の認知を広げ、新たな需要を喚起するため、六根清浄と六感治癒についてのストーリーを体験するツアーを実施する。	800
日本遺産を核とする広域サイクリングルート構築	日本遺産「三徳山・三朝温泉」を起点として東郷湖など県中部の自然を満喫できるサイクリングルートの構築を図るため、ガイド付きのサイクリングモニターツアーを実施する。	1,000
合 計		69,579

##### 3 事業目標・取組状況・改善点

###### 【事業目標】

令和6年度の日本遺産の審査で継続認定を受ける。

###### 【取組状況・改善点】

「三徳山・三朝温泉」は平成27年度に初めて日本遺産に認定されたが、昨年7月に「再審査」とされ、新たな地域活性化計画を再提出して、令和4年1月に条件付き継続認定とされた。

（注）起債欄の〈 〉書きは交付税措置額を除いた額である。

備考欄の県費負担額は、起債欄の〈 〉書きの金額と一般財源の金額を加算した額である。

# 令和4年度一般会計当初予算説明資料

## 4款 衛生費

### 2項 環境衛生費

緑豊かな自然課 (内線：7200)

#### 4目 環境保全費

(単位：千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
国立公園満喫プロジェクト等推進事業	307,424	296,722	10,702	150,760	<105,000> 135,000		21,664	県費負担 126,664
トータルコスト	361,837千円 (前年度 351,377千円) [正職員：6.9人]							
主な業務内容	委託、工事発注及び補助金交付事務等							
工程表の政策内容	自然公園の適切な管理、環境整備と適切な利用促進、効果的な情報発信							

#### 事業内容の説明

#### 1 事業の目的・概要

国立公園を世界基準である「ナショナルパーク」としてブランド化を図る「国立公園満喫プロジェクト」の一環として、大山隠岐国立公園内施設を国内外の誘客につながる魅力あるものとするため、整備を行う。

#### 2 主な事業内容

(単位：千円)

区分	内容	予算額
国立公園満喫プロジェクト等推進事業	・大山頂上避難小屋太陽光発電設備増強工事 (96,516) ・大山滝吊り橋架換工事 (100,000) ・夏山登山道改修工事 (105,000)	301,516
美しい大山登山道管理事業	・山頂の仮設携帯トイレブース更新 (4,150) ・6合目避難小屋の携帯トイレブース清掃・管理委託 (419) ・山頂避難小屋への発動発電機設置 (939)	5,508
日本山岳ガイド協会公認ガイド養成事業補助金	登山者が県内の山に楽しく安全に登れるよう、国内唯一の登山資格である公認ガイド資格(公益社団法人日本山岳ガイド協会実施)の取得者に対し、資格取得に要した経費を補助する。 [補助限度額] 100千円	400
合計		307,424

#### 3 事業目標・取組状況・改善点

##### 【事業目標】

大山隠岐国立公園ステップアッププログラム 2025 に基づき、大山登山道や中国自然歩道等を整備し、国内外の誘客中心地域としての受入環境整備を進める。

##### 【取組状況・改善点】

- ・平成28年7月に、大山隠岐国立公園が国立公園満喫プロジェクトのモデル地区に選定されて以降、同年12月に大山隠岐国立公園満喫プロジェクト地域協議会が策定したステップアッププログラムに基づき、外国人観光客の誘客促進に向け、大山地域全体を活かす総合的な整備を進めてきた。
- ・新型コロナウイルス感染症の拡大により減少した観光客の回復を図るため、引き続き利用しやすい環境整備に努める。

(注) 起債欄の〈 〉書きは交付税措置額を除いた額である。

備考欄の県費負担額は、起債欄の〈 〉書きの金額と一般財源の金額を加算した額である。

令和4年度一般会計当初予算説明資料

4款 衛生費

2項 環境衛生費

緑豊かな自然課（内線：7200）

4目 環境保全費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新) 大山入山協力金導入事業	1,405	0	1,405			(雑入) 103	1,302	
トータルコスト	3,771千円（前年度 0千円） [正職員：0.3人]							
主な業務内容	大山入山協力金事業運用							
工程表の政策内容	自然公園の適切な管理、環境整備と適切な利用促進、効果的な情報発信							
事業内容の説明								
<p><b>1 事業の目的・概要</b></p> <p>国立公園満喫プロジェクトの一環として、持続可能な大山の山岳環境の保全と利用を目指し、大山登山者から大山入山協力金を募る受益者負担制度を導入する。</p> <p><b>2 主な事業内容</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・協力金徴収・管理委託料（732千円）</li> <li>・返礼品作成、協議会経費等（673千円）</li> </ul> <p>※地元自治体である大山町も一部負担（103千円）</p> <p><b>3 事業目標・取組状況・改善点</b></p> <p><b>【事業目標】</b></p> <p>大山入山協力金を募ることにより、大山の山岳環境保全に必要な財源を確保するとともに、大山を皆で守っていく気運の醸成を図る。</p> <p><b>【取組状況・改善点】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和元年度の社会実験（任意の額の協力金徴収とアンケート（環境省予算により実施））、令和2年度のアンケート調査及び令和3年度の実証事業により、登山者等の意向を確認するとともに、入山協力金の導入に向けた意識の醸成を図ることができた。</li> <li>・協力者の利便性向上のため電子決済の導入を進める。</li> </ul>								

## 令和4年度一般会計当初予算説明資料

### 4款 衛生費

#### 2項 環境衛生費

緑豊かな自然課（内線：7200）

#### 4目 環境保全費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
自然公園等管理費	144,186	72,442	71,744	39,947	<26,000> 33,000	(雑入) 2,223	69,016	県費負担 95,016
トータルコスト	220,395千円（前年度 156,763千円）〔正職員：7.5人、会計年度任用職員：6人〕							
主な業務内容	維持補修工事の実施、公園施設の管理業務、許認可事務の関係機関との調整、自然公園内巡視、自然ボランティア制度							
工程表の政策内容	自然公園の適切な管理、環境整備と適切な利用促進、効果的な情報発信							

#### 事業内容の説明

##### 1 事業の目的・概要

自然公園法の目的である「優れた自然の風景地の利用の増進」を実現し、安全で快適な自然公園等の利用を確保するため、県が管理する自然公園施設、自然歩道等の点検・整備・修繕、維持管理委託等を実施するとともに、鳥獣保護や狩猟取締の監視・指導、自然保護ボランティアの登録等を行う。（自然保護監視事業を統合）

##### 2 主な事業内容

（単位：千円）

区分	内容	予算額
自然歩道・登山道及び自然公園施設等の安全対策等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中国自然歩道（岩戸海岸）崩落法面復旧設計（2,900）</li> <li>・毛無山登山道看板改修（2,438）</li> <li>・那岐山頂上公衆トイレ改修（66,755）</li> <li>・那岐山頂上展望デッキ整備（7,238）</li> <li>・鶴ノ池公園整備（880）※日野町への間接補助</li> <li>・鴨ヶ磯斜面点検（1,900）</li> <li>・雨滝自然歩道斜面保護工事（20,600）</li> <li>・大平原公衆トイレ改修（10,589）</li> <li>・天神池休憩舎修繕（400）</li> <li>・公園施設修繕工事枠（9,800） （うち大山登山道年間管理委託（1,600））</li> </ul>	123,500
自然公園施設等の管理委託	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公衆トイレ及び自然歩道等の管理（15,907）</li> <li>・公園施設に係る借地料（1,218）</li> <li>・施設賠償責任保険料（411）</li> </ul>	17,536
国立公園清掃活動への補助	国立公園内の清掃を行う民間団体等に対して支援する。 〔負担割合〕国1/4、県1/4、市町村1/2	2,870
自然保護監視事業	自然保護ボランティア保険等	280
合計		144,186

##### 3 事業目標・取組状況・改善点

###### 【事業目標】

自然公園における安全で快適な利用環境の整備を進める。

###### 【取組状況・改善点】

自然公園施設、自然歩道等の修繕工事は、安全性・利便性等を考慮し、重点投資による効果的な施設整備を実施している。

（注）起債欄の〈 〉書きは交付税措置額を除いた額である。

備考欄の県費負担額は、起債欄の〈 〉書きの金額と一般財源の金額を加算した額である。

## 令和4年度一般会計当初予算説明資料

### 4款 衛生費

#### 2項 環境衛生費

緑豊かな自然課（内線：7200）

#### 4目 環境保全費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
氷ノ山自然ふれあい館管理運営費	55,882	54,268	1,614		<1,500> 3,000		52,882	県費負担 54,382
トータルコスト	59,825千円（前年度 58,229千円） [正職員：0.5人]							
主な業務内容	管理運営状況の確認、指定管理者との調整、各工事契約等事務							
工程表の政策内容	自然公園の適切な管理、環境整備と適切な利用促進、効果的な情報発信							

#### 事業内容の説明

##### 1 事業の目的・概要

氷ノ山の魅力を紹介する拠点施設「氷ノ山自然ふれあい館」を適切に管理・運営する。

##### 2 主な事業内容

（単位：千円）

区分	内容	予算額
指定管理委託料	[指定管理者] (一財) 鳥取県観光事業団 [指定管理期間] 平成31年4月1日～令和6年3月31日（5年間） [委託料総額] 261,000千円（債務負担行為設定済）	52,300
空調機器修繕	故障のおそれや不具合が見られる部分の修繕・更新	3,531
指定管理施設運営 評価委員会開催費	指定管理施設の管理運営状況の評価を行う指定管理施設運営評価 委員会の開催に係る経費	51
合 計		55,882

##### 3 事業目標・取組状況・改善点

###### 【事業目標】

国定公園氷ノ山の豊かな自然を紹介し、その魅力を体験できる場及びプログラムを提供することにより、自然を大切にすることを育む。

###### 【取組状況・改善点】

- ・年間を通じたファミリー向け体験プログラムや自然観察会・トレッキング等のメニューを充実させることにより、利用者数は増加している。
- ・新型コロナウイルス感染症の拡大により減少した利用者数の回復を図るため、引き続きプログラムの魅力向上に努め、更なる利用者増と満足度の向上につなげていく。

（注）起債欄の〈 〉書きは交付税措置額を除いた額である。

備考欄の県費負担額は、起債欄の〈 〉書きの金額と一般財源の金額を加算した額である。

## 令和4年度一般会計当初予算説明資料

### 4款 衛生費

#### 2項 環境衛生費

緑豊かな自然課（内線：7200）

#### 4目 環境保全費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
「とっとりの山」魅力発信事業	1,541	2,401	△860				1,541	
トータルコスト	2,330千円（前年度 3,193千円） [正職員：0.1人]							
主な業務内容	企画・立案、契約等事務、関係機関との調整							
工程表の政策内容	自然公園の適切な管理、環境整備と適切な利用促進、効果的な情報発信							
事業内容の説明								
<b>1 事業の目的・概要</b>								
平成28年に8月11日が「山の日」として祝日化されてから、登山・アウトドア等に対する関心が全国的に高まっている。また、平成30年度に開催した伯耆国「大山開山1300年祭」及び第3回「山の日」記念全国大会により、全県において「とっとりの山」が注目された。この機運を継承し、自然保護思想の普及啓発を図る。								
<b>2 主な事業内容</b>								
（単位：千円）								
区 分	内 容							予算額
「わかさ氷ノ山山フェス」実行委員会負担金	県・町・地元関係者で構成する「わかさ氷ノ山山フェス実行委員会」に対して、負担金を交付する。							800
大山キャリアアップボランティア事業	大山夏山登山道の修繕に必要な資材の運搬をボランティアにより実施する。							606
（一財）全国山の日協議会負担金	（一財）全国山の日協議会年会費							35
日本みどりのプロジェクト推進協議会負担金	日本みどりのプロジェクト推進協議会年会費							100
合 計							1,541	
緑豊かな自然課管理運営費	8,303	5,098	3,205				8,303	
トータルコスト	9,092千円（前年度 5,890千円） [正職員：0.1人]							
主な業務内容	課内・地方機関との連絡・調整							
工程表の政策内容	—							
事業内容の説明								
緑豊かな自然課内の連絡調整・事業実施に要する経費である。								

## 令和4年度一般会計当初予算説明資料

### 4款 衛生費

#### 2項 環境衛生費

緑豊かな自然課 (内線：7200)

#### 4目 環境保全費

(単位：千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
鳥取砂丘ビジターセンター管理運営事業	11,794	11,634	160				11,794	
トータルコスト	14,948千円 (前年度 14,802千円) [正職員：0.4人]							
主な業務内容	鳥取砂丘ビジターセンターに係る予算事務、管理運営状況の調整							
工程表の政策内容	-							
<p>事業内容の説明</p> <p><b>1 事業の目的・概要</b></p> <p>「山陰海岸国立公園 鳥取砂丘ビジターセンター」を適切に管理運営する。  また、鳥取砂丘への理解と関心を深め、多彩な楽しみ方を紹介することにより、砂丘を訪れる県民・観光客等とその滞在時間の増を図る。</p> <p><b>2 主な事業内容</b></p> <p>鳥取砂丘ビジターセンターにおいて、県民・観光客へのワンストップサービス、周辺の観光情報の提供、自然体験学習・砂丘に関する各種情報の提供を行う「山陰海岸国立公園鳥取砂丘ビジターセンター管理運営協議会（以下「管理運営協議会」という。）」に対して負担金を交付する。</p> <p>(1) 管理運営協議会の概要及び経費負担の考え方</p> <p>管理運営協議会は、施設を所管する環境省と、地元自治体である県・鳥取市の3者で構成している。経費負担は、環境省が建物や展示設備の維持管理経費を負担し、県と鳥取市は、人件費・事務費・事業費について応分の負担をしている。</p> <p>&lt;経費負担の内訳&gt;</p> <p>環境省 約9,000千円 (要求中)</p> <p>鳥取県 11,794千円 (人件費(事務職員、インバウンド、ガイド)、事務費)</p> <p>鳥取市 19,333千円 (人件費(事務職員、ガイド)、事務費)</p> <p>その他 4,890千円 (自動販売機収入、ガイド利用料等)</p> <p>合計 約45,017千円</p> <p>(2) 運営体制の強化</p> <p>鳥取砂丘を訪れる県民・観光客へのサービス向上、鳥取砂丘ビジターセンターの展示やイベントを魅力あるものとするため、ガイド技能向上等の人材育成を図る。</p> <p>また、体調不良者への対応(発生現場での対処及び搬送、救急への通報など)を迅速かつ安全に行うため、体調不良者が多く発生する夏季に専任の臨時職員を雇用する。</p> <p><b>3 事業目標・取組状況・改善点</b></p> <p><b>【事業目標】</b></p> <p>鳥取砂丘を訪れる観光客が安心して砂丘を満喫できるよう、充実したサービスを提供する。</p> <p><b>【取組状況・改善点】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・鳥取砂丘ビジターセンターでは、企画展示やガイドの実施を行い、砂丘の魅力発信や観光情報の提供に取り組んでいる。</li> <li>・体調不良者の救護については、鳥取砂丘レンジャーと共同で対応しているが、体調不良者が多く発生する夏季には、令和2年度から専任の臨時職員を配置し、救急体制の強化を図っている。</li> </ul>								



## 令和4年度一般会計当初予算説明資料

### 4款 衛生費

#### 2項 環境衛生費

緑豊かな自然課（電話：0857-22-0582）

#### 4目 環境保全費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
日本一の鳥取砂丘を守り育てる事業	29,416	21,902	7,514			(雑入) 2,000	27,416	
トータルコスト	55,103千円（前年度 47,652千円）〔正職員：2.5人、会計年度任用職員：2.1人〕							
主な業務内容	巡視活動、鳥取砂丘未来会議への負担金交付事務、未来会議事務局運営、関係機関・団体との連絡調整							
工程表の政策内容	自然公園の適正な管理、環境整備と適切な利用促進、効果的な情報発信							

#### 事業内容の説明

##### 1 事業の目的・概要

「日本一の鳥取砂丘を守り育てる条例」に基づき、条例の趣旨の普及啓発、巡視指導、砂丘の魅力を伝える活動により、鳥取砂丘の保全と再生、適正な利活用の推進を図る。また、民間と行政で構成する鳥取砂丘未来会議が行う鳥取砂丘の景観保全再生事業に要する経費を負担する。（鳥取砂丘景観保全再生事業を統合）

##### 2 主な事業内容

（単位：千円）

区 分	内 容	予算額
鳥取砂丘除草業務等の委託	業務効果や効率性を高めるため、除草、砂丘周辺保安林の手入れ、ボランティア除草に係る業務を委託する。	7,202
【新規】救急搬送車用車庫等の建築	砂丘内での体調不良者等の救急搬送車用車庫及び除草した草の保管用倉庫を建築する。※保管用倉庫は鳥取市 1/2 負担	7,999
【新規】AED（自動体外式除細動器）の更新	砂丘レンジャー詰所に設置されているAED（自動体外式除細動器）を更新する。	198
鳥取砂丘景観保全再生事業負担金	砂丘特有の風紋、起伏やスリバチ地形が維持される自然サイクルによる「砂の動く生きている砂丘」の保全・再生を目指し、鳥取砂丘未来会議が行う事業に要する経費について、県・鳥取市が各 1/2 ずつ負担する。	11,152
事務費	事務所賃借料等	2,865
合 計		29,416

##### 3 事業目標・取組状況・改善点

###### 【事業目標】

- ・砂丘利用者と協働し鳥取砂丘の保全と再生を推進するとともに、適切な利活用が図られるよう巡視指導等により条例の趣旨の普及啓発を行う。
- ・国の天然記念物指定当時（昭和30年代）のような「砂の動く生きている砂丘」を取り戻し維持していく。

###### 【取組状況・改善点】

- ・県民・企業等のボランティア活動や鳥取砂丘未来会議の保全・再生に係る取組、除草業務の委託により、砂丘の草原化は食い止められている状況である。
- ・平成21年度から鳥取砂丘レンジャーを配置し、条例に規定する禁止事項を取り締まるとともに、鳥取砂丘の貴重な自然環境等を伝えることによって、利用者に鳥取砂丘の価値や魅力を認識していただくなど、条例の趣旨の啓発を行っている。
- ・鳥取砂丘における熱中症対策の一環として令和3年度からドローンによる巡視を開始し、砂丘内の監視体制の強化を図っている。

	令和3年4月～令和3年12月	前年同期
落書き件数	80件（うち条例対象65件）	88件（うち条例対象62件）
除草ボランティア参加者数	1,571人	1,929人

令和4年度一般会計当初予算説明資料

4款 衛生費

2項 環境衛生費

緑豊かな自然課（内線：7979）

4目 環境保全費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考																																																					
				国庫支出金	起債	その他	一般財源																																																						
生物多様性保全事業	10,120	10,764	△644			(基金繰入金) 3,000	7,120																																																						
トータルコスト	22,582千円（前年度 23,269千円）〔正職員：1.4人、会計年度任用職員：0.5人〕																																																												
主な業務内容	希少野生動植物の保護、外来生物の防除、自然環境の保全推進に資する取組																																																												
工程表の政策内容	自然環境の保全・再生と野生動植物との共生社会の実現																																																												
事業内容の説明				【「鳥取県地域環境保全基金」充当事業】																																																									
<p><b>1 事業の目的・概要</b></p> <p>県内における希少野生動植物の保護及び生息・生育環境の保全、外来生物の防除、自然環境の保全により、県民参加による生物多様性の保全を推進するとともに、本県の豊かで美しい自然を守り、未来の世代に伝えていく機運の醸成を図る。</p> <p><b>2 主な事業内容</b> <span style="float:right">（単位：千円）</span></p> <table border="1" style="width:100%"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th colspan="4">内容</th> <th>予算額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">希少野生動植物保護対策事業</td> <td colspan="4">生物多様性GIS(※1)ハードウェア保守管理業務委託 (816)</td> <td rowspan="5">5,475</td> </tr> <tr> <td colspan="4">特定希少野生動植物等の生育（繁殖）状況に係るモニタリング調査 (550)</td> </tr> <tr> <td colspan="4">希少野生動植物の保護等活動団体への支援 (4,109)</td> </tr> <tr> <td>補助金名</td> <td>補助対象事業・経費</td> <td>実施主体</td> <td>補助率等</td> </tr> <tr> <td>鳥取県希少野生動植物保護管理事業補助金</td> <td>特定希少野生動植物の保護等に係る経費</td> <td>鳥取県希少野生動植物の保護に関する条例で認定する団体</td> <td>定額 [補助上限]250千円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">生物多様性保全活動支援事業補助金</td> <td>生物多様性の保全に資するために行われる保護・防除等に係る経費</td> <td>自然保護団体等</td> <td>定額 [補助上限]100千円</td> </tr> <tr> <td>開発における生息地の代替措置に係る経費</td> <td>民間事業者</td> <td>1/2 [補助上限]100千円</td> </tr> <tr> <td>生物多様性推進事業</td> <td colspan="4">とっとり生物多様性推進センターの運営 (295) 生物多様性の保全・利活用を推進するため自然保護団体の研修会の実施及びドローン等を活用した生息地の監視に向けた検討を行う。 【新規】生物多様性の保全・推進に関するフォーラムの開催 (3,000) 県内の生物多様性の推進を図るため、世界の動向や県内の状況、鳥取県版レッドリスト(※2)の改訂等を周知するためのパネル展示や著名人等による講演等を開催する。 【新規】レッドデータブックとっとり第3版の印刷 (1,050)</td> <td>4,345</td> </tr> <tr> <td>自然環境保全地域管理事業</td> <td colspan="4">自然環境保全地域（15地域）における制札板の適正な維持管理や自然保護監視員による巡視等を行う。</td> <td>300</td> </tr> <tr> <td colspan="5" style="text-align:center">合計</td> <td>10,120</td> </tr> </tbody> </table>									区分	内容				予算額	希少野生動植物保護対策事業	生物多様性GIS(※1)ハードウェア保守管理業務委託 (816)				5,475	特定希少野生動植物等の生育（繁殖）状況に係るモニタリング調査 (550)				希少野生動植物の保護等活動団体への支援 (4,109)				補助金名	補助対象事業・経費	実施主体	補助率等	鳥取県希少野生動植物保護管理事業補助金	特定希少野生動植物の保護等に係る経費	鳥取県希少野生動植物の保護に関する条例で認定する団体	定額 [補助上限]250千円	生物多様性保全活動支援事業補助金	生物多様性の保全に資するために行われる保護・防除等に係る経費	自然保護団体等	定額 [補助上限]100千円	開発における生息地の代替措置に係る経費	民間事業者	1/2 [補助上限]100千円	生物多様性推進事業	とっとり生物多様性推進センターの運営 (295) 生物多様性の保全・利活用を推進するため自然保護団体の研修会の実施及びドローン等を活用した生息地の監視に向けた検討を行う。 【新規】生物多様性の保全・推進に関するフォーラムの開催 (3,000) 県内の生物多様性の推進を図るため、世界の動向や県内の状況、鳥取県版レッドリスト(※2)の改訂等を周知するためのパネル展示や著名人等による講演等を開催する。 【新規】レッドデータブックとっとり第3版の印刷 (1,050)				4,345	自然環境保全地域管理事業	自然環境保全地域（15地域）における制札板の適正な維持管理や自然保護監視員による巡視等を行う。				300	合計					10,120
区分	内容				予算額																																																								
希少野生動植物保護対策事業	生物多様性GIS(※1)ハードウェア保守管理業務委託 (816)				5,475																																																								
	特定希少野生動植物等の生育（繁殖）状況に係るモニタリング調査 (550)																																																												
	希少野生動植物の保護等活動団体への支援 (4,109)																																																												
	補助金名	補助対象事業・経費	実施主体	補助率等																																																									
	鳥取県希少野生動植物保護管理事業補助金	特定希少野生動植物の保護等に係る経費	鳥取県希少野生動植物の保護に関する条例で認定する団体	定額 [補助上限]250千円																																																									
生物多様性保全活動支援事業補助金	生物多様性の保全に資するために行われる保護・防除等に係る経費	自然保護団体等	定額 [補助上限]100千円																																																										
	開発における生息地の代替措置に係る経費	民間事業者	1/2 [補助上限]100千円																																																										
生物多様性推進事業	とっとり生物多様性推進センターの運営 (295) 生物多様性の保全・利活用を推進するため自然保護団体の研修会の実施及びドローン等を活用した生息地の監視に向けた検討を行う。 【新規】生物多様性の保全・推進に関するフォーラムの開催 (3,000) 県内の生物多様性の推進を図るため、世界の動向や県内の状況、鳥取県版レッドリスト(※2)の改訂等を周知するためのパネル展示や著名人等による講演等を開催する。 【新規】レッドデータブックとっとり第3版の印刷 (1,050)				4,345																																																								
自然環境保全地域管理事業	自然環境保全地域（15地域）における制札板の適正な維持管理や自然保護監視員による巡視等を行う。				300																																																								
合計					10,120																																																								

※1 生物多様性GIS：希少野生動植物の生息情報を電子地図上で可視化する地理情報システム

※2 レッドリスト：絶滅のおそれのある動植物種を選定し、リストにまとめたもの

**3 事業目標・取組状況・改善点**

【事業目標】

自然保護団体の活動を活性化し、希少種に係る情報収集を進め、改訂した鳥取県版レッドリスト（鳥取県の絶滅のおそれのある野生動植物種のリスト）を基に県民参加による生物多様性の保全を推進する。

【取組状況・改善点】

- ・平成27年度から鳥取県版レッドリスト掲載種の保全活動、特定外来生物の防除活動などへの支援等を行ってきた。また、令和2年度には、「とっとり生物多様性推進センター」を設立し県内の自然保護団体等の支援体制を整えた。
- ・有識者や関係団体とより緊密な連携を取り、生物多様性の保全活動等を引き続き進めていく。

令和4年度一般会計当初予算説明資料

6款 農林水産業費

4項 林業費

9目 狩猟費

緑豊かな自然課（内線：7978）

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
特定鳥獣保護管理事業	96,028	92,490	3,538	40,369			55,659	
トータルコスト	140,047千円（前年度 136,631千円） [正職員：4.5人、会計年度任用職員：3人]							
主な業務内容	調査業務委託、各種情報収集・整理、計画推進体制整備、関係機関との調整							
工程表の政策内容	自然環境の保全・再生と野生動植物との共生社会の実現							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

ツキノワグマ・ニホンジカ・イノシシについて、人身被害や農林業被害の発生等が問題となっていることから、特定鳥獣保護管理計画に基づき、科学的データを踏まえた適正な個体数管理及び被害防止対策を実施する。

2 主な事業内容

（単位：千円）

区分	内容	予算額
生息状況調査及び対策検討	特定鳥獣生息状況調査（8,435） ツキノワグマ・ニホンジカ・イノシシの生息状況等の調査を継続して行うとともに、県中西部のクマのDNA分析を行う。（専門機関への委託） 特定鳥獣保護管理検討会（628） 保護管理検討会を開催し、生息状況調査の結果を踏まえて保護管理計画の達成状況や対策等について検討する。	9,063
ツキノワグマ対策の推進	ツキノワグマ遭遇回避対策費（984） 出没時の追い払い、注意喚起看板の作成、学習会の開催等、住民の安全・安心を確保するための活動を支援する。 [事業主体]市町村、地元自治会 [補助率] 1/2（間接補助の場合 1/3） 堅果類豊凶調査（512） 秋の人里へのクマ出没動向を予測し、対策の参考とするため、ブナ科堅果類（ドングリ）の豊凶の調査を委託する。 放獣と追跡調査（8,860） 人里離れた場所で錯誤捕獲されたクマの放獣作業を行うとともに、電波発信器を装着し行動を把握することで人里への接近による事故を未然に防止する。 近畿北部・東中国ツキノワグマ広域保護管理協議会負担金（500） クマの広域的な保護管理・被害対策のため、京都・兵庫・岡山・鳥取の4府県で、地域個体群の個体数推定に必要なデータ収集システムを運用する。	10,856
ニホンジカの捕獲強化	指定管理鳥獣捕獲等事業（調査業務）（6,096） 事業の実施計画策定に必要な調査、個体数推定、事業の効果検証等を行う。（専門機関への委託） 指定管理鳥獣捕獲等事業（捕獲業務）（69,643） 実施計画に基づき、シカを捕獲する。（認定鳥獣捕獲等事業者への委託） [対象地域] 県全域の奥山 [捕獲頭数] 約2,500頭（前年比200頭増） 3県広域連携捕獲実践会議（370） 兵庫県・岡山県と連携した奥山・県境域でのシカ捕獲体制を整備する。（10月の捕獲強化月間の実施、合同研修会の開催等）	76,109
合計		96,028

3 事業目標・取組状況・改善点

【事業目標】

科学的データを踏まえた適正な個体数管理及び被害防止対策を実施する。

<年間捕獲目標> シカ 14,000頭以上、イノシシ 14,000頭以上

【取組状況・改善点】

- クマのゾーニング（棲み分け）管理の適正な運用によって、人里では被害防止のため有害個体の殺処分を行うとともに、山地では錯誤捕獲個体の放獣を行い個体群の安定存続を図っている。
  - クマは県境を跨ぎ、広域的に移動、分布することから鳥取県、兵庫県、岡山県と連携して広域的な管理を行う。
  - シカ・イノシシの捕獲強化により、令和2年度の捕獲数は過去最多、今後も捕獲強化を継続する。
- <令和2年度の捕獲実績> シカ 10,294頭、イノシシ 12,113頭

## 令和4年度一般会計当初予算説明資料

### 6款 農林水産業費

#### 4項 林業費

緑豊かな自然課 (内線: 7978)

#### 9目 狩猟費

(単位:千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
鳥獣保護及び適正狩猟推進事業	7,406	7,109	297			(手数料) 4,655	2,751	
トータルコスト	49,990千円 (前年度 49,882千円) [正職員: 5.4人]							
主な業務内容	狩猟免許・狩猟者登録事務、普及啓発、委託契約の締結、鳥インフルエンザウイルス保有状況調査							
工程表の政策内容	自然環境の保全・再生と野生動植物との共生社会の実現							

#### 事業内容の説明

##### 1 事業の目的・概要

鳥獣保護区等による鳥獣の保護及び狩猟の適正化を図り、生態系の保全、農林水産業の健全な発展に寄与することを通じて、自然環境がもたらす恩恵を享受できる県民生活の確保、地域社会の健全な発展を推進する。

また、愛鳥週間ポスター・野生動物のすみかコンクールの開催や傷病鳥獣の救護等を通じて野生動物とのふれあいを推進するほか、野鳥における高病原性鳥インフルエンザウイルスの監視調査により、国内野鳥への感染の早期発見に努め、家きん等への感染予防や感染拡大の防止を図る。

##### 2 主な事業内容

(単位:千円)

区 分	内 容	予算額
狩猟免許試験、狩猟免許更新講習会の実施	更新講習会報償費、旅費、講習会テキスト、会場使用料等	1,782
狩猟関係物品購入	狩猟地図・登録証の印刷、狩猟者記章等の購入等	1,753
鳥獣保護区等の指定・管理	標識の設置等	448
傷病鳥獣の救護	傷病等により収容された野生鳥獣の治療 (動物病院への委託)	1,011
各種コンクールの開催	愛鳥週間ポスターコンクール及び野生動物のすみかコンクールの開催 (賞品、審査委員謝金等)	382
鳥獣生息状況等の調査	鳥獣保護区等での生息状況、渡り鳥の渡来状況等の調査	915
高病原性鳥インフルエンザウイルス等対策	糞便採取調査、死亡野鳥等調査	1,115
合 計		7,406

令和4年度一般会計当初予算説明資料

6款 農林水産業費

4項 林業費

9目 狩猟費

緑豊かな自然課 (内線: 7978)

(単位: 千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
鳥獣捕獲者確保環境整備事業	14,810	11,949	2,861	3,539			11,271	
トータルコスト	17,964千円 (前年度 15,117千円) [正職員: 0.4人]							
主な業務内容	関係機関との連絡調整、補助金交付事務、委託業務							
工程表の政策内容	自然環境の保全・再生と野生動植物との共生社会の実現							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

中山間地域の深刻な有害鳥獣被害を減少させるため、特にニホンジカ・イノシシ捕獲の即戦力となる狩猟者の確保・育成は喫緊の課題となっている。

このため、狩猟者の資格取得や技能向上に対する支援を行うほか、銃猟者の射撃練習・技能講習等に係る負担を軽減するための環境整備を行う。

2 主な事業内容

(単位: 千円)

区分	内容				予算額
銃猟者への支援	有害鳥獣捕獲従事者等による射撃練習等に支援を行う市町村等への支援を行う。				2,165
	区分	補助対象事業・補助対象経費	実施主体	県補助率等	
	【拡充】射撃練習奨励補助金	射撃練習に要する経費	猟銃を使用する有害鳥獣捕獲従事者	1/3<市町村1/3> ※補助上限(5,000円/人)を撤廃	
	散弾銃技能講習受講経費支援	銃刀法に定める技能講習の受講奨励金交付に要する経費	市町村	1/2 [補助上限] 3,000円/人	
	ガバメントハンター育成支援	猟銃を所持するための所持許可証取得に要する経費	鳥獣被害対策に携わる市町村職員	1/3<市町村1/3>	
大口径ライフル技能講習に係る県外射撃場への旅費支援	ライフル銃等の所持許可に係る技能講習受講に必要な経費	銃刀法に定める技能講習修了証明書交付を受けた者	5,000円(定額)		
狩猟者の養成	ニホンジカ、イノシシなどの有害鳥獣捕獲を担う狩猟者を養成する。(猟友会への委託) ・狩猟免許取得のための事前講習会の実施 ・安全な捕獲を行うための猟具の取扱講習会の実施 ・散弾銃、大口径ライフル銃等射撃技能向上対策(射撃大会)の実施 ・ベテラン猟師による新人ハンターへの実猟・実技指導の実施 等				3,718
ハンター養成スクール運営	有害鳥獣捕獲の即戦力を確保するため、ハンター養成スクールを運営する。				5,079
新規狩猟者の参入促進	狩猟免許の取得と狩猟者登録に係る経費の一部を支援する。 [対象者] 狩猟免許を取得し、当該免許の初回の更新までに狩猟者登録した者。 支援は初回登録1回限り。				3,400
【新規】銃猟者技能向上のための支援検討事業	銃猟者の射撃技術向上等のための支援について検討を行う。				448
合計					14,810

3 事業目標・取組状況・改善点

【事業目標】

有害鳥獣捕獲等の即戦力となる狩猟者の確保・育成を図る。  
60歳未満の県内狩猟免許所持者 1,300人(令和12年度末)

【取組状況・改善点】

- ・本事業の実施により、近年、新規狩猟免許取得者は若手を中心にわな猟、銃猟ともに増加傾向にあり、高齢化が進んでいた狩猟者の若返りが進みつつある。
- ・県外射撃場での射撃練習支援のため補助金の上限を撤廃するとともに、銃猟者の射撃技術向上等のための支援のあり方について検討を行う。

## 令和4年度一般会計当初予算説明資料

6款 農林水産業費

4項 林業費

9目 狩猟費

緑豊かな自然課 (内線: 7979)

(単位: 千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
カワウ被害緊急対策事業	4,722	4,231	491				4,722	
トータルコスト	9,454千円 (前年度 8,984千円) [正職員: 0.6人]							
主な業務内容	各種調査に係る委託業務、捕獲技術研修会、カワウ被害対策検討会の開催							
工程表の政策内容	自然環境の保全・再生と野生動植物との共生社会の実現							

### 事業内容の説明

#### 1 事業の目的・概要

カワウによる内水面魚類(アユ等)の捕食により、内水面漁業に対する影響が生じていることを踏まえ、有識者等に意見を伺いながら、全庁的に連携し総合的な対策に取り組む。

#### 2 主な事業内容

(単位: 千円)

区分	内容	予算額
モニタリング調査	カワウの胃内容物調査 (1,457) 漁業被害の実態を把握するとともに、今後重点的に被害対策に取り組むべき時期の検討材料とする。	2,399
	カワウ生息実態調査 (942) 県内全体の営巣地等での季節毎の生息数や繁殖数を調査し、被害対策に関する検討材料とする。また、中国5県や関西広域連合と調査結果等を共有し広域的な被害対策に取り組む。	
捕獲・被害抑制対策	湖山池における効果的な繁殖抑制対策の実施 (2,001) 県内最大の繁殖地である湖山池のコロニー(繁殖営巣地)での効果的な繁殖抑制対策の検討・実施を行う。	2,001
カワウ被害対策検討会の開催	「鳥取県カワウ被害対策指針」による対策の実施状況やカワウの生息状況等を踏まえ、対策の効果検証及び今後の対策等について検討を行う。	322
合計		4,722

※その他河川におけるカワウ飛来数調査、追い払い対策については、「魚を育む内水面漁業活動支援事業」(水産課)で実施する。

#### 3 事業目標・取組状況・改善点

##### 【事業目標】

カワウによる被害実態や生息状況等を把握し、より効果的な捕獲・防除対策を検討する。

##### 【取組状況・改善点】

- ・令和2年6月に「鳥取県カワウ被害対策指針」を改定し、市町村、関係団体等と連携して効果的な対策の検討・実施を行うほか、捕獲技術研修会等を実施し人材育成を図っている。
- ・県内最大の営巣地である湖山池において、営巣地を攪乱させない効果的な方法による捕獲を試験的に実施し、捕獲の効果・有効性の検証を行ったところ、個体群の抑制について効果が見られた。併せて、県内の捕獲従事者に研修を行い、効率的な捕獲と捕獲圧による拡散を防ぐ技術移転にも取り組んできた。引き続き、カワウ被害軽減と適正な個体数管理に取り組んでいく。

令和4年度一般会計当初予算説明資料

8款 土木費  
5項 都市公園費  
3目 公園費

緑豊かな自然課(内線:7981)  
(単位:千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
地域で進める緑のまちづくり事業	6,912	9,192	△2,280				6,912	
トータルコスト	15,587千円(前年度13,945円) [正職員:1.1人]							
主な業務内容	緑化推進イベントの支援、補助金交付事務、全国都化くまもとフェアへの出展							
工程表の政策内容	地域で進める鳥取らしい緑のまちづくりの推進							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

「第30回全国都市緑化とっとりフェア(平成25年)」及び「第30回全国『みどりの愛護』のつどい(令和元年)」の開催を契機に高まった都市緑化推進の機運を継承し、鳥取の幅広い緑化の普及啓発等を継続して行うとともに、新しい時代に相応しい鳥取の豊かな自然や環境を活かした地域主体の美しく魅力的な緑のまちづくりを推進する。

2 主な事業内容

(単位:千円)

区分	細事業	内容	予算額
県民参加の体制整備	「鳥取みどりの伝道師」の派遣	県内で実施する地域の緑化活動に対し、活動団体等のニーズに応じた指導・助言を行い活動のスキルアップ等につなげるため、県に登録した緑化の専門的知識を有する「みどりの伝道師」を派遣する。	762
	花と緑のまちづくり支援事業補助金	県民が主体的に行う地域の緑化活動を推進するため、地域住民の緑化活動を支援する市町村の取組を支援する。 [補助率]市町村負担額の1/2 [補助上限]50千円/件	600
緑化の普及啓発への支援	地域緑化活動育成支援補助金	鳥取の豊かな自然や環境を活かした地域主体の美しく魅力的な緑化を広く県内に普及し、緑化を推進する人材育成などを行う団体等を支援する。 ○普及啓発に係る人材育成 ・人材の育成に係る事業 ・調査・研究に係る事業 [補助率]10/10 [補助上限]1,000千円/件 ○緑化普及に係る事業 ・講座、講演、研修、啓発、交流に係る事業 ・イベント等の企画立案、調整、運営に係る事業 [補助率]3/4 [補助上限]600千円/件	3,200
	花と緑のフェアの開催負担金	県内3箇所で開催する「花と緑のフェア」の開催経費の一部を負担する。(東中西部実行委員会への負担金:負担率1/3)	1,350
	全国都市緑化くまもとフェアへの出展	県外へ緑を通じた「ととりの魅力」を発信するとともに、県内造園技術の育成、向上及び伝承の機会として「全国都市緑化くまもとフェア」(令和4年3月下旬~5月下旬)に出展する。(令和4年度は維持管理及び撤去を実施する。) (令和4年度債務負担行為設定済)	1,000
合計			6,912

3 事業目標・取組状況・改善点

【事業目標】

地域に根ざした継続的な緑化活動の定着と拡大を図る。  
県の事業を活用した地域での緑化活動数 20件以上/年

【取組状況・改善点】

- ・地域に根ざした継続的な緑のまちづくり活動が県内全域に広がるよう、取組の普及啓発や支援を行っている。
- ・花と緑のまちづくり支援事業補助金の対象を見直し、市町村の従来の緑化活動だけでなく、新たな取組や試行的な取組への支援を推進した。

## 令和4年度一般会計当初予算説明資料

8款 土木費  
5項 都市計画費  
3目 公園費

緑豊かな自然課（内線：7403）

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
都市公園管理費	534,864	540,161	△5,297			(使用料) 5,347 (雑入) 12,934 18,281	516,583	
トータルコスト	555,368千円（前年度 555,211千円） [正職員：2.6人]							
主な業務内容	指定管理者等との協議調整、委託業務の執行・管理、備品等の整備、都市公園法等に係る許認可など							
工程表の政策内容	—							

事業内容の説明

### 1 事業の目的・概要

県立都市公園の充実した管理運営を図るため、指定管理者への管理委託、備品の購入等を行う。

### 2 主な事業内容

（単位：千円）

区 分	内 容	予算額
布勢総合運動公園	指定管理料（287,980） [指定管理者]（公財）鳥取県スポーツ協会 [指定管理期間]平成31年4月1日～令和6年3月31日（5年間） [委託料総額]1,437,280千円（債務負担行為設定済）	302,456
	備品等購入費（10,976） トレーニングマシン等の更新	
	大会必備器具の整備（3,500） 不正スタート発見装置等の調達（リース）に係る業務の委託	
東郷湖羽合臨海公園 （燕趙園を除く）	指定管理料（126,380） [指定管理者]（一財）鳥取県観光事業団・（株）チュウブ共同企業体 [指定管理期間]平成31年4月1日～令和6年3月31日（5年間） [委託料総額]630,750千円（債務負担行為設定済）	129,681
	備品等購入費（3,301） トレーニングマシンの更新	
燕趙園	指定管理料（97,400） [指定管理者]（一財）鳥取県観光事業団 [指定管理期間]平成31年4月1日～令和6年3月31日（5年間） [委託料総額]486,100千円（債務負担行為設定済）	98,957
	備品等購入費（357） テントの購入	
	光回線接続工事（1,200） ADSLのサービス終了に伴う光回線接続に係る業務の委託	
指定管理施設運営評価委員会開催費	指定管理施設の管理運営状況の評価を行う指定管理施設運営評価委員会の開催に係る経費	183
米子駅前だんだん広場（直営管理）	米子駅前だんだん広場管理委託料 清掃、植栽管理、時計塔保守に係る業務の委託	1,623
その他	（一社）日本公園緑地協会会費等（160）、標準事務費	1,964
合 計		534,864



## 令和4年度一般会計当初予算説明資料

8款 土木費

5項 都市計画費

緑豊かな自然課（内線：7369）

3目 公園費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
（公共事業） 都市公園機能向上 推進事業	63,400	57,904	5,496		<18,200> 26,000		37,400	県費負担 55,600
トータルコスト	67,343千円（前年度 60,280千円） [正職員：0.5人]							
主な業務内容	改修計画の立案、指定管理者等の協議調整、工事の発注・入札、工事請負契約の締結・監督など							
工程表の政策内容	－							
事業内容の説明								
<b>1 事業の目的・概要</b>								
県立都市公園を訪れる多様な利用者の満足度を高めるため、環境整備を継続的に進め、利用者の利便性向上を図るとともに機能向上を推進する。								
<b>2 主な事業内容</b>								
（単位：千円）								
区分	内容							予算額
布勢総合運動公園	・駐輪場整備 [第1駐車場周辺] ・園路照明灯整備（新設）等							45,756
東郷湖羽合臨海公園	アリーナ照明灯改修 [あやめ池スポーツセンター]							15,702
燕趙園	廊下屋根改修 [道の駅]							1,942
合計							63,400	
（公共事業） 都市公園安全・安心 対策事業	118,000	84,840	33,160	59,000	<41,500> 53,000		6,000	県費負担 47,500
トータルコスト	121,943千円（前年度 87,216千円） [正職員：0.5人]							
主な業務内容	改修計画の立案、指定管理者等の協議調整、工事の発注・入札、工事請負契約の締結・監督など							
工程表の政策内容	－							
事業内容の説明								
<b>1 事業の目的・概要</b>								
県立都市公園施設の耐震化や円滑な移動の確保（バリアフリー化）等の整備を行い、安全で快適な公園づくりを推進する。								
<b>2 主な事業内容</b>								
（単位：千円）								
区分	内容							予算額
布勢総合運動公園	・屋外トイレ改修（洋式化） [第1駐車場] ・車いす使用者用屋根付き駐車場整備 [第1駐車場] ・園路改修（バリアフリー化）							116,672
東郷湖羽合臨海公園	トイレ改修（洋式化） [あやめ池スポーツセンター]							1,328
合計							118,000	

（注）起債欄の〈 〉書きは交付税措置額を除いた額である。

備考欄の県費負担額は、起債欄の〈 〉書きの金額と一般財源の金額を加算した額である。

## 令和4年度一般会計当初予算説明資料

### 8款 土木費

#### 5項 都市計画費

緑豊かな自然課（内線：7369）

#### 3目 公園費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
（公共事業） 公園施設長寿命化事業	28,000	80,000	△52,000	14,000	<9,500> 12,000		2,000	県費負担 11,500
トータルコスト	30,366千円（前年度 82,376千円） [正職員：0.3人]							
主な業務内容	改修計画の立案、指定管理者等の協議調整、工事の発注・入札、工事請負契約の締結・監督など							
工程表の政策内容	－							
事業内容の説明								
<b>1 事業の目的・概要</b>								
県立都市公園利用者の安全・安心の確保及び公園施設長寿命化計画に基づいた機能維持を図るため、公園施設の改修・更新を行う。								
<b>2 主な事業内容</b>								
（単位：千円）								
区分	内容							予算額
東郷湖羽合臨海公園	・休憩施設更新（13,500） ・緩傾斜護岸修繕（設計）（14,500）							28,000
（公共事業） 都市公園維持費	125,254	91,000	34,254				125,254	
トータルコスト	133,140千円（前年度 98,921千円） [正職員：1人]							
主な業務内容	改修計画の立案、指定管理者等の協議調整、工事の発注・入札、工事請負契約の締結・監督など							
工程表の政策内容	－							
事業内容の説明								
<b>1 事業の目的・概要</b>								
県立都市公園施設の計画的な修繕等により、施設修繕費の低減を図り、安全・安心に利用できる都市公園の整備を行う。								
<b>2 主な事業内容</b>								
（単位：千円）								
区分	内容							予算額
布勢総合運動公園	・管理棟天井等補修 [テニス場] ・内野スタンドベンチ更新 [野球場] 等							65,691
東郷湖羽合臨海公園	アリーナ屋根補修 [あやめ池スポーツセンター] 等							45,675
燕趙園	電気設備更新							8,888
その他	災害等による緊急修繕対策費							5,000
合計							125,254	

（注）起債欄の〈 〉書きは交付税措置額を除いた額である。

備考欄の県費負担額は、起債欄の〈 〉書きの金額と一般財源の金額を加算した額である。

## 令和4年度一般会計当初予算説明資料

4款 衛生費

2項 環境衛生費

緑豊かな自然課（内線：7200）

4目 環境保全費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
[終了] 「日本一のすなば」魅力○ ごと事業	0	6,800	△6,800					
トータルコスト	0千円（前年度 7,592千円） [正職員：0人]							
<p>事業内容の説明</p> <p style="margin-left: 40px;">鳥取砂丘活性化・魅力向上プロジェクト（観光戦略課事業）において事業実施することに伴い、事業終了とするもの。</p>								

令和4年度一般会計当初予算説明資料

7 款 商工費

3 項 観光費

山陰海岸ジオパーク海と大地の自然館（電話：0857-72-8988）

1 目 観光費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
山陰海岸ユネスコ世界ジオパーク創生事業費	48,216	44,853	3,363	2,000			46,216	
トータルコスト	81,815千円（前年度78,577千円）〔正職員：3.9人、会計年度任用職員：1人〕							
主な業務内容	中核拠点施設としての整備、ツーリズムの推進、国内外に向けた魅力発信等							
工程表の政策内容	山陰海岸ユネスコ世界ジオパークの魅力づくりと戦略的な観光情報の発信							

事業内容の説明

【「地方創生推進交付金」充当事業】

1 事業の目的・概要

「山陰海岸ユネスコ世界ジオパーク」でのロングトレイルやシーカヤック等アクティビティ活動等の推進、国際化に向けた取組、その他様々なジオパーク活動への支援など山陰海岸ジオパークの魅力向上を図り、国内外からの誘客促進を図るとともに、地域住民の機運醸成を図る取組を推進する。

2 主な事業内容

（単位：千円）

区分	内容	予算額
中核拠点施設としての整備	・情報発信デジタルサイネージの運用 山陰海岸ジオパークの中核拠点施設としてエリア全体の情報発信を行うデジタルサイネージの運用を行う。	424
ツーリズムの推進	・【新規】ガイド人材発掘事業（66） ガイドの高齢化等を踏まえ新たな人材を発掘するため地域資源を学ぶ講座等を開催する。 ・【新規】山陰海岸ジオパークトレイルコースの新たなコース（山間ルート）検討事業（417） ・密にならない山陰海岸ジオパークトレイルツアーモデルプラン造成事業（4,000） 絶景ジオスポット、グルメ、アクティビティなどを関連付けたモデルプランをアウトドア情報誌等を通じてPRすることでツーリズムの推進を図る。	4,483
国内外に向けた魅力発信	・【新規】自然と演劇との共生事業（1,500） アクティビティと演劇などの文化芸術を連携させるためのフォーラム等を開催する。 ・ユネスコ世界ジオパーク道府県連合での情報発信（2,000） ・雑誌・テレビ等メディアを活用等した情報発信（3,000）	6,500
民間活力の振興	・山陰海岸ジオパーク魅力活用総合補助金（17,576） 産業振興、ツーリズム振興、普及・啓発の推進などジオパークに関連した取組を支援する。 ・山陰海岸ジオウォーク補助金（1,500） 民間主体で開催されるウォーキング大会を支援する。	19,076
研究・教育活動の推進	・サイエンスカフェの開催（1,042） ・山陰海岸ジオパーク調査・研究委託（3,098） 鳥取大学等の学術関係者と自然館学芸員が共同で調査・研究を行う。	4,140
国際化対応	・テレビ電話通訳サービスの運用 テレビ電話通訳サービス（12か国語対応）を利用できるタブレットをジオパーク拠点施設等へ配備する。	223
その他	・自然遊歩道の眺望景観回復（1,000） ・山陰海岸ジオパーク推進協議会負担金（6,603） ・鳥取県政ジオバイザリースタッフ経費（50） ・標準事務費（5,717）	13,370
合計		48,216

3 事業目標・取組状況・改善点

【事業目標】

山陰海岸ジオパークの魅力発信を通じて、その認知度向上及び国内外からの誘客促進を図る。  
ジオパークエリアにおけるアクティビティ（自然体験活動）年間参加者数 7,000人（令和6年度末）

【取組状況・改善点】

- ・ロングトレイルやシーカヤックなど山陰海岸ジオパークでのアクティビティ（自然体験活動）が人気であり、それらを利用したツーリズムにより山陰海岸ジオパークへの誘客を図っている。
- ・令和3年度は、トレイルモデルプランをアウトドア情報誌等で紹介し、また、山陰海岸ジオパークの魅力伝える番組を制作しテレビで放映するなど情報発信を行った。

## 令和4年度一般会計当初予算説明資料

### 7 款 商工費

#### 3 項 観光費

山陰海岸ジオパーク海と大地の自然館（電話：0857-73-1445）

#### 1 目 観光費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
山陰海岸ジオパーク海と大地の自然館運営費	9,522	59,219	△49,697			(使用料) 81 (雑入) 40 121	9,401	
トータルコスト	19,463千円（前年度 69,180千円）〔正職員：0.9人、会計年度任用職員：1人〕							
主な業務内容	会計事務、物品管理、施設管理、関係機関との調整							
工程表の政策内容	山陰海岸ユネスコ世界ジオパークの魅力づくりと戦略的な観光情報の発信							
事業内容の説明								
<b>1 事業の目的・概要</b>								
「山陰海岸ジオパーク海と大地の自然館」の管理運営に要する経費。								
<b>2 主な事業内容</b> <span style="float: right;">（単位：千円）</span>								
区 分	内 容							予算額
施設・設備維持管理費等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設管理 機械警備、館内清掃、一般廃棄物等処理、ろ過海水搬入</li> <li>・設備管理 自動ドア保守点検 等</li> </ul>							6,131
事務費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職員旅費、光熱水費、消耗品費 等</li> </ul>							3,391
合 計							9,522	
山陰海岸ジオパーク海と大地の自然館事業費	〔債務負担行為〕 9,488 5,942	5,907	〔債務負担行為〕 9,488 35				〔債務負担行為〕 9,488 5,942	
トータルコスト	29,586千円（前年度 29,568千円）〔正職員：1.7人、会計年度任用職員：3.6人〕							
主な業務内容	山陰海岸ジオパークに関する教育普及活動業務、資料の収集、展示、調査研究							
工程表の政策内容	山陰海岸ユネスコ世界ジオパークの魅力づくりと戦略的な観光情報の発信							
事業内容の説明								
<b>1 事業の目的・概要</b>								
山陰海岸ユネスコ世界ジオパークの拠点施設として、その魅力をより多くの方に知っていただくため、対象地域の資料収集や調査研究を行い、「山陰海岸ジオパーク海と大地の自然館」内の展示を充実させるとともに、教育普及活動を図るための魅力的な講座を開催する。								
<b>2 主な事業内容</b> <span style="float: right;">（単位：千円）</span>								
区 分	内 容							予算額
体験学習講座	外部団体と連携した体験学習講座の開催							600
資料収集研究費	山陰海岸ジオパークの海洋生物研究及び潜水調査による生物の採取							216
事務費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・3D映像機器等リース・保守料 〔債務負担行為〕9,488千円（令和5～9年度）</li> <li>・展示用消耗品</li> <li>・チラシ、リーフレット印刷費</li> <li>・デジタル地球儀サーバ利用料</li> </ul>							5,126
合 計							5,942	

## 令和4年度一般会計当初予算説明資料

### 2款 総務費

#### 2項 企画費

くらしの安心推進課（内線：7989）

#### 3目 交通対策費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
支え愛交通安全総合対策事業	3,617	3,617	0				3,617	
トータルコスト	8,349千円（前年度13,123千円） [正職員：0.6人]							
主な業務内容	鳥取県支え愛交通安全条例に基づく広報啓発業務							
工程表の政策内容	交通安全対策の推進、県民が安心して暮らせる犯罪のないまちづくりの推進							

#### 事業内容の説明

##### 1 事業の目的・概要

鳥取県支え愛交通安全条例(平成28年制定)に基づき、交通事故のない鳥取県の実現に向け、安全運転サポート車の普及促進、自転車用ヘルメットの着用促進、信号のない横断歩道での一時停止の励行などを啓発し、機運醸成を図る。

（みんなでかぶろう！守ろう！ヘルメット着用推進事業を統合）

##### 2 主な事業内容

（単位：千円）

区 分	内 容	予算額
安全運転サポート車の普及促進	安全運転サポート車の体験試乗会の開催（東・中・西部地区で実施）	225
おもてなしヘルメット購入支援事業	観光客・宿泊客を対象に自転車の貸出サービス（レンタルサイクルサービス）を行う事業者が、利用者のための自転車用ヘルメットを購入する経費の一部を補助する。 [補助対象] 観光協会、ホテル、旅館組合 等 [補助率] 1/2 [補助上限] 2千円/個	200
ヘルメット着用推進等啓発	ヘルメット着用、自転車保険加入を啓発するためのチラシの制作等	500
自転車用ヘルメット着用推進協力企業支援	自転車通勤を行う従業員のヘルメット着用により自主的に取り組む企業と協定を結び、企業の取組を積極的に支援する。 （支援内容） ・ 県ホームページによる協力企業の取組内容の紹介 ・ 研修会講師の派遣 ・ 研修資料及び見本用の自転車用ヘルメットの貸与 等	2,692
合 計		3,617

##### 3 事業目標・取組状況・改善点

###### 【事業目標】

県民の自転車用ヘルメットの着用率向上を図る。

###### 【取組状況・改善点】

- ・ 本県では、平成23年から令和2年までの10年間で自転車事故によって32人が死亡、1,466人が負傷している。（鳥取県警調査）
- ・ 県民の自転車用ヘルメット着用率向上を図るため、テレビやラジオを介して、ヘルメット着用促進と自転車損害賠償保険加入促進等呼びかけた。
- ・ 県立高等学校では、令和5年度までに通学時の自転車用ヘルメット着用を義務化することとしており、新1年生から順次自転車通学の許可条件とする学校や、生徒会とPTAが連携してヘルメット着用希望者にヘルメットを貸与する学校など、各校が実情に応じた取組を行っている。

令和3年度の新1年生から順次自転車通学の許可条件としている学校 6校

令和4年度の新1・2年生から順次自転車通学の許可条件とする学校 18校

## 令和4年度一般会計当初予算説明資料

### 2款 総務費

#### 2項 企画費

くらしの安心推進課（内線：7989）

#### 3目 交通対策費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
交通安全対策推進事業	7,082	7,242	△160				7,082	
トータルコスト	13,391千円（前年度 13,579千円） [正職員：0.8人]							
主な業務内容	交通安全に係る各種広報啓発、補助金交付、補助事業者との連絡調整							
工程表の政策内容	交通安全対策の推進、県民が安心して暮らせる犯罪のないまちづくりの推進							

#### 事業内容の説明

##### 1 事業の目的・概要

交通事故のない地域社会を実現するため、県民への意識啓発など各種交通安全対策を推進し、交通事故の防止を図る。

鳥取県交通対策協議会の活動経費を助成し、国、市町村、関係機関及び団体と連携して交通安全対策を実施する。

##### 2 主な事業内容

（単位：千円）

区分	内容	予算額
鳥取県交通安全対策会議等	鳥取県交通安全対策会議の開催及び鳥取県交通安全実施計画の策定・広報	181
鳥取県交通対策協議会補助事業費	鳥取県交通対策協議会の活動支援 [補助率] 10/10 ・交通安全普及ポスター、啓発用品の作成及び広報啓発活動 ・交通安全県民大会の開催 ・高齢者交通安全対策事業（交通安全講習）の実施 ・事務局運営経費（事務員1名の人件費含む）	6,901
合計		7,082

##### 3 事業目標・取組状況・改善点

###### 【事業目標】

- ・交通事故の発生件数、交通事故による死者数の減少を図る。  
 年間交通事故死者数 16人以下（令和7年度末目標）  
 年間交通事故重症者数 85人以下（令和7年度末目標）
- ・安全運転サポート車体験試乗会等の普及啓発活動を実施し、高齢者による事故の防止を図る。

###### 【取組状況・改善点】

- ・令和3年の県内の交通事故発生件数・負傷者数ともに平成7年から17年連続で減少した。  
 発生件数 618件（前年比△10件、△1.6%）  
 負傷者数 694人（前年比△55人、△7.3%）  
 死者数 19人（前年比+2人、+11.8%）
- ・チャイルドシートの使用徹底、自転車の安全利用等を重点目標に定め、交通安全運動を実施した。
- ・高齢者に対し、車両に衝突被害軽減ブレーキやペダル踏み間違い時加速抑制装置等の機能が整備された「安全運転サポート車」の普及に努めている。

## 令和4年度一般会計当初予算説明資料

2 款 総務費

2 項 企画費

くらしの安心推進課（内線：7989）

3 目 交通対策費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
交通事故相談所運営事業	590	590	0				590	
トータルコスト	2,167 千円（前年度 7,838 千円） [正職員：0.2 人]							
主な業務内容	交通事故相談所の運営							
工程表の政策内容	交通安全対策の推進、県民が安心して暮らせる犯罪のないまちづくりの推進							
事業内容の説明								
<p><b>1 事業の目的・概要</b> 交通事故被害者等の救済を行うため、交通事故相談所（鳥取・米子）を運営する。</p> <p><b>2 主な事業内容</b> 鳥取・米子の交通事故相談所において公正・中立な立場で、相談者に対し損害賠償問題、示談交渉等に関する示唆、助言を行い、紛争解決と被害者等の救済を図る。</p>								



# 令和4年度一般会計当初予算説明資料

## 3款 民生費

### 1項 社会福祉費

くらしの安心推進課（内線：7183）

#### 1目 社会福祉総務費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
犯罪被害者等相談・支援事業	24,369	20,386	3,983	10,598			13,771	
トータルコスト	36,198千円（前年度 32,268千円）〔正職員：1.5人〕							
主な業務内容	講演会の開催、広報啓発、性暴力被害者支援、啓発・支援員研修等の開催							
工程表の政策内容	県民が安心して暮らせる犯罪のないまちづくりの推進							

#### 事業内容の説明

##### 1 事業の目的・概要

被害者支援団体が取り組む県民向け啓発事業や、被害者等に対する見舞金給付を行う市町村を支援し、支援団体の認知度向上及び被害者等支援に関する県民の理解促進を図る。

性的暴力を受けた被害者支援に係る電話・面接相談や医療的・法的支援のほか、支援員養成講座や研修、関係機関の協議会の運営などを総合的に行う「性暴力被害者支援センターとっとり」の運営費を助成し、支援活動の推進を図る。

##### 2 主な事業内容

（単位：千円）

区分	内容	予算額
犯罪被害者等支援事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>○【新規】犯罪被害者等支援活動費補助金 被害者支援団体の活動を県民に広く周知するための費用について支援する。 〔事業主体〕 被害者支援団体 〔補助率〕 3/4</li> <li>○鳥取県犯罪被害者等見舞金給付補助金 犯罪被害者又はその遺族に対して、見舞金を支給する市町村を支援する。 〔事業主体〕 市町村 〔補助率〕 1/2 〔補助上限〕 遺族見舞金：150千円 傷害見舞金：50千円</li> <li>○犯罪被害者支援を考える研修会の開催</li> </ul>	1,990
性暴力被害者支援事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>○鳥取県性暴力被害者支援連携事業補助金 〔事業主体〕 鳥取県性暴力被害者支援協議会 〔補助率〕 10/10 〔補助対象経費〕 <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 被害者支援費 <ul style="list-style-type: none"> <li>・支援員活動経費</li> <li>・【拡充】支援員の夜間休日緊急対応手当</li> <li>・産婦人科、精神科等受診費用、弁護士費用支援費</li> <li>・被害者支援連携会議の開催費等</li> </ul> </li> <li>(2) 啓発・支援員研修費 <ul style="list-style-type: none"> <li>・支援員養成講座、性暴力被害者支援を考える公開講座の開催費</li> <li>・出前講座の実施経費</li> <li>・相談窓口の広報経費等</li> </ul> </li> <li>(3) 性暴力被害者支援協議会組織の運営等 <ul style="list-style-type: none"> <li>・【拡充】協議会事務局非常勤職員1名増員</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul>	22,379
合計		24,369

### 3 事業目標・取組状況・改善点

#### 【事業目標】

- ・犯罪被害者等支援に関する条例制定市町村目標数 19市町村（令和4年度末）
- ・県政参画電子アンケートによる被害者支援団体の認知度 50%以上（令和4年度）

#### 【取組状況・改善点】

- ・犯罪被害者等支援条例制定市町村数 令和3年度当初：6町→令和3年度末見込：8町
- ・性暴力被害者支援センターとっとりでは令和3年5月に中部相談室を新設し、国コールセンターを活用した24時間365日の相談受付を令和3年10月に開始するなど体制拡充を図った。  
＜性暴力被害者支援センターととりの相談受理件数＞  
平成29年度：147件、平成30年度：311件、令和元年度：323件、令和2年度：316件

## 令和4年度一般会計当初予算説明資料

### 3款 民生費

#### 1項 社会福祉費

くらしの安心推進課 (内線: 7183)

#### 1目 社会福祉総務費

(単位: 千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
犯罪のないまちづくり普及啓発事業	1,731	1,731	0				1,731	
トータルコスト	11,194千円 (前年度 11,236千円) [正職員: 1.2人]							
主な業務内容	県民の総合的防犯意識啓発、防犯リーダー養成、優良防犯施設の認定							
工程表の政策内容	県民が安心して暮らせる犯罪のないまちづくりの推進							

#### 事業内容の説明

##### 1 事業の目的・概要

通学路の見守り活動など地域の自主防犯活動の活性化、鍵かけ推進・万引き防止等の街頭キャンペーン、防犯リーダー研修、防犯施設認定及び青色防犯パトロール等の活動を推進することにより、県民の防犯意識を高め、安心して暮らすことのできる地域社会の実現を図る。

##### 2 主な事業内容

(単位: 千円)

区 分	内 容	予算額
県民の総合的防犯意識啓発	○鳥取県犯罪のないまちづくり推進計画の周知 ○街頭キャンペーンの実施 啓発物品を制作するとともに、鍵かけ推進・万引き防止のチラシを配布し、街頭啓発を行う。 ○ながら見守り、通学路等の見守り活動の啓発	396
地域安全フォーラム開催補助金	主催の公益社団法人鳥取県防犯連合会に対し、講師謝金・旅費、会場借上料等を助成する。	541
防犯リーダー研修会の開催	地域の防犯活動や見守り活動の活性化を図るとともに、核となって活動するリーダーや防犯見守り活動者を養成する研修会を開催する。	295
優良防犯施設認定制度の促進	学校、共同住宅、駐車場、深夜小売業店舗等を対象とした優良防犯施設を認定する。	88
鳥取県犯罪のないまちづくり協議会の開催	鳥取県犯罪のないまちづくり推進計画の策定、推進計画に基づく犯罪のないまちづくりに関する施策の実施状況や重要事項を調査審議するための協議会を開催する。	261
青色防犯パトロール活動促進事業	青色防犯パトロールの実施時においてパトロール車両に必要な装備品として義務づけられている「青色回転灯」と「広報用マグネットシート」を民間の活動団体に支給する。	150
合 計		1,731

##### 3 事業目標・取組状況・改善点

###### 【事業目標】

地域で活躍する防犯ボランティア等を養成するとともに、地域防犯力向上に繋がる啓発活動を行うことで、安全・安心な地域を実現する。

防犯リーダー研修会年間参加者目標数 100人 (令和4年度末)

###### 【取組状況・改善点】

- ・新型コロナウイルス感染症の影響により、令和3年度防犯リーダー研修会は中止したが、防犯ボランティア団体に「防犯ボランティア活動マニュアル (全国防犯協会連合会出版)」を送付し、活動の参考としていただいた。
- ・SNS、あんしんトリピーメール等を活用し、県民に対して鍵かけ、盗難防止を呼びかけた。

## 令和4年度一般会計当初予算説明資料

### 4 款 衛生費

#### 1 項 公衆衛生費

くらしの安心推進課（内線：7877）

#### 3 目 予防費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新) 動物譲渡情報促進事業	(債務負担行為) 4,365 4,443	0	(債務負担行為) 4,365 4,443				(債務負担行為) 4,365 4,443	
トータルコスト	5,232 千円（前年度 0 千円） [正職員：0.1 人]							
主な業務内容	犬猫譲渡サイト管理事務等							
工程表の政策内容	動物愛護の推進							
事業内容の説明								
<b>1 事業の目的・概要</b>								
犬猫の殺処分ゼロに向け、県や県民・ボランティア等が飼養する犬猫の譲渡情報を集約するとともに、オンラインを活用した譲渡会等も開催することで、新たな飼い主への譲渡を促進する。								
<b>2 主な事業内容</b>								
（単位：千円）								
区 分	内 容							予算額
犬猫譲渡情報集約ウェブサイト開設委託等	犬猫譲渡情報集約ウェブサイト開設委託及び運営費 〔債務負担行為〕 4,365 千円（令和5～9年度）							4,443
合 計							4,443	
<b>3 事業目標・取組状況・改善点</b>								
<b>【事業目標】</b>								
新しい飼い主への譲渡を促進し、犬猫の収容・処分頭数を削減する。								
目標値（令和12年） 収容・引取り数：犬100頭以下、猫200頭以下								
致死処分頭数：犬及び猫 最終目標ゼロ								
<b>【取組状況・改善点】</b>								
<ul style="list-style-type: none"> <li>・これまで、犬猫の譲渡・返還の情報は、県ホームページに掲載してきたが、譲渡者と譲受者の交渉は、県を介していたため煩雑となり、時間を要していた。</li> <li>・ボランティア団体等が有する譲渡情報は、主に各団体が開設するHPやSNSのみに掲載され、県内の譲渡情報を幅広く取得することが困難であった。</li> <li>・このため、県・個人・ボランティアの情報を集約し、情報発信を促進するウェブサイトを開設し、各情報の更新頻度や発信力を高め、併せて、譲受希望者とサイト上で直接交渉できるようにすることで利便性を向上させ、譲渡促進を図る。</li> <li>・サイト上では、オンライン譲渡会を開催し、これまで情報発信のノウハウがない団体・個人でも容易に発信できる環境を整備し、より多くの方に犬猫の譲渡情報を配信する。</li> </ul>								
鳥取県西部犬猫センター（仮称）整備事業	0	3,278	△3,278					
トータルコスト	0 千円（前年度 4,070 千円） [正職員：0 人]							
主な業務内容	鳥取県西部犬猫センター（仮称）の整備等							
工程表の政策内容	動物愛護の推進							
事業内容の説明								
「鳥取県西部犬猫センター（仮称）」の整備に向け、設置場所の選定を進めており、引き続き検討を行う。（令和4年度中に選定予定）								

## 令和4年度一般会計当初予算説明資料

### 4款 衛生費

#### 1項 公衆衛生費

くらしの安心推進課（内線：7877）

#### 3目 予防費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
動物愛護センター機能支援事業	25,623	28,403	△2,780				25,623	
トータルコスト	26,412千円（前年度 29,195千円） [正職員：0.1人]							
主な業務内容	犬猫の譲渡促進・動物愛護の普及啓発、補助金業務等							
工程表の政策内容	動物愛護の推進							

#### 事業内容の説明

##### 1 事業の目的・概要

（公財）動物臨床医学研究所の動物愛護施設「人と動物の未来センター“アミティエ”」を、鳥取県動物愛護センターとして位置付け、県が引取り等を行った犬猫の中長期的な飼養、治療、不妊去勢手術及びマイクロチップ装着等を行い、新たな飼い主へ譲渡を促進するほか、適正飼養の指導及び動物愛護の普及啓発等を実施する。

##### 2 主な事業内容

（単位：千円）

区 分	内 容	予算額
動物愛護センター機能委託	○委託先 （公財）動物臨床医学研究所 （人と動物の未来センター“アミティエ”） ○委託内容（令和3～4年度債務負担行為設定済） ・動物愛護センターとして収容している譲渡対象動物の中長期的な飼養及び譲渡に係る事業 ・譲渡対象動物の健康管理、不妊去勢手術に係る事業 ・負傷動物の治療に係る事業 ・動物愛護の普及啓発行事（動物愛護週間行事） ・適正飼養指導（犬のしつけ方教室） ・県直接譲渡動物の不妊去勢手術（犬猫） ・県直接譲渡動物のマイクロチップ装着（猫のみ）	24,658
鳥取県動物愛護センター施設費補助金	○事業主体 （公財）動物臨床医学研究所 ○補助内容 ・動物愛護センター機能を維持・向上するために必要な施設の整備費 [整備概要] 駐車場の緑化整備（事業費：2,915千円） [補助率] 1/2（県965千円、鳥取市493千円、事業主体1,457千円）	965
合 計		25,623

##### 3 事業目標・取組状況・改善点

###### 【事業目標】

アミティエと連携して収容動物の譲渡促進及び普及啓発の取組を推進する。

アミティエへの譲渡頭数 85頭（令和4年度）

###### 【取組状況・改善点】

- ・年間犬猫70頭以上を県及び鳥取市の収容施設から受け入れており、譲渡促進に貢献している。
- ・来場者は例年約3,000人／年あり、犬猫の適正飼養指導、動物愛護啓発の重要な拠点である。  
 （来場者数：H29：3,749人、H30：3,823人、R1：3,605人、R2：1,760人）  
 ※R2は新型コロナウイルス感染症拡大の影響により例年より大幅に減少
- ・収容・処分頭数の一層の削減のため、飼い主に対する適正飼養の普及啓発を更に推進する。

令和4年度一般会計当初予算説明資料

4款 衛生費

1項 公衆衛生費

くらしの安心推進課（内線：7877）

3目 予防費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
動物愛護管理推進事業	10,261	9,796	465			(手数料) 1,401	8,860	
トータルコスト	48,902千円（前年度 48,609千円） [正職員：4.9人]							
主な業務内容	犬・猫の保護収容、監視指導、各種申請事務、普及啓発、連絡調整等							
工程表の政策内容	動物愛護の推進							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

人と動物が共生する社会の実現に向け、動物の愛護及び管理に関する法律、鳥取県動物の愛護及び管理に関する条例及び狂犬病予防法に基づき、動物ボランティアに対する活動経費等の助成、動物愛護に係る学校等への出前教室、ペットショップ事業者等に対する動物取扱責任者研修の開催、犬管理所に対する夜間休日の管理委託及び県が収容等を行う動物の管理など、動物の適正飼養の普及啓発等を行う。

2 主な事業内容

（単位：千円）

区分	内容	予算額
鳥取県動物愛護推進協議会	協議会委員の報償費、旅費	196
鳥取県動物福祉推進事業補助金	動物福祉、動物愛護管理に取り組む県内民間団体等への支援 [事業主体] ・県譲渡ボランティアに登録している団体及び個人 ・公益法人 ・NPO法人又は営利を目的としない団体 [補助対象] ・啓発活動 譲渡会、写真展などのイベント、小学校等への出前教室、啓発資料作成などの活動に係る経費 ・譲渡活動 県から譲渡された犬、猫の譲渡会に係る会場費、広告費、不妊去勢手術費、マイクロチップ装着費、疾病検査等の衛生費、狂犬病予防法に基づく注射料、注射済票交付手数料、登録料、離乳前の子猫を預かり離乳するまで飼養管理するためのミルク（ボランティアには子猫1匹につき、粉ミルク1缶を現物支給） [補助率・補助上限] ・県登録譲渡ボランティア（団体、個人）、公益法人 啓発活動 1/2（法人・団体：上限300千円、個人：上限100千円） 譲渡活動 1/2（団体：上限500千円、個人：上限200千円） ※譲渡活動のうち、不妊去勢手術費、マイクロチップ装着費（猫のみ）の補助率は10/10 ・一般団体（啓発活動のみ） 1/3（上限100千円）	1,431
動物取扱責任者研修会	外部講師の報償費、旅費	237
犬管理所委託料	休日管理、脱臭設備保守点検、浄化槽管理、医療廃棄物処理 【拡充】西部犬管理所の清掃等業務委託（平日・2日/週）	2,991
動物の収容、飼養管理、譲渡、適正飼養の普及啓発、監視指導等に係る経費等	○動物取扱業者の監視指導経費、動物福祉・動物愛護に関する普及啓発指導経費、ボランティアと連携した活動経費、収容動物の餌代 ○医薬材料費、動物病院治療費、処分動物火葬費、事業実施に係る連絡調整費	5,406
合 計		10,261

3 事業目標・取組状況・改善点

【事業目標】

犬・猫の致死処分頭数をゼロにする。

【取組状況・改善点】

・適正飼養等の啓発や収容動物の譲渡推進等により、県が引取りや致死処分を行う犬猫の頭数は減少している。

犬猫の収容・引取り頭数 H27：犬207頭、猫871頭⇒R2：犬126頭、猫281頭

犬猫の処分頭数（死体収容を除く）H27：犬8頭、猫788頭⇒R2：犬7頭、猫80頭

・飼い主の適正飼養・終生飼養の徹底について普及啓発していくとともに、登録譲渡ボランティア等と連携して譲渡促進に取り組み、更なる収容・処分頭数の削減を図る。

令和4年度一般会計当初予算説明資料

4款 衛生費

1項 公衆衛生費

くらしの安心推進課 (内線：7877)

3目 予防費

(単位：千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
人と猫の共生社会推進対策事業	5,099	3,485	1,614			(寄附金) 200	4,899	
トータルコスト	10,619千円 (前年度 9,030千円) [正職員：0.7人]							
主な業務内容	繁殖制限措置の普及啓発、適正飼養・動物愛護意識の普及啓発、補助金事務等							
工程表の政策内容	動物愛護の推進							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

収容動物の多くを占める猫について、飼い猫及び飼い主のいない猫に対して不妊去勢手術等による繁殖制限等の経費助成を獣医師会及び市町村を通じて行い、収容頭数を縮減する。また、地域猫活動のモデルとなる取組を市町村と協働して支援するなど、適正飼養・動物愛護意識の普及啓発を推進する。

2 主な事業内容

(単位：千円)

区分	内容	予算額
飼い主のいない猫の繁殖制限対策	○不妊去勢手術への助成を行う市町村に対する支援を行う。 [補助率] 1/2 [補助上限] 5千円/頭 ○猫捕獲用の檻を県と市町村に配備し、捕獲者に貸し出す。 ・市町村への購入支援 [補助率] 1/2 [補助上限] 9千円/台	3,559
地域猫活動モデル事業	○繁殖制限措置支援 地域猫活動への助成を行う市町村に対する支援を行う。 [対象経費] 不妊去勢手術費及び広報費 [補助率] 1/2 [補助上限] メス 23千円/頭、オス 15千円/頭 ○飼養管理支援 繁殖制限措置支援により不妊去勢手術を行った猫を対象に地域猫活動モデル事業を行う地域住民集団に対して地域猫の管理費(猫砂、エサ代、衛生・治療費等)を支援する。 [補助額] 定額 (10千円/頭) ○意見交換 地域猫活動に対する理解を深め、普及促進するために、知見のある専門家を招き、意見交換を実施する。 ※地域猫活動：所有者のいない猫を捕まえて不妊去勢手術を行った後、元の場所に戻し、地域で飼養管理する活動	740
飼い猫の繁殖制限対策	○不妊去勢手術への助成を行う(公社)鳥取県獣医師会に対する支援を行う。 [補助額] 定額 (メス 4千円/頭、オス 2千円/頭)	800
合計		5,099

3 事業目標・取組状況・改善点

【事業目標】

猫の繁殖制限対策を推進し、猫の収容・処分頭数及び猫に関する苦情件数を削減する。

【取組状況・改善点】

- ・犬、猫とも収容数は減少したが、猫に係る苦情・相談件数は増加傾向にある。  
犬の収容数 H27：207頭⇒R2：126頭  
猫の収容数 H27：871頭⇒R2：281頭 (うち所有者のいない猫 H27：716頭⇒R2：97頭)  
猫に係る苦情・相談件数 H27：777件⇒R2：1,227件
- ・飼い主のいない猫の繁殖制限対策に取り組む市町村は、平成28年度は10市町のみであったが、令和2年度から全市町村が実施しており、全県的な取組へと発展した。
- ・猫の繁殖制限対策を推進するとともに、猫の糞尿等の課題への対応を含め、地域猫対策に引き続き取り組む。

## 令和4年度一般会計当初予算説明資料

### 4款 衛生費

#### 2項 環境衛生費

くらしの安心推進課（内線：7247）

#### 2目 食品衛生指導費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
食の安全・安心 HACCP （ハザップ）推進事業	29,447	39,489	△10,042				29,447	
トータルコスト	34,967千円（前年度 45,034千円） [正職員：0.7人]							
主な業務内容	事業者への HACCP 導入の指導及び支援、消費者への啓発、補助金事務							
工程表の政策内容	県民の食の安全の確保と食に対する信頼性の向上							

#### 事業内容の説明

##### 1 事業の目的・概要

食品衛生法の改正(令和3年6月)に伴い、原則全ての食品等事業者に義務化された「HACCPによる衛生管理」について、事業所への専門員の派遣、設備整備等へ経費助成、導入研修により導入の徹底を図るとともに、巡回による確認等を実施し、適切に制度を運用していく。

##### 2 主な事業内容

（単位：千円）

区 分	内 容	予算額
食品事業所への専門員派遣	業種、業態等に応じた専門員を各事業所に派遣し、HACCP 導入に取り組む事業者を支援する。	6,336
事業者への施設・設備整備への補助	事業主体	HACCP 導入に取り組む事業者
	補助要件	条例 HACCP 適合施設（県食品衛生条例に基づく認定制度）の認定取得又は当該認定基準と同等の衛生管理の導入
	対象経費	HACCP 導入に係る施設・設備の整備及び外部専門家への委託
	補助率	1/2
	補助上限	1,500千円/件
HACCP 導入研修会の開催	対象基準及び手引書による業種ごとに、HACCP 導入研修を開催し、事業者の支援を行う。 [開催回数] 22回	3,630
食品事業所の HACCP 運用確認	HACCP 導入した各事業所を外部委託業者が巡回し、HACCP の継続運用を支援する。	6,780
事業者への研修参加促進	新聞やホームページ等により研修会を周知する。	701
合 計		29,447

##### 3 事業目標・取組状況・改善点

###### 【事業目標】

HACCP 導入済の事業者に対する監視指導及び新規事業者や新規許可業種等に対する導入支援を推進する。

###### 【取組状況・改善点】

- ・新規事業者や新規許可業種を対象に HACCP 導入研修会を開催し、令和3年度は飲食業、漬物等製造業等の200事業所が受講し、HACCP 導入する見込みである。

HACCP 導入事業所数：4,936事業所、導入率：60%（令和3年12月現在）

- ・これまで HACCP 導入した事業者に対し、県、食品衛生協会等が巡回し、制度運用を確認してきたが、令和4年度から新たに外部委託による制度運用の確認も行う。
- ・HACCP 導入していない事業者に対して、随時保健所職員が重点的に巡回し指導する。

## 令和4年度一般会計当初予算説明資料

### 4款 衛生費

#### 2項 環境衛生費

くらしの安心推進課（内線：7247）

#### 2目 食品衛生指導費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
食品衛生指導事業	25,294	26,270	△976	190		(手数料) 17,171	7,933	
トータルコスト	179,071千円（前年度 180,730千円） [正職員：19.5人]							
主な業務内容	営業許可、監視指導、普及啓発、消費者及び営業者教育など							
工程表の政策内容	県民の食の安全の確保と食に対する信頼性の向上							

#### 事業内容の説明

##### 1 事業の目的・概要

食品の安全確保のため、食品営業施設の許可・監視指導のほか、食品検査及び食品衛生の普及啓発を行う。また、食品の生産から消費に携わる様々な立場の事業者と県民・消費者等との相互理解の促進を図るとともに、毎年策定する食品監視計画等についてパブリックコメント等による県民からの意見を施策等に反映させ、食品の安全性の確保を推進する。

##### 2 主な事業内容

（単位：千円）

区分	内容	予算額		
食品取扱い施設に対する営業許可、監視指導	食品衛生法に基づき営業許可を要する営業（飲食店営業等）について、施設の事前調査及び営業許可を行うとともに、営業施設へ立入り、監視指導等を行う。	1,238		
食中毒発生時の調査及び拡大防止	食品による健康被害が発生した際、原因究明等を行い、被害拡大防止のための必要な指導を行う。	20,754		
食品営業者への指導教育	食品営業者等で組織する（一社）鳥取県食品衛生協会が、食品衛生の普及・向上のため自主的に実施する食品衛生指導等の事業に対し支援する。	1,784		
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">事業主体</td> <td>（一社）鳥取県食品衛生協会</td> </tr> <tr> <td>補助内容</td> <td>・食品衛生指導員活動推進事業 [補助率] 1/2 ・食品衛生大会開催事業 [補助率] 1/2</td> </tr> </table>		事業主体	（一社）鳥取県食品衛生協会
事業主体	（一社）鳥取県食品衛生協会			
補助内容	・食品衛生指導員活動推進事業 [補助率] 1/2 ・食品衛生大会開催事業 [補助率] 1/2			
消費者及び食品事業者への啓発	消費者及び食品事業者に対して、食中毒を注意喚起するための広報及び予防講習会等を開催する。	612		
食の安全推進会議の開催	様々な立場から食に関する情報や県の施策に関する意見を受けるため、食の安全推進会議を開催する。 ・開催回数 年3回程度 ・委員構成 学識経験者、生産者、食品事業者、消費者等12名	436		
食品衛生検査の信頼性確保	衛生環境研究所が行う食品衛生検査の信頼性確保のため、外部機関による精度管理調査及び内部点検を行う。	280		
カネミ油症健康実態調査	国が行うカネミ油症に関する研究の健康実態調査をする。（国委託事業）	190		
合 計		25,294		

##### 3 事業目標・取組状況・改善点

###### 【事業目標】

- ・食品衛生法違反の発生率を0%とする。
- ・食品重点監視対象施設（※）への監視率を100%とする。

年間監視目標件数 約4,800件

※食品重点監視対象施設：各県の状況にあわせて重点的に監視を行う必要がある施設（大量調理する給食施設、野生鳥獣肉処理施設等）や食品衛生法違反を発生させた施設。

###### 【取組状況・改善点】

- ・飲食店等への食品衛生法改正に係る事業周知や新型コロナウイルス感染症感染防止対策に係る指導等の機会を捉え、食品衛生監視指導計画に基づき、効果的に監視指導を行い、食品衛生法違反防止に努めている。
- ・中国四国厚生局、同地区都道府県及び保健所設置市で組織する広域連携協議会への参加や鳥取市との情報共有など、他自治体と連携した指導を行っている。



## 令和4年度一般会計当初予算説明資料

4款 衛生費

2項 環境衛生費

くらしの安心推進課（内線：7284）

2目 食品衛生指導費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
食肉衛生検査所管理運営事業	17,067	14,022	3,045			(手数料) 17,067		
トータルコスト	120,374千円（前年度117,787千円）〔正職員：13.1人〕							
主な業務内容	と畜検査、と畜場及び食肉処理施設の監視及び指導							
工程表の政策内容	—							
<b>事業内容の説明</b> <b>1 事業の目的・概要</b> 食肉衛生検査所において「と畜検査」等を行い、食肉の衛生確保に努める。 <b>2 主な事業内容</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・(株)鳥取県食肉センターに搬入される牛・豚等の獣畜のと畜検査をする。</li> <li>・と畜場管理者及び作業員への衛生指導をする。</li> </ul>								
くらしの安心推進課管理運営事業	8,150	2,513	5,637			(手数料) 142	8,008	
トータルコスト	12,093千円（前年度6,474千円）〔正職員：0.5人〕							
主な業務内容	課内・地方機関及び関係機関との連絡・調整							
工程表の政策内容	—							
<b>事業内容の説明</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・くらしの安心推進課内の連絡調整・事業実施に要する経費である。</li> <li>・調理師、製菓衛生師、ふぐ処理師の免許の登録事務等に要する経費である。</li> </ul>								

## 令和4年度一般会計当初予算説明資料

### 4款 衛生費

#### 2項 環境衛生費

くらしの安心推進課（内線：7211）

#### 3目 環境衛生連絡調整費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
徹底した感染拡大予防対策による安心創出事業	54,500	100,000	△45,500	54,500				
トータルコスト	68,074千円（前年度 121,506千円）〔正職員：1人、会計年度任用職員：2人〕							
主な業務内容	補助金事業、認証店の拡大・情報発信							
工程表の政策内容	適切な感染対策を取り運用している施設を認定する「認証店」制度の運用と普及啓発・利用促進							

事業内容の説明 【「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」充当事業】

#### 1 事業の目的・概要

事業者が新型コロナウイルス感染予防対策例（ガイドライン）に沿った取組を継続的に実施するための経費を支援する。

また、県民や観光客等が安心して利用できる新型コロナ安心対策認証店（以下「認証店」とする。）

（※）の認証取得に向けた支援及び普及促進を行う。

※新型コロナ安心対策認証店：新型コロナウイルス感染拡大予防対策例（ガイドライン）に基づき作成した新型コロナ感染防止対策チェックリストに沿って、全ての感染防止対策に取り組む店舗を県が審査し認証する。

#### 2 主な事業内容

（単位：千円）

区分	内容	予算額
感染予防対策推進補助金	感染予防対策を維持するために必要な設備等の導入経費を補助する。 〔対象店舗・事業者〕 感染予防対策に取り組む事業者 〔補助対象経費〕 非接触式体温計、CO2 モニター等の備品購入費、パーテーションや換気扇等の設置工事費等 ※消耗品は対象外 〔補助額〕 1施設上限 20万円 〔補助率〕 1/2	50,000
専門家の助言体制の整備	認証店の認証にあたり、専門家の助言により対策の有効性を確保する。	1,000
認証店の情報発信	認証店の店舗情報や感染防止対策の取組事例などを専用サイト等により情報発信する。	3,000
その他	認証店ステッカーを作成する。	500
合計		54,500

#### 3 事業目標・取組状況・改善点

##### 【事業目標】

店舗の感染予防対策を進め、県民や観光客等の利用を図ることで、事業者の事業活動の継続と新型コロナウイルス感染症の拡大防止の両立を図る。

##### 【取組状況・改善点】

- ・本県の認証店制度は飲食店に限定せず、全ての業種を対象にしている。
- ・21業種の認証申請に係る手順書をチェックリスト化し、申請手続きを簡素化することで、認証店が増加した。（令和4年1月25日現在：2,962店舗）
- ・認証取得に取り組んでいただくことで、事業者の感染防止対策に対する意識が向上し、各施設の感染防止対策が進展した。
- ・事業者の感染予防対策を支援するため、感染予防対策推進補助金を交付した。  
（令和3年度 申請件数：515件 交付申請額：50,129千円 令和4年1月25日現在）

## 令和4年度一般会計当初予算説明資料

### 4款 衛生費

#### 2項 環境衛生費

くらしの安心推進課（内線：7284）

#### 3目 環境衛生連絡調整費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考						
				国庫支出金	起債	その他	一般財源							
(新) 飲食店巡回体制等継続強化事業	25,133	0	25,133	25,133										
トータルコスト	29,076千円（前年度 0千円） [正職員：0.5人]													
主な業務内容	認証店への定期的な巡回指導													
工程表の政策内容	適切な感染対策を取り運用している施設を認定する「認証店」制度の運用と普及啓発・利用促進													
<p>事業内容の説明 <span style="float: right;">【「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」充当事業】</span></p> <p><b>1 事業の目的・概要</b>                      新型コロナ安心対策認証店（以下「認証店」とする。）（※）となった飲食店を定期的に巡回し、感染防止対策の確認や必要に応じて助言・指導等を行い、感染防止対策の徹底を図る。                      ※新型コロナ安心対策認証店：新型コロナウイルス感染拡大予防対策例（ガイドライン）に基づき作成した新型コロナ感染防止対策チェックリストに沿って、全ての感染防止対策に取り組む店舗を県が審査し認証する。</p> <p><b>2 主な事業内容</b> <span style="float: right;">（単位：千円）</span></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">区 分</th> <th style="width: 60%;">内 容</th> <th style="width: 20%;">予算額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>飲食店巡回体制等強化事業</td> <td>認証店への定期的な現地確認・指導體制等を構築し、認証後の感染防止対策維持を徹底するよう、巡回指導等をする。 （飲食店の認証店舗数：令和4年2月7日現在 2,254店舗）</td> <td style="text-align: center;">25,133</td> </tr> </tbody> </table> <p><b>3 事業目標・取組状況・改善点</b></p> <p><b>【事業目標】</b>                      新型コロナ安心対策認証を取得した飲食店における感染防止対策の維持・強化を推進することにより、県民が安全・安心に飲食店を利用できる環境の維持を図る。</p> <p><b>【取組状況・改善点】</b>                      県民が安心・安全に飲食店を利用できるよう、認証店の定期的な巡回点検を随時行うよう民間事業者に外部委託して実施し、店舗が感染防止対策を継続するよう指導體制等を強化した。</p>									区 分	内 容	予算額	飲食店巡回体制等強化事業	認証店への定期的な現地確認・指導體制等を構築し、認証後の感染防止対策維持を徹底するよう、巡回指導等をする。 （飲食店の認証店舗数：令和4年2月7日現在 2,254店舗）	25,133
区 分	内 容	予算額												
飲食店巡回体制等強化事業	認証店への定期的な現地確認・指導體制等を構築し、認証後の感染防止対策維持を徹底するよう、巡回指導等をする。 （飲食店の認証店舗数：令和4年2月7日現在 2,254店舗）	25,133												

## 令和4年度一般会計当初予算説明資料

### 4款 衛生費

#### 2項 環境衛生費

くらしの安心推進課（内線：7247）

#### 3目 環境衛生連絡調整費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
新型コロナウイルス感染症対策事業（宿泊療養運営等事業）	3,488,261	895,625	2,592,636	3,488,261				
トータルコスト	3,489,050千円（前年度 896,417千円） [正職員：0.1人]							
主な業務内容	軽症者等宿泊療養施設の運営、感染者のペットの一時預かり							
工程表の政策内容	—							

事業内容の説明 【「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」充当事業】

#### 1 事業の目的・概要

新型コロナウイルス感染症患者（以下「患者」とする。）のうち、無症状者・軽症者が宿泊療養施設で安静に療養ができるよう居室を確保し、必要な備品等を整備する。

また、患者が入院又は宿泊療養する際、ペットの預け先を確保できない場合、動物病院等で一時預かりする。

#### 2 主な事業内容

（単位：千円）

区 分	内 容	予算額
軽症者等宿泊療養運営事業	○無症状者・軽症者が療養する居室を確保し、施設を運営する。 [借用施設、確保数] 宿泊療養施設【県内8施設、計952室】 東部3施設(372室)、中部2施設(147室)、西部3施設(433室) [借用期間] 令和4年4月1日～令和5年3月31日 [経費] 宿泊施設借用費、備品リース料、廃棄物処理費 等 ○宿泊療養施設の運営に係る生活支援業務を外委託する。 [委託内容] 食事等の注文・受取・配布、生活物資の購入・在庫管理・配布、廃棄物処理 等	3,483,761
ペット一時預かり体制整備事業	○患者が入院又は宿泊療養する際、預け先を確保できないペットを県が指定する動物病院で一時預かりする。 [対象動物] 患者が飼養する犬又は猫 [預かり場所] 動物病院【県内3施設、東・中・西部各地域1施設】 [預かり期間] 2週間（飼い主の療養状況に応じて期間を短縮又は延長） [必要経費] ペットホテル利用料 ※通常料金に防護具やコロナ対応手当等の必要経費を加算 ※犬猫の治療が必要な場合の治療費は患者負担	4,500
合 計		3,488,261

#### 3 事業目標・取組状況・改善点

##### 【事業目標】

無症状者・軽症者が宿泊施設で安静に療養ができる居室とペットの一時預かり体制を確保する。

##### 【取組状況・改善点】

- ・宿泊療養に備え、民間宿泊施設において令和2年度から東部・西部で、令和3年度から中部でも宿泊療養施設の運営を行っている。

##### < 宿泊療養施設の開設 >

東部：令和2年8月：1施設、令和3年8月：1施設

中部：令和3年5月：1施設

西部：令和3年1月：1施設、令和3年8月：1施設、令和4年2月：1施設（予定）

- ・第6波の感染拡大に合わせ、宿泊療養施設を確保する。

（令和3年12月末：5施設 557室、第6波到来時の令和4年1月17日時点 94名が療養）

- ・ペットの一時預かりについては、3施設で受け入れ体制を確保している。

（令和3年12月末実績：延べ112日（犬4頭、猫8頭））

## 令和4年度一般会計当初予算説明資料

### 4款 衛生費

#### 2項 環境衛生費

くらしの安心推進課（内線：7185）

#### 3目 環境衛生連絡調整費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
生活衛生向上推進事業	20,684	19,635	1,049	8,216		(手数料) 1,422	11,046	
トータルコスト	43,553千円（前年度 42,606千円） [正職員：2.9人]							
主な業務内容	各種生活衛生営業許可、監視指導、免許交付、補助金事務等							
工程表の政策内容	—							

#### 事業内容の説明

##### 1 事業の目的・概要

生活衛生関係営業について、各法令に基づく届出受理、許可、監視指導を行う。また、補助事業等により生活衛生業の振興を図り、公衆衛生の向上を推進する。

##### 2 主な事業内容

（単位：千円）

区 分	内 容	予算額
営業許可・監視指導事業	○生活衛生営業（理容業、美容業、クリーニング業、旅館業、公衆浴場業、興行場、特定建築物）に係る届出受理、許認可事務、監視指導 ○資格試験の実施（クリーニング師試験）	661
生活衛生指導事業	○各種生活衛生同業組合の育成指導 ○鳥取県生活衛生営業審議会の開催 ○生活衛生功労者知事表彰	300
助成事業	○（公財）鳥取県生活衛生営業指導センター補助金 生活衛生関係営業事業所の衛生水準の維持・向上を図る取組みを行う（公財）鳥取県生活衛生営業指導センターの運営費を助成する。 [補助率] 10/10（国 1/2、県 1/2） ○生活衛生関係営業振興事業補助金 生活衛生関係営業事業所の衛生水準の維持・向上及び業界の活性化を図るため、（公財）鳥取県生活衛生営業指導センター及び生活衛生同業組合4団体の事業に対し助成する。 [補助率] 1/2（県 33/100、鳥取市 17/100） ○公衆浴場確保対策費市町村補助金 営業日数が年間200日以上的一般公衆浴場（※）の運営及び利用促進事業について、市町村（鳥取市除く）が補助事業を行う場合、助成する。 [補助率] 市町村補助額の1/2（経営経費助成） 市町村補助額の1/4（施設整備助成） ※一般公衆浴場：物価統制令を適用している公衆浴場	19,723
合 計		20,684

## 令和4年度一般会計当初予算説明資料

### 4款 衛生費

#### 2項 環境衛生費

くらしの安心推進課（内線：7185）

#### 3目 環境衛生連絡調整費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
温泉資源保全利用推進事業	1,156	1,643	△487			(手数料) 490	666	
トータルコスト	12,985千円（前年度 13,525千円） [正職員：1.5人]							
主な業務内容	許可、監視指導、調査							
工程表の政策内容	—							
<p>事業内容の説明</p> <p><b>1 事業の目的・概要</b></p> <p>温泉資源の保護及び適正利用の推進を図るため、源泉の調査及び温泉法に基づく許可、監視を行う。</p> <p><b>2 主な事業内容</b></p> <p>県下の利用源泉の温泉成分・温度等の調査を行うとともに、温泉の掘削・増掘・動力装置の許可及び利用施設の監視・指導等を行う。</p>								
民泊適正化指導事業	500	500	0				500	
トータルコスト	1,289千円（前年度 1,292千円） [正職員：0.1人]							
主な業務内容	住宅宿泊事業法に基づく事務							
工程表の政策内容	—							
<p>事業内容の説明</p> <p><b>1 事業の目的・概要</b></p> <p>住宅宿泊事業法(平成30年6月施行)に基づく届出受付、実績報告受理及び監督事務を実施し、適正な管理指導を行う。</p> <p><b>2 主な事業内容</b></p> <p>○届出受付事務 届出書の審査、届出番号の発行及び標識の交付、関係機関等への情報共有を行う。</p> <p>○実績報告受理事務 住宅宿泊事業者からの定期報告を受理し確認する。</p> <p>○監督事務 住宅宿泊事業者に係る監督（業務改善命令、業務停止命令、業務廃止命令、報告徴収、立入検査）を実施する。</p>								

## 令和4年度一般会計当初予算説明資料

### 6款 農林水産業費

#### 1項 農業費

くらしの安心推進課（内線：7247）

#### 6目 農作物対策費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
わかりやすい食品表示推進事業	500	500	0				500	
トータルコスト	13,906千円（前年度 13,966千円） [正職員：1.7人]							
主な業務内容	普及・指導に係る事務							
工程表の政策内容	—							

#### 事業内容の説明

##### 1 事業の目的・概要

食品の表示や米トレーサビリティ（流通経路確認）について、法令に基づく相談・指導・立入検査等を実施し、食品表示の適正化の推進、取引等の記録の作成・保存及び産地情報の伝達の徹底を図る。

##### 2 主な事業内容

（単位：千円）

区 分	内 容	予算額
わかりやすい食品表示推進事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>○食品表示に係る立入検査・指導等（食品表示法第8条）                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・一般消費者、国等からの情報提供に基づき、県内の食品製造業及び販売業者への立入検査等を実施する。</li> </ul> </li> <li>○表示の適正化のための研修会の開催                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業者や消費者団体等の要請による研修会を開催する。</li> </ul> </li> <li>○景品表示法に係る調査・指導等（景品表示法第7条）                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・県内に流通する商品、食品等に係る不当な広告・表示について調査等を実施し、違反事例に対しては適切に指導等を行う。</li> <li>・消費者や事業者を対象に景品表示法の内容を踏まえた食品表示に関する研修会を実施する。</li> </ul> </li> <li>○米トレーサビリティ法に係る立入検査・指導等（米トレ法第11条）                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・県内米穀関係事業者に立入り、取引の記録作成・保存状況及び産地情報伝達義務を指導する。</li> </ul> </li> <li>○食品表示法に係る事業者説明会の開催                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・食品表示法に係る基準等の周知及び適正化を図るため、県内の食品関係事業者に対して説明会を実施する。</li> </ul> </li> </ul>	500

##### 3 事業目標・取組状況・改善点

###### 【事業目標】

食品表示違反件数 0件

###### 【取組状況・改善点】

県及び鳥取市などの関係者との連携のもと、令和3年度は513件（令和3年12月現在）の立入検査を行い、適宜表示違反に対する指導を行うことで、適正な食品表示の普及を図った。

## 令和4年度一般会計当初予算説明資料

### 6款 農林水産業費

#### 1項 農業費

くらしの安心推進課（内線：7601）

#### 7目 肥料植物防疫費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
農業資材適正使用推進対策事業	500	500	0	92		(手数料) 190	218	
トータルコスト	9,175千円（前年度 9,213千円） [正職員：1.1人]							
主な業務内容	許認可及び普及・指導に係る事務							
工程表の政策内容	—							
事業内容の説明								
<b>1 事業の目的・概要</b>								
農薬取締法及び肥料の品質の確保等に関する法律に基づく登録・届出事務、農業資材の販売店への立入検査、販売者及び使用者に対する研修会の実施等により、農薬及び肥料の適正使用の推進を図る。								
<b>2 主な事業内容</b>								
○農薬取締法に基づく事務等								
<ul style="list-style-type: none"> <li>・農薬の適正使用の指導及び啓発</li> <li>・農薬販売店の届出に係る事務</li> <li>・農薬販売店への立入検査及び指導</li> <li>・農薬適正使用推進研修の実施 [対象] 農協、農薬卸売会社、ゴルフ場等の責任者等</li> <li>・農薬販売者研修の実施 [対象] 量販店等で農薬購入者に使用方法をアドバイスする従業員</li> </ul>								
○肥料の品質の確保等に関する法律に基づく事務等								
<ul style="list-style-type: none"> <li>・肥料販売業者、特殊肥料（堆肥等）の生産業者の届出に係る事務</li> <li>・普通肥料（有機質肥料）の登録に係る事務</li> </ul>								

### 7款 商工費

#### 2項 工鉦業費

くらしの安心推進課（内線：7601）

#### 4目 計量検定費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
計量検定事業	2,817	2,817	0			(手数料) 2,265 (雑入) 500	52	
トータルコスト	21,743千円（前年度 21,827千円） [正職員：2.4人]							
主な業務内容	計量器の検定・検査、計量事業者の監視指導、計量関係事業者の登録等							
工程表の政策内容	—							
事業内容の説明								
<b>1 事業の目的・概要</b>								
<ul style="list-style-type: none"> <li>・適正な計量の実施に向け、計量器の検定・検査及び事業者・使用者の監視指導を行う。</li> <li>・県民に対する適正計量の重要性等の普及啓発を図る。</li> </ul>								
<b>2 主な事業内容</b>								
○計量関係事業								
計量証明事業者の登録、適正計量管理事業所の指定、計量器製造・修理・販売事業者の届出受理、特定計量器の検定・定期検査及び基準器検査を行う。								
○監視指導								
登録、指定、届出事業者への監視指導、特定計量器使用者の監視指導及び特定商品の販売に係る商品量目監視指導を行う。								
○計量の普及啓発								
計量記念日（11月1日）に県民に対する啓発事業を行う。								



令和4年度一般会計当初予算説明資料

3 款 民生費

1 項 社会福祉費

消費生活センター（電話：0859-34-2705）

7 目 消費者支援対策費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
身近な消費生活相談窓口機能強化事業	（債務負担行為） 127,735 37,259	33,959	（債務負担行為） 127,735 3,300	1,615			（債務負担行為） 127,735 35,644	
トータルコスト	41,202 千円（前年度 37,920 千円） [正職員：0.5 人]							
主な業務内容	企画・関係機関調整、広報・啓発講座実施、補助金・交付金事務							
工程表の政策内容	消費生活相談体制の充実・強化、自立した消費者育成のための消費者教育の推進、消費者被害防止のための仕組みづくりと広報・啓発活動の充実・強化							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

消費生活に関し広域的な見地を要する相談及び苦情等の対応を行う消費生活センターを設置運営し、市町村消費生活相談窓口等と連携して、県内の消費者被害の未然防止と解決を図る。

2 主な事業内容

- ・ 県消費生活センターと市町村の消費生活センター及び消費生活相談窓口（以下、市町村窓口）が並行して対応している消費生活相談を、令和4年度から原則、住民に身近な市町村窓口が受け付ける。
- ・ 県は、高度な専門性または広域的な見地を要する相談対応及び閉庁日の相談対応を含む市町村窓口の支援を主とする体制に移行する。
- ・ 各市町村窓口とタブレット端末等によりオンラインで相談情報を共有するとともに、市町村窓口で対応困難な相談事案をオンラインで支援し、即時対応できる体制を整える。

（単位：千円）

区分	内容	予算額												
【新規】市町村相談支援	市町村窓口へのタブレット端末の貸与による相談支援や、消費生活相談員（国家資格者）確保のため、資格取得を支援する。	1,548												
【新規】デジタル消費者教育の推進	新しい生活様式の普及に伴い増加したインターネットを介した消費生活トラブルの被害防止のため、携帯電話会社及び市町村窓口と連携し、スマートフォンやインターネットの利用方法・注意点やトラブルに巻き込まれない対処法を身につけるデジタル講座を実施する。	1,833												
消費生活相談事業	○消費生活相談業務の委託（33,029） 県内3箇所の消費生活相談室に消費生活相談員（国家資格者）を配置し、市町村窓口の支援を行うとともに、市町村窓口閉庁日の相談対応を行う。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>相談室</th> <th>開所日</th> <th>配置人数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東部：県庁第二庁舎2階</td> <td>月～金</td> <td>2名（※）</td> </tr> <tr> <td>中部：倉吉交流プラザ2階</td> <td>火～土（祝日とその翌日を除く）</td> <td>1名</td> </tr> <tr> <td>西部：米子コンベンションセンター4階</td> <td>毎日（祝日除く）</td> <td>2名</td> </tr> </tbody> </table> （※）2名のうち1名は概ね週2日勤務、令和7年度以降は1名 [委託期間] 令和4年4月1日から令和9年3月31日（5年間） [債務負担行為] 127,735 千円 ○多重債務・法律相談会の開催（849）	相談室	開所日	配置人数	東部：県庁第二庁舎2階	月～金	2名（※）	中部：倉吉交流プラザ2階	火～土（祝日とその翌日を除く）	1名	西部：米子コンベンションセンター4階	毎日（祝日除く）	2名	33,878
相談室	開所日	配置人数												
東部：県庁第二庁舎2階	月～金	2名（※）												
中部：倉吉交流プラザ2階	火～土（祝日とその翌日を除く）	1名												
西部：米子コンベンションセンター4階	毎日（祝日除く）	2名												
合 計		37,259												

3 事業目標・取組状況・改善点

【事業目標】

県民の安全安心な消費生活に資するため、消費生活相談対応を行うとともに、消費生活上の配慮を要する高齢者等の消費者被害防止のための見守り体制を構築する。

【取組状況・改善点】

- ・ 県内の消費生活相談について、消費生活相談員が所属するNPO法人への業務委託により、複雑多様化する相談に適切に対応してきた。<令和2年度消費生活相談実績>県2,889件、市町村2,537件
- ・ 高齢化社会の進行に伴い、今後、配慮を要する消費者が増加することが予想されることから、住民に身近な市町村役場で消費生活相談を受けられ、必要に応じて介護や見守りなどの福祉施策と連携した問題解決につなげられる体制を強化し、県内の消費生活相談体制の連携と充実を図る。

## 令和4年度一般会計当初予算説明資料

### 3 款 民生費

#### 1 項 社会福祉費

消費生活センター（電話：0859-34-2705）

#### 7 目 消費者支援対策費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
思いやり消費（エシカル消費）普及事業	4,100	500	3,600	2,050			2,050	
トータルコスト	5,677千円（前年度2,084千円）〔正職員：0.2人〕							
主な業務内容	企画・関係機関調整、広報の実施、補助金・交付金事務							
工程表の政策内容	自立した消費者育成のための消費者教育の推進、消費者被害防止のための仕組みづくりと広報・啓発活動の充実・強化							

#### 事業内容の説明

##### 1 事業の目的・概要

思いやり消費（エシカル消費）（※）の推進に向け、学校現場と連携した普及展示や、思いやり消費を積極的に展開する事業者への支援事業を実施する。

※思いやり消費（エシカル消費）：人や社会、環境、地域に配慮した消費やサービスを選ぶ思いやりのある消費行動（思いやり消費の例：エコマーク商品、フェアトレード商品、障がい者の作った商品、障がい者雇用企業の商品の購入や地産地消 ほか）

##### 2 主な事業内容

（単位：千円）

区 分	内 容	予算額
【新規】思いやり消費宣言事業者応援モデル事業	○思いやり消費シンボルマーク、ステッカー作成 ○思いやり消費宣言事業者応援モデル事業補助金 思いやり消費宣言を行った小売り事業者が実施する思いやり消費の普及推進の取組に対し、交付する。 〔補助率〕1/2 〔補助上限〕500千円	3,100
【新規】普及啓発	○学校図書館等への啓発パネル等の貸出用展示物の作成 ○思いやり消費啓発動画の製作	1,000
合 計		4,100

##### 3 事業目標・取組状況・改善点

###### 【事業目標】

持続可能な社会の構築に寄与する思いやり消費について、日常的に消費活動が行われる小売店や、学校現場とも連携した啓発活動を展開し、幅広い年齢層への普及と認知度向上を目指す。

###### 【取組状況・改善点】

- ・これまでイベントでの啓発や子どもエシカル教室の開催、エシカルソング・ダンスDVD製作などを行い、県内の思いやり消費の認知度は徐々に向上してきた。
- ・令和2年度には、県民が日常的に消費活動を行うスーパーマーケットにおいて、エシカル商品を展示販売し、思いやり消費への理解と実践を促す「エシカル消費フェア」を実施した。
- ・令和3年度は中学生を対象としたエシカル消費標語コンテストを開催し、併せて学校図書館でSDGsや思いやり消費の啓発展示を行うことで、教育現場と連携した取組を展開している。
- ・今後、消費者へ思いやり消費の普及を推進するためには、継続的な啓発に加えて実践の場をわかりやすく提供し、思いやり消費の行動を具体化させることが重要であり、教育現場や事業者など地域関係者と一層連携した取組を進めていく。

## 令和4年度一般会計当初予算説明資料

### 3款 民生費

#### 1項 社会福祉費

消費生活センター（電話：0859-34-2705）

#### 7目 消費者支援対策費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
消費生活センター事業費	25,834	28,646	△2,812	12,170			13,664	
トータルコスト	65,432千円（前年度72,331千円）〔正職員：4.3人、会計年度任用職員：2人〕							
主な業務内容	企画・関係機関調整、審議会等開催、広報・啓発講座実施、補助金・交付金事務							
工程表の政策内容	自立した消費者育成のための消費者教育の推進、消費者被害防止のための仕組みづくりと広報・啓発活動の充実・強化							

#### 事業内容の説明

##### 1 事業の目的・概要

消費者教育の拠点機関である消費生活センターを設置運営し、消費者教育推進計画に基づく体系的な消費者教育及び啓発を推進する。（成年年齢引下げに向けた環境整備事業を統合）

##### 2 主な事業内容

（単位：千円）

区分	内容	予算額
消費者教育推進事業	○とっとり消費者大学の開催 大学連携講座及び公開講座の実施、啓発講座への講師派遣、啓発新聞記事掲載 ○消費者教育推進地域協議会の開催、消費者団体の活動支援等	4,594
消費者行政費	○市町村消費者行政強化交付金（市町村事業） 市町村等が取り組む消費者行政強化事業に対し交付する。 〔補助対象〕消費生活相談員配置人件費、啓発資料作成費、研修参加費等 〔補助率等〕定額、1/2 ○消費者行政経費 消費生活審議会の開催・運営、市町村・警察・その他関係機関との連携のための会議（消費者安全確保地域協議会等）の開催 ○消費生活センター（東部・中部・西部）管理運営費	21,240
合計		25,834

##### 3 事業目標・取組状況・改善点

###### 【事業目標】

- ・ 県民の安全安心な消費生活に資するため、市町村が取り組む消費生活相談対応の強化や研修参加を支援する。また、消費生活上の配慮を要する高齢者等の消費者被害防止のための見守り体制を構築する。
- ・ 賢い消費者の育成を目指して、幼児期から高齢期までのライフステージに応じ、学校、地域など様々な場において多様な主体と連携した体系的な消費者教育を推進する。

###### 【取組状況・改善点】

- ・ 消費者教育推進計画に基づき、消費者の自立を支援するため、各年代やライフステージに応じた体系的な消費者教育に取り組んでいる。
- ・ 成年年齢引下げに伴い、新たに成人となる高校生向けに県弁護士会との協働によりテキストを作成した。令和3年度から県内の高等学校で出前講座を開催しており、令和4年度以降も教育委員会と弁護士会の連携により継続される。
- ・ 高齢者等の消費者被害防止のため、市町村における消費者安全確保地域協議会の設置を促進する。

## 令和4年度一般会計当初予算説明資料

### 2款 総務費

#### 2項 企画費

住まいまちづくり課 (内線: 7363)

#### 2目 計画調査費

(単位: 千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
景観等行政費	2,126	2,131	△5			(手数料) 294	1,832	
トータルコスト	21,052千円 (前年度 21,141千円) [正職員: 2.4人]							
主な業務内容	審議会の運営、景観形成巡視員・景観アドバイザーの運用、研修会等の開催 等							
工程表の政策内容	美しい景観の保全と創造							

#### 事業内容の説明

##### 1 事業の目的・概要

景観審議会、屋外広告物審議会の運営など景観行政及び屋外広告物行政に関する事務等を行う。

##### 2 主な事業内容

(単位: 千円)

区 分		内 容	予算額
景観事業	景観審議会の運営	景観形成条例等に基づく知事の諮問に応じて、景観形成等に関する事項について審議を行う。	422
	景観形成巡視員の設置、研修	景観形成条例に基づき、条例に違反する無届行為の発見・通報等を行う巡視員を各市町村に配置し、巡視活動を行う。	583
	景観アドバイザーの設置、派遣	景観に関して高い見識を有する者を景観アドバイザーとして配置し、公共事業に係る景観評価などを実施する。	291
	景観行政市町村職員担当者研修会等	学識経験者及び先進的自治体による講演等により、景観まちづくりへの取組について考える機会を設ける。	446
屋外広告物事業	屋外広告物審議会の運営	屋外広告物条例に基づき、知事の諮問に応じて、屋外広告物の設置許可基準、その他の重要事項について審議する。	344
	屋外広告物講習会の開催	屋外広告物条例に基づき、広告物の設置に関し必要な知識を屋外広告業者に修得してもらうための講習会を開催する。	40
合 計			2,126

## 令和4年度一般会計当初予算説明資料

### 2款 総務費

#### 2項 企画費

住まいまちづくり課 (内線: 7363)

#### 2目 計画調査費

(単位:千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
広域景観形成支援事業	3,400	3,400	0				3,400	
トータルコスト	7,343千円 (前年度 7,361千円) [正職員: 0.5人]							
主な業務内容	補助金関係事務							
工程表の政策内容	美しい景観の保全と創造							

#### 事業内容の説明

##### 1 事業の目的・概要

広域にわたる景観資源（日本風景街道、若桜鉄道、大山、ジオパーク等）を共有する複数の市町村が連携・協調して行う景観形成、保全・活用の取組を推進するため、これらの市町村が共同で策定する広域景観形成行動計画に基づき実施する事業に対し支援を行う。

##### 2 主な事業内容

(単位:千円)

区 分	補助対象	補助上限	補助率	予算額
広域景観形成支援事業補助金	○展望地・滞留拠点（道の駅等）整備に要する費用 ・基本構想策定費用 ・基本計画、基本設計、詳細設計費用 ・施工費用	500/箇所	1/2	2,000
	○住民啓発のための研修、ワークショップ等の開催費（講師謝金・旅費、会場費、需用費等） ○広報等に要する費用（委託費等）	100/件		400
	○景観への配慮を目的とする広告物の改修等に要する費用 ○農業用資材等の改修又は交換等に要する費用 ○美化・緑化活動（ガードレール等の塗装、植栽管理）に要する費用 ○民間事業者等が行う景観形成のための事業に市町村が補助する費用（市町村への間接補助）	500/市町村		1,000
	合 計			3,400

(前年度からの変更点)

市町村間接補助事業について、補助率を事業費の1/4から市町村が補助する額の1/2に変更。

##### 3 事業目標・取組状況・改善点

###### 【事業目標】

良好な広域景観を形成し、観光促進・地域振興を図る。

###### 【取組状況・改善点】

- ・日本風景街道に登録されている「新因幡ライン」（国道29号（鳥取市～兵庫県宍粟市）及び国道482号（八頭町・若桜町内））沿線では、民間団体を中心に沿道緑化等の景観づくりやイベント実施による地域活性化に取り組まれている。一方で、景観上好ましくない屋外広告物や道路工作物等が数多く存在している。
- ・八頭町及び若桜町では、沿線の景観の改善、展望地・滞留拠点（道の駅等）の整備、景観資源の保全等を内容とする「新因幡ライン景観形成行動計画」を令和3年6月に策定し、屋外広告物の改修、柿の防風ネットの取替えなど計画に沿った取組が実施されている。

## 令和4年度一般会計当初予算説明資料

### 8 款 土木費

#### 1 項 土木管理費

住まいまちづくり課（内線：7697）

#### 4 目 建築指導費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
住宅・建築物耐震化総合支援事業	41,041	30,482	10,559	1,955			39,086	
トータルコスト	49,716千円（前年度 39,195千円） [正職員：1.1人]							
主な業務内容	制度設計・周知説明、補助金関係事務、応急危険度判定士関係事務、耐震化支援環境整備事務、耐震化促進計画関係事務、津波対策支援事業 等							
工程表の政策内容	住宅、建築物の耐震化の促進							

#### 事業内容の説明

##### 1 事業の目的・概要

大規模な地震の発生に備え、住宅・建築物の地震に対する安全性の向上を促進するため、耐震診断から改修まで所要の費用の一部を助成するとともに、耐震対策に必要な人材の育成、その他県民が安心して耐震化に取り組むことができる環境を総合的に整備する。

##### 2 主な事業内容

###### (1) 震災に強いまちづくり促進事業

昭和56年5月31日以前（戸建住宅は平成12年5月31日以前）に建築された住宅・建築物の耐震診断、補強設計及び耐震改修の費用の一部、道沿いの危険なブロック塀等の撤去・改修に係る費用の一部を助成する。

（単位：千円）

区分	内 容							予算額
戸建住宅	補助対象		補助率	負担割合				補助上限
				国	県	市町村	所有者	
	診断（所有者負担無）		10/10	1/2	1/4	1/4	-	134
	診断（所有者負担有）		2/3	1/3	1/6	1/6	1/3	89
	総合支援 改修設計		1/2	-	1/4	1/4	1/2	120
	メニュー 耐震改修		4/5	2/5	1/5	1/5	1/5	1,000
	耐震改修		23%	11.5%	5.75%	5.75%	77%	1,000
	【拡充】	省エネ基準適合	23%	11.5%	5.75%	5.75%	77%	766
	省エネ改修	ゼロエネ基準適合	23%	11.5%	5.75%	5.75%	77%	1,025
	除却・耐震シェルター		23%	11.5%	5.75%	5.75%	77%	837
	非構造部 避難所等		1/3	1/6	1/12	1/12	2/3	900
	材対策 避難所以外		23%	11.5%	5.75%	5.75%	77%	600
屋根瓦耐震対策		1/3	1/6	1/12	1/12	2/3	300	
一般建築物	補助対象		補助率	負担割合				補助上限
				国	県	市町村	所有者	
	耐震診断・改修設計		2/3	1/3	1/6	1/6	1/3	あり※
	耐震改修・建替・除却		23%	11.5%	5.75%	5.75%	77%	あり※
	【拡充】	省エネ基準適合	23%	11.5%	5.75%	5.75%	77%	あり※
省エネ改修	ゼロエネ基準適合	23%	11.5%	5.75%	5.75%	77%	あり※	
※各補助上限額は、円/㎡の単価の上限あり								
ブロック塀	補助対象		補助率	負担割合				補助上限
				国	県	市町村	所有者	
	診断	診断義務付け	10/10	1/2	1/4	1/4	-	あり※
	除却	診断義務付け	2/5	2/5	1/5	1/5	1/5	400
		避難路沿い	2/3	1/3	1/6	1/6	1/3	300
		不特定の者が通行	2/3	1/3	1/6	1/6	1/3	150
	改修	診断義務付け	2/5	1/5	1/10	1/10	1/5	250
		避難路沿い	1/3	1/6	1/12	1/12	2/3	200
不特定の者が通行		1/3	1/6	1/12	1/12	2/3	100	
※48+0.2L千円（Lはブロックの長さ）								
その他	消耗品費（40千円）、印刷製本費（207千円）							247
合 計							34,031	

(2) がけ地近接等危険住宅移転事業 (3,000千円)

がけ地に近接する危険住宅の除却費及び移転先の住宅の建設又は購入費等に係る借入金に対する利子補給に係る費用の一部を助成する。

[補助率] 10/10 (負担割合：国1/2、県1/4、市町村1/4)

[補助上限] 住宅除却：975千円/戸  
建物建設費等：4,650千円/戸  
土地取得費：2,060千円/戸  
敷地造成費：608千円/戸

(3) 耐震化支援環境整備事業

(単位：千円)

区分	内容	予算額
木造住宅耐震化勉強会開催事業	建築物の設計者等に対して耐震化に関する知識を普及するための講習会の開催経費を補助する。	400
木造住宅耐震化考査	県が登録する木造住宅耐震化業者登録のための考査を実施し、住宅耐震化の支援体制整備を図る。	550
低コスト工法講習会開催事業	県内設計者・施工者に対する低コスト工法の講習会を開催する。	558
耐震化対策地区別勉強会	補強設計・耐震工事に取り組む設計者・施工者を対象として、少人数の地区別勉強会の開催経費を補助する。	405
合計		1,913

(4) 応急危険度判定士育成事業

(単位：千円)

区分	内容	予算額
応急危険度判定士養成講習会	認定希望の建築士を対象とした講習会及び、既認定判定士の判定技術維持のための講習会を実施する。	1,372
判定実地訓練事業	震災時に円滑な応急危険度判定が行われるよう、解体中の建物を利用した実施訓練を実施する。 また、判定士の参集を速やかに行うためメーリングリストを活用した参集訓練を実施する。	625
合計		1,997

(5) 津波避難施設整備促進事業 (100千円)

東日本大震災における津波による甚大な被害の発生を踏まえ、今後津波による被害が想定される地域において津波避難施設を整備する市町村を支援するための基金造成に係る事務を行う。

3 事業目標・取組状況・改善点

【事業目標】

<震災に強いまちづくり促進事業>

令和7年度末耐震化目標値

住宅：耐震化率(耐震住宅数/住宅総数) 92.0% (令和2年度末84.9%)

耐震診断義務付建築物(※)：耐震改修完了23施設(令和3年度末19施設)

※病院、店舗、旅館等の不特定多数の者が利用する大規模建築物(3階以上かつ5,000㎡以上等)で、耐震改修促進法により耐震診断を義務付けられた建築物(県内27施設)

<応急危険度判定士育成事業>

令和3年度末判定士登録目標数 1,100人(令和4年1月現在1,093人)

【取組状況・改善点】

- 令和2年度の住宅耐震化助成の実績は153件(前年度比26件減)であった。引き続き補助金による支援とともに、所有者が耐震化に取り組みやすい環境整備を進めていく。
- 令和3年度は住宅所有者へのダイレクトメールでの啓発により、鳥取市では耐震診断件数が例年の30件程度から49件に増加した。うち12件が耐震改修の相談につながるなど効果を上げることから、ダイレクトメールを未実施の町村にも実施を働きかけていく。
- 瓦の耐震対策は補助対象を耐震性のある住宅の屋根の軽量化に限っていたが、令和3年度から土葺き屋根の改修を対象に加え、耐震改修助成との併用を認めるよう緩和するとともに、瓦屋根ガイドライン工法の普及により屋根の耐風性能の向上を図っている。(補助実績2件)
- 令和2年度から鳥取県建築士事務所協会の協力を得て、住宅の耐震診断結果に加え、低コスト耐震改修工法による概算工事費や補助制度の説明を所有者に行うことにより、耐震改修工事につなげるような取組を進めている。
- 所有者が工事費から補助金額を差し引いた額の資金を用意すればよい代理受領制度等の導入を市町村に働きかけている。

## 令和4年度一般会計当初予算説明資料

### 8款 土木費

#### 1項 土木管理費

住まいまちづくり課（内線：7697）

#### 4目 建築指導費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
吹付アスベスト撤去等支援事業	26,250	19,425	6,825				26,250	
トータルコスト	29,404千円（前年度 22,593千円） [正職員：0.4人]							
主な業務内容	制度設計・周知説明・補助金関係事務							
工程表の政策内容	—							

#### 事業内容の説明

##### 1 事業の目的・概要

吹付アスベストの除去工事等に要する経費の一部を支援し、県民の健康被害防止及び生活環境の保全を図る。

##### 2 主な事業内容

（単位：千円）

区 分	内 容	予算額
アスベスト撤去支援事業補助金	[補助対象者] 民間建築物の所有者（市町村への間接補助） [補助対象建築物] 吹付アスベスト等が施工されている建築物 （除去等について他の補助金を受けていないもの） [補助対象経費] 吹付アスベスト等の除去、封じ込め、囲い込み及び建築物除去の費用 [負担割合] 国1/3、県1/4、市町村1/12、事業者1/3 [補助上限] 20,000千円以内で市町村が定める額/件	26,250

##### 3 事業目標・取組状況・改善点

###### 【事業目標】

民間建築物に吹き付けられているアスベストの除去等の対策の推進

###### 【取組状況・改善点】

- ・平成30年度に県、19市町村及び関係機関で組織する鳥取県建築物安全安心推進協議会を設置し、建築物のアスベスト調査・除去、耐震化、バリアフリー化の推進に取り組んでいる。  
 <参考>吹付アスベストの除去等の助成実績（平成18年度～令和4年1月末）96件
- ・建築物の所有者が、アスベストの有無を把握していないことが多いため、アスベストの使用されている可能性のある延べ面積300m<sup>2</sup>以上の建築物の台帳を整理し、これを基に所有者にアスベストの有無を調査するよう働きかけている。
- ・アスベストの使用が確認されている建築物の所有者に対して、補助制度を案内し除去を働きかけている。



# 令和4年度一般会計当初予算説明資料

## 8 款 土木費

### 1 項 土木管理費

住まいまちづくり課（内線：7697）

#### 4 目 建築指導費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
とっとり発ユニバーサルデザイン施設普及促進事業	(債務負担行為) 7,904 43,439	23,008	(債務負担行為) 7,904 20,431	10,507			(債務負担行為) 7,904 32,932	
トータルコスト	54,479千円（前年度27,761千円） [正職員1.4人]							
主な業務内容	補助金関係事務、とっとりUD施設認証事務、バリアフリーマップアプリ開発、施設整備マニュアル改定、福祉のまちづくりアドバイザー関係事務 等							
工程表の政策内容	—							

#### 事業内容の説明

##### 1 事業の目的・概要

全ての県民が安全かつ快適に施設を利用できるよう福祉のまちづくり条例（以下「条例」という。）を制定し建築物のバリアフリー化を推進している。民間建築物のバリアフリー整備に係る経費について市町村と協調して支援するとともに、ユニバーサルデザイン（UD）に取り組む施設の認証制度の創設、IoT・DXを活用したバリアフリー情報提供アプリの開発等、ハード・ソフトの両面から福祉のまちづくりの推進に取り組む。（バリアフリー環境整備促進事業から名称変更）

##### 2 主な事業内容

（単位：千円）

区分	内 容	予算額																																																				
【拡充】福祉のまちづくり推進事業補助金	<p>民間の特別特定建築物及び特定建築物の新築・改修におけるバリアフリー整備を支援する。（市町村への間接補助）</p> <p>※令和4年度から既存建築物等のバリアフリー整備が国社会資本整備交付金の対象に追加</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">補助対象</th> <th rowspan="2">補助率</th> <th colspan="4">負担割合</th> </tr> <tr> <th>国</th> <th>県</th> <th>市町村</th> <th>所有者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>【拡充】認定特定建築物</td> <td style="text-align: center;">2/3</td> <td style="text-align: center;">1/3</td> <td style="text-align: center;">1/6</td> <td style="text-align: center;">1/6</td> <td style="text-align: center;">1/3</td> </tr> <tr> <td colspan="6">国制度拡充に伴い補助対象区域を拡大（鳥取市、米子市→全県）</td> </tr> <tr> <td>【拡充】特別特定建築物</td> <td style="text-align: center;">2/3</td> <td style="text-align: center;">1/3</td> <td style="text-align: center;">1/6</td> <td style="text-align: center;">1/6</td> <td style="text-align: center;">1/3</td> </tr> <tr> <td colspan="6">                     国交付金を活用し、県・市町村の負担割合の見直し                      エレベーター・音声誘導装置設置の補助率を引上げ（1/2→2/3）                      &lt;主な補助対象の拡充内容&gt;                      ・一般トイレ内の車いす使用者用簡易便房の設置及び出入口の拡張                      ・移動式スロープの整備                 </td> </tr> <tr> <td>【拡充】特定建築物</td> <td style="text-align: center;">1/2</td> <td style="text-align: center;">1/4</td> <td style="text-align: center;">1/8</td> <td style="text-align: center;">1/8</td> <td style="text-align: center;">1/2</td> </tr> <tr> <td colspan="6">国交付金を活用し、県・市町村の負担割合の見直し</td> </tr> <tr> <td>【新設】とっとりUD施設認証を取得する特別特定建築物</td> <td style="text-align: center;">2/3</td> <td style="text-align: center;">1/3</td> <td style="text-align: center;">1/6</td> <td style="text-align: center;">1/6</td> <td style="text-align: center;">1/3</td> </tr> </tbody> </table> <p>◎認定特定建築物 バリアフリー法に基づき、建築等及び維持保全の計画を作成し、所管行政庁の認定を受けた特定建築物（条例以上の誘導基準で整備）</p> <p>◎特別特定建築物 バリアフリー法施行令第5条に掲げる建築物で、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障がい者等が利用する特定建築物（バリアフリー整備が義務付け）</p> <p>◎特定建築物 バリアフリー法施行令第4条に掲げる建築物で、学校、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場等多数の者が利用する建築物（バリアフリー整備が努力義務）</p>	補助対象	補助率	負担割合				国	県	市町村	所有者	【拡充】認定特定建築物	2/3	1/3	1/6	1/6	1/3	国制度拡充に伴い補助対象区域を拡大（鳥取市、米子市→全県）						【拡充】特別特定建築物	2/3	1/3	1/6	1/6	1/3	国交付金を活用し、県・市町村の負担割合の見直し エレベーター・音声誘導装置設置の補助率を引上げ（1/2→2/3） <主な補助対象の拡充内容> ・一般トイレ内の車いす使用者用簡易便房の設置及び出入口の拡張 ・移動式スロープの整備						【拡充】特定建築物	1/2	1/4	1/8	1/8	1/2	国交付金を活用し、県・市町村の負担割合の見直し						【新設】とっとりUD施設認証を取得する特別特定建築物	2/3	1/3	1/6	1/6	1/3	17,831
補助対象	補助率			負担割合																																																		
		国	県	市町村	所有者																																																	
【拡充】認定特定建築物	2/3	1/3	1/6	1/6	1/3																																																	
国制度拡充に伴い補助対象区域を拡大（鳥取市、米子市→全県）																																																						
【拡充】特別特定建築物	2/3	1/3	1/6	1/6	1/3																																																	
国交付金を活用し、県・市町村の負担割合の見直し エレベーター・音声誘導装置設置の補助率を引上げ（1/2→2/3） <主な補助対象の拡充内容> ・一般トイレ内の車いす使用者用簡易便房の設置及び出入口の拡張 ・移動式スロープの整備																																																						
【拡充】特定建築物	1/2	1/4	1/8	1/8	1/2																																																	
国交付金を活用し、県・市町村の負担割合の見直し																																																						
【新設】とっとりUD施設認証を取得する特別特定建築物	2/3	1/3	1/6	1/6	1/3																																																	
【新規】とっとりUD施設認証事業	<p>全国トップクラスの本県条例のバリアフリー基準を満たし、更にUDに取り組む施設を格付、認証する「とっとりUD施設認証制度」を創設し、普及を図る。</p> <p>・認証マークのデザイン、認証プレートの制作</p>	1,500																																																				

【新規】バリアフリーマップアプリ開発事業	<p>障がい者、高齢者、子育て世帯、観光客等が施設のバリアフリー情報をスマートフォンで検索できるバリアフリーマップアプリを開発し提供する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>施設のバリアフリー情報、障がい者、子育て応援パスポートによる割引情報等を提供</li> <li>外国人観光客も利用できるよう多言語化に対応</li> <li>利用者から施設のバリアフリー情報・不具合情報の提供を受け付け、施設に改善を要請</li> </ul> <p>[債務負担行為]7,904千円（令和5～9年度）</p>	10,492
【新規】聴覚障がい者向け緊急情報伝達支援ツール開発モデル事業	<p>聴覚障がい者がトイレ・エレベーターにおいてタブレットにより災害情報を把握できるシステム・アプリを開発する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>スマートフォンの電波が届かないエレベーター内でのタブレット（Wi-Fi活用）による情報伝達についてモデル的に検証</li> </ul>	(2,200) 福祉保健部で計上
【新規】福祉のまちづくり施設整備マニュアル改定	<p>条例改正や障がい者団体等からの意見を踏まえ、施設整備マニュアルを全部改定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>改定に当たり利用者（子育て世帯、障がい者等）を含む検討会を設置</li> <li>弱視者に対応した色彩計画で整備した施設事例についてマニュアルに追加</li> <li>利用者視点によるトイレ整備事例についてマニュアルに追加</li> </ul>	12,534
【新規】福祉のまちづくりアドバイザー養成・派遣事業	<p>建築物の設計・施工段階において、利用者視点でバリアフリー整備について、助言するアドバイザーを養成し、派遣する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>バリアフリー整備に関するアドバイザーを養成する講習会を開催し、受講者を登録</li> <li>建築物を新築・改修する場合にアドバイザーを派遣（民間建築物は、県が派遣費用を負担）</li> </ul>	1,082
合 計		43,439

### 3 事業目標・取組状況・改善点

#### 【事業目標】

誰もが安心して利用できる建築物のバリアフリー整備を促進する。

#### 【取組状況・改善点】

- 福祉のまちづくり条例により、他県に比べて、コンビニエンスストアなど身近な小規模建築物で車いす使用者用の駐車場・トイレの設置、誘導ブロックの敷地内と歩道との接続等の整備が着実に進んでいる。
- 令和3年度は条例改正に向け、施設利用者・管理者及び建築関係団体等で構成する整備基準専門委員会を開催して、バリアフリー整備を義務付ける対象規模の拡大、対象面積の引下げ、バリアフリー基準の付加等の条例改正案をとりまとめた。
- 令和4年度は、条例のバリアフリー整備基準を満たし、更にUDに取り組む施設を格付けする「とっとりUD施設認証制度」の創設、バリアフリーマップの開発・運用等により、福祉のまちづくりの取組をより一層強化する。

## 令和4年度一般会計当初予算説明資料

### 8款 土木費

#### 1項 土木管理費

住まいまちづくり課（内線：7371）

#### 4目 建築指導費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
伝統建築技能継承普及支援事業	3,500	3,500	0	1,575			1,925	
トータルコスト	4,289千円（前年度 4,292千円） [正職員：0.1人]							
主な業務内容	補助金申請及び実績報告の審査、団体の活動に対する指導、育成							
工程表の政策内容	—							

#### 事業内容の説明

##### 1 事業の目的・概要

木造建築に携わる建築大工、左官、板金、木製建具及び畳技能士の伝統建築技能の継承、振興及び技能の向上を推進するため、各団体が実施する研修、競技大会参加、普及啓発活動及び研究活動を支援する。

##### 2 主な事業内容

###### <基本助成>

補助対象項目	補助率
(1) 技術研修等事業 技能士試験・競技大会等を目的とした技術研修会の開催又は参加	1/2
(2) 競技大会事業（※） 県内外で行われる技能競技大会への参加又は県内での競技大会の開催	1/2

###### <追加助成>（基本助成の対象事業に加えて、以下の事業を実施する場合に支援を行う。）

補助対象項目	補助率
(3) 普及啓発活動事業 伝統技能の振興を目的とした展示会、ものづくり体験教室等の開催等の経費	2/3 (材料費10/10)
(4) 研究活動事業（※） 伝統技能に関する研修、研究等事業	2/3

※県外研修は1団体20万円を上限とする。

###### [補助対象者]

（一社）鳥取県建築技能近代化協会、鳥取県左官業協同組合、鳥取県板金工業組合、鳥取県建具組合連合会、鳥取県畳振興協同組合

##### 3 事業目標・取組状況・改善点

###### 【事業目標】

建築技能士団体が実施する研修・競技大会及び技能継承普及活動等に助成を行い、技能の向上及び継承を図る。

###### 【取組状況・改善点】

- ・研修会等の開催に要する費用を助成するほか、鏝絵（こてえ）・なまこ壁の技能の継承、情報発信に係る取組にも支援を行っている。
- ・本県から技能五輪の受賞者が出るなど、大工、左官等の伝統技能継承者の育成に寄与している。
- ・伝統技能に携わる技能士の減少及び高齢化が進み、後継者不足が懸念されていることから継続的な支援が必要である。
- ・未来を担う子どもたちに伝統技能に触れてもらうため、伝統木造の技術を用いた「木のジャングルジム」の制作や木工教室の開催（現在は新型コロナウイルス感染症の影響により木工キットの贈呈のみ）などの活動に支援し、伝統技能の普及につながっている。

## 令和4年度一般会計当初予算説明資料

### 8款 土木費

#### 1項 土木管理費

住まいまちづくり課 (内線: 7391)

#### 4目 建築指導費

(単位:千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
建築・宅地建物取引業者指導費	(債務負担行為) 360 3,724	3,549	(債務負担行為) 360 175	59		(債務負担行為) 360 (手数料) 3,665		
トータルコスト	81,795千円 (前年度 81,967千円) [正職員: 9.9人]							
主な業務内容	指導監督、許認可事務							
工程表の政策内容	—							

#### 事業内容の説明

##### 1 事業の目的・概要

安全安心なまちづくり、良質な建築物の整備を促進するため、建築基準法に基づく許認可事務等、宅地建物取引業者の指導及び宅地建物取引士の資格登録業務等を行う。

##### 2 主な事業内容

(単位:千円)

区 分	内 容	予算額
建築基準法に関する事務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 建築審査会等に要する経費</li> <li>・ 全国建築審査会長協議会などへの参加費</li> <li>・ 建築行政共用データベースシステム使用料</li> <li>・ 全国建築審査会協議会負担金</li> <li>・ 日本建築行政会議負担金</li> <li>・ 全国被災建築物応急危険度判定協議会負担金</li> </ul>	2,662
建築士法に関する事務	建築士審査会に要する経費	132
宅地建物取引業の免許、宅地建物取引士資格登録等に関する業務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 宅地建物取引業免許事務等電算処理委託料</li> <li>・ 宅地建物取引業システム使用料</li> </ul> [債務負担行為] 360千円 (令和5～9年度)	522
宅地建物取引士証の交付等に関する業務	宅地建物取引士証交付申請事務委託料	390
宅地建物取引業法主管者協議会への参加	宅地建物取引業法主管者協議会負担金	18
合 計		3,724

#### 〈主な関連法令〉

- ・ 建築基準法
- ・ 建築士法
- ・ 建築物耐震改修の促進に関する法律 (耐震改修促進法)
- ・ 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律 (建築物省エネ法)
- ・ 都市の低炭素化の促進に関する法律 (低炭素法)
- ・ 長期優良住宅の普及の促進に関する法律
- ・ 宅地建物取引業法

令和4年度一般会計当初予算説明資料

8款 土木費

5項 都市計画費

住まいまちづくり課 (内線: 7408)

1目 都市計画総務費

(単位: 千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新) 盛土等に係る斜面の安全確保推進事業	(債務負担行為) 1,750 6,408		(債務負担行為) 1,750 6,408			(債務負担行為) 1,750 (手数料) 1,045	5,363	
トータルコスト	13,984千円 (前年度0千円) [正職員: 0.6人、会計年度任用職員: 1人]							
主な業務内容	条例・システムの運用、指導監督等							
工程表の政策内容	-							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

鳥取県盛土等に係る斜面の安全確保に関する条例の施行に伴い、盛土等の設置情報を継続的に管理するシステムの開発を行うとともに、巡視活動の実施により危険箇所等を把握し、本県における斜面の安全確保、災害の発生防止並びに良好な自然環境及び生活環境の保全を図る。

2 主な事業内容

(単位: 千円)

区分	内容	予算額
盛土条例運用管理システムの開発及び運用	盛土・工作物の許可等事業の情報を位置情報・GIS*に紐づけて一元的・継続的に管理する運用管理システムを開発し、必要な情報を県民や事業者公開するとともに、関係機関で情報を共有し、巡視活動の効率化を図る。 ○許可申請は「とっとり電子申請サービス」を利用し、運用管理システム(公開)は「とっとりwebマップ」と連携したシステムを開発する。 [債務負担行為] 1,750千円 (令和5~9年度)	5,844
専任の巡視員によるパトロール活動	専任の巡視員を配置し、定期報告に対する現地確認のほか、巡視活動を行い、危険な盛土等による災害を未然に防止する。また、条例違反の場合における事業者への指導等を行う。	564 (人件費別途)
合計		6,408

\*GIS (Geographic Information System) : 地理的な情報を持ったデータを可視化し、高度な分析や迅速な判断を可能にする技術

3 事業目標・取組状況・改善点

【事業目標】

鳥取県盛土等に係る斜面の安全確保に関する条例を適確に運用するとともに、巡視活動の実施により危険箇所等を把握し、本県における斜面の安全の確保、災害の発生防止並びに良好な自然環境及び生活環境の保全を図る。

【取組状況・改善点】

令和3年7月に静岡県熱海市で大規模な土砂災害が発生し、多くの人命や財産が奪われるなど甚大な被害をもたらした。当該災害は、不適切な盛土が原因と考えられていることから、盛土及び斜面地に設置する工作物を規制する新たな条例を制定し、令和4年5月に施行する予定である。(参考) 条例による許可を要することとなる行為

- ・盛土等の施工  
「面積2,000㎡以上かつ高さ1m以上」又は「面積に関わらず高さ5m以上」の盛土等
- ・工作物の設置  
斜面地に設置する面積300㎡以上、又は高さ15m以上の工作物

## 令和4年度一般会計当初予算説明資料

8款 土木費

5項 都市計画費

住まいまちづくり課 (内線: 7363)

1目 都市計画総務費

(単位: 千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
都市計画費	631	631	0			(手数料) 631		
トータルコスト	6,940 千円 (前年度 6,968 千円) [正職員: 0.8 人]							
主な業務内容	開発審査会の運営等							
工程表の政策内容	—							
<p>事業内容の説明</p> <p><b>1 事業の目的・概要</b> 都市計画法に基づき、開発行為の審査など民間開発事業の指導を行う。</p> <p><b>2 主な事業内容</b> 開発審査会を開催し、都市計画区域内の開発行為について審査を行う。</p>								

令和4年度一般会計当初予算説明資料

8款 土木費

6項 住宅費

住まいまちづくり課（内線：7411）

1目 住宅管理費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考																
				国庫支出金	起債	その他	一般財源																	
県営住宅維持管理費	（債務負担行為） 10,479  355,951	（債務負担行為） 75,332  402,696	（債務負担行為） △64,853  △46,745			（債務負担行為） 10,479 （使用料） 353,686 （雑入） 2,265 355,951																		
トータルコスト	459,451千円（前年度506,483千円） [正職員：10.6人、会計年度任用職員：7人]																							
主な業務内容	入居者募集・決定・相談対応等、家賃滞納等法的措置、修繕・財産管理、補助金業務等																							
工程表の政策内容	-																							
事業内容の説明																								
<b>1 事業の目的・概要</b>																								
県営住宅94団地3,820戸（令和4年4月1日見込）を適正に維持管理するため、施設修繕、家賃徴収等を行う。																								
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>団地数</th> <th>戸数</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>鳥取県住宅供給公社管理代行</td> <td>62</td> <td>3,307</td> <td></td> </tr> <tr> <td>市町管理代行</td> <td>32</td> <td>513</td> <td>11市町が管理</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>94</td> <td>3,820</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>								区分	団地数	戸数	備考	鳥取県住宅供給公社管理代行	62	3,307		市町管理代行	32	513	11市町が管理	計	94	3,820		
区分	団地数	戸数	備考																					
鳥取県住宅供給公社管理代行	62	3,307																						
市町管理代行	32	513	11市町が管理																					
計	94	3,820																						
<b>2 主な事業内容</b>																								
（単位：千円）																								
区分	内容						予算額																	
市町への管理委託	○公営住宅法による管理代行制度により、入居決定、同居・入居承継承認等県営住宅の管理に係る事務及び家賃徴収事務を市町へ委託する。						22,639																	
家賃・駐車場使用料の徴収事務	○家賃計算及び収納管理を行うために、電算処理委託及び県営住宅管理システムの改修を行う。（令和4～7年度債務負担行為設定済） ○過年度分未収家賃等の回収強化のため債権回収専門員を配置し、未納家賃及び損害賠償金の回収を促進する。 ○家賃納付指導員による納付指導を徹底し、長期滞納を抑止する。 ○長期・高額滞納者への法的措置（住宅明渡し等請求訴訟）を実施する。						11,524																	
県営住宅施設の維持修繕等	○県営住宅施設を適切に維持していくために必要な設備点検、修繕工事等を行う。（令和4～5年度債務負担行為設定済）						209,520																	
県営住宅の維持管理に必要な負担金等	○国有資産等所在市町村交付金、下水道等負担金 ○火災共済保険料 ○県営住宅整備事業に伴う移転料						81,975																	
住宅管理人に係る経費	○県営住宅等の管理に関する事務の補佐をしていただくため、入居者の中から住宅管理人を選任する。						12,273																	
水道料金使用料等徴収事務	○水道局による直接検針、徴収が行われていない県営住宅において、水道料金等徴収業務の外部委託を行う。 ○量水器のリース委託料 [債務負担行為] 10,479千円（令和5～11年度）						14,237																	
空き住戸を活用したコミュニティ活性化事業	○県営住宅目的外使用指針に基づき、入居者の見守り、生活支援や団地コミュニティの活性化等の活動を行う法人に対し、空き住戸を有償で提供し、単身高齢者世帯等の見守り等を委託する。						3,600																	
【新規】県営住宅の管理のあり方検討委員会	○県営住宅の業務について、福祉的支援や管理人制度も含めて今後の県営住宅の管理体制のあり方を検討する。						183																	
合計						355,951																		

### 3 事業目標・取組状況・改善点

#### 【事業目標】

早期に家賃等の納付指導を行うことにより、収納率向上を図るとともに、明渡し訴訟による損害賠償金の発生を抑制し、入居者の居住の安定を確保する。

#### 【取組状況・改善点】

- ・ 県営住宅の適正な維持管理のため、納付指導員による滞納家賃等の納付指導、消防設備の点検等の委託及び入居者情報の管理・家賃計算等を行う県営住宅管理システムの運用等を行っている。
- ・ 平成30年度から債権回収専門員を配置し、債権回収体制を強化したことにより、明渡し訴訟に至る家賃滞納案件がなくなり、慢性的な滞納者が順調に支払うようになっている。
- ・ 令和2年10月に「鳥取県営住宅における入居者支援等に係る目的外使用指針」を定め、入居者の生活支援及び地域コミュニティの活性化に取り組んでいる。
- ・ 県営住宅永江団地（米子市）における高齢者生活支援及び永江団地を含む周辺地区のコミュニティ活性化を目的に、令和2年6月に社会福祉法人こうほうえんと連携協定を締結し、申込みのあった高齢者の見守り、生活相談及び緊急通報の受信対応を行っている。
- ・ 県営住宅上粟島団地（米子市）を含む周辺地区のコミュニティ活性化を目的に、令和2年11月に国立米子工業高等専門学校と協定を締結し、学生ルームシェアの取組を開始した。（令和4年1月末現在2組4名が入居）



## 令和4年度一般会計当初予算説明資料

8款 土木費

6項 住宅費

住まいまちづくり課 (内線: 7399)

1目 住宅管理費

(単位: 千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
県営住宅管理効率化事業	197,865	197,865	0			(使用料) 197,865		
トータルコスト	198,654千円 (前年度 198,657千円) [正職員: 0.1人]							
主な業務内容	業務調整、支払事務							
工程表の政策内容	—							
事業内容の説明								
<p><b>1 事業の目的・概要</b></p> <p>県営住宅の効率的な管理体制構築を図るため、県が管理する62団地3,307戸(令和4年4月1日見込)について、鳥取県住宅供給公社に住宅管理事務及び家賃等の収納事務の一部を委託する。</p> <p><b>2 主な事業内容</b></p> <p>○委託業務の内容 入居者の公募、選考及び決定、同居及び入居承継の承認、修繕など県営住宅管理に係る業務</p> <p>○委託先・委託料等 [委託先] 鳥取県住宅供給公社 [委託期間] 平成31年4月1日～令和6年3月31日(5年間) [委託料総額] 986,811千円(債務負担行為設定済)</p>								
鳥取県住宅供給公社運営費	624	635	△11				624	
トータルコスト	1,413千円 (前年度 1,427千円) [正職員: 0.1人]							
主な業務内容	連絡調整、負担金支払 等							
工程表の政策内容	—							
事業内容の説明								
地方公務員等共済組合法に基づく鳥取県住宅供給公社職員に係る共済費の県負担金である。								
住まいまちづくり課管理運営事業	19,832	20,301	△469				19,832	
トータルコスト	20,621千円 (前年度 21,093千円) [正職員: 0.1人]							
主な業務内容	課内・地方機関及び関係機関との連絡・調整							
工程表の政策内容	—							
事業内容の説明								
住まいまちづくり課内の連絡調整・事業実施に要する経費である。								

令和4年度一般会計当初予算説明資料

8款 土木費

6項 住宅費

住まいまちづくり課（内線：7408）

2目 住宅建設費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
IoTによる高齢者見守り・緊急通報モデル事業	4,378	6,826	△2,448	1,851			2,527	
トータルコスト	5,167千円（前年度7,618千円） [正職員：0.1人]							
主な業務内容	高齢者見守り・緊急通報システムの試験運用、見守り体制整備							
工程表の政策内容	—							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

県営住宅における単身高齢者世帯の増加に伴い、住戸内での急な体調の変化等への対応が課題となっていることから、令和3年度に開発したIoT<sup>※1</sup>技術を活用した高齢者の見守り・緊急通報システム（以下「見守りシステム」という。）を活用し、東部地域の大規模団地において試験運用に取り組むこととし、見守りシステムの改良や見守り事業者等の体制について検証を行う。

※1 IoT：様々な物をインターネットにつなげる技術

2 主な事業内容

（単位：千円）

区分	内容	予算額
見守りシステムの開発及び端末設置	通信方式の変更に係るシステム改良及び人感センサー、専用端末等の設置を行う。（20戸分×2団地）	4,114
端末通信使用料	サービス利用料・通信費（20戸分×2団地） ※運用開始後1年間のみ県負担（1年経過後は入居者負担）	264
合計		4,378

3 事業目標・取組状況・改善点

【事業目標】

県営住宅において緊急時に自動で通報する見守りシステムを開発し、単身高齢者が安心して暮らし続けられる地域づくりを進める。

【取組状況・改善点】

- ・県営住宅永江団地において希望のあった単身高齢者世帯（15件）に見守りシステムを設置し、あわせて入居者はウェアラブル端末<sup>※2</sup>を装着して生活し、異変を感知した場合には、見守り事業者（社会福祉法人に委託）が電話やかけつけにより、安否確認を行っている。
- ・緊急通報を受け、病院へ緊急搬送するような事例は発生していないが、利用者アンケートにおいては「安心して暮らすことができている」、「ウェアラブル端末で健康状態も観察できることから、健康づくりにも役立っている」といった感想があり、好評を得ている。
- ・今後、他の県営住宅に同様の取組を普及していくに当たって、東部地域の大規模団地（末恒団地、緑町第一団地等を想定）において担い手となる事業者の体制構築と試験運用に取り組みながら、引き続きサービスの検証を行う。

※2 ウェアラブル端末：装着又は着用することができる情報端末

## 令和4年度一般会計当初予算説明資料

8款 土木費

6項 住宅費

住まいまちづくり課（内線：7412）

2目 住宅建設費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
公営住宅整備事業	（債務負担行為） 322,640 1,020,726	（債務負担行為） 341,304 880,201	（債務負担行為） △18,664 140,525	（債務負担行為） 141,407 437,485	（債務負担行為） 172,000		（債務負担行為） 9,233 583,241	
トータルコスト	1,072,010 千円（前年度 931,590 千円） [正職員：4.7人、会計年度任用職員：5人]							
主な業務内容	企画立案、交付金事務等							
工程表の政策内容	—							

事業内容の説明

### 1 事業の目的・概要

昭和50年代以前に建設され老朽化した県営住宅（約1,600戸）のうち全面的な改善が適当と判断される住棟については、公的資産の有効活用及び環境配慮の観点から順次、長寿命化を図ることとし、トータルリモデル（全面的改善）を実施する。

また、住棟型式等から全面的な改善が適さない住棟については、エコ改善（断熱・省エネ改修等）又は個別の改修を実施する。

### 2 主な事業内容

（1）公営住宅整備事業（918,065千円）

団地名	位置	構造・階数・戸数	事業内容
河北	倉吉市福庭町	鉄筋コンクリート造・4階・32戸	全面的改善（1期）工事
和田	倉吉市馬場町	鉄筋コンクリート造・4階・24戸	全面的改善（4期）工事
上福原第一	米子市上福原	鉄筋コンクリート造・4階・16戸	エコ改善（2期）工事
		鉄筋コンクリート造・4階・16戸	エコ改善（3期）設計
材木町	鳥取市材木町	鉄筋コンクリート造・4階・20戸	エコ改善（1期）工事
		鉄筋コンクリート造・4階・20戸	エコ改善（2期）設計
渡	境港市渡町	鉄筋コンクリート造・4階・40戸	共同設備撤去負担金

（2）大規模改修事業（102,193千円）

外壁、屋根断熱改修（浜坂第二団地 他 計3団地・3棟）

（3）その他（協議会負担金等）（468千円）

### 3 事業目標・取組状況・改善点

#### 【事業目標】

鳥取県地域住宅計画に基づき、整備・改修事業を計画的に実施する。

#### 【取組状況・改善点】

- ・平成29年度に鳥取県公営住宅長寿命化計画を改定し、計画に沿った整備・改修を行うことで、ライフサイクルコストの縮減と整備事業の平準化に取り組んでいる。
- ・令和3年度は、事業担当者で協議し、今後の全面的改善やエコ改善のスケジュールを立て、効率的に実施できるように調整を行った。
- ・カーボンニュートラルに向けて整備基準を見直し、新築は「とっとり健康省エネ住宅基準」及び太陽光発電設備の設置、改修は「ZEH Oriented\*」とする省エネ性能の引き上げを検討する。

※ZEH Oriented（ゼロ・エネルギー・ハウス指向型住宅）

「ZEH」を指向した先進的な住宅として、外皮の高断熱化及び高効率な省エネルギー設備を備えた住宅

## 令和4年度一般会計当初予算説明資料

### 8款 土木費

#### 6項 住宅費

住まいまちづくり課 (内線: 7412)

#### 2目 住宅建設費

(単位: 千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
県営住宅上粟島団地建替事業	2,924	6,822	△3,898	1,315			1,609	
トータルコスト	3,713千円 (前年度 7,614千円) [正職員: 0.1人]							
主な業務内容	基本計画の策定、導入可能性調査							
工程表の政策内容	—							
<p>事業内容の説明</p> <p><b>1 事業の目的・概要</b></p> <p>老朽化が進んでいる上粟島団地(4棟48戸)、富益団地(22棟88戸)について集約を行い、上粟島団地(60戸)としてPFI手法を活用した建替を検討し、基本計画の策定及び導入可能性調査を行う。</p> <p><b>2 主な事業内容</b></p> <p>米子市にある上粟島団地において、PFI手法による建替えに関する基本計画の策定及び導入可能性調査を実施する。</p> <p>(1) PFI手法による基本計画の策定、導入可能性調査(令和4年度債務負担行為設定済)</p> <p>○基本計画の策定</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・住戸の規模・仕様、配置計画及び平面計画の作成</li> <li>・余剰地の活用や併設する福祉施設の併設検討</li> </ul> <p>○導入可能性調査</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業手法の検討</li> <li>・事業者の参入意向の把握</li> <li>・費用軽減効果の検証によりPFI手法の実現可能性を調査</li> </ul> <p><b>※事業執行は、総務部行財政改革局(資産活用推進課)</b></p> <p>(2) 建替概要</p> <p>[事業実施期間] 令和3年度～令和11年度(設計・工事は令和7年度から着手予定)</p> <p>[建替戸数] 60戸</p> <p>[概算事業費] 約11.6億円</p> <p><b>3 事業目標・取組状況・改善点</b></p> <p><b>【事業目標】</b></p> <p>必要な県営住宅の管理戸数を維持するため、PFI手法を活用して建替を行い、適正な型別供給、住戸面積の検討及び余剰地の有効活用を図る。</p> <p><b>【取組状況・改善点】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・集約建替により生み出される余剰地活用などに民間のノウハウを導入し、事業費の削減及び団地、棟数の削減による維持管理コスト縮減に取り組む。</li> <li>・2080年の生活困窮世帯数の推計を基に、最低限継続管理が必要な県営住宅の管理戸数を算出し、長寿命化改善では、ライフサイクルコストの縮減効果が得られない県営住宅は、耐用年限を迎える前に前倒しで建替えを行うことにより事業費の圧縮及び平準化を図る。</li> </ul>								

令和4年度一般会計当初予算説明資料

8款 土木費

6項 住宅費

住まいまちづくり課 (内線：7371)

2目 住宅建設費

(単位：千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
鳥取県被災者住宅再建支援基金積立事業	49,076	158,041	△108,965			(寄付金) 45,375 (財産収入) 2,912 48,287	789	
トータルコスト	49,865千円 (前年度 158,833千円) [正職員：0.1人]							
主な業務内容	予算執行事務 (市町村拠出金の受入、基金積立、債券購入、利息収入)、委託業務事務							
工程表の政策内容	-							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

鳥取県被災者住宅再建等支援条例に基づき、国の「被災者生活再建支援制度」を補完し、被災者の住宅再建を支援することにより被災地域の力強い復興を促進し、もって地域の維持と再生を図る。

2 主な事業内容

(単位：千円)

区分	内容	予算額
基金積立	自然災害によって住宅に著しい被害を受けた被災者に対して交付する補助金の財源に充てるため、県と市町村が協調して被災者住宅再建支援基金を積み立てる。 [令和4年度拠出額] ・市町村拠出額 45,375千円 ・基金運用利息 2,912千円 合計 48,287千円 ※県及び一部の町(八頭町、三朝町、大山町、南部町、江府町)は令和3年度で現在の目標額に対する拠出が終了している。	48,287
【新規】屋根応急修繕作業者傷害保険加入	令和3年6月に締結した『災害時における被災住宅の修繕等に関する協定』に基づき、建築関係団体に被災住宅の屋根のブルーシート掛け作業を依頼した際の作業員の傷害保険加入に要する経費を負担する。(未使用の場合は、保険料全額が返還)	321
【新規】スマートフォンによる住宅修繕相談環境整備	同協定に基づき設置する住宅修繕相談窓口について、スマートフォン等により相談ができるよう専用の相談フォームを作成する。	468
合 計		49,076

3 事業目標・取組状況・改善点

【事業目標】

県と市町村が協調して被災者住宅再建等支援基金を積み立てる。(目標積立額 20 億円)

<参考>令和3年度末基金残高見込 約 19.2 億円

【取組状況・改善点】

- 平成24年度に積立額が条例で目標とする20億円に到達した。平成25年度以降は、市町村と県による拠出を一旦停止し、基金運用による利息収入のみを積立していた。
- 鳥取県中部地震(平成28年10月)及び台風18号(平成29年9月)による住宅被害に支援したことにより、基金を約9億円取り崩したため、平成30年度から市町村と県による拠出を再開した。
- 令和5年度には、目標積立額20億円に到達する見込みのため、積立目標額の見直し検討を令和3年度から開始し、市町村と議論を重ねている。

令和4年度一般会計当初予算説明資料

8款 土木費

6項 住宅費

2目 住宅建設費

住まいまちづくり課 (内線：7398)

(単位：千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
とっとり健康省エネ住宅普及促進事業	(債務負担行為) 325,000	(債務負担行為) 34,000	(債務負担行為) 291,000	(債務負担行為) 210,100		(基金繰入金) 6,500	(債務負担行為) 114,900	
	346,736	37,769	308,967	212,336			127,900	
トータルコスト	356,988千円 (前年度 42,522千円) [正職員：1.3人]							
主な業務内容	技術研修資料作成、研修開催、広報物作成、補助金交付事務 等							
工程表の政策内容	とっとり健康省エネ住宅の普及、自然エネルギーの導入、県産材の利用等環境負荷の低減に配慮した健康と環境を守る住まいづくりの推進							
事業内容の説明【「地域脱炭素移行・再エネ推進交付金」及び「鳥取県地域環境保全基金」充当事業】								
<b>1 事業の目的・概要</b>								
国の省エネ基準を上回る県独自の健康省エネ住宅性能基準を満たす高性能省エネ住宅（とっとり健康省エネ住宅）の普及を図り、県民の健康の維持・増進、住宅の省エネ化及びCO2排出量の削減を目指す。								
<b>2 主な事業内容</b>								
とっとり健康省エネ住宅の普及を図るため、新築又は既存住宅の改修において基準に適合する住宅を認定し、消費者向けの広報・普及啓発、技術者の養成のほか、認定住宅に対し助成を行う。								
<b>(1) 新築住宅</b> (単位：千円)								
区分	内容							予算額
【新規】未来型省エネ住宅特別促進事業	省エネ性能を有する県産材を活用した新築木造戸建住宅に助成する。(県内工務店が施工し、県産材を10m3又は20m2以上使用する住宅が対象。) [基本支給]							262,000
	対象	補助額	要件	制度	財源	県予算額		
	すべての世帯	最大50万円 T-G1:10万円 T-G2:30万円 T-G3:50万円	健康省エネ住宅 (太陽光設置)	県制度	国10/10(※1) (脱炭素交付金)	88,400		
	[加算]							
	対象	補助額	要件	制度	財源	県予算額		
	子育て世帯等への加算	10月まで	最大100万円	ZEH(※2) 認定長期優良住宅 省エネ基準適合住宅	国制度	国	— (国による直接助成)	
	11月以降	50万円	健康省エネ住宅 (太陽光設置)	県制度	国10/10 (脱炭素交付金)	78,000		
	子育て世帯等以外への加算	50万円	健康省エネ住宅 (太陽光設置)	県制度	国10/10 (脱炭素交付金)	33,500		
	※1 加算で国制度を活用する場合は、脱炭素交付金との併用不可のため県費負担。 ※2 ZEH (Net Zero Energy House / ゼッチ)：省エネと太陽光発電などの創エネにより、年間の一次消費エネルギー量(空調・給湯・証明・換気)の収支をプラスマイナス「ゼロ」にする住宅。 とっとり住まいる支援事業(健康省エネ住宅分) > 62,100千円 ・県産材を活用して新築する認定住宅に対して助成。 [対象] 県内工務店が新築する木造戸建住宅 [補助上限] 100万円 ※補助要件は、住まいる支援事業と同じ。 [債務負担行為] 262,000千円 (令和5年度)							
	とっとりグリーン住宅応援キャンペーン事業	国のグリーン住宅ポイントを活用する認定住宅に対して助成する。令和3年10月末までに契約した住宅が対象。予算は継続分のみ。 [補助上限] 40万円 (県産材20万円+健康省エネ住宅20万円)						
施主への説明動画作成	健康省エネ住宅のメリット・意義を設計者が施主に説明するためのツールとして動画を作成する。							1,500
設計・工務店の研修等	健康省エネ住宅の設計、施工ができる技術者の養成等を行う。 ・技術研修(集会形式とeラーニング形式(録画を配信))の開催 ・技術研修を修了し、審査に合格した者を技術者として登録							1,049
居住者モニター	健康省エネ住宅居住者にモニターアンケートを実施、効果を検証し、ユーザーレビューとして広報啓発を行う。							550
その他	基準に適合する住宅の認定に係る事務費							27
合計							271,126	

## (2) 【新規】既存住宅改修及び賃貸住宅の高断熱化

(単位：千円)

区分	内容	予算額
設計者・工務店の研修等	既存住宅の健康省エネ住宅改修「Re NE-ST」(リネスト)の設計、施工ができる技術者の養成等を行う。 <健康省エネ住宅改修基準 Re NE-ST> 対象建物：昭和56年の耐震基準(新耐震基準)に適合する住宅 性能基準：外皮平均熱貫流率(UA値)0.48以下[W/m <sup>2</sup> K](T-G1と同じ) ※相当隙間面積は1.0以下を推奨。 <技術研修及び事業者登録制度> ・技術テキストの作成 ・技術研修(集会形式とeラーニング形式(録画を配信))の開催 ・技術研修を修了し、審査に合格した者を技術者として登録	3,215
広報物作成	健康省エネ住宅改修基準や改修パターンごとのメリット等を伝える広報物を作成し、消費者向けの広報・啓発を行う。 ・健康省エネ住宅改修基準Re NE-STのロゴ、ポスター、パンフレット、ホームページ、実物大カットモデル、PR動画、新聞広告等	5,000
居住者モニター	健康省エネ住宅改修を行った住宅の居住モニターをもとに消費者向けの広報・啓発を行う。 <居住者モニターアンケート調査項目> 室温測定、光熱費比較、健康状況・生活の変化(着衣量、睡眠等)	395
新規改修事業者への支援(Re NE-STスターター支援事業)	新築に比べ施工難易度が高いRe NE-STへの取組を促進することを目的として、Re NE-ST改修に新たに取り組んだ工務店に対して支援する。 [対象] 既存住宅を、Re NE-STに改修した工務店等 [補助額] 1事業者あたり20万円	4,000
健康省エネ住宅改修等支援事業	Re NE-ST認定住宅など県の省エネ改修基準に適合する断熱改修を行う既存住宅に対して助成する。(脱炭素交付金を充当) 対象：登録事業者が改修工事を行う既存戸建住宅 [補助率] 1/3 [補助上限] Re NE-ST 150万円、ゾーン改修 100万円、部分改修 50万円 [債務負担行為] 60,000千円(令和5年度)	60,000
賃貸住宅高断熱化モデル事業	賃貸集合住宅においても健康省エネ住宅の普及を図るため、基準を満たす賃貸集合住宅を建設する事業者に対してモデル的に助成する。 [対象] 県内に建設される賃貸集合住宅 [補助金] 10万円/戸 [債務負担行為] 3,000千円(令和5年度)	3,000
合計		75,610

## 3 事業目標・取組状況・改善点

## 【事業目標】

新築木造戸建て住宅に対する健康省エネ住宅の割合：50% (2025年)、100% (2030年)

## 【取組状況、改善点】

- ・令和2年7月からとっとり健康省エネ住宅の認定及び助成を開始し、令和3年12月末時点での認定申請件数は208件となっている。[申請内訳]東部92件、中部48件、西部68件
- ・とっとり住まいる支援事業の申請件数のうち、健康省エネ住宅の助成活用割合は昨年度の14%から令和3年度は23%に増加している。
- ・令和3年度から住宅の省エネ計算(建築物のエネルギー性能を表す計算)の経験がない工務店等に対し県が計算を代行又は支援を行っており、着実に取り組む事業者が増加している。  
 [NE-ST建設事業者数]R2年度(7～3月)21社 R3年度(4月～12月)26社 計47社
- ・県の技術研修を受講し、登録した事業者は令和3年12月末時点で設計163社、施工139社となった。  
 ※県内で毎年1棟以上住宅を建設している事業者(195社)のうち、71%が県に登録しており、24%がNE-STの建設実績を有する。
- ・令和3年度には、新たに健康省エネ住宅改修基準「Re NE-ST」を策定するとともに、集合住宅にも適用を拡げた。

令和4年度一般会計当初予算説明資料

8款 土木費

6項 住宅費

住まいまちづくり課 (内線：7408)

2目 住宅建設費

(単位：千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新)カーボンニュートラルに向けた中規模建築物木造化推進事業	11,338	0	11,338	11,338				
トータルコスト	14,492千円 (前年度0千円) [正職員：0.4人]							
主な業務内容	鳥取県中規模建築物の木造化に係る取組検討及びガイドブックの作成等							
工程表の政策内容	環境にやさしく安全安心で豊かな住生活の実現							

事業内容の説明 【「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」充当事業】

1 事業の目的・概要

温室効果ガスの吸収源対策として中規模建築物の木造化及び地域材利用を促進するため、設計技術情報を整理するとともに、設計者・発注者に対し木造建築物の魅力やメリットをわかりやすく伝えることのできるガイドブックを作成する。また、外構も含めて木材利用を促進し、木を使った塀の良さをPRすることを目的に鳥取らしい「木塀」の事例集を作成する。

2 主な事業内容

(単位：千円)

区分	内容	予算額
鳥取県中規模建築物の木造化に係る取組検討・ガイドブックの作成	○中規模建築物木造化推進委員会の開催 (988千円) 関係団体、設計事務所、プレカット事業者等と一体となって、中規模木造建築物の普及に係る取組やガイドブックの内容を検討する委員会を開催する。	10,867
	○県産材を活用したモデル設計 (4,464千円) 本県の実情に即した形で、木造化が期待される用途・規模の建築物に係る設計モデルを作成し、鉄骨造と比較できる形で整理し周知することで、本県における中規模建築物の木造化を推進する。 【モデル設計を行う建築物のイメージ】 ・事務所 (2階建て、500平米程度) ・店舗 (コンビニエンスストア等) ・診療所等の医療施設又は福祉施設	
	○鳥取県中規模木造建築物設計ガイドブック作成 (5,415千円) 県産材等を活用した設計・計画に必要な事項、木造化のメリット等をまとめた本県独自の設計ガイドブックを作成し、説明会やホームページ掲載などにより設計者・発注者に広く周知する。 【ガイドブックの内容】 ・木造化や県産材利用を促進する意義 ・木造事例の紹介や技術情報 ・モデル設計の解説、中規模建築物を木造化するテクニック ・県内の実情を踏まえた生産体制、材料データ等	
鳥取らしいウッドフェンスの普及	木材利用の更なる促進及び木材の良さをPRすることを目的に、木塀 (ウッドフェンス) を題材とした事例集パンフレットを作成する。	471
合計		11,338

3 事業目標・取組状況・改善点

【事業目標】

中規模建築物木造化推進委員会の開催や設計技術情報の整理、ガイドブックの作成・周知等を通じて温室効果ガスの吸収源対策として中規模建築物の木造化及び県産材利用を促進する。

【取組状況・改善点】

令和3年10月に改正木材利用促進法が施行され、民間建築物においても木造化に取り組むこととされた。戸建住宅においては木造の割合が95% (令和2年度本県) であるものの、300㎡以上の非住宅建築物にあっては、木造の割合が31%と低い状況であり、建築業界への啓発、木造化に取り組みやすい環境整備が必要である。



令和4年度一般会計当初予算説明資料

8款 土木費  
6項 住宅費  
2目 住宅建設費

住まいまちづくり課 (内線: 7371)  
(単位: 千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
とっとり住まいる支援事業	(債務負担行為) 283,737 290,311	(債務負担行為) 362,100 361,000	(債務負担行為) △78,363 △70,689				(債務負担行為) 283,737 290,311	
トータルコスト	296,620千円 (前年度 372,882千円) [正職員: 0.8人]							
主な業務内容	補助金事務、相談対応等、関係機関との連絡調整及び制度広報等、事業実施状況分析及び成果検証							
工程表の政策内容	環境にやさしく安全安心で豊かな住生活の実現 ・県産材の利用等環境負荷の低減に配慮した健康と環境を守る住まいづくりの推進							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

県産材の需要拡大及び地場産業の振興に資する木造住宅の建設を促進するため、県内事業者を活用した県民の住まいづくりを幅広く支援する。

2 主な事業内容

(1) 住宅の新築に対する支援 (274,274千円、最大100万円/戸)

- ・ 県内事業者の施工により、県産材を活用した木造一戸建住宅を新築する場合に支援する。
- ・ 木造住宅の品質の向上を図るため、より質の高い県産材への支援、県産内装材への支援を行う。

(単位: 千円)

区分	支援内容	交付決定見込額										
① 県産材活用 (基本助成)	県産材10m3以上使用する場合、定額15万円の支援を行う。	89,900										
上記の支援に加え、以下の要件を満たす場合に上乗せ支援を行う。												
② 県産規格材活用	構造材、下地材の県産規格材使用量 1 m3につき 1 万円の支援を行う。 ただし、使用量に応じた上限額は次のとおりとする。 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>使用量</td> <td>1～14m3</td> <td>15～19m3</td> <td>20～24m3</td> <td>25m3～</td> </tr> <tr> <td>上限額</td> <td>10万円</td> <td>15万円</td> <td>20万円</td> <td>25万円</td> </tr> </table>	使用量	1～14m3	15～19m3	20～24m3	25m3～	上限額	10万円	15万円	20万円	25万円	65,600
使用量	1～14m3	15～19m3	20～24m3	25m3～								
上限額	10万円	15万円	20万円	25万円								
③ 県産機械等級区分構造材	県産規格材かつ機械等級区分による構造材を使用する場合、1 m3につき 2 万円の支援を行う。ただし、20万円を上限とする。	66,000										
④ 県産内装材等	県産CLT材を 1 m3以上使用する場合、定額 5 万円/戸、県産材を内外装仕上げ材、木堀に使用する場合 1 m2につき 2 千円の支援を行う。ただし、15万円を上限とする。	3,650										
⑤ 伝統技能活用	活用する伝統技術が 4 ポイント以上の場合に 20 万円の支援を行う。 ・ 4 ポイント: 木材手刻み加工 ・ 2 ポイント: 下見板張り、瓦葺き ・ 1～2 ポイント: 左官仕上げ、木製建具、構造材現し ・ 1 ポイント: 畳	18,100										
⑥ 子育て世帯等	子育て世帯等に該当する場合、定額10万円/戸の支援を行う。	20,600										
⑦ 三世代同居等世帯	子育て世帯等かつ新たに三世代同居等を行う世帯に該当する場合、定額10万円/戸の支援を行う。	8,500										
合計 最大100万円/戸		(272,350)										

- 令和4年度交付決定見込額: 272,350千円、うち令和4年度中完成分 134,932千円
- 令和3年度に交付決定済で令和4年度に支払を行うもの 139,342千円

(2) 住宅の改修等に対する支援 (12,037 千円、最大 50 万円/戸)

- ・ 県内事業者の施工により、県産材を活用して住宅の改修等を行う場合に支援する。

(単位：千円)

区分	支援内容	交付決定見込額
① 県産材活用 (基本助成)	県産構造材、下地材で0.3m <sup>3</sup> 以上使用する場合、1 m <sup>3</sup> につき 2 万円、県産材を内外装仕上げ材、木塀に使用する場合、1 m <sup>2</sup> につき 2 千円の支援を行う。ただし、25万円を上限とする。	5,187
上記の支援に加え、以下の要件を満たす場合に上乗せ支援を行う。		
② 伝統技能活用	大工技能、左官技能、建具技能のうち 2 種以上の伝統技術を活用する場合、施工面積に応じて最大15万円/戸の支援を行う。	3,300
③ 子育て世帯等	子育て世帯等に該当する場合、定額10万円/戸の支援を行う。	2,200
④ 三世帯同居等世帯	新たに三世帯同居等を行う子育て世帯等又は新たに子・孫世帯と同居する世帯に該当する場合、定額10万円/戸の支援を行う。	700
合計 最大50万円/戸		(11,387)

○令和 4 年度交付決定見込額：11,387 千円、うち令和 4 年度中完成分 8,365 千円

○令和 3 年度に交付決定済で令和 4 年度に支払を行うもの 3,672 千円

(3) 工務店等に対する支援 (4,000 千円 [補助率] 1/2 [補助上限] 20 万円)

建設、設計、木材供給事業者等が 2 社以上連携して住宅見学会、住宅施策に係る動画作成・ホームページ掲載等を行う際に、県産材を活用した住宅の良さなど県の住宅施策の普及に関する広報を併せて行う場合に、広報内容に応じて経費の一部を支援する。

【拡充】補助対象事業に、テレビ・ラジオ CM 及び住宅施策普及のための事業者研修会を追加

### 3 事業目標・取組状況・改善点

#### 【事業目標】

- ・ 県産材の利用拡大を図るため、県内の木造住宅着工戸数に対する県産材を活用した木造住宅の割合を 50%まで引き上げる。
- ・ 県内木造住宅の品質向上を図る。

#### 【取組状況・改善点】

- ・ 工務店等への周知、新聞等各種媒体への掲載、住宅見学会等での情報提供により県内新築木造戸建住宅の約 4 割で活用され、県産材の需要拡大につながっている。

<新築交付決定数 (県産材 10m<sup>3</sup> 以上利用する件数) >

年度	H28	H29	H30	R1	R2
件数	738 件	733 件	850 件	719 件	714 件
割合	51%	45%	48%	42%	44%

- ・ 申請者及び地方機関の事務負担軽減を図るため令和 3 年度から電子申請サービスによる申請受付を開始するとともに、業界の要望を受け、添付書類の一部を廃止し、着工の早期化を図っている。
- ・ 木造住宅の品質向上を図るため、令和 2 年度に強度性能、乾燥が担保された県産機械等級区分構造材への助成を新設した結果、新築申請の半分以上で活用され、県産材及び木造住宅の品質向上に寄与した。

<機械等級区分構造材の活用状況>

R2：件数 355 件 活用割合 50% R3：件数 268 件 活用割合 56% (11 月末時点)

- ・ 工務店等への支援については、新型コロナウイルス感染症の拡大やウッドショックの状況を踏まえ、令和 3 年 9 月からオンラインでの住宅見学会や住宅施策に関する動画作成・ホームページ掲載に要する経費を新たに補助の対象に追加した。
- ・ 健康省エネ住宅 (NE-ST) に係る上乗せ補助は、とっとり健康省エネ住宅普及促進事業に移行した上で、補助上限額を拡充し、とっとり住まいる支援事業との併用を可とした。

## 令和4年度一般会計当初予算説明資料

### 8款 土木費

#### 6項 住宅費

住まいまちづくり課 (内線: 7371)

#### 2目 住宅建設費

(単位: 千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
鳥取県木造住宅生産者団体活動支援事業	2,500	2,500	0	1,125			1,375	
トータルコスト	3,289千円 (前年度 3,292千円) [正職員: 0.1人]							
主な業務内容	補助金申請及び実績報告の審査、団体の活動に対する指導、育成							
工程表の政策内容	—							

#### 事業内容の説明

##### 1 事業の目的・概要

県産材を活用した木造住宅や伝統技術等の良さを広く県民へ普及啓発することにより、県民の住生活の向上及び地域住宅産業の振興、育成を図ることを目的として、木造住宅の建設に携わる者で組織する団体が行う活動を支援する。

##### 2 主な事業内容

木造住宅及び伝統技術の魅力に関する普及啓発、施工技術向上に関する研修及び県民向けの情報発信を目的とした活動に要する経費の一部を補助する。

(単位: 千円)

区分	内 容	補助率	予算額
普及活動助成	県産材を使用した住宅の事例・模型等の展示、無料住宅相談会、伝統技術の体験型イベント、コロナ対策を盛り込んだ木造住宅普及活動等に補助する。	1/2	2,200
技術研修費助成	県産材の効果的な活用手法や「とっとり健康省エネ住宅」など高断熱住宅の施工方法などに係る技術研修及び情報発信に要する経費を補助する。		300
合 計			2,500

[補助対象事業者] (一社) 鳥取県木造住宅推進協議会

##### 3 事業目標・取組状況・改善点

###### 【事業目標】

木造住宅の建設に携わる者で組織する団体を実施する木造住宅及び伝統技術の良さを普及啓発を目的とした活動に対し助成を行い地域住宅産業の活性化を図る。

###### 【取組状況・改善点】

- ・「木の住まいフェア」は令和3年度も新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、会場への来場形式ではなく、オンライン形式で開催した。
- ・各イベント共に多数のアクセスがあり、木造住宅や伝統技術の良さがPRできた。また、県民の安全安心を守るための住宅リフォーム、耐震化等に関する相談会の開催を支援している。
- ・複数の地域工務店が連携して、イベントの企画、運営を行うことにより地域工務店同士の結束力向上や地元建築業界の育成に繋がった。

令和4年度一般会計当初予算説明資料

8款 土木費

6項 住宅費

住まいまちづくり課（内線：7371）

2目 住宅建設費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
「とっとり匠の技」活用 リモデル助成事業	(債務負担行為) 1,000 1,938	(債務負担行為) 1,000 1,000	(債務負担行為) 0 938	(債務負担行為) 450 871			(債務負担行為) 550 1,067	
トータルコスト	3,515千円（前年度 2,584千円） [正職員：0.2人]							
主な業務内容	補助制度周知、補助制度運用、事業実施状況分析及び成果検証							
工程表の政策内容	—							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

伝統技能を活用した建物の改修等を支援することにより、職人技術の活用を創出し、技能の継承及び既存建築物の活用を促進するとともに、技能団体等と連携して、伝統建築技能を未来へ継承していくために必要な取組を検討する。

2 主な事業内容

（単位：千円）

区分	内容	予算額
「とっとり匠の技」活用リモデル助成事業	伝統技能を活用した建築物（住宅を除く）の様式替えに係る経費の一部を助成する。 [補助要件] 技能士（大工・左官・建具）が行う10万円以上の改修工事 [補助率] 1/2 [補助上限] 50万円 伝統技能のうち2種（1種※）以上の活用に係る経費 （※技能毎に規定する面積の2倍以上を施工する場合は1種で可）	1,000
【新規】伝統建築技能普及促進環境整備事業	○伝統建築技能普及促進検討会の設置 伝統建築技能に関する課題を技能団体、設計士、工務店等の若手から構成される検討会で整理し対策を検討する。 ○伝統建築技能カタログの作成 検討会と連携し、伝統技能の普及ツールとして使用する伝統建築技能カタログを作成する。	938
合計		1,938

3 事業目標・取組状況・改善点

【事業目標】

- ・既存建物に伝統技能を活用し、職人技の継承や建物の魅力アップを図る。
- ・伝統建築技能の普及促進に関わる課題を解決するために、技能士等の関係者と共に必要な施策を検討する。

【取組状況・改善点】

業界等からの要望を取り入れ、技能士要件の緩和や対象工事の拡大等の事業見直しを行っているが、利用件数が少ないため、技能士団体だけでなくホテル、旅館、飲食店等の事業者団体や商工会等を通じて事業者への周知を行う。

<制度利用実績一覧>

（単位：千円）

年度	H25	H26	H27		H30	R1	R2	R3	
建物種類	茶道教室	土蔵	事務所	事務所	事務所	事務所	旅館	土蔵	土蔵
実績額	500	500	500	50	500	500	494	312	224
件数	1件	1件	2件		1件	1件	1件	2件	
活用技能	大工、左官	左官	大工	建具	大工	大工	左官	左官	大工、左官

※H28、H29は実績なし

令和4年度一般会計当初予算説明資料

8款 土木費

6項 住宅費

住まいまちづくり課 (内線: 7408)

2目 住宅建設費

(単位: 千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考																											
				国庫支出金	起債	その他	一般財源																												
住宅セーフティネット支援事業	14,081	12,234	1,847	3,681		(受託収入) 250 (雑入) 2,945 3,195	7,205																												
トータルコスト	18,024千円 (前年度 14,610千円) [正職員: 0.5人]																																		
主な業務内容	補助金事務、家賃債務保証事業、実施主体との調整、審査業務																																		
工程表の政策内容	環境にやさしく安全安心で豊かな住生活の実現、低額所得者、高齢者、障がい者、子育て世帯、外国人等の住宅の確保に特に配慮を要する方の居住安定化を支援																																		
<p><b>1 事業の目的・概要</b></p> <p>民間賃貸住宅を活用した重層的な住宅セーフティネットを構築することにより、高齢者、障がい者、子育て世帯等の住宅確保に配慮を要する方の住宅確保の円滑化を図るため、住宅セーフティネット法に基づくセーフティネット住宅 (SN住宅) への改修・家賃低廉化支援や、行政、不動産・福祉関係団体等で構成する鳥取県居住支援協議会の活動支援等を行う。</p>																																			
<p><b>2 主な事業内容</b> (単位: 千円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>内 容</th> <th>予算額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>セーフティネット住宅改修費助成</td> <td>○SN住宅の事業者 (賃貸人) が行うバリアフリー改修、耐震改修、間取り変更改修等の費用を支援する。 [補助対象経費] バリアフリー改修、耐震改修等の費用 [負担割合] 国1/3、県1/6、市町村1/6 [補助上限] 500千円/戸等</td> <td>500</td> </tr> <tr> <td>セーフティネット住宅家賃等の低廉化助成</td> <td>○SN住宅の家賃低廉化に要した費用を支援する。 [補助期間] 10年間 (最長20年) [補助対象経費] 家賃等の低廉化に要した費用 [負担割合] 国1/2、県1/4、市町村1/4 [補助上限] 家賃: 10千円/月、家賃債務保証: 15千円/年 合計: 120千円/年</td> <td>3,750</td> </tr> <tr> <td>鳥取県居住支援協議会活動支援事業</td> <td>○鳥取県居住支援協議会の活動経費の一部を支援する。 [補助対象経費] 協議会事務局に係る人件費、旅費、事務所費、会議費等 [負担割合] 国45%、県27.5%、4市27.5% ※県予算額は県・4市の合計額 (4市は県を経由して負担)</td> <td>8,182</td> </tr> <tr> <td>【拡充】鳥取県家賃債務保証事業</td> <td>○保証人確保ができない方に対し本県独自の保証事業を実施する鳥取県居住支援協議会を支援する。 [補助対象経費] ・家賃債務保証事務に要する事務費、補償金積立金 ・【新規】民間会社と連携したメニューの実施に要する経費 [負担割合] 県1/2、4市1/2 ※県予算額は県・4市の合計額 (4市は県を経由して負担) &lt;参考: 家賃債務保証事業の概要&gt; ・直接実施型事業 保証料: 1.5万円/2年、保証限度額: 家賃5ヶ月分が上限 ・【新規】民間連携型事業 保証料: 初回保証料最低2万円に対し、定額1万円補助 保証限度額: 家賃24ヶ月分が上限</td> <td>1,399</td> </tr> <tr> <td>住宅金融支援機構審査受託等事務費</td> <td>住宅金融支援機構の融資を利用する予定の住宅について、融資基準にかかわる審査を機構から受託する。(鳥取市・米子市・倉吉市は直接受託、境港市は県が受託し、市へ再委託、他は県受託)</td> <td>250</td> </tr> <tr> <td colspan="2">合 計</td> <td colspan="6"></td> <td>14,081</td> </tr> </tbody> </table>									区 分	内 容	予算額	セーフティネット住宅改修費助成	○SN住宅の事業者 (賃貸人) が行うバリアフリー改修、耐震改修、間取り変更改修等の費用を支援する。 [補助対象経費] バリアフリー改修、耐震改修等の費用 [負担割合] 国1/3、県1/6、市町村1/6 [補助上限] 500千円/戸等	500	セーフティネット住宅家賃等の低廉化助成	○SN住宅の家賃低廉化に要した費用を支援する。 [補助期間] 10年間 (最長20年) [補助対象経費] 家賃等の低廉化に要した費用 [負担割合] 国1/2、県1/4、市町村1/4 [補助上限] 家賃: 10千円/月、家賃債務保証: 15千円/年 合計: 120千円/年	3,750	鳥取県居住支援協議会活動支援事業	○鳥取県居住支援協議会の活動経費の一部を支援する。 [補助対象経費] 協議会事務局に係る人件費、旅費、事務所費、会議費等 [負担割合] 国45%、県27.5%、4市27.5% ※県予算額は県・4市の合計額 (4市は県を経由して負担)	8,182	【拡充】鳥取県家賃債務保証事業	○保証人確保ができない方に対し本県独自の保証事業を実施する鳥取県居住支援協議会を支援する。 [補助対象経費] ・家賃債務保証事務に要する事務費、補償金積立金 ・【新規】民間会社と連携したメニューの実施に要する経費 [負担割合] 県1/2、4市1/2 ※県予算額は県・4市の合計額 (4市は県を経由して負担) <参考: 家賃債務保証事業の概要> ・直接実施型事業 保証料: 1.5万円/2年、保証限度額: 家賃5ヶ月分が上限 ・【新規】民間連携型事業 保証料: 初回保証料最低2万円に対し、定額1万円補助 保証限度額: 家賃24ヶ月分が上限	1,399	住宅金融支援機構審査受託等事務費	住宅金融支援機構の融資を利用する予定の住宅について、融資基準にかかわる審査を機構から受託する。(鳥取市・米子市・倉吉市は直接受託、境港市は県が受託し、市へ再委託、他は県受託)	250	合 計								14,081
区 分	内 容	予算額																																	
セーフティネット住宅改修費助成	○SN住宅の事業者 (賃貸人) が行うバリアフリー改修、耐震改修、間取り変更改修等の費用を支援する。 [補助対象経費] バリアフリー改修、耐震改修等の費用 [負担割合] 国1/3、県1/6、市町村1/6 [補助上限] 500千円/戸等	500																																	
セーフティネット住宅家賃等の低廉化助成	○SN住宅の家賃低廉化に要した費用を支援する。 [補助期間] 10年間 (最長20年) [補助対象経費] 家賃等の低廉化に要した費用 [負担割合] 国1/2、県1/4、市町村1/4 [補助上限] 家賃: 10千円/月、家賃債務保証: 15千円/年 合計: 120千円/年	3,750																																	
鳥取県居住支援協議会活動支援事業	○鳥取県居住支援協議会の活動経費の一部を支援する。 [補助対象経費] 協議会事務局に係る人件費、旅費、事務所費、会議費等 [負担割合] 国45%、県27.5%、4市27.5% ※県予算額は県・4市の合計額 (4市は県を経由して負担)	8,182																																	
【拡充】鳥取県家賃債務保証事業	○保証人確保ができない方に対し本県独自の保証事業を実施する鳥取県居住支援協議会を支援する。 [補助対象経費] ・家賃債務保証事務に要する事務費、補償金積立金 ・【新規】民間会社と連携したメニューの実施に要する経費 [負担割合] 県1/2、4市1/2 ※県予算額は県・4市の合計額 (4市は県を経由して負担) <参考: 家賃債務保証事業の概要> ・直接実施型事業 保証料: 1.5万円/2年、保証限度額: 家賃5ヶ月分が上限 ・【新規】民間連携型事業 保証料: 初回保証料最低2万円に対し、定額1万円補助 保証限度額: 家賃24ヶ月分が上限	1,399																																	
住宅金融支援機構審査受託等事務費	住宅金融支援機構の融資を利用する予定の住宅について、融資基準にかかわる審査を機構から受託する。(鳥取市・米子市・倉吉市は直接受託、境港市は県が受託し、市へ再委託、他は県受託)	250																																	
合 計								14,081																											

### 3 事業目標・取組状況・改善点

#### 【事業目標】

- ・SN住宅に対する家賃低廉化支援の目標件数：100戸（令和3～7年度の5年間）
- ・鳥取県居住支援協議会の活動を通じて、住宅確保要配慮者の入居支援体制の充実を図る。

#### 【取組状況・改善点】

- ・市町村に対し、SN住宅に対する家賃低廉化補助制度の創設を働きかけ、令和3年度に新たに米子市が制度を創設した。（令和3年度現在：3市1町（鳥取市、倉吉市、米子市及び南部町））
- ・SN住宅の登録については、あんしん相談員による不動産事業者への働きかけ等に加えて、令和元年度にヴィレッジハウス、令和2年度に大東建託に登録を働きかけた結果、令和4年1月時点で5,724戸と、大幅に増えた。（令和2年度末登録戸数：1,634戸）
- ・入居者が孤独死された際の残置物処分対策について鳥取県居住支援協議会において検討し、鳥取県家賃債務保証事業において保証の手厚い民間の債務保証制度と連携した新たなメニューの創設に取り組むこととした。

令和4年度一般会計当初予算説明資料

8款 土木費

6項 住宅費

住まいまちづくり課 (内線：7408)

2目 住宅建設費

(単位：千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
公的賃貸住宅供給促進事業	46,107	49,221	△3,114	23,053			23,054	
トータルコスト	48,473千円 (前年度 51,597千円) [正職員：0.3人]							
主な業務内容	補助金申請の審査、認定事業者への管理等の指導、国費申請事務							
工程表の政策内容	-							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

県が供給計画を認定した「高齢者向け優良賃貸住宅」を管理している民間事業者に対し、入居者の所得等に応じた家賃低廉化に要する費用の一部を補助することで、入居者の家賃負担を軽減し、安全で良質な安定した居住の確保を図る。新規認定は既に終了しており、これまでに認定した住宅に対する補助を継続して行う。

2 主な事業内容

- ・補助対象戸数：2団地 計141戸
- ・補助対象期間：管理開始日から最長20年間（令和6年度で終了）

団地名	補助対象戸数	管理期間
アザレアコートこうほうえん	114戸	H17.4.1～R7.3.31
きらら白鳥	27戸	H14.11.1～R4.10.31

## 令和4年度一般会計当初予算説明資料

8款 土木費

6項 住宅費

住まいまちづくり課（内線：7412）

2目 住宅建設費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
住宅新築資金等貸付助成事業	22,553	14,613	7,940	15,014			7,539	
トータルコスト	24,130千円（前年度 16,197千円） [正職員：0.2人]							
主な業務内容	補助金事務、協議、相談対応等、会議、研修会等、調査統計等							
工程表の政策内容	—							

事業内容の説明

### 1 事業の目的・概要

住宅新築資金等貸付事業の実施に伴う市町村の財政負担を軽減し、事業の円滑な実施を促進するため、地方債償還に係る利子負担及び償還推進に要する事務的経費等に対して助成する。

### 2 主な事業内容

住宅新築資金等貸付金の回収業務に係る市町村の事務費の負担軽減を図る。また、一定の要件を満たし、回収不能となった債権及びその利子に対して助成を行う。

（単位：千円）

区分	内容	予算額
償還推進助成事業費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事務費補助（回収、督促に係る事務費、法的措置に係る弁護士費用、執行費用等）</li> <li>・回収不能補助（回収不能となった債権及びその利子の補填） [助成対象] 14 市町（要件：償還未了、財政力指数 0.8 未満） [負担割合] 国 1/2、県 1/4、市町村 1/4</li> </ul>	22,522
償還推進指導費	市町村の徴収業務の円滑化を図るための研修会開催費用	31
合 計		22,553

※住宅新築資金等貸付事業

歴史的・社会的理由により、生活環境等の安定向上が阻害されている地域の環境改善を図るため、その地域において宅地取得、住宅新築または住宅改修を行う者に対し、昭和41年以降、市町村が国の助成を受けて資金貸付を実施した事業。（「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」の失効に伴い、貸付事業は平成13年（当県は平成8年）をもって終了しており、現在は貸付金の償還業務のみが継続している。）



## 令和4年度一般会計当初予算説明資料

8款 土木費

6項 住宅費

住まいまちづくり課 (内線: 7371)

2目 住宅建設費

(単位:千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
住宅貸付助成事業	333	1,254	△921			(貸付金元利収入) 333		
トータルコスト	1,122千円 (前年度 2,046千円) [正職員: 0.1人]							
主な業務内容	預託金貸付・償還事務							
工程表の政策内容	-							

事業内容の説明

### 1 事業の目的・概要

過去に金融機関と協調融資した住宅建設資金について、令和4年度当初時点の融資残高に応じた額を金融機関に預託する。

### 2 主な事業内容

(単位:千円)

区 分	内 容	予算額								
個人住宅建設資金貸付事業	県民の持家建設促進等のため、県と金融機関との協調融資の借入残高に対する預託を行う。 <継続分のみ>令和4年度予定残高: 1,168千円 貸付件数: 3件 (令和9年度で終了)	129								
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">貸付対象</td> <td>公庫融資だけでは資金が不足する者でバリアフリータイプの住宅を建設・改良する者</td> </tr> <tr> <td>貸付限度額</td> <td>建設: 400万円 補修: 200万円</td> </tr> <tr> <td>貸付利率</td> <td>公庫基準金利+0.5%</td> </tr> <tr> <td>返済期間</td> <td>建設: 20年以内 補修: 10年以内</td> </tr> </table>	貸付対象	公庫融資だけでは資金が不足する者でバリアフリータイプの住宅を建設・改良する者	貸付限度額	建設: 400万円 補修: 200万円	貸付利率	公庫基準金利+0.5%	返済期間	建設: 20年以内 補修: 10年以内	
貸付対象	公庫融資だけでは資金が不足する者でバリアフリータイプの住宅を建設・改良する者									
貸付限度額	建設: 400万円 補修: 200万円									
貸付利率	公庫基準金利+0.5%									
返済期間	建設: 20年以内 補修: 10年以内									
鳥取県西部地震被災者向け災害復興住宅建設資金貸付事業	鳥取県西部地震による被災住宅の建替等に係る住宅融資を受ける者に対し、金融機関と協調して上乗せ融資を行う。 <継続分のみ>令和4年度予定残高: 442千円 貸付件数: 7件 (令和5年度で終了)	204								
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">貸付対象</td> <td>公庫等から住宅資金を借り受けた者で住宅資金の不足する者</td> </tr> <tr> <td>貸付限度額</td> <td>建設: 400万円 補修: 200万円</td> </tr> <tr> <td>貸付利率</td> <td>2.1%</td> </tr> <tr> <td>返済期間</td> <td>建設: 20年以内 補修: 10年以内</td> </tr> </table>	貸付対象	公庫等から住宅資金を借り受けた者で住宅資金の不足する者	貸付限度額	建設: 400万円 補修: 200万円	貸付利率	2.1%	返済期間	建設: 20年以内 補修: 10年以内	
貸付対象	公庫等から住宅資金を借り受けた者で住宅資金の不足する者									
貸付限度額	建設: 400万円 補修: 200万円									
貸付利率	2.1%									
返済期間	建設: 20年以内 補修: 10年以内									
合 計		333								

[終了] 鳥取県住生活基本計画改定事業	0	4,367	△4,367					
------------------------	---	-------	--------	--	--	--	--	--

トータルコスト	0千円 (前年度 7,535千円) [正職員: 0人]							
---------	-----------------------------	--	--	--	--	--	--	--

事業内容の説明

計画改定完了に伴う、事業終了。

## 令和4年度一般会計当初予算説明資料

### 4款 衛生費

#### 2項 環境衛生費

水環境保全課（内線：7413）

#### 3目 環境衛生連絡調整費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
上・下水道広域化・共同化計画調整事業	25,838	28,613	△2,775	12,919			12,919	
トータルコスト	35,301千円（前年度 38,118千円）〔正職員：1.2人〕							
主な業務内容	広域化・共同化計画策定業務及び市町村詳細検討着手支援業務の委託、広域化検討会の開催							
工程表の政策内容	生活排水処理の普及							

#### 事業内容の説明

##### 1 事業の目的・概要

人口減少に伴う料金収入の減少、施設・設備の老朽化に伴う更新投資の増大、技術職員の大幅減少に伴う人材確保といった上下水道事業が抱える課題に対処し、経営基盤の強化を図る手段の一つとして、平成30年度から県及び市町村等で上下水道の広域化・共同化検討会を設置し、継続して検討を行っている。

令和4年度においては、広域連携効果シミュレーションの調整を行うとともに、その結果を踏まえた「水道広域化推進プラン（水道）」、「広域化・共同化計画（下水道）」を策定する。

併せて、令和5年度以降に市町村が行う詳細検討の一部を先行して実施する。

##### 2 主な事業内容

（単位：千円）

区分	業務名	内 容	予算額
水道	【拡充】水道広域化推進プラン策定及び広域化検討支援モデル事業に係る業務	経営・事業統合、経営の一体化、施設統廃合などの広域化メニューに係る効果測定を踏まえ、「水道広域化推進プラン」を策定する。 また、令和5年度以降に市町村が行う詳細検討が円滑に進むよう、協議体制の設置、検討に係る役割分担、費用負担、法手続きの検討など、詳細検討の一部を先行して行うモデル事業を実施する。	13,264
下水道	【拡充】広域化・共同化計画策定及び広域化検討支援モデル事業に係る業務	施設統廃合（汚水処理）、し尿・浄化槽汚泥等との連携などの広域化メニューに係る効果測定を踏まえ、「広域化・共同化計画」を策定する。 水道と同様に、令和5年度以降に市町村が行う詳細検討の一部を先行して行うモデル事業を実施する。	12,574
合 計			25,838

##### 3 事業目標・取組状況・改善点

###### 【事業目標】

- ・令和4年度末までに広域化・共同化計画等を策定する。
- ・令和5年度以降の市町村の詳細検討が円滑に進む道筋を調整する。

###### 【取組状況・改善点】

- ・平成30年度から、県内の市町村等が参加する「上・下水道広域化・共同化検討会」を県内3流域別に設置し、上下水道の施設・設備等の情報共有や若手職員によるワーキンググループの提案等も含めて、施設統廃合等の広域化及び事務の共同化について意見交換を継続している。
- ・令和2年度からは、自然体での将来推計や広域化の効果測定するシミュレーション等の業務を外委託して実施している。
- ・令和4年度は、これまでの検討を踏まえて広域化計画等として取りまとめるとともに、令和5年度以降に市町村が詳細検討へ円滑に移行できるよう、モデル的に先行検討に着手する。

## 令和4年度一般会計当初予算説明資料

### 4款 衛生費

#### 2項 環境衛生費

水環境保全課（内線：7401）

#### 3目 環境衛生連絡調整費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
水道水源監視指導等事務費	868	851	17				868	
トータルコスト	6,388千円（前年度 6,396千円） [正職員：0.7人]							
主な業務内容	事業許可、水源等水道施設の監視指導、国庫補助事務等							
工程表の政策内容	—							
事業内容の説明								
<p><b>1 事業の目的・概要</b></p> <p>市町村が行う水道施設整備事業について市町村へ指導・助言等を行うとともに、水道事業についての衛生管理指導や水道法に基づいた事務を行う。</p>								
<p><b>2 主な事業内容</b></p> <p style="text-align: right;">（単位：千円）</p>								
区 分	内 容							予算額
水道法に基づいて実施する県内水道事業者に対する衛生管理指導並びに認可事務等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水道水質汚染事故（おそれがある時も含む）における衛生指導</li> <li>・水道事業経営、変更認可等の水道法に基づく各種事務</li> </ul>							354
水道水質検査方法の精度管理・妥当性評価	厚生労働省が示す「水道水質検査方法の妥当性評価ガイドライン」に基づき、衛生環境研究所で実施する水質検査方法について妥当性評価を実施する。							497
災害時等における情報収集による危機管理体制の整備	公益社団法人日本水道協会に入会し、災害等の危機管理に備えた体制整備を図る。							17
合 計							868	

## 令和4年度一般会計当初予算説明資料

### 4款 衛生費

#### 2項 環境衛生費

水環境保全課（内線：7870）

#### 4目 環境保全費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
“ラムサール条約登録湿地” 中海の水質浄化対策とワイズユース推進事業	8,571	8,743	△172			(基金繰入金) 1,250	7,321	
トータルコスト	24,343千円（前年度24,585千円） [正職員：2人]							
主な業務内容	環境調査、実証試験、普及啓発（イベント開催）等							
工程表の政策内容	三大湖沼の浄化と利活用の推進							

#### 事業内容の説明

【「鳥取県地域環境保全基金」充当事業】

#### 1 事業の目的・概要

県民の貴重な資源である中海の豊かな自然環境を次世代へ引き継ぐため、「調査研究」「保全再生」「交流学習」及び「ワイズユース（賢明な利用）」の各種施策を実施する。

#### 2 主な事業内容

（単位：千円）

区分	細事業	内容	予算額
調査研究	各種調査・研究 （島根県との連携事業を含む）	中海の水質分析や評価、モニタリングの手法の検討、水質改善に繋がる底質・窪地対策の調査・研究等を行う。	4,751
	ファインバブルを活用した水質浄化技術研究	米子高専との共同研究により、ファインバブル技術を活用した中海の水質浄化実証試験を実施する。 （令和4年度債務負担行為設定済）	1,300
保全再生	中海水質汚濁防止対策協議会	鳥取・島根両県の県議会議員及び関係自治体等で構成する協議会を開催し、国へ要望活動を行う。	170
	中海湖沼環境モニター、中海絵てがみコンクール	県民モニターが、五感（見る・聞く・触れる・臭う・味わう）を使い、湖沼環境を評価する。 また、NPO 法人と連携して中海絵てがみコンクールを実施する。	200
交流学習	こどもラムサール交流 （島根県との連携事業）	中海や宍道湖で活動するこども達と他のラムサール条約登録湿地で活動するこども達との交流を通じ、次世代の人材育成や人的ネットワークの構築を図る。	300
	美しく豊かな水環境を次世代につなぐ環境教育推進事業補助金（米子市との連携事業）	（公財）中海水鳥国際交流基金財団が行う環境教育に係る観察会や出張講座等に要する経費の一部を支援する。 [補助率] 10/10（県1/2、米子市1/2）	1,250
利 用 賢 明 な	中海利活用イベント等 （島根県との連携事業）	中海・宍道湖一斉清掃の開始式のほか、ワイズユースに着目した体験型の利活用イベントを開催する。 （令和4年度は島根県が事務局）	600
合 計			8,571

#### 3 事業目標・取組状況・改善点

##### 【事業目標】

水質目標 COD：4.4 mg/L、全窒素：0.46 mg/L、全りん：0.046 mg/L（令和5年度）

※COD：化学的酸素要求量

##### 【取組状況・改善点】

- ・平成元年度から水質保全計画を策定し、国、島根県及び沿岸市等と連携して水質浄化に係る各種施策を実施しており、水質は長期的に改善傾向にある。令和5年度の達成に向けて、引き続き各種モニタリングを継続しつつ、効果的な対策を講じていく。
- ・平成17年11月に中海がラムサール条約湿地に登録されて以降、島根県と連携して交流学習やワイズユースなどの取組を進めており、継続することにより次世代の人材育成等を進める。

令和4年度一般会計当初予算説明資料

4款 衛生費

2項 環境衛生費

水環境保全課 (内線：7197)

4目 環境保全費

(単位：千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
湖山池・東郷池及び三湖沼共通水質浄化対策推進事業	債務負担行為 2,946 22,040	債務負担行為 4,734 21,625	債務負担行為 △1,788 415			(基金繰入金) 885	債務負担行為 2,946 21,155	
トータルコスト	39,389千円 (前年度 39,051千円) [正職員：2.2人]							
主な業務内容	環境調査、普及啓発 (イベント等) の各種業務							
工程表の政策内容	三大湖沼の浄化と利活用の推進							

事業内容の説明

【「鳥取県地域環境保全基金」充当事業】

1 事業の目的・概要

県民の貴重な資源である県内三大湖沼のうち湖山池、東郷池の豊かな自然や恵みを次世代へ引き継ぐため、「水質浄化」及び「ワイズユース (賢明な利用)」を目的として、「第4期湖山池水質管理計画 (令和4年度～令和13年度)」及び「第2期東郷池水質管理計画 (平成28年度～令和7年度)」等に基づく各種施策を実施する。

2 主な事業内容

(単位：千円)

区分		内容	予算額
湖山池	湖山池環境モニタリング委員会の運営 (鳥取市との連携事業)	水質等のモニタリング結果の評価及び汽水化で生じた課題について、専門家の助言等を受け、必要な対策を検討する。	314 (471)
	湖山池水質観測システムの維持管理	水質観測システムの保守・管理を委託する。 [債務負担行為] 2,946千円 (令和5～6年度)	9,492
	生態系モニタリング調査 (鳥取市との連携事業)	汽水化による各種動植物への影響や変化等について、追跡調査する。	2,186 (3,279)
	魚斃死の監視及び回収	魚斃死に係る土日監視パトロール及び発生時の回収作業について、体制を整備する。	356
	環境教育・イベント	湖山池情報プラザに野鳥観察会等、各種環境学習の実施を委託する。	385
	水質予測シミュレーション	令和4年度に第4期水質管理計画を策定するため、水質予測シミュレーションの実施を委託する。 (令和4年度債務負担行為設定済)	4,734 (7,101)
東郷池	湖沼環境モニター (五感モニター)	県民モニターが、五感 (見る・聞く・触れる・臭う・味わう) により、湖沼環境を評価する。	100
	愛らぶ東郷池イベント (湯梨浜町との連携事業)	東郷池及び周辺環境に係る地域住民向けの普及啓発イベントを実施する。	500 (1,000)
湖沼共通	湖沼のプランクトン調査 (一部鳥取市との連携事業)	湖山池、東郷池において、プランクトンの個体数と種類を毎月調査する。	3,088 (3,970)
	みんなで守る湖沼の自然環境保全推進事業補助金	住民団体やNPO法人等が行う湖沼環境の保全及び普及啓発等の活動に必要な経費の一部を支援する。	885
合計			22,040 (27,039)

※ ( ) 内の額は、湖山池に関する事業は「鳥取市」、東郷池に関する事業は「湯梨浜町」の負担額を含む全体事業費。

3 事業目標・取組状況・改善点

【事業目標】

水質目標 湖山池 COD：5.5 mg/L、全窒素：0.60 mg/L、全りん：0.066 mg/L (令和3年度)  
※令和4年度以降の目標は策定中  
東郷池 COD：4.5 mg/L、全窒素：0.46 mg/L、全りん：0.032 mg/L (令和7年度)  
※COD：化学的酸素要求量

【取組状況・改善点】

- 湖山池は、平成24年3月の汽水化以降ヒシ・アオコ抑制による湖内環境の改善 (景観悪化や腐敗による悪臭の解消) など一定の成果を得ているが、塩分管理、淡水性動植物の保全等の対応が必要となっている。また、水質目標については、令和2年度はCOD、全窒素、全リンとも未達成のため、水質改善に向けた各種取組を継続して実施する。
- 東郷池は、流域の生活排水対策がほぼ完了しているが水質目標は未達成のため、湯梨浜町と連携して、自然系負荷削減や生態系保全等に係る取組を継続して実施する。

令和4年度一般会計当初予算説明資料

4款 衛生費

2項 環境衛生費

水環境保全課 (内線: 7870)

4目 環境保全費

(単位: 千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
みんなで守ろう! 持続可能な水循環事業	9,064	9,064	0				9,064	
トータルコスト	39,031千円 (前年度 39,164千円) [正職員: 3.8人]							
主な業務内容	地下水保全条例に関する届出事務、地下水研究プロジェクト、地下水利用協議会に関する事務							
工程表の政策内容	水環境の保全、地下水の適正管理							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

健全な水循環の維持・回復を目的とした「水循環基本法」の趣旨を踏まえ、及び「とっとりの豊かで良質な地下水の保全及び持続可能な利用に関する条例」に基づき、県内の水資源量の把握及び水循環に関する知見を深めるとともに、事業者、県民に水の大切さを周知し、地域の水資源の賢明な利用及び保全を図る。

2 主な事業内容

(単位: 千円)

区分	内容	予算額
普及啓発等	水循環基本法で定められている「水の日(毎年8月1日)」に合わせ、水資源や水循環に関するイベントを実施する。	285
研究会運営	水循環に関する研究会を開催し、県等が収集した水資源に関するデータ(降水量、融雪水量、河川流量、水位等)の評価や調査研究を行う。	777
水資源量観測	水資源に関するデータを観測する機器の保守点検やデータ回収等を行う。(令和4~5年度債務負担行為設定済)	5,820
	【拡充】河川流量調査の精度向上を図るため、積雪量及び低水位時の河川流量の観測を強化する。	2,182
合計		9,064

3 事業目標・取組状況・改善点

【事業目標】

水循環のモニタリングを強化し、県内の水資源の賢明な利用及び保全を図る。

【取組状況・改善点】

- ・事業者はモニタリング、涵養活動及び普及啓発等の取組を進め、県は県内の水資源に関するデータを収集し、研究会において有識者に意見を求めて、水循環に関する研究を進めている。
- ・引き続き降水量、融雪水量、河川流量、水位等の基礎的なデータのモニタリングを実施していく。

令和4年度一般会計当初予算説明資料

4款 衛生費

2項 環境衛生費

水環境保全課（内線：7197）

4目 環境保全費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
水質汚濁防止対策費	46,829	45,712	1,117				46,829	
トータルコスト	82,316千円（前年度 81,357千円） [正職員：4.5人]							
主な業務内容	河川、湖沼、海域及び地下水の水質調査、事業場排水調査							
工程表の政策内容	水環境の保全、地下水の適正管理							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

公共用水域及び地下水の水質汚濁防止のため、水質状況の把握や汚濁物質の排出源に対する監視指導を行うとともに、水質測定結果を水質改善施策の検討や事業者への指導に用いる。

2 主な事業内容

（単位：千円）

区分	内容	予算額						
公共用水域等水質測定業務	河川、湖沼、海域、地下水の採水分析を行い、水質の維持・保全及び汚濁の原因究明を図るとともに、県民の健康保護や生活環境保全の指標としてホームページ等で公開する。  （参考）令和4年度公共用水域等測定地点数（予定） <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>測定内容</th> <th>測定地点数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>公共用水域水質</td> <td>172（うち県実施76）</td> </tr> <tr> <td>地下水水質</td> <td>69（うち県実施29）</td> </tr> </tbody> </table>	測定内容	測定地点数	公共用水域水質	172（うち県実施76）	地下水水質	69（うち県実施29）	46,829
測定内容	測定地点数							
公共用水域水質	172（うち県実施76）							
地下水水質	69（うち県実施29）							
事業場立入検査	特定事業場への立入検査及び排水の採水分析を行うとともに、分析結果に基づいた水質汚濁防止法の排水基準の遵守等の指導を行い、水環境を保全する。							

鉱山鉱害・土壌汚染防止事業	76,193	68,513	7,680	56,433			19,760	
---------------	--------	--------	-------	--------	--	--	--------	--

トータルコスト 84,868千円（前年度 77,226千円） [正職員：1.1人]

主な業務内容 国庫補助申請・報告、国・町・現場との調整

工程表の政策内容 -

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

旧岩美鉱山及び旧太宝（たほう）鉱山の廃止坑道等から流出する強酸性坑廃水の中和処理を行い、鉱害防止等を図る。

また、土壌汚染対策法の適正な運用のため、担当者研修の実施等により、周辺自治体や関係機関と連携を図る。

2 主な事業内容

（単位：千円）

区分	内容	予算額
旧岩美鉱山鉱害防止事業	坑廃水の中和処理業務等を岩美町に委託する。また、中和処理過程で発生する澱物（無機性汚泥）を産業廃棄物として処理委託する。 [負担割合] 国 3/4、県 1/4	75,295
旧太宝鉱山鉱害防止事業	公益社団法人資源環境センターが行う坑廃水処理事業に必要な費用の一部を補助する。 ※総事業費の1%（義務者の行為に起因する汚染分）を同センターが負担し、99%（義務者の行為に起因しない汚染分）を国と県が負担する。 [負担割合] 国 3/4、県 1/4	778
土壌汚染防止対策事業	汚染土壌処理業の許可に係る事務手続等、土壌汚染対策法を適正に運用するため、関係機関との連絡調整及び指導・助言を行う。	120
合計		76,193

令和4年度一般会計当初予算説明資料

4款 衛生費

2項 環境衛生費

水環境保全課（内線：7401）

4目 環境保全費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
合併処理浄化槽設置推進事業	34,731	31,897	2,834	38		(手数料) 184	34,509	
トータルコスト	36,308千円（前年度33,481千円） [正職員：0.2人]							
主な業務内容	指導・監督、連絡調整、交付金事務、周知説明、補助金事務							
工程表の政策内容	生活排水処理の普及							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

単独処理浄化槽又はくみ取り便槽（以下「単独処理浄化槽等」という。）から合併処理浄化槽への転換に係る浄化槽の設置費用の一部を市町村に補助することにより、生活排水処理施設の設置を推進する。また、浄化槽管理者への維持管理指導や普及啓発等を行う。

2 主な事業内容

(1) 個人設置型浄化槽への補助（34,310千円）

浄化槽の設置者に対して浄化槽の設置、購入費用等の一部を補助する市町村に、費用の一部を補助する。（補助対象団体は、浄化槽法事務の権限移譲を受けた市町村に限る。）

[補助対象経費] 国が定める設置基準額の40%（基準額）

[国庫補助率] 13.3%（補助対象経費の1/3）

[県費補助率] 13.3% + 嵩上10%（上限）

※嵩上は市町村が嵩上する場合の1/2。下記拡充部分については嵩上を行わない。

【拡充】

単独処理浄化槽等の撤去費及び合併処理浄化槽の設置に係る宅内配管工事費を補助対象経費に加える。

[県補助額] 国が定める基準額の1/3

[補助上限] 撤去費：30千円 宅内配管工事費：100千円

(2) 市町村設置型浄化槽への補助（44千円）

市町村が自ら合併処理浄化槽を設置する場合に、費用の一部を補助する。

[県補助額] 前年度事業費の5%

[補助上限] 事業年度に起債償還のための基金に積み立てた額

(3) 浄化槽管理者への維持管理指導・普及啓発等（377千円）

3 事業目標・取組状況・改善点

【事業目標】

第三次鳥取県生活排水処理施設整備構想に係る「汚水処理人口普及率」97.6%（令和8年度）

【取組状況・改善点】

- ・各市町村において、公共下水道、集落排水施設、浄化槽を整備地域の人口密度等を勘案して整備しており、令和2年度末の汚水処理人口普及率は95.0%となっている。
- ・各市町村において、浄化槽整備に係る補助制度の嵩上げや公共下水道料金と浄化槽での経費負担に不公平が生じないための支援策を講じるとともに、本補助金の活用と併せて整備を進めている。
- ・合併処理浄化槽への転換を促すため、補助対象経費の拡充を行い、浄化槽管理者の負担を軽減することにより転換の促進を図る。

<合併処理浄化槽設置補助実績>

（単位：基）

種類	H30	R1	R2	R3（見込）	R4（見込）
個人設置型	6市町 39	7市町 102	7市町 97	10市町 122	11市町 131
市町村設置型	1町 2	—	1町 1	1町 3	1町 1



## 令和4年度一般会計当初予算説明資料

### 4款 衛生費

#### 2項 環境衛生費

水環境保全課（内線：7401）

#### 4目 環境保全費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
浄化槽適正管理推進事業	4,563	344	4,219	1,070		(雑入) 1,184	2,309	
トータルコスト	6,140千円（前年度1,928千円） [正職員：0.2人]							
主な業務内容	関係団体との調整、浄化槽管理士研修事務、台帳システム整備事務、協議会事務							
工程表の政策内容	生活排水処理の普及							

#### 事業内容の説明

##### 1 事業の目的・概要

浄化槽の整備及び適正な維持管理を推進するため、関係機関、団体と一体となって、協議会の開催や浄化槽台帳整備等を行い、公共用水域等の水質の保全、向上を図る。

##### 2 主な事業内容

（単位：千円）

区 分	内 容	予算額
浄化槽管理士研修	浄化槽管理士が、日々進歩する技術の高度化に適応し、維持管理に関する実務的な知識や技術の習得を図る研修を鳥取市（保健所設置市）及び関係団体と共同で開催する。	109
【新規】浄化槽台帳整備	適正な維持管理を行う上で基礎となる台帳の整備及び管理を行うため、不明浄化槽の実態調査を行うとともに、クラウドサービスを利用した浄化槽台帳システムを県と権限委譲市町が共同で導入する。（令和5年4月から運用を開始）	4,257
鳥取県浄化槽整備及び適正管理推進協議会	浄化槽整備の推進と維持管理向上を目的として有識者、関係機関、団体等を構成員とする協議会を開催する。	197
合 計		4,563

##### 3 事業目標・取組状況・改善点

###### 【事業目標】

- ・単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を推進する。
- ・浄化槽の維持管理（保守点検、清掃及び法定検査の実施率）の向上を図る。

###### 【取組状況・改善点】

- ・令和2年度より鳥取市及び関係団体と共同で、浄化槽管理士が実務的な知識や技術を習得するための研修を年1回開催している。
- ・浄化槽の整備及び適正な維持管理の推進を図るため、有識者、一般公募委員、関係団体、指定検査機関及び行政機関（県及び権限移譲市町）で構成する法定協議会を昨年6月に設立し、台帳システムの導入や維持管理向上等について協議を重ねてきた。
- ・令和4年度は浄化槽台帳システムを整備するとともに、台帳が正確な情報を維持するための仕組みづくりや維持管理向上に向けた具体的な方策について、引き続き協議会で検討を行う。

## 令和4年度一般会計当初予算説明資料

### 4款 衛生費

#### 2項 環境衛生費

水環境保全課（内線：7401）

#### 4目 環境保全費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
水需給動態調査費	164	164	0	164				
トータルコスト	953千円（前年度956千円） [正職員：0.1人]							
主な業務内容	水需給の調査、国（国土交通省）への報告							
工程表の政策内容	—							
事業内容の説明  県内の水道、工業用水及び農業用水ごとの渇水状況や河川の水供給可能量など、水需給の動態調査を実施する。（国土交通省委託事業）								
水環境保全課管理運営費	15,774	16,052	△278				15,774	
トータルコスト	17,351千円（前年度17,636千円） [正職員：0.2人]							
主な業務内容	課内・地方機関との連絡・調整							
工程表の政策内容	—							
事業内容の説明  <ul style="list-style-type: none"> <li>・水環境保全課内の連絡調整・事業実施に要する経費である。</li> <li>・災害時協力井戸登録の運営に要する経費である。</li> </ul>								

## 令和4年度一般会計当初予算説明資料

### 4款 衛生費

#### 2項 環境衛生費

水環境保全課（内線：7401）

#### 4目 環境保全費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
（公共事業） 生活基盤施設耐震化等 事業（水道）	290,923	289,816	1,107	290,423			500	
トータルコスト	295,655千円（前年度 294,569千円） [正職員：0.6人]							
主な業務内容	交付金事務（国・市町との調整）							
工程表の政策内容	—							

#### 事業内容の説明

##### 1 事業の目的・概要

公衆衛生の向上と生活環境の改善を図るため、水道施設の老朽管更新・耐震化等の整備を行う。

##### 2 主な事業内容

（1）水道施設整備等事業（289,923千円）

（単位：千円）

新規/継続 区分	事業主体	全 体 計 画			令和3年度事業
		事業概要	期間	総事業費	予算額
継続	鳥取市	重要給水施設配水管	R1～R7	910,786	60,000
新規		水管橋耐震化	R4～R6	171,126	44,831
継続	米子市	水道管路緊急改善	R3～R7	1,016,294	90,325
継続	倉吉市	水道管路緊急改善	R3～R7	500,000	33,333
継続	岩美町	基幹構造物の耐震化	R2～R7	637,035	6,790
継続		老朽管更新	H27～R10	588,272	2,003
新規	大山町	石綿管更新	R4～R8	672,150	47,380
新規		水道施設台帳の電子化	R4	4,785	1,595
新規	日南町	水道施設台帳の電子化	R4～R8	26,158	1,666
新規	江府町	水道施設台帳の電子化	R4～R6	25,000	2,000
合 計					289,923

[補助率] 国 1/4・1/3、市町村 3/4・2/3（事業内容等により異なる）

（2）水道施設整備事業に係る市町との連絡調整費（1,000千円）

市町等の水道事業者が実施する国庫補助・交付金事業に関して、生活基盤施設耐震化計画への調整・助言、国・市町との連絡調整を行う。

[補助・交付率] 国 1/2、県 1/2

## 令和4年度一般会計当初予算説明資料

6款 農林水産業費

3項 農地費

水環境保全課（内線：7401）

2目 土地改良費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(公共事業) 農業集落排水事業	135,327	145,321	△9,994	128,385			6,942	
トータルコスト	145,579千円（前年度155,618千円） [正職員：1.3人]							
主な業務内容	申請書の審査、補助金事務、国・市町村との調整、技術指導・助言							
工程表の政策内容	生活排水処理の普及							

事業内容の説明

### 1 事業の目的・概要

農業用水の水質保全と農村の生活環境改善を図るため、生活雑排水及びし尿の処理を行う農業集落排水施設の整備・改築を行う。

### 2 主な事業内容

[補助率] 国 1/2、市町村 1/2

（単位：千円）

新規/継続 区分	事業主体	地区名	全体 事業期間	令和4年度事業概要	予算額
新規	倉吉市	上神・東鴨	R4	非常通報装置改築 23 基 機械設備更新一式	14,000
	智頭町	南因・奥山形	R4	非常通報装置改築 31 基	15,000
継続	鳥取市	東郷	H29～R5	管路施設 L=0.7km ポンプ施設 1 基	61,400
	米子市	成美第一	R3～R4	マンホールトイレ 1 箇所	3,000
	岩美町	長谷白地	R3～R4	ポンプ施設改築 14 基	18,485
	伯耆町	伯耆	R1～R5	管路施設 L=0.4km ポンプ施設 1 基 非常通報装置改築 4 基	16,500
合 計					128,385

※人件費（一般職員1名分）は県負担（一般財源6,942千円）

## 令和4年度一般会計当初予算説明資料

### 8 款 土木費

#### 5 項 都市計画費

水環境保全課（内線：7402）

#### 4 目 下水道費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
下水道事業促進費	4,525	2,519	2,006	1,852	0	(繰入金) 2,000	673	
トータルコスト	13,988 千円（前年度 12,024 千円） [正職員：1.2 人]							
主な業務内容	申請の受付、審査、交付金事務、国との調整、会議出席							
工程表の政策内容	—							
事業内容の説明								
<ul style="list-style-type: none"> <li>・下水道事業に係る資材価格の調査等に要する経費。</li> <li>・市町村が行う下水道事業の連絡調整に要する経費。</li> </ul>								
公共下水道推進基金造成事業	634	1,022	△388				634	
トータルコスト	1,423 千円（前年度 1,814 千円） [正職員：0.1 人]							
主な業務内容	実績及び進捗状況報告書の受付、補助金事務							
工程表の政策内容	生活排水処理の普及							
事業内容の説明								
<p>市町村が公共下水道整備の財源に充てるために発行した地方債の償還に要する経費を基金として造成した場合における基金積立額に対し補助金を交付する。                      （補助金額：前年度実績に3～7%を乗じて得た金額を上限とする。）                      ※新規の交付決定は、平成25年度で終了し、平成26年度以降は、過年度交付決定分の交付のみ。</p>								
天神川流域下水道事業会計繰出金	81,852	81,339	513				81,852	
トータルコスト	82,641 千円（前年度 82,131 千円） [正職員：0.1 人]							
主な業務内容	繰出金の支払							
工程表の政策内容	—							
事業内容の説明								
天神川流域下水道の建設事業、減価償却等に係る天神川流域下水道事業会計への繰出金。								

### 11 款 災害復旧費

#### 1 項 農林水産施設災害復旧費

水環境保全課（内線：7401）

#### 1 目 耕地災害復旧費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
[休止]（公共事業） 災害関連農村生活環境施設 復旧事業	0	0	0					
トータルコスト	0 千円（前年度 0 千円） [正職員：0 人]							
主な業務内容	補助金事務、国・市町村との調整、技術指導・助言							
工程表の政策内容	—							
事業内容の説明								
令和4年度は、事業予定なし（進捗調整）。								

## 令和4年度一般会計当初予算説明資料

4款 衛生費

2項 環境衛生費

西部県民福祉局（電話：0859-31-9766）

4目 環境保全費〈地方機関計上予算〉

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
大山駐車場利用向上事業	1,458	1,656	△198				1,458	
トータルコスト	3,035千円（前年度 5,617千円） [正職員：0.2人]							
主な業務内容	委託業務の発注及び委託料の支払、電気代の支払							
工程表の政策内容	—							

事業内容の説明

**1 事業の目的・概要**

県立大山駐車場の融雪装置の維持管理を行う。

**2 主な事業内容**

（単位：千円）

区 分	内 容	予算額
大山駐車場融雪装置 維持管理	融雪装置保守点検委託料、電気代	1,458
合 計		1,458

（参考1）融雪装置の延伸について

スキーシーズンにおける利用者の利便性向上のため、令和2年度から令和3年度にスキー場に近い大山博労座・立体駐車場の融雪装置の延伸工事を実施し供用を開始した。

既供用区間（第1～第3駐車場前周回道路）	延長 76m	} 合計 223m
新規整備区間（立体駐車場入口、第3～4駐車場前周回道路）	延長 147m	

（参考2）県立大山駐車場指定管理状況について

[指定管理者] （一社）大山観光局

[指定管理期間] 令和4年4月1日～令和9年3月31日（5年間）

[指定管理料] なし（利用料金等収入により業務実施）

## 令和4年度一般会計当初予算説明資料

### 4款 衛生費

#### 2項 環境衛生費

事業実施：西部環境建築局（電話：0859-31-9325）

#### 4目 環境保全費 <地方機関計上予算>

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
大山オオタカの森保全事業	14,246	13,184	1,062	5,943		(財産収入) 1,663	6,640	
トータルコスト	15,035千円（前年度 13,976千円）[正職員：0.1人]							
主な業務内容	管理委託契約事務、管理委託監督業務、関係機関との調整、許認可事務							
工程表の政策内容	—							
事業内容の説明								
<b>1 事業の目的・概要</b>								
鳥取県立大山オオタカの森の保全に関する条例に基づき、県民との協働により豊かな自然環境を貴重な財産として将来に継承するため、当該マツ林においてオオタカの営巣環境に適した環境整備及び松食い虫による被害拡大を抑制するための伐倒駆除を実施する。								
<b>2 主な事業内容</b>								
（単位：千円）								
区 分	内 容							予算額
オオタカの営巣環境に適した森林環境整備	マツ林の更新伐、下刈り、伐木の売却							8,505
松くい虫被害木の伐倒駆除	枯マツの伐倒駆除							5,741
合 計							14,246	
大山自然歴史館管理運営費	32,083	31,335	748				32,083	
トータルコスト	35,237千円（前年度 34,503千円）[正職員：0.4人]							
主な業務内容	管理運営							
工程表の政策内容	—							
事業内容の説明								
<b>1 事業の目的・概要</b>								
鳥取県立大山自然歴史館の管理運営を指定管理者へ委託する。また、中長期保全計画に基づき、屋根等改修工事に係る実施設計を行う。								
<b>2 主な事業内容</b>								
（単位：千円）								
区 分	内 容							予算額
指定管理料	[指定管理者]（一社）大山観光局 [指定管理期間] 令和4年4月1日～令和9年3月31日（5年間） [指定管理料] 153,500千円（債務負担行為設定済）							30,700
中長期保全計画に基づく施設の改修	屋根等改修工事に係る実施設計							1,383
合 計							32,083	

令和4年度公共事業当初予算総括表

生活環境部(単位:千円)

事業名	令和3年度 当初計上予算額 (A)	令和4年度 当初計上予算額 (B)	財源内訳				B/A	備考	事業内容の説明 (主な事業・箇所)
			国庫支出金	起債	その他	一般財源			
一般公共事業	599,977	572,250	491,808	<51,000> 65,000		15,442	95.4%	県費負担 66,442	
水道事業	289,816	290,923	290,423			500	100.4%	県費負担 500	鳥取市、米子市、倉吉市、岩美町、大山町、日南町、江府町
農業集落排水事業	145,321	135,327	128,385			6,942	93.1%	県費負担 6,942	
営農集落排水事業	-	-					-		
団営農業集落排水事業	145,321	135,327	128,385			6,942	93.1%	県費負担 6,942	鳥取市、米子市、倉吉市、岩美町、智頭町、伯耆町
公園事業	164,840	146,000	73,000	<51,000> 65,000		8,000	88.6%	県費負担 59,000	布勢総合運動公園、東郷湖羽合臨海公園、燕趙園
県公共事業	148,904	188,654		<18,200> 26,000		162,654	126.7%	県費負担 180,854	
公園事業	148,904	188,654		<18,200> 26,000		162,654	126.7%	県費負担 180,854	布勢総合運動公園、東郷湖羽合臨海公園、燕趙園
計(C) 単県公共(共)	748,881	760,904	491,808	<69,200> 91,000		178,096	101.6%	県費負担 247,296	
災害公共事業(D)	-	-					-		
生活環境部合計(C+D)	748,881	760,904	491,808	<69,200> 91,000		178,096	101.6%	県費負担 247,296	

(注)起債欄の上段<>書きは交付税措置額を除いた金額である。備考欄の県費負担額は起債欄の<>書きの金額と一般財源の金額を加算したものである。



# 令和4年度公共事業箇所別概要

生活環境部

事業名	地区名	実施期間	総事業費 (千円)	事業概要	令和4年度 事業費 (千円)	令和4年度 事業内容
生活基盤施設耐震化等事業 (水道)	鳥取市	R1~R7	227,704 (910,786)	重要給水施設配水管	60,000 (240,000)	重要給水施設配水管
生活基盤施設耐震化等事業 (水道)【新規】	鳥取市	R4~R6	57,042 (171,126)	水管橋耐震化	44,831 (134,493)	水管橋耐震補強
生活基盤施設耐震化等事業 (水道)	米子市	R3~R7	338,764 (1,016,294)	水道管路緊急改善	90,325 (270,977)	水道管路緊急改善
生活基盤施設耐震化等事業 (水道)	倉吉市	R3~R7	166,666 (500,000)	水道管路緊急改善	33,333 (100,000)	水道管路緊急改善
生活基盤施設耐震化等事業 (水道)	岩美町	R2~R7	15,400 (637,035)	基幹構造物の耐震化	6,790 (192,062)	基幹構造物の耐震化
生活基盤施設耐震化等事業 (水道)	岩美町	H27~R10	196,090 (588,272)	老朽管更新	2,003 (6,009)	老朽管更新
生活基盤施設耐震化等事業 (水道)【新規】	大山町	R4~R8	224,050 (672,150)	石綿管更新	47,380 (142,140)	石綿管更新
生活基盤施設耐震化等事業 (水道)【新規】	大山町	R4	1,595 (4,785)	水道施設台帳の電子化	1,595 (4,785)	水道施設台帳の電子化
生活基盤施設耐震化等事業 (水道)【新規】	日南町	R4~R8	8,719 (26,158)	水道施設台帳の電子化	1,666 (5,000)	水道施設台帳の電子化
生活基盤施設耐震化等事業 (水道)【新規】	江府町	R4~R6	8,333 (25,000)	水道施設台帳の電子化	2,000 (6,000)	水道施設台帳の電子化
生活基盤施設耐震化等事業 (水道)	—	R4	1,000	指導監督事務費	1,000	指導監督事務費
団体営 農業集落排水事業	鳥取市 東郷	H29~R5	444,500 (889,000)	処理施設改築:1箇所 管路:L=5,684m ポンプ施設:5基	61,400 (122,800)	管路:L=700m ポンプ施設:1基
団体営 農業集落排水事業【新規】	鳥取市 鳥取市第二	R3~R6	53,000 (53,000)	機能診断:8処理区	0 (11,000)	機能診断:8処理区
団体営 農業集落排水事業	米子市 成実第一	R3~R4	7,500 (15,000)	マンホールトイレ:1箇所	3,000 (6,000)	マンホールトイレ:1箇所
団体営 農業集落排水事業【新規】	倉吉市 上神・東鴨	R4	14,000 (28,000)	非常通報装置:23基 機械設備更新一式	14,000 (28,000)	非常通報装置:23基 機械設備更新一式
団体営 農業集落排水事業	岩美町 長谷白地	R3~R4	26,000 (52,000)	非常通報装置:8基 ポンプ施設:14基	18,485 (36,970)	ポンプ施設:14基

事業名	地区名	実施期間	総事業費 (千円)	事業概要	令和4年度 事業費 (千円)	令和4年度 事業内容
団体営 農業集落排水事業【新規】	智頭町 南因・奥山形	R4	15,000 (30,000)	非常通報装置:31基	15,000 (30,000)	非常通報装置:31基
団体営 農業集落排水事業	伯耆町 伯耆	R1~R5	64,000 (128,000)	管路:L=2,055m ポンプ施設:2基 非常通報装置:24基	16,500 (33,000)	管路:L=411m ポンプ施設:1基 非常通報装置:4基
都市公園機能向上推進事業	布勢総合 運動公園 (鳥取市)	R3~R5	175,356	利便性向上に係る公園施設 の整備	45,756	工事:3箇所 測量設計:3箇所
都市公園機能向上推進事業	燕趙園 (湯梨浜町)	R4	95,702	利便性向上に係る公園施設 の整備	15,702	工事:1箇所 測量設計:1箇所
都市公園機能向上推進事業	東郷湖羽合 臨海公園 (湯梨浜町)	R4~R6	1,942	利便性向上に係る公園施設 の整備	1,942	工事:1箇所 測量設計:1箇所
都市公園安全・安心対策事業	布勢総合 運動公園 (鳥取市)	R3~R5	125,399	公園施設のバリアフリー化	116,672	工事:3箇所
都市公園安全・安心対策事業	東郷湖羽合 臨海公園 (湯梨浜町)	R4~R6	8,070	公園施設のバリアフリー化	1,328	測量設計:1箇所
公園施設長寿命化事業	東郷湖羽合 臨海公園 (湯梨浜町)	R4~R6	183,500	老朽化等した公園施設の更 新	28,000	工事:1箇所 測量設計:1箇所
単県 都市公園維持費	布勢総合 運動公園 (鳥取市)	R4	99,773	施設修繕	65,691	工事:6箇所 測量設計:2箇所
単県 都市公園維持費	東郷湖羽合 臨海公園 (湯梨浜町)	R4	52,619	施設修繕	45,675	工事:3箇所 測量設計:1箇所
単県 都市公園維持費	燕趙園 (湯梨浜町)	R4	28,244	施設修繕	8,888	工事:1箇所
単県 都市公園維持費	—	R4	5,000	緊急修繕対策費	5,000	緊急修繕対策費
合計	26地区		2,644,968 (8,391,574)		753,962 (2,123,198)	上段 : 県予算 下段( ): 市町村事業費

(注) 国の認証等により変更になる場合がある。

令和4年度 当初予算歳入歳出事項別明細書(生活環境部)

(単位：千円)

節	2款 総務費								
	款項目	うち生活環境部						6項 防災費	
		2項 企画費	1目 企画総務費	2目 計画調査費	3目 交通対策費	1目 防災総務費			
1	報酬	635,679	8,782	8,782	8,240	470	72		
2	給料	3,078,577	15,192	15,192	15,192				
3	職員手当等	4,983,179	8,840	8,840	8,840				
4	共済費	1,135,591	6,704	6,704	6,704				
5	災害補償費	500							
6	恩給及び退職年金	5,424							
7	報償費	308,446	1,753	1,753		958	795		
8	旅費	236,104	1,968	1,052	288	408	356	916	916
	費用弁償	39,084	666	666	288	206	172		
	普通旅費	148,299	1,025	109			109	916	916
	特別旅費	48,721	277	277		202	75		
9	交際費	2,900							
10	需用費	567,024	5,224	612			612	4,612	4,612
11	役務費	634,942	1,038	145		90	55	893	893
12	委託料	6,229,559	17,850	2,024			2,024	15,826	15,826
13	使用料及び賃借料	1,106,706	528	434		160	274	94	94
14	工事請負費	2,758,663							
15	原材料費	565							
16	公有財産購入費								
17	備品購入費	82,569							
18	負担金、補助及び交付金	10,589,812	10,581	10,541		3,440	7,101	40	40
19	扶助費								
20	貸付金								
21	補償、補填及び賠償金	1,800							
22	償還金、利子及び割引料	170,200							
23	投資及び出資金								
24	積立金	826,681							
25	寄附金	30,800							
26	公課費	356							
27	繰出金	10,000							
	予備費								
	計	33,396,077	78,460	56,079	39,264	5,526	11,289	22,381	22,381
財源	国庫支出金	4,992,820	22,381					22,381	22,381
	地方債	2,159,000							
	その他	1,912,754	1,098	1,098	804	294			
	一般財源	24,331,503	54,981	54,981	38,460	5,232	11,289		

令和4年度 当初予算歳入歳出事項別明細書(生活環境部)

(単位：千円)

節	3款 民生費					
	款項目	うち生活環境部				
			1項 社会福祉費			
				1目 社会福祉 総務費	7目 消費者支援 対策費	
1 報酬	359,818	4,933	4,933	204	4,729	
2 給料	1,640,736	18,990	18,990		18,990	
3 職員手当等	946,316	10,048	10,048		10,048	
4 共済費	595,718	7,187	7,187		7,187	
5 災害補償費						
6 恩給及び退職年金						
7 報償費	77,369	2,720	2,720	226	2,494	
8 旅費	52,730	3,225	3,225	480	2,745	
費用弁償	15,022	715	715	57	658	
普通旅費	15,917	1,154	1,154	254	900	
特別旅費	21,791	1,356	1,356	169	1,187	
9 交際費	200					
10 需用費	138,305	4,380	4,380	320	4,060	
11 役務費	58,153	2,480	2,480	50	2,430	
12 委託料	3,588,790	37,715	37,715		37,715	
13 使用料及び賃借料	73,569	1,660	1,660	110	1,550	
14 工事請負費	591,859					
15 原材料費						
16 公有財産購入費						
17 備品購入費	37,673					
18 負担金、補助及び交付金	37,322,144	40,506	40,506	24,710	15,796	
19 扶助費	1,579,419					
20 貸付金	17,900	20	20		20	
21 補償、補填及び賠償金						
22 償還金、利子及び割引料						
23 投資及び出資金						
24 積立金	21,568					
25 寄附金	950					
26 公課費	44					
27 繰出金	3,287,410					
予備費						
計	50,390,671	133,864	133,864	26,100	107,764	
財	国庫支出金	3,556,110	26,433	26,433	10,598	15,835
源	地方債	171,000				
内	その他	2,432,440	14	14		14
訳	一般財源	44,231,121	107,417	107,417	15,502	91,915

令和4年度 当初予算歳入歳出事項別明細書(生活環境部)

(単位：千円)

節	4款 衛生費								
	款項目	うち生活環境部							
			1項 公衆衛生費				2項 環境衛生費		
				1目 公衆衛生総務費	3目 予防費	6目 衛生環境研究所費		1目 環境衛生総務費	
1	報酬	437,308	82,882	12,986	12,902	10	74	56,649	54,507
2	給料	1,412,856	706,428	102,546	102,546			413,982	413,982
3	職員手当等	863,373	370,155	56,001	56,001			217,811	217,811
4	共済費	503,922	252,576	36,905	36,905			149,430	149,430
5	災害補償費								
6	恩給及び退職年金								
7	報償費	242,950	12,095	486		310	176	11,609	
8	旅費	60,377	26,592	5,949	504	1,028	4,417	20,139	1,944
	費用弁償	14,872	5,222	905	504	230	171	3,813	1,944
	普通旅費	22,872	14,022	3,627		330	3,297	10,395	
	特別旅費	22,633	7,348	1,417		468	949	5,931	
9	交際費	100	100					100	
10	需用費	571,057	304,836	48,106		3,721	44,385	256,730	
11	役務費	217,176	30,633	4,865		1,000	3,865	25,768	
12	委託料	2,659,146	1,617,486	88,699		32,092	56,607	1,528,787	
13	使用料及び賃借料	2,579,191	2,531,991	6,596			6,596	2,525,395	
14	工事請負費	922,007	915,251	14,724			14,724	900,527	
15	原材料費								
16	公有財産購入費								
17	備品購入費	35,277	34,115	6,305			6,305	27,810	
18	負担金、補助及び交付金	14,603,356	727,817	7,361		7,265	96	720,456	
19	扶助費	1,445,351							
20	貸付金	962,434	11,833					11,833	
21	補償、補填及び賠償金								
22	償還金、利子及び割引料								
23	投資及び出資金								
24	積立金	400,702	8,958					8,958	
25	寄附金	77,830	5,930					5,930	
26	公課費	47							
27	繰出金								
	予備費								
	計	27,994,460	7,639,678	391,529	208,858	45,426	137,245	6,881,914	837,674
財	国庫支出金	16,412,571	4,513,912	11,741	7,846		3,895	4,502,171	6,858
源	地方債	621,000	615,000	6,000			6,000	609,000	
内	その他	920,727	238,707	30,235	16,730	1,601	11,904	208,428	104,170
訳	一般財源	10,040,162	2,272,059	343,553	184,282	43,825	115,446	1,562,315	726,646

令和4年度 当初予算歳入歳出事項別明細書(生活環境部)

(単位：千円)

節	4款 衛生費				
	うち生活環境部				
	2項 環境衛生費			3項 保健所費	
	2目 食品衛生 指導費	3目 環境衛生 連絡調整費	4目 環境保全費		1目 保健所費
1 報酬	72	317	1,753	13,247	13,247
2 給料				189,900	189,900
3 職員手当等				96,343	96,343
4 共済費				66,241	66,241
5 災害補償費					
6 恩給及び退職年金					
7 報償費	6,668	698	4,243		
8 旅費	2,232	860	15,103	504	504
費用弁償	28	27	1,814	504	504
普通旅費	1,229	433	8,733		
特別旅費	975	400	4,556		
9 交際費			100		
10 需用費	17,110	204,565	35,055		
11 役務費	2,751	480	22,537		
12 委託料	20,175	838,622	669,990		
13 使用料及び賃借料	7,930	2,485,651	31,814		
14 工事請負費			900,527		
15 原材料費					
16 公有財産購入費					
17 備品購入費	8,689		19,121		
18 負担金、補助及び交付金	14,331	85,747	620,378		
19 扶助費					
20 貸付金			11,833		
21 補償、補填及び賠償金					
22 償還金、利子及び割引料					
23 投資及び出資金					
24 積立金			8,958		
25 寄附金			5,930		
26 公課費					
27 繰出金					
予備費					
計	79,958	3,616,940	2,347,342	366,235	366,235
財	国庫支出金	190	3,589,029	906,094	
源	地方債		609,000		
内	その他	34,380	1,912	67,966	44
訳	一般財源	45,388	25,999	764,282	366,191

令和4年度 当初予算歳入歳出事項別明細書(生活環境部)

(単位：千円)

款項目 節	6款 農林水産業費								
	うち生活環境部								
	1項 農業費			3項 農地費		4項 林業費			
			6目 農作物 対策費	7目 肥料植物 防疫費		2目 土地改良 費		9目 狩猟費	
1 報酬	353,771	148						148	148
2 給料	2,407,932	3,798				3,798	3,798		
3 職員手当等	1,257,649	1,871				1,871	1,871		
4 共済費	872,716	1,273				1,273	1,273		
5 災害補償費									
6 恩給及び退職年金									
7 報償費	46,195	1,172						1,172	1,172
8 旅費	86,088	1,303	292	180	112			1,011	1,011
費用弁償	17,693	331						331	331
普通旅費	59,190	550	292	180	112			258	258
特別旅費	9,205	422						422	422
9 交際費	100								
10 需用費	502,490	6,555	337	50	287			6,218	6,218
11 役務費	113,022	756	178	130	48			578	578
12 委託料	2,679,549	105,442						105,442	105,442
13 使用料及び賃借料	148,603	1,541	193	140	53			1,348	1,348
14 工事請負費	3,369,435								
15 原材料費	7,383								
16 公有財産購入費	1,250								
17 備品購入費	119,561								
18 負担金、補助及び交付金	9,635,892	135,434				128,385	128,385	7,049	7,049
19 扶助費									
20 貸付金	234,743								
21 補償、補填及び賠償金	74,331								
22 償還金、利子及び割引料	185,988								
23 投資及び出資金	10								
24 積立金	671,363								
25 寄附金									
26 公課費	361								
27 繰出金	165,736								
予備費									
計	22,934,168	259,293	1,000	500	500	135,327	135,327	122,966	122,966
財源									
内 国庫支出金	7,612,666	172,385	92		92	128,385	128,385	43,908	43,908
地方債	1,785,000								
その他	3,138,655	4,845	190		190			4,655	4,655
一般財源	10,397,847	82,063	718	500	218	6,942	6,942	74,403	74,403

令和4年度 当初予算歳入歳出事項別明細書(生活環境部)

(単位：千円)

節	7款 商工費						
	款項目	うち生活環境部					
		2項 工鉱業費	1目 工鉱業総務費		4目 計量検定費	3項 観光費	1目 観光費
1 報酬	53,548	50				50	50
2 給料	387,396	11,394	11,394	11,394			
3 職員手当等	199,187	5,613	5,613	5,613			
4 共済費	161,724	3,819	3,819	3,819			
5 災害補償費							
6 恩給及び退職年金							
7 報償費	595,182	796				796	796
8 旅費	49,377	2,721	700		700	2,021	2,021
費用弁償	8,133	286				286	286
普通旅費	31,216	2,083	700		700	1,383	1,383
特別旅費	10,028	352				352	352
9 交際費	100						
10 需用費	44,203	5,343	800		800	4,543	4,543
11 役務費	40,295	3,520	630		630	2,890	2,890
12 委託料	1,167,846	22,567				22,567	22,567
13 使用料及び賃借料	145,749	5,803	671		671	5,132	5,132
14 工事請負費	112,635						
15 原材料費							
16 公有財産購入費							
17 備品購入費	81,941						
18 負担金、補助及び交付金	14,694,288	25,697	16		16	25,681	25,681
19 扶助費							
20 貸付金	335,191						
21 補償、補填及び賠償金							
22 償還金、利子及び割引料							
23 投資及び出資金							
24 積立金	205						
25 寄附金							
26 公課費							
27 繰出金	21,907						
予備費							
計	18,090,774	87,323	23,643	20,826	2,817	63,680	63,680
財源	国庫支出金	3,342,685	2,000			2,000	2,000
	地方債	85,000					
	その他	7,740,174	2,886	2,765		2,765	121
	一般財源	6,922,915	82,437	20,878	20,826	52	61,559



令和4年度 当初予算歳入歳出事項別明細書(生活環境部)

(単位：千円)

節	8款 土木費						
	款項目	うち生活環境部					
		1項 土木管理費	4目 建築指導費		5項 都市計画費		1目 都市計画総務費
1 報酬	272,260	31,746	682		682	623	500
2 給料	1,955,970	235,476	18,990	18,990		15,192	11,394
3 職員手当等	1,008,019	120,852	9,355	9,355		7,484	5,613
4 共済費	708,092	84,808	6,365	6,365		5,092	3,819
5 災害補償費							
6 恩給及び退職年金							
7 報償費	21,050	14,008	446		446	267	
8 旅費	45,568	6,425	1,364		1,364	786	131
費用弁償	12,177	2,326	761		761	191	131
普通旅費	29,526	2,999	4		4	550	
特別旅費	3,865	1,100	599		599	45	
9 交際費	100						
10 需用費	708,813	20,557	1,547		1,547	2,834	784
11 役務費	173,760	11,049	55		55	540	280
12 委託料	7,498,767	988,254	24,758		24,758	564,194	5,344
13 使用料及び賃借料	302,656	16,787	1,657		1,657	1,246	
14 工事請負費	23,589,169	1,367,417				297,128	
15 原材料費	9,671						
16 公有財産購入費	633,335						
17 備品購入費	399,284	16,853	2,119		2,119	14,634	
18 負担金、補助及び交付金	7,949,032	972,650	85,326		85,326	88,228	
19 扶助費							
20 貸付金	333	333					
21 補償、補填及び賠償金	1,269,490	12,652					
22 償還金、利子及び割引料	4,000						
23 投資及び出資金							
24 積立金	48,287	48,287					
25 寄附金							
26 公課費	10,392						
27 繰出金							
予備費							
計	46,608,048	3,948,154	152,664	34,710	117,954	998,248	27,865
財源							
内 国庫支出金	13,996,873	803,833	14,096		14,096	75,979	1,127
地方債	16,491,000	91,000				91,000	
その他	1,370,284	670,113	3,665		3,665	21,957	1,676
訳 一般財源	14,749,891	2,383,208	134,903	34,710	100,193	809,312	25,062

令和4年度 当初予算歳入歳出事項別明細書(生活環境部)

(単位：千円)

節	8款 土木費					生活環境部 合計	
	うち生活環境部						
	5項 都市計画費		6項 住宅費				
3目 公園費	4目 下水道費		1目 住宅管理費	2目 住宅建設費			
1 報酬	123		30,441	30,441		128,541	
2 給料	3,798		201,294	201,294		991,278	
3 職員手当等	1,871		104,013	104,013		517,379	
4 共済費	1,273		73,351	73,351		356,367	
5 災害補償費							
6 恩給及び退職年金							
7 報償費	267		13,295	12,123	1,172	32,544	
8 旅費	305	350	4,275	3,769	506	42,234	
費用弁償	60		1,374	1,374		9,546	
普通旅費	200	350	2,445	2,395	50	21,833	
特別旅費	45		456		456	10,855	
9 交際費						100	
10 需用費	1,450	600	16,176	15,607	569	346,895	
11 役務費	100	160	10,454	10,103	351	49,476	
12 委託料	556,609	2,241	399,302	330,989	68,313	2,789,314	
13 使用料及び賃借料	504	742	13,884	13,600	284	2,558,310	
14 工事請負費	297,128		1,070,289	106,352	963,937	2,282,668	
15 原材料費							
16 公有財産購入費							
17 備品購入費	14,634		100		100	50,968	
18 負担金、補助及び交付金	5,310	82,918	799,096	80,811	718,285	1,912,685	
19 扶助費							
20 貸付金			333		333	12,186	
21 補償、補填及び賠償金			12,652	1,788	10,864	12,652	
22 償還金、利子及び割引料							
23 投資及び出資金							
24 積立金			48,287		48,287	57,245	
25 寄附金						5,930	
26 公課費							
27 繰出金							
予備費							
計	883,372	87,011	2,797,242	984,241	1,813,001	12,146,772	
財源							
内	国庫支出金	73,000	1,852	713,758	5,689	708,069	5,540,944
内	地方債	91,000					706,000
内	その他	18,281	2,000	644,491	586,176	58,315	917,663
訳	一般財源	701,091	83,159	1,438,993	392,376	1,046,617	4,982,165

# 節 の 明 細

項	目	金額(千円)等
2款 総務費		
2項 企画費		
1目 企画総務費		
給 料	・一般職員	4人
報 酬	・会計年度任用職員	4人
2目 計画調査費		
報 酬	・鳥取県景観審議会委員	12人
	・鳥取県屋外広告物審議会委員	11人
負担金、補助 及び交付金	・全国景観審議会負担金	40
	・鳥取県広域景観形成支援事業補助金	3,400
3目 交通対策費		
報 酬	・鳥取県交通安全対策会議委員	25人
負担金、補助 及び交付金	・鳥取県交通対策協議会補助金	6,901
	・おもてなしヘルメット購入支援事業補助金	200
6項 防災費		
1目 防災総務費		
負担金、補助 及び交付金	・原子力施設等放射能調査機関連絡協議会負担金	40
3款 民生費		
1項 社会福祉費		
1目 社会福祉総務費		
報 酬	・鳥取県犯罪のないまちづくり協議会委員	10人
負担金、補助 及び交付金	・鳥取県犯罪被害者等見舞金給付補助金	800
	・犯罪被害者等支援活動費補助金	990
	・鳥取県性暴力被害者支援連携事業補助金	22,379
	・鳥取県地域安全フォーラム開催補助金	541
7目 消費者支援対策費		
給 料	・一般職員	5人
報 酬	・会計年度任用職員	2人
	・鳥取県消費者教育推進地域協議会委員	17人
	・鳥取県消費生活審議会委員	15人
負担金、補助 及び交付金	・鳥取県消費者団体等活動支援補助金	200
	・市町村消費者行政強化交付金	11,000
	・米子コンベンションセンター施設管理費負担金	1,577
	・中部消費生活センター管理運営費等負担金	171
	・(一財)日本エシカル推進協議会会費	200
	・思いやり消費推進事業者応援モデル事業補助金	2,500
	・消費者生活相談員担い手確保事業補助金	148
貸 付 金	・消費者被害訴訟貸付金	20

項 目		金額(千円)等
4款 衛生費		
1項 公衆衛生費		
1目 公衆衛生総務費		
給 料	・一般職員	27人
報 酬	・会計年度任用職員	7人
3目 予防費		
報 酬	・狂犬病評価人	2人
負担金、補助 及び交付金	・動物愛護センター施設費補助金	965
	・鳥取県動物福祉推進事業補助金	1,431
	・全国動物管理関係事業所協議会会費	25
	・鳥取県猫不妊去勢手術助成事業費補助金	4,359
	・地域猫活動モデル事業補助金	485
6目 衛生環境研究所費		
負担金、補助 及び交付金	・全国衛生化学技術協議会負担金	15
	・地方衛生研究所全国協議会負担金	38
	・全国環境研協議会負担金	35
	・衛生微生物技術協議会会費	8
2項 環境衛生費		
1目 環境衛生総務費		
給 料	・一般職員	109人
報 酬	・会計年度任用職員	28人
2目 食品衛生指導費		
報 酬	・鳥取県ふぐ処理師試験委員	7人
負担金、補助 及び交付金	・鳥取県食の安全・安心HACCP推進事業補助金	12,000
	・食品衛生申請等システム負担金	500
	・鳥取県食品衛生協会補助金	1,784
	・全国食肉衛生検査所協議会負担金	47
3目 環境衛生連絡調整費		
報 酬	・鳥取県クリーニング師試験委員	7人
	・鳥取県生活衛生営業審議会委員	10人
負担金、補助 及び交付金	・全国生活衛生関係課課長会年会費負担金	7
	・鳥取県生活衛生営業指導センター補助金	16,434
	・公衆浴場確保対策費市町村補助金	1,750
	・鳥取県生活衛生営業振興事業補助金	1,539
	・新型コロナ感染予防対策推進補助金	50,000
	・観光需要回復支援事業補助金	16,000
	・日本水道協会年会費	17

項 目		金額(千円)等
4目 環境保全費		
報 酬	<ul style="list-style-type: none"> <li>・鳥取県環境審議会委員</li> <li>・鳥取県環境影響評価審査会委員</li> <li>・鳥取県放射能調査専門家会議委員</li> <li>・鳥取県廃棄物審議会委員</li> <li>・指定管理施設管理運営評価委員会委員</li> <li>・湖山池環境モニタリング委員会委員</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>30人</li> <li>14人</li> <li>3人</li> <li>7人</li> <li>4人</li> <li>6人</li> </ul>
負担金、補助 及び交付金	<ul style="list-style-type: none"> <li>・星空に優しい安全なまちづくりLED防犯灯設置等促進事業補助金</li> <li>・星空を活用した星空保全地域振興事業補助金</li> <li>・星空保全地域照明対策事業補助金</li> <li>・「若者☆星取県」実践活動支援事業補助金</li> <li>・ゼロカーボン普及補助金</li> <li>・グリーン購入ネットワーク会費</li> <li>・自然エネルギー協議会会費</li> <li>・鳥取県環境保全活動支援補助金</li> <li>・鳥取県子どもエコクラブ活動支援補助金</li> <li>・鳥取県環境推進企業協議会会費</li> <li>・海洋エネルギー資源開発促進日本海連合負担金</li> <li>・鳥取県水素エネルギー推進協議会負担金</li> <li>・鳥取県電源立地地域対策交付金</li> <li>・鳥取県再エネ100宣言RE Action推進事業補助金</li> <li>・地域資源活用エネルギー導入推進事業(体制づくり・啓発支援)補助金</li> <li>・地域資源活用エネルギー導入推進事業(調査・計画策定支援)補助金</li> <li>・地域資源活用エネルギー導入推進事業(事業化支援)補助金</li> <li>・鳥取県小規模発電設備等導入推進補助金</li> <li>・鳥取スタイルPPA・VPP推進支援事業補助金</li> <li>・再エネ無料診断・PPA推進課題把握事業補助金</li> <li>・鳥取県4R推進交付金</li> <li>・Let's4R実践活動推進補助金</li> <li>・(公財)鳥取県環境管理事業センター運営費補助金</li> <li>・不法投棄廃棄物処理事業補助金</li> <li>・プラスチック・フィッシング事業補助金</li> <li>・「とっとりプラごみゼロ」チャレンジ事業補助金</li> <li>・全国環境衛生・廃棄物関係課長会負担金</li> <li>・アップサイクル等推進補助金</li> <li>・持ち帰りバッグ購入支援事業補助金</li> <li>・鳥取県希少野生動植物保護管理事業補助金</li> <li>・生物多様性保全活動支援事業補助金</li> <li>・(公社)日本山岳ガイド協会公認ガイド資格取得支援事業補助金</li> <li>・鳥取県立自然公園施設整備事業補助金</li> <li>・鳥取県自然環境整備交付金</li> <li>・鳥取県国立公園清掃活動費補助金</li> <li>・わかさ氷ノ山・山フェス実施補助金</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>16,716</li> <li>5,000</li> <li>1,700</li> <li>100</li> <li>5,000</li> <li>20</li> <li>50</li> <li>1,000</li> <li>1,800</li> <li>10</li> <li>100</li> <li>6,289</li> <li>67,344</li> <li>14,700</li> <li>1,200</li> <li>12,000</li> <li>15,000</li> <li>32,229</li> <li>26,000</li> <li>3,000</li> <li>2,100</li> <li>355</li> <li>29,143</li> <li>966</li> <li>4,500</li> <li>2,300</li> <li>7</li> <li>4,500</li> <li>1,000</li> <li>2,370</li> <li>1,300</li> <li>400</li> <li>880</li> <li>7,238</li> <li>2,870</li> <li>800</li> </ul>

項 目		金額(千円)等
	・(一財)全国山の日協議会負担金	35
	・日本みどりのプロジェクト推進協議会負担金	100
	・鳥取砂丘ビジターセンター管理運営協議会負担金	11,794
	・鳥取砂丘未来会議負担金	11,152
	・鳥取県浄化槽設置推進事業費補助金	34,310
	・鳥取県浄化槽設置推進基金造成事業費補助金	44
	・全国金属鉱業振興対策協議会負担金	50
	・鳥取県休廃止鉱山鉱害防止事業費補助金	778
	・湖山池環境モニタリング委員会運営高速道路代負担金	10
	・みんなで守る湖沼の自然環境保全推進事業補助金	885
	・鳥取県美しく豊かな水環境を次世代につなぐ環境教育推進事業補助金	1,250
	・鳥取県持続可能な地下水利用協議会負担金	60
	・鳥取県水道施設耐震化等補助金	289,923
貸付金	・産業廃棄物処理施設確保資金貸付金	11,833
積立金	・鳥取県産業廃棄物適正処理基金積立	8,958
寄附金	・鳥取大学奨学寄附金	5,930
3項 保健所費		
1目 保健所費		
給料	・一般職員	50人
報酬	・会計年度任用職員	7人
6款 農林水産業費		
3項 農地費		
2目 土地改良費		
給料	・一般職員	1人
負担金、補助及び交付金	・鳥取県農業集落排水事業補助金	128,385
4項 林業費		
9目 狩猟費		
報酬	・鳥取県自然環境保全コンクール審査会委員	5人
	・鳥取県カワウ繁殖抑制対策検討会	6人
負担金、補助及び交付金	・鳥取県ツキノワグマ遭遇回避総合対策事業補助金	984
	・近畿北部・東中国ツキノワグマ広域保護管理協議会負担金	500
	・鳥取県射撃環境改善事業補助金	2,160
	・狩猟用ライフル銃等の所持許可に係る技能講習受講者支援補助金	5
	・鳥取県新規狩猟者参入促進補助金	3,400

項 目		金額(千円)等
7款 商工費		
2項 工鉦業費		
1目 工鉦業総務費		
給 料	・一般職員	3人
4目 計量検定費		
負担金、補助 及び交付金	・都道府県計量行政協議会会費	16
3項 観光費		
1目 観光費		
報 酬	・鳥取県政ジオバイザリースタッフ	1人
負担金、補助 及び交付金	・鳥取県山陰海岸ジオパーク魅力活用総合補助金	17,576
	・山陰海岸ジオウォーク補助金	1,500
	・山陰海岸ジオパーク推進協議会負担金	6,603
	・鳥取県ミュージアム・ネットワーク負担金	2
8款 土木費		
1項 土木管理費		
1目 土木総務費		
給 料	・一般職員	5人
4目 建築指導費		
報 酬	・鳥取県建築審査会委員	5人
	・鳥取県建築士審査会委員	5人
	・バリアフリーマップ開発に係るプロポーザル委員会委員	5人
	・福祉のまちづくり整備マニュアル検討委員会委員	10人
負担金、補助 及び交付金	・伝統建築技能継承普及支援事業補助金	3,500
	・鳥取県震災に強いまちづくり促進事業補助金	33,784
	・鳥取県耐震化支援環境整備事業補助金	400
	・がけ地近接等危険住宅移転事業補助金	3,000
	・アスベスト撤去支援事業補助金	26,250
	・全国建築審査会協議会負担金	48
	・日本建築行政会議負担金	450
	・全国被災建築物応急危険度判定協議会負担金	45
	・宅建業法主管者協議会負担金	18
	・鳥取県福祉のまちづくり推進事業補助金	17,831
5項 都市計画費		
1目 都市計画総務費		
給 料	・一般職員	3人
報 酬	・鳥取県開発審査会委員	7人

項 目		金額(千円)等
3目 公園費		
給 料	・一般職員	1人
報 酬	・指定管理施設管理運営評価委員会委員	12人
負担金、補助 及び交付金	・地域緑化活動育成支援補助金	3,200
	・花と緑のまちづくり支援事業補助金	600
	・花と緑のフェア開催事業負担金	1,350
	・(一社)日本公園緑地協会会費	100
	・中国「道の駅」連絡会会費	40
	・全国「道の駅」連絡会会費	20
4目 下水道費		
負担金、補助 及び交付金	・下水道協会会費	432
	・鳥取県公共下水道推進基金造成事業補助金	634
	・天神川流域下水道事業会計繰出金	81,852
6項 住宅費		
1目 住宅管理費		
給 料	・一般職員	53人
報 酬	・会計年度任用職員	14人
	・県営住宅の管理のあり方検討委員会委員	5人
負担金、補助 及び交付金	・国有資産等所在地市町村交付金	78,968
	・下水道・集落排水受益者負担金	1,219
	・鳥取県住宅供給公社職員共済費負担金	624
2目 住宅建設費		
負担金、補助 及び交付金	・ケーブルテレビ加入負担金	3,818
	・水道負担金	1,328
	・県営住宅渡団地共同設備撤去負担金	1,500
	・公共住宅事業者等連絡協議会負担金	350
	・(一社)日本住宅協会負担金	18
	・とっとり住まいる支援事業補助金	348,411
	・鳥取県木造住宅生産事業者間連携支援事業補助金	4,000
	・鳥取県住宅確保要配慮者専用賃貸住宅供給促進事業補助金	4,250
	・鳥取県居住支援協議会活動支援補助金	9,581
	・鳥取県高齢者向け優良賃貸住宅補助金	46,107
	・鳥取県住宅新築資金等貸付助成補助金	22,522
	・鳥取県木造住宅生産者団体活動支援事業補助金	2,500
	・「とっとり匠の技」活用リモデル事業補助金	1,000
	・未来型省エネ住宅特別促進事業補助金	199,900
・とっとりグリーン住宅応援キャンペーン事業補助金	6,000	
・とっとり健康省エネ住宅普及促進事業補助金	67,000	
貸 付 金	・個人住宅建設資金貸付金	333
積 立 金	・鳥取県被災者住宅再建支援基金積立金	48,287



債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額  
又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

当該年度提出に係る分

事 項	課 名	限 度 額	前年度末までの支出(見込)額		当該年度以降の支出予定額		左 の 財 源 内 訳						
			期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			一般財源			
							国庫支出金	地方債	その他				
令和4年度 地域資源活用エネルギー導入 推進事業補助	脱炭素社会推進課	千円 補助金総額25,000千円を限度として、令和4年度に交付決定した額から令和4年度に交付した額を差し引いた額		千円		千円							
令和4年度 衛生環境研究所管理運営費	衛生環境研究所	52,365			令和5年度から 令和14年度まで	52,365							52,365
令和4年度 山陰海岸ジオパーク海と大地の 自然館事業費	山陰海岸ジオパーク 海と大地の自然館	9,488			令和5年度から 令和9年度まで	9,488							9,488
令和4年度 動物譲渡情報推進事業	くらしの安心推進課	4,365			令和5年度から 令和9年度まで	4,365							4,365
令和4年度 身近な消費生活相談窓口機能 強化事業	消費生活センター	127,735			令和5年度から 令和8年度まで	127,735							127,735
令和4年度 とっとり発ユニバーサルデザイン 施設普及促進事業	住まいまちづくり課	7,904			令和5年度から 令和9年度まで	7,904							7,904
令和4年度 建築・宅地建物取引業者指導費	住まいまちづくり課	360			令和5年度から 令和9年度まで	360						360	
令和4年度 盛土等に係る斜面の安全確保 推進事業	住まいまちづくり課	1,750			令和5年度から 令和9年度まで	1,750						1,750	
令和4年度 県営住宅維持管理費	住まいまちづくり課	10,479			令和5年度から 令和11年度まで	10,479						10,479	
令和4年度 公営住宅整備事業	住まいまちづくり課	322,640			令和5年度	322,640	141,407	172,000					9,233
令和4年度 とっとり住まいる支援事業補助	住まいまちづくり課	補助金総額283,737千円を限度として、令和4年度に交付決定した額から令和4年度に交付した額を差し引いた額			令和5年度	限度額に同じ							
令和4年度 とっとり健康省エネ住宅普及促進 事業補助	住まいまちづくり課	補助金総額325,000千円を限度として、令和4年度に交付決定した額から令和4年度に交付した額を差し引いた額			令和5年度	限度額に同じ							
令和4年度 「とっとり匠の技」活用リモデル 助成事業補助	住まいまちづくり課	補助金総額1,000千円を限度として、令和4年度に交付決定した額から令和4年度に交付した額を差し引いた額			令和5年度	限度額に同じ							
令和4年度 湖山池・東郷池及び三湖沼共通 水質浄化対策推進事業	水環境保全課	2,946			令和5年度から 令和6年度まで	2,946							2,946

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額  
又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

過年度議決済に係る分

事 項	課 名	限 度 額	前年度末までの支出(見込)額		当該年度以降の支出予定額		左 の 財 源 内 訳			
			期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			一般財源
							国庫支出金	地 方 債	そ の 他	
		千円		千円		千円	千円	千円	千円	千円
令和3年度 環境汚染等総合対策事業	環境立県推進課	48,763			令和4年度から 令和13年度まで	48,763				48,763
令和2年度 環境汚染等総合対策事業	環境立県推進課	14,394	令和3年度	4,415	令和4年度から 令和5年度まで	9,979				9,979
令和3年度 次世代自動車普及促進事業	脱炭素社会推進課	20,119			令和4年度から 令和11年度まで	20,119				20,119
令和3年度 鳥取発地産エネルギー活用推進 事業補助 (計画策定・可能性調査支援)	脱炭素社会推進課	補助金総額12,000千 円を限度として、令和 3年度に交付決定した 額から令和3年度に 交付した額を差し引 いた額			令和4年度から 令和5年度まで	限度額に同じ				
令和3年度 鳥取発地産エネルギー活用推進 事業補助(事業化支援)	脱炭素社会推進課	補助金総額15,000千 円を限度として、令和 3年度に交付決定し た額から令和3年度 に交付した額を差し 引いた額			令和4年度から 令和5年度まで	限度額に同じ				
令和2年度 日本海沖メタンハイドレート調査 促進事業	脱炭素社会推進課	17,790	令和3年度	5,930	令和4年度から 令和5年度まで	11,860				11,860
令和3年度 衛生環境研究所管理運営費	衛生環境研究所	10,783			令和4年度から 令和7年度まで	10,783				10,783
令和2年度 衛生環境研究所管理運営費	衛生環境研究所	266,864	令和3年度	245,251	令和4年度から 令和5年度まで	21,613	1,638			19,975
令和3年度 都市公園管理費	緑豊かな自然課	1,531			令和4年度から 令和6年度まで	1,531				1,531
令和2年度 自然公園等管理費	緑豊かな自然課	14,865	令和3年度	3,440	令和4年度から 令和5年度まで	11,425				11,425
令和2年度 都市公園管理費	緑豊かな自然課	1,624	令和3年度	530	令和4年度から 令和5年度まで	1,094				1,094
平成30年度 鳥取県立氷ノ山自然ふれあい館 指定管理料	緑豊かな自然課	261,319	令和元年度から 令和3年度まで	156,400	令和4年度から 令和5年度まで	104,919				104,600
平成30年度 鳥取県立東郷湖羽合臨海公園 指定管理料	緑豊かな自然課	630,781	令和元年度から 令和3年度まで	377,990	令和4年度から 令和5年度まで	252,791				252,760
平成30年度 燕趙園指定管理料	緑豊かな自然課	486,180	令和元年度から 令和3年度まで	291,300	令和4年度から 令和5年度まで	194,880				194,800

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額  
又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

過年度議決済に係る分

事 項	課 名	限 度 額	前年度末までの支出(見込)額		当該年度以降の支出予定額		左 の 財 源 内 訳			
			期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			一 般 財 源
							国庫支出金	地 方 債	そ の 他	
		千円		千円		千円	千円	千円	千円	千円
平成30年度 鳥取県立布勢総合運動公園 指定管理料	緑豊かな自然課	1,437,312	令和元年度から 令和3年度まで	861,320	令和4年度から 令和5年度まで	575,992				575,960
令和3年度 山陰海岸ジオパーク海と大地の 自然館運営費	山陰海岸ジオパーク 海と大地の自然館	1,626			令和4年度から 令和6年度まで	1,626				1,626
令和元年度 山陰海岸ユネスコ世界ジオパーク デジタルサイネージ運用保守業務 委託	山陰海岸ジオパーク 海と大地の自然館	1,696	令和2年度から 令和3年度まで	847	令和4年度から 令和5年度まで	849				849
令和元年度 ガスクロマトグラフタンDEM型質量 分析計賃借料	くらしの安心推進課	47,646	令和2年度から 令和3年度まで	10,159	令和4年度から 令和10年度まで	37,487			4,608	32,879
令和3年度 消費生活センター事業費	消費生活センター	198			令和4年度から 令和6年度まで	198				198
令和元年度 消費生活センター等清掃業務 委託	消費生活センター	2,108	令和2年度から 令和3年度まで	656	令和4年度から 令和5年度まで	1,452				1,452
令和3年度 県営住宅維持管理費	住まいまちづくり課	14,077			令和4年度から 令和10年度まで	14,077				14,077
令和3年度 県営住宅維持管理費	住まいまちづくり課	75,332			令和4年度から 令和7年度まで	75,332			75,332	
令和2年度 県営住宅管理効率化事業	住まいまちづくり課	5,595	令和3年度	1,865	令和4年度から 令和5年度まで	3,730			3,730	
令和2年度 県営住宅維持管理費	住まいまちづくり課	22,037	令和3年度	8,189	令和4年度から 令和5年度まで	13,848			13,848	
令和元年度 公営住宅管理委託	住まいまちづくり課	784,000	令和2年度から 令和3年度まで	392,000	令和4年度から 令和5年度まで	392,000			392,000	
平成16年度 まちなかふれあい住宅(借り上げ 公営住宅)賃借料	住まいまちづくり課	140,008	平成17年度から 令和3年度まで	91,603	令和4年度から 令和6年度まで	48,405				48,405
令和3年度 とつりの豊かで良質な地下水の 保全及び持続的な利用事業	水環境保全課	11,640			令和4年度から 令和5年度まで	11,640				11,640
令和3年度 大山自然歴史館管理運営事業	西部環境建築局	164,555			令和4年度から 令和8年度まで	164,555				164,555

# 令和4年度鳥取県天神川流域下水道事業会計予算説明資料(議案第17号)

水環境保全課

## 1 事業の目的

天神川流域の市町(倉吉市、三朝町、湯梨浜町、北栄町)の下水道により排除される下水を受けて、これを処理することにより、都市の健全な発展及び環境衛生の向上を図るとともに、公共用水域の水質の保全に資する。

## 2 主な事業内容

### (1)天神川流域下水道の管理運営

天神川流域下水道の管理業務を指定管理者(公益財団法人鳥取県天神川流域下水道公社)へ委託して行う。

- ・流域下水道の運転に関する業務
- ・流域下水道の施設、設備及び備品の維持管理並びにこれらの修繕に関する業務
- ・その他流域下水道の管理運営に関する業務

### (2)天神川流域下水道の整備

- ・天神川流域下水道の終末処理場等の整備
- ・幹線管渠におけるライフサイクルコスト最小化の観点を取り入れた計画的な維持管理の実施

## 3 予算実施計画

(単位:千円)

区 分		本 年 度	前 年 度	比 較	説 明											
収 益 的	(款)流域下水道事業収益	1,340,063	1,321,382	18,681												
	(項)営業収益	674,051	666,399	7,652												
	(目)管理事業費負担金	672,483	666,066	6,417	流入予定量7,231千m <sup>3</sup>											
	(目)固定資産除却費負担金	1,568	333	1,235												
	(項)営業外収益	666,012	654,983	11,029												
	(目)受取利息	3	3	0												
	(目)他会計負担金	6	334	△ 328												
	(目)他会計補助金	14,535	15,508	△ 973	交付税措置相当分、減価償却費(不課税支出)に充当(特定収入以外)											
	(目)資本費繰入収益	52,028	51,162	866												
	(目)長期前受金戻入	585,422	577,550	7,872												
	(目)雑収益	2,975	2,975	0	行政財産使用料等											
	(目)消費税及び地方消費税還付金	11,043	7,451	3,592												
	(項)特別利益	0	0	0												
収 入 ・ 支 出	(款)流域下水道事業費用	1,258,782	1,247,184	11,598												
	(項)営業費用	1,239,650	1,226,374	13,276												
	(目)処理場費	504,167	506,351	△ 2,184	経費の主なもの <table border="1"> <tr><th>区分</th><th>予算額</th><th>備考</th></tr> <tr><td>委託料</td><td>495,958</td><td>流域下水道指定管理料</td></tr> <tr><td>修繕費</td><td>8,000</td><td>緊急修繕費</td></tr> </table>	区分	予算額	備考	委託料	495,958	流域下水道指定管理料	修繕費	8,000	緊急修繕費		
	区分	予算額	備考													
	委託料	495,958	流域下水道指定管理料													
	修繕費	8,000	緊急修繕費													
	(目)ポンプ場費	2,000	2,000	0	経費の主なもの <table border="1"> <tr><th>区分</th><th>予算額</th><th>備考</th></tr> <tr><td>修繕費</td><td>2,000</td><td>緊急修繕費</td></tr> </table>	区分	予算額	備考	修繕費	2,000	緊急修繕費					
	区分	予算額	備考													
	修繕費	2,000	緊急修繕費													
	(目)管渠費	8,196	4,196	4,000	経費の主なもの <table border="1"> <tr><th>区分</th><th>予算額</th><th>備考</th></tr> <tr><td>修繕費</td><td>7,000</td><td>管路施設補修工事等</td></tr> </table>	区分	予算額	備考	修繕費	7,000	管路施設補修工事等					
	区分	予算額	備考													
	修繕費	7,000	管路施設補修工事等													
	(目)総係費	19,316	19,192	124	経費の主なもの <table border="1"> <tr><th>区分</th><th>予算額</th><th>備考</th></tr> <tr><td>人件費</td><td>15,440</td><td>職員2名分</td></tr> <tr><td>委託料</td><td>858</td><td>会計システム保守</td></tr> <tr><td>使用料</td><td>1,049</td><td>クラウドサーバ使用料等</td></tr> </table>	区分	予算額	備考	人件費	15,440	職員2名分	委託料	858	会計システム保守	使用料	1,049
区分	予算額	備考														
人件費	15,440	職員2名分														
委託料	858	会計システム保守														
使用料	1,049	クラウドサーバ使用料等														
(目)減価償却費	687,049	694,635	△ 7,586													
(目)資産減耗費	18,922	0	18,922													
(項)営業外費用	19,132	20,810	△ 1,678													
(目)支払利息	19,132	20,810	△ 1,678	企業債利息等												
(目)雑支出	0	0	0													
(目)消費税及び地方消費税	0	0	0													
差 引	81,281	74,198	7,083													

(単位:千円)

区 分		本 年 度	前 年 度	比 較	説 明															
資 本 的	(款)資本的收入	618,965	436,543	182,422																
	(項)企業債	147,000	101,000	46,000																
	(目)企業債	147,000	101,000	46,000	建設改良事業															
	(項)国庫補助金	305,500	214,583	90,917																
	(目)国庫補助金	305,500	214,583	90,917	建設改良事業															
	(項)建設事業費負担金	151,182	106,625	44,557																
	(目)建設事業費負担金	151,182	106,625	44,557	建設改良事業															
	(項)他会計負担金	5,744	5,625	119																
	(目)他会計負担金	5,744	5,625	119	建設改良事業															
収 入 支 出	(項)他会計補助金	9,539	8,710	829																
	(目)他会計補助金	9,539	8,710	829	交付税措置相当分															
	(款)資本的支出	846,663	669,014	177,649																
	(項)建設改良費	607,276	431,731	175,545																
	(目)処理場建設改良費	289,628	26,500	263,128	経費の主なもの <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>予算額</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">委託料</td> <td>13,000</td> <td>主ポンプ設備改築工事監理</td> </tr> <tr> <td>4,000</td> <td>自家発設備改築工事監理</td> </tr> <tr> <td>10,000</td> <td>管理棟受変電設備改築設計</td> </tr> <tr> <td>14,000</td> <td>雨天時浸入水対策計画策定</td> </tr> <tr> <td>工事請負費</td> <td>253,000</td> <td>主ポンプ設備改築</td> </tr> </tbody> </table>	区分	予算額	備考	委託料	13,000	主ポンプ設備改築工事監理	4,000	自家発設備改築工事監理	10,000	管理棟受変電設備改築設計	14,000	雨天時浸入水対策計画策定	工事請負費	253,000	主ポンプ設備改築
	区分	予算額	備考																	
	委託料	13,000	主ポンプ設備改築工事監理																	
		4,000	自家発設備改築工事監理																	
		10,000	管理棟受変電設備改築設計																	
14,000		雨天時浸入水対策計画策定																		
工事請負費	253,000	主ポンプ設備改築																		
(目)管渠建設改良費	315,300	400,000	△ 84,700	経費の主なもの <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>予算額</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">委託料</td> <td>10,000</td> <td>管渠更生工事設計</td> </tr> <tr> <td>5,000</td> <td>管渠更生工事積算等</td> </tr> <tr> <td>工事請負費</td> <td>300,000</td> <td>管渠更生工事</td> </tr> </tbody> </table>	区分	予算額	備考	委託料	10,000	管渠更生工事設計	5,000	管渠更生工事積算等	工事請負費	300,000	管渠更生工事					
区分	予算額	備考																		
委託料	10,000	管渠更生工事設計																		
	5,000	管渠更生工事積算等																		
工事請負費	300,000	管渠更生工事																		
(目)有形固定資産購入費	2,348	5,231	△ 2,883																	
(項)企業債償還金	95,387	93,283	2,104																	
(目)企業債償還金	95,387	93,283	2,104																	
(項)他会計借入金償還金	144,000	144,000	0																	
(目)他会計借入金償還金	144,000	144,000	0																	
差 引	△ 227,698	△ 232,471	4,773	補てん財源 引継金 43,561 過年度分損益勘定留保資金 175,790 当年度分消費税及び地方消費税 8,347 資本的収支調整額																

## 令和4年度鳥取県天神川流域下水道事業予定キャッシュ・フロー計算書

(令和4年4月1日から令和5年3月31日まで)

(単位:千円)

1 業務活動によるキャッシュ・フロー	
当年度純利益	72,934
減価償却費	687,049
固定資産除却損	12,650
引当金の増減額 (△は減少)	△ 20
長期前受金戻入額	△ 585,422
受取利息及び受取配当金	△ 3
支払利息及び企業債取扱諸費	19,132
未収金の増減額 (△は増加)	△ 150,592
未払金の増減額 (△は減少)	289,290
未払費用の増減額 (△は減少)	0
前払金の増減額 (△は増加)	0
預り金の増減額 (△は減少)	0
その他流動資産の増減額 (△は増加)	0
その他流動負債の増減額 (△は減少)	0
小計	345,018
利息及び配当金の受取額	3
利息及び企業債取扱諸費の支払額	△ 19,132
業務活動によるキャッシュ・フロー	325,889
2 投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	△ 784,118
国庫補助金等による収入	394,116
建設事業費負担金による収入	195,542
一般会計からの繰入金による収入	14,725
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 179,735
3 財務活動によるキャッシュ・フロー	
建設改良費等の財源に充てるための企業債による収入	167,000
建設改良費等の財源に充てるための企業債の償還による支出	△ 95,387
建設改良費等の財源に充てるための他会計借入金の返済による支出	△ 144,000
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 72,387
資金増加額 (又は減少額)	73,767
資金期首残高	585,273
資金期末残高	659,040

# 給 与 費 明 細 書

## 1 総 括

区 分	職 員 数		給 与 費					法定福利費 (千円)	合 計 (千円)
	特 別 職 (人)	一 般 職 (人)	報 酬 (千円)	給 料 (千円)	賃 金 (千円)	手 当 (千円)	計 (千円)		
本 年 度	損益勘定支弁職員	2		7,596		5,166	12,762	2,546	15,308
	資本勘定支弁職員								
	合 計	2		7,596		5,166	12,762	2,546	15,308
前 年 度	損益勘定支弁職員	2		7,652		4,762	12,414	2,532	14,946
	資本勘定支弁職員								
	合 計	2		7,652		4,762	12,414	2,532	14,946
比 較	損益勘定支弁職員	0		△ 56		404	348	14	362
	資本勘定支弁職員								
	合 計	0		△ 56		404	348	14	362
手 当 の 内 訳	区 分	扶養手当 (千円)	時間外勤務手 当 (千円)	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	通勤手当 (千円)	管理職手当 (千円)	特殊勤務手 当 (千円)	住居手当 (千円)
	本 年 度	212	1,688	1,662	1,066	210	152	0	160
	前 年 度	222	1,222	1,696	1,090	206	156	0	154
	比 較	△ 10	466	△ 34	△ 24	4	△ 4	0	6
	区 分	管理職員特別勤務手当 (千円)	休日勤務手 当 (千円)	夜間勤務手 当 (千円)	単身赴任手 当 (千円)	退職手当 (千円)			
	本 年 度	2	0	0	14	0			
	前 年 度	2	0	0	14	0			
比 較	0	0	0	0	0				

## 2 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増 減 額 (千円)	増 減 事 由 別 内 訳 (千円)	説 明 (千円)	備 考		
給 料	△ 56	1 昇給に伴う増加分	92	(1) 本年度昇給発令に係る所要額	92	平均昇給率 1.08% (昇給期) (人数) 4月 2人
		2 その他の増減分	△ 148	(1) 新陳代謝等に係る増減分	△ 148	
職 員 手 当	404	1 その他の増減分	404	(1) 期末手当支給割合の増分	404	

### 3 給料及び職員手当の状況

#### (1) 職員1人当たり給与

区 分		行 政 職
令和4年1月1日現在	平均給料月額 (円)	328,400
	平均給与月額 (円)	381,329
	平均年齢 (歳)	43.00
令和3年1月1日現在	平均給料月額 (円)	325,100
	平均給与月額 (円)	416,056
	平均年齢 (歳)	42.00

#### (2) 初任給

区 分		行 政 職 (円)
高	校 卒	154,900
大	学 卒	188,700
一般会計の制度	高 校 卒	154,900
	大 学 卒	188,700

#### (3) 級別職員数

区 分	行 政 職		
	級	職員数 (人)	構成比 (%)
令和4年1月1日現在	1 級		
	2 級	1	50.0
	3 級		
	4 級		
	5 級	1	50.0
	6 級		
	7 級		
	8 級		
	9 級		
	計	2	100.0
令和3年1月1日現在	1 級		
	2 級	1	50.0
	3 級		
	4 級		
	5 級	1	50.0
	6 級		
	7 級		
	8 級		
	9 級		
	計	2	100.0

#### (級別の標準的な職務内容)

区 分	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
行 政 職	主事又は技師の職務	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う主事又は技師の職務	係長の職務	本庁（地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第1項の規定に基づき設置される知事の直近下位の内部組織並びに当該内部組織の下に設けられる局（局に相当するものを含む。）及び課（課に相当するものを含む。）をいう。）の課長補佐の職務	困難な業務を行う本庁の課長補佐の職務	本庁の課長の職務	困難な業務を行う本庁の課長の職務	本庁の次長の職務	本庁の部長の職務



## (4) 昇給

区 分		行 政 職	
令和4年度	職 員 数 (A)	(人) 2	
	昇給に係る職員数 (B)	(人) 2	
	号 給 数 別 訳 号 内	1号給	(人)
		2号給	(人)
		3号給	(人)
		4号給	(人) 2
		5号給	(人)
比 率 (B) / (A)	(%) 100.0		
令和3年度	職 員 数 (A)	(人) 2	
	昇給に係る職員数 (B)	(人) 2	
	号 給 数 別 訳 号 内	1号給	(人)
		2号給	(人)
		3号給	(人)
		4号給	(人) 2
		5号給	(人)
比 率 (B) / (A)	(%) 100.0		

## (5) 期末手当・勤勉手当

区 分	支 給 期 別 支 給 率		支給率計 (月分)	職制上の段階、 職務の級等によ る加算措置	備 考
	6月 (月分)	12月 (月分)			
令和4年度	1.975	1.975	3.95	有	
令和3年度	2.00	1.95	3.95	有	
一般会計の制度	1.975	1.975	3.95	有	

## (6) 定年退職及び勲奨退職に係る退職手当

区 分	20年勤続の者 (月分)	25年勤続の者 (月分)	35年勤続の者 (月分)	最 高 限 度 (月分)	そ の 他 の 加 算 措 置 等	備 考
支給率等	24.5869	33.2708	47.7090	47.7090	定年前早期退職 特例措置 (2~ 20%加算)	退職手当は、基本額と調 整額から構成され、調整 額は給料表、職務の級等 に応じ決定される。
一般会計の制度 (支給率等)	24.5869	33.2708	47.7090	47.7090	定年前早期退職 特例措置 (2~ 20%加算)	退職手当は、基本額と調 整額から構成され、調整 額は給料表、職務の級等 に応じ決定される。

## (7) その他の手当

区 分	一般会計の制度との異同	差 異 の 内 容
扶 養 手 当	同 じ	—
住 居 手 当	同 じ	—
通 勤 手 当	同 じ	—

## 債務負担行為に関する調書

当該年度提出に係る分

事 項	限 度 額	前年度末までの支払 義務発生(見込)額		当該年度以降の 支払義務予定額		左 の 財 源 内 訳			
		期 間	金 額	期 間	金 額	国庫支出金	企業債	負担金	その他
	千円		千円		千円	千円	千円	千円	千円
令和4年度 天神浄化センター自家発 電設備改築	477,000			令和5年度	477,000	316,833	79,000	80,083	1,084

## 債務負担行為に関する調書

### 過年度議決済に係る分

事 項	限 度 額	前年度末までの支払義務発生(見込)額		当該年度以降の支払義務予定額		左 の 財 源 内 訳			
		期 間	金 額	期 間	金 額	国庫支出金	企 業 債	負 担 金	そ の 他
	千円		千円		千円	千円	千円	千円	千円
令和3年度 天神浄化センター主ポンプ設備改築	296,000			令和4年度から 令和5年度まで	296,000	148,000	73,000	74,000	1,000
平成31年度 流量計遠方監視システム 保守点検業務委託	2,588	令和2年度から 令和3年度まで	1,118	令和4年度から 令和5年度まで	1,118				1,118
平成30年度 公営企業会計システム保守委託	16,425	令和元年度から 令和3年度まで	2,145	令和4年度から 令和5年度まで	1,716				1,716
平成30年度 天神川流域下水道指定 管理料	2,490,406	令和元年度から 令和3年度まで	1,400,758	令和4年度から 令和5年度まで	987,163			987,163	

令和4年度鳥取県天神川流域下水道事業予定貸借対照表(当年度分)

(令和5年3月31日)

(単位:千円)

資産の部			負債の部		
1 固定資産			3 固定負債		
(1) 有形固定資産			(1) 企業債		1,509,678
イ 土地		989,596	(2) 他会計借入金		1,008,835
ロ 建物	1,997,066		(3) 預り金		50
減価償却累計額	235,980	1,761,086	固定負債合計		2,518,563
ハ 構築物	8,984,191		4 流動負債		
減価償却累計額	1,166,390	7,817,801	(1) 企業債		95,387
ニ 機械及び装置	3,006,183		(2) 他会計借入金		144,000
減価償却累計額	623,408	2,382,775	(3) 未払金		405,155
ホ 車両及び運搬具	100		(4) 引当金		909
減価償却累計額	0	100	流動負債合計		645,451
ヘ 工具、器具及び備品	33,321		5 繰延収益		
減価償却累計額	11,307	22,014	(1) 長期前受金		
ト 建設仮勘定		448,903	イ 国庫補助金	8,944,648	
有形固定資産合計		13,422,275	収益化累計額	1,318,566	7,626,082
(2) 無形固定資産			ロ 建設事業費負担金	2,691,047	
イ ソフトウェア		3,920	収益化累計額	357,164	2,333,883
無形固定資産合計		3,920	ハ 他会計負担金	18,240	
(3) 投資その他の資産			収益化累計額	1,109	17,131
イ 出資金		1,500	ニ 他会計補助金	23,413	
投資その他の資産合計		1,500	収益化累計額	20,100	3,313
固定資産合計		13,427,695	繰延収益合計		9,980,409
2 流動資産			負債合計		13,144,423
(1) 現金預金		659,040	<b>資本の部</b>		
(2) 未収金		161,043	6 資本金		61,932
流動資産合計		820,083	7 剰余金		
			(1) 資本剰余金		
			イ 国庫補助金		575,941
			ロ 建設事業費負担金		192,165
			ハ 受贈財産評価額		29,324
			資本剰余金合計		797,430
			(2) 利益剰余金		
			イ 当年度未処分利益剰余金		243,993
			利益剰余金合計		243,993
			剰余金合計		1,041,423
			資本合計		1,103,355
資産合計		14,247,778	負債資本合計		14,247,778

令和3年度鳥取県天神川流域下水道事業予定損益計算書(前年度分)

(令和3年4月1日から令和4年3月31日まで)

(単位:千円)

1 営業収益			
(1) 管理事業費負担金	621,792		
(2) 建設事業費負担金	302	622,094	
2 営業費用			
(1) 処理場費	460,338		
(2) ポンプ場費	1,818		
(3) 管渠費	3,815		
(4) 総係費	19,420		
(5) 減価償却費	696,595		
(6) 資産減耗費	0	1,181,986	
営業損失			△ 559,892
3 営業外収益			
(1) 受取利息	3		
(2) 他会計負担金	334		
(3) 他会計補助金	15,508		
(4) 資本費繰入収益	51,162		
(5) 長期前受金戻入	577,550		
(6) 雑収益	2,838	647,395	
4 営業外費用			
(1) 支払利息	20,801		
(2) 雑支出	0	20,801	626,594
経常利益			66,702
5 特別利益			
(1) その他特別利益	0	0	
6 特別損失			
(1) その他特別損失	0	0	0
当年度純利益			66,702
前年度繰越剰余金			104,357
その他の未処分利益			0
剰余金変動額			
当年度未処分利益			171,059
剰余金			

令和3年度鳥取県天神川流域下水道事業予定貸借対照表(前年度分)

(令和4年3月31日)

(単位:千円)

資産の部			負債の部		
1 固定資産			3 固定負債		
(1) 有形固定資産			(1) 企業債		1,438,065
イ 土地		989,596	(2) 他会計借入金		1,152,835
ロ 建物	1,997,066		(3) 預り金		50
減価償却累計額	157,320	1,839,746	固定負債合計		2,590,950
ハ 構築物	8,537,253		4 流動負債		
減価償却累計額	770,446	7,766,807	(1) 企業債		95,387
ニ 機械及び装置	3,018,651		(2) 他会計借入金		144,000
減価償却累計額	416,720	2,601,931	(3) 未払金		115,865
ホ 車両及び運搬具	100		(4) 引当金		929
減価償却累計額	0	100	流動負債合計		356,181
ヘ 工具、器具及び備品	31,186		繰延収益		
減価償却累計額	7,510	23,676	(1) 長期前受金		
ト 建設仮勘定		114,040	イ 国庫補助金	8,557,076	
有形固定資産合計		13,335,896	収益化累計額	866,504	7,690,572
(2) 無形固定資産			ロ 建設事業費負担金	2,497,427	
イ ソフトウェア		5,880	収益化累計額	241,429	2,255,998
無形固定資産合計		5,880	ハ 他会計負担金	12,196	
(3) 投資その他の資産			収益化累計額	465	11,731
イ 出資金		1,500	ニ 他会計補助金	14,741	
投資その他の資産合計		1,500	収益化累計額	11,594	3,147
固定資産合計		13,343,276	繰延収益合計		9,961,448
2 流動資産			負債合計		12,908,579
(1) 現金預金		585,273	資本の部		
(2) 未収金		10,451	6 資本金		61,932
流動資産合計		595,724	7 剰余金		
			(1) 資本剰余金		
			イ 国庫補助金		575,941
			ロ 建設事業費負担金		192,165
			ハ 受贈財産評価額		29,324
			資本剰余金合計		797,430
			(2) 利益剰余金		
			イ 当年度未処分利益剰余金		171,059
			利益剰余金合計		171,059
			剰余金合計		968,489
			資本合計		1,030,421
資産合計		13,939,000	負債資本合計		13,939,000

## 注記

### I. 重要な会計方針

令和2年度から鳥取県天神川流域下水道事業に地方公営企業法を適用し、地方公営企業会計基準に則した財務諸表等を作成する。

#### 1 固定資産の減価償却の方法

##### (1) 有形固定資産

- ・ 減価償却の方法

定額法

- ・ 主な耐用年数

建物 8～50年

構築物 10～50年

機械及び装置 6～20年

工具、器具及び備品 5～21年

##### (2) 無形固定資産

- ・ 減価償却の方法

定額法

- ・ 主な耐用年数

ソフトウェア 5年

#### 2 引当金の計上方法

##### (1) 退職給付引当金

職員の退職手当の支給は、一般会計で負担するため、計上していない。

##### (2) 賞与引当金

職員の期末手当・勤勉手当の支給及び同手当に係る法定福利費の支出に備えるため、当該年度末における支給見込額に基づき、当該事業年度の負担に属する額を計上している。

#### 3 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜き方式による。

### II. セグメント情報の開示

単一の事業を運営しているため、セグメントは設けていない。

条 例 名 等	鳥取県石綿健康被害防止条例の一部を改正する条例				
提 出 理 由 及 び 概 要	<p>1 提出理由                      大気汚染防止法等の一部が改正され、解体する建築物等に関する石綿含有建材の使用の有無に係る調査の結果を、元請業者が都道府県知事に対して報告しなければならないとされたこと等に伴い、所要の改正を行う。</p> <p>2 概 要                      (1) 報告対象工事の元請業者（現行 発注者）又は自主施工者は、作業開始日の14日前までに報告対象工事に関する事項を知事に報告しなければならないこととする。                      (2) その他所要の規定の整備を行う。                      (3) 施行期日等                      ア 施行期日は、令和4年4月1日とする。                      イ 所要の経過措置を講ずる。                      ウ 鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例について、所要の規定の整備を行う。</p> <p><b>【参考】</b>                      ○事前調査結果の報告者の変更（第6条の4）                      大気汚染防止法改正により「事前調査結果の報告」が義務付けられた（令和4年4月1日施行）。                      鳥取県石綿健康被害防止条例では、従前より事前調査結果の報告規定を設けているため、法に準拠し、報告義務者を発注者から元請業者に変更する。</p> <table border="1"> <tr> <td>大気汚染防止法における事前調査結果の報告</td> <td>現行条例における事前調査結果の報告</td> </tr> <tr> <td>一定規模以上（80m<sup>2</sup>以上など）の解体等工事について、事前調査結果の都道府県知事への報告を元請業者に義務付け <b>（令和4年4月施行）</b></td> <td>従前より、吹付け石綿が使用されている可能性が高い建築物について、事前調査結果の報告を発注者に義務付け</td> </tr> </table> <p>※事前調査…解体等する建築物等に関する石綿含有建材の使用の有無に係る調査</p>	大気汚染防止法における事前調査結果の報告	現行条例における事前調査結果の報告	一定規模以上（80m <sup>2</sup> 以上など）の解体等工事について、事前調査結果の都道府県知事への報告を元請業者に義務付け <b>（令和4年4月施行）</b>	従前より、吹付け石綿が使用されている可能性が高い建築物について、事前調査結果の報告を発注者に義務付け
大気汚染防止法における事前調査結果の報告	現行条例における事前調査結果の報告				
一定規模以上（80m <sup>2</sup> 以上など）の解体等工事について、事前調査結果の都道府県知事への報告を元請業者に義務付け <b>（令和4年4月施行）</b>	従前より、吹付け石綿が使用されている可能性が高い建築物について、事前調査結果の報告を発注者に義務付け				



鳥取県石綿健康被害防止条例の一部を改正する条例

鳥取県石綿健康被害防止条例（平成17年鳥取県条例第67号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(事前調査結果の説明等)</p> <p>第6条の3 解体等工事の元請業者は、<u>法第18条の15第1項各号に掲げる事項を下請負人に説明しなければならない。この場合において、当該解体等工事が県届出対象特定工事に該当するときは、規則で定めるところにより、石綿粉じん排出等作業の対象となる建築物等の構造</u>その他規則で定める事項を書面に記載して、これらの事項について<u>発注者及び下請負人に対して説明しなければならない。</u></p> <p>(事前調査結果の報告)</p> <p>第6条の4 吹付け石綿が使用されている可能性の高い建築物等として規則で定めるものを解体する作業を伴う建設工事（以下「報告対象工事」という。）の<u>元請業者又は自主施工者は</u>、当該作業の開始の日の14日前までに、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を知事に報告しなければならない。ただし、災害その他非常の事態の発生により当該作業を緊急に行う必要がある場合は、この限りでない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 報告対象工事の<u>発注者</u>の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名</p> <p>(3)～(6) 略</p> <p>2 前項ただし書の場合において、当該報告対象工事の<u>元請業者又は自主施工者は</u>、速やかに、同項各号に掲げる事項を知事に報告しなければならない。</p> <p>3 略</p> <p>(解体等作業の一時停止等)</p> <p>第6条の5 知事は、<u>法第18条の15第3項若しくは第4項の規定による記録の保存又は前条第1項の規定による報告を行わないで解体等工事が施工されていると認めるときは</u>、元請業者若しくは下請負人又は自主施工者に対し、期限を定めて、解体等作業を一時停止し、<u>法第18条の15第3項若しくは第4項の規定による記録の保存をし、又は前条第1項の規定に</u></p>	<p>(事前調査結果の説明等)</p> <p>第6条の3 解体等工事の元請業者は、当該解体等工事が次に掲げる工事に該当するときは、規則で定めるところにより、<u>当該解体等工事の発注者及び下請負人に対し、それぞれに定める事項</u>その他規則で定める事項を書面に記載して、これらの事項について説明しなければならない。</p> <p>(1) <u>次条第1項に規定する報告対象工事 同項第3号から第5号までに掲げる事項</u></p> <p>(2) <u>県届出対象特定工事 石綿粉じん排出等作業の対象となる建築物等の構造</u></p> <p>(事前調査結果の報告)</p> <p>第6条の4 吹付け石綿が使用されている可能性の高い建築物等として規則で定めるものを解体する作業を伴う建設工事（以下「報告対象工事」という。）の<u>発注者又は自主施工者は</u>、当該作業の開始の日の14日前までに、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を知事に報告しなければならない。ただし、災害その他非常の事態の発生により当該作業を緊急に行う必要がある場合は、この限りでない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 報告対象工事を<u>施工する者</u>の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名</p> <p>(3)～(6) 略</p> <p>2 前項ただし書の場合において、当該報告対象工事の<u>発注者又は自主施工者は</u>、速やかに、同項各号に掲げる事項を知事に報告しなければならない。</p> <p>3 略</p> <p>(解体等作業の一時停止等)</p> <p>第6条の5 知事は、<u>法第18条の15第3項若しくは第4項の規定による記録の保存又は前条第1項の規定による報告を行わないで解体等工事が施工されていると認めるときは</u>、元請業者若しくは下請負人又は自主施工者に対し、期限を定めて、解体等作業を一時停止し、<u>法第18条の15第1項の規定による調査の結果を知事に報告するよう勧告することができる。</u></p>

<p>よる調査の結果を知事に報告するよう勧告することができる。</p> <p>2 知事は、前項の規定により勧告を受けた者が当該勧告に従わないで解体等作業を行っているときは、期限を定めて、当該解体等作業を一時停止し、<u>法第18条の15第3項若しくは第4項の規定による記録の保存をし、又は前条第1項の規定による調査の結果を知事に報告するよう命ずることができる。</u></p> <p>3 略</p> <p>(作業終了等の報告)</p> <p>第10条の2 前条の届出をした者は、特定粉じん排出等作業の終了後、規則で定めるところにより、石綿含有材料等の処理の状況を知事に報告しなければならない。この場合において、<u>元請業者又は下請負人が報告をするときは、当該特定工事に係る法第18条の23第1項の規定による特定工事の発注者への報告に係る報告書の写しを知事に提出しなければならない。</u></p> <p>2 <u>下請負人が前項の報告をする場合は、元請業者は、同項後段の報告書の写しを下請負人に交付しなければならない。</u></p> <p>(立入検査等)</p> <p>第11条 知事は、法第26条第1項の規定に定めるところによるほか、次に掲げる場合には、建築物等の所有者等、解体等工事の発注者、元請業者若しくは下請負人若しくは自主施工者に対し、必要な報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に、建築物等若しくは解体等工事の場所、営業所、事業所その他の事業場に立ち入り、その建築物等、書類その他の物件を検査させることができる。</p> <p>(1) 次に掲げる報告等を受けた場合において、石綿の飛散等に伴う健康被害を防止するため必要があると認めるとき。</p> <p>ア～ウ 略</p> <p>エ <u>第10条の2第1項の規定による報告</u></p> <p>オ 略</p> <p>(2)・(3) 略</p> <p>2・3 略</p>	<p>よる調査の結果を知事に報告するよう勧告することができる。</p> <p>2 知事は、前項の規定により勧告を受けた者が当該勧告に従わないで解体等作業を行っているときは、期限を定めて、当該解体等作業を一時停止し、<u>法第18条の15第1項の規定による調査の結果を知事に報告するよう命ずることができる。</u></p> <p>3 略</p> <p>(作業終了等の報告)</p> <p>第10条の2 前条の届出をした者は、特定粉じん排出等作業の終了後、規則で定めるところにより、石綿含有材料等の処理の状況を知事に報告しなければならない。この場合において、<u>当該届出をした者が法第18条の23第1項の規定による特定工事の発注者への報告を行うべき者であるときは、当該特定工事の発注者への報告に係る報告書の写しを知事に提出しなければならない。</u></p> <p>(立入検査等)</p> <p>第11条 知事は、法第26条第1項の規定に定めるところによるほか、次に掲げる場合には、建築物等の所有者等、解体等工事の発注者、元請業者若しくは下請負人若しくは自主施工者に対し、必要な報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に、建築物等若しくは解体等工事の場所、営業所、事業所その他の事業場に立ち入り、その建築物等、書類その他の物件を検査させることができる。</p> <p>(1) 次に掲げる報告等を受けた場合において、石綿の飛散等に伴う健康被害を防止するため必要があると認めるとき。</p> <p>ア～ウ 略</p> <p>エ <u>第10条の2の規定による報告</u></p> <p>オ 略</p> <p>(2)・(3) 略</p> <p>2・3 略</p>
---	--

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の鳥取県石綿健康被害防止条例（以下「新条例」という。）第6条の3の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に着手する解体等工事について適用する。

- 3 新条例第6条の4の規定は、施行日から起算して14日を経過する日以後に着手する建設工事（改正前の鳥取県石綿健康被害防止条例第6条の4第1項若しくは第2項の規定による報告がされた報告対象工事であって、同日前に着手していないもの（以下この項において「報告等がされた未着手の工事」という。）を除く。）について適用し、同日前に着手した建設工事（報告等がされた未着手の工事を含む。）については、なお従前の例による。
- 4 この条例の施行前にした行為及び前項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。  
（鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正）
- 5 鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成11年鳥取県条例第35号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
事務	市町村等	事務	市町村等
略		略	
10の2 鳥取県石綿健康被害防止条例（平成17年鳥取県条例第67号）に基づく事務のうち、次に掲げるもの （1）～（12） 略 （13） <u>第10条の2第1項</u> の規定による石綿含有材料等の処理の状況の報告等の受理 （14）～（18） 略	鳥取市	10の2 鳥取県石綿健康被害防止条例（平成17年鳥取県条例第67号）に基づく事務のうち、次に掲げるもの （1）～（12） 略 （13） <u>第10条の2</u> の規定による石綿含有材料等の処理の状況の報告等の受理 （14）～（18） 略	鳥取市
略		略	

条例名等	鳥取県手数料徴収条例の一部を改正する条例
提出理由及び概要	<p>1 提出理由 地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部が改正されたことに伴い、宅地建物取引士資格試験の実施に係る手数料の額の変更を行う。</p> <p>2 概要 (1) 宅地建物取引士資格試験の実施に係る手数料は、1件につき8,200円(現行7,000円)とする。 (2) 施行期日は、令和4年4月1日とする。</p>

鳥取県手数料徴収条例の一部を改正する条例

鳥取県手数料徴収条例（平成12年鳥取県条例第37号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(手数料の徴収)</p> <p>第2条 次の各号に掲げる事務については、申請その他の行為により当該事務をすることを求める者から、当該各号の事務に応じて別に定める期限までに、当該各号に定める額の手数料を徴収する。</p> <p>(1)～(306) 略</p> <p>(307) 宅地建物取引業法第16条第1項の規定に基づく宅地建物取引士資格試験の実施 1件につき 8,200円</p> <p>(308)～(328) 略</p> <p>2 略</p>	<p>(手数料の徴収)</p> <p>第2条 次の各号に掲げる事務については、申請その他の行為により当該事務をすることを求める者から、当該各号の事務に応じて別に定める期限までに、当該各号に定める額の手数料を徴収する。</p> <p>(1)～(306) 略</p> <p>(307) 宅地建物取引業法第16条第1項の規定に基づく宅地建物取引士資格試験の実施 1件につき <u>7,000円</u></p> <p>(308)～(328) 略</p> <p>2 略</p>

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

条 例 名 等	財産を無償で譲渡すること（県営住宅単団地）について									
提 出 理 由 及 び 概 要	<p>1 提出理由 次のおり財産を無償で譲渡することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求めるものである。</p> <p>2 概 要</p> <p>(1) 財産の内容</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種 類</th> <th>所 在 地</th> <th>数 量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>土 地</td> <td>八頭郡八頭町見槻中187番1 ほか一筆</td> <td>1, 636.66平方メートル</td> </tr> <tr> <td>建 物</td> <td>八頭郡八頭町見槻中187番1 ほか一筆</td> <td>4棟（8戸） 540.96平方メートル</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 相手方 八頭町</p> <p>(3) 理 由 県営住宅単団地は、既に八頭町で管理代行制度を導入し、実態として町営住宅と同様の管理を行っているものであり、このたび正式に町営住宅とし、引き続き町で管理してもらうため、八頭町に無償で譲渡するものである。</p> <p>(4) 譲渡の予定時期 令和4年4月1日</p>	種 類	所 在 地	数 量	土 地	八頭郡八頭町見槻中187番1 ほか一筆	1, 636.66平方メートル	建 物	八頭郡八頭町見槻中187番1 ほか一筆	4棟（8戸） 540.96平方メートル
種 類	所 在 地	数 量								
土 地	八頭郡八頭町見槻中187番1 ほか一筆	1, 636.66平方メートル								
建 物	八頭郡八頭町見槻中187番1 ほか一筆	4棟（8戸） 540.96平方メートル								

条例名等	鳥取県福祉のまちづくり条例の一部を改正する条例																																
提出理由及び概要	<p>1 提出理由 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づくバリアフリー化を進めることにより、福祉のまちづくりのより一層の推進を図るため、建築物移動等円滑化基準（以下、「整備基準」という。）に付加する事項を定める等所要の改正を行う。</p> <p>2 概要 整備基準の適用を義務付ける特別特定建築物の規模を引き下げるとともに、整備基準に付加する事項を追加する。また、情報通信技術の活用、ユニバーサルデザインに取り組む建築物の認証制度を創設する他、利用居室の段差解消等への努力義務の規定を定める。</p> <p>(1) 整備基準の適合義務が課せられる特別特定建築物の規模の引下げ</p> <table border="1"> <tr> <td>老人ホーム等</td> <td>100㎡以上 ⇒ 全て</td> </tr> <tr> <td>公衆便所</td> <td>50㎡以上 ⇒ 全て</td> </tr> <tr> <td>コインランドリー等</td> <td>100㎡以上 ⇒ 50㎡以上</td> </tr> <tr> <td>理美容院等</td> <td>200㎡以上 ⇒ 100㎡以上</td> </tr> <tr> <td>共同住宅</td> <td>1,000㎡以上 ⇒ 500㎡以上かつ3階建て以上又は1,000㎡以上</td> </tr> </table> <p>(2) 障がいの種類等に応じた整備基準の見直し（基準ごとに適合を義務付ける建物規模を設定）</p> <table border="1"> <tr> <td>車いす使用者</td> <td>(新) 一般トイレ内に車いす利用可能な便所の整備 (病院・美術館 1千㎡以上) (新) 主たる出入口に自動ドア又は引戸の整備 (物販店 100㎡以上) (新) 公衆浴場、ホテル等の共同浴場は、車いす使用者対応の整備 (公衆浴場 500㎡以上) ・車いすトイレ内の大型ベッドの設置 (物販店 2千→1千㎡以上) ・車いす使用者用駐車場の屋根を整備 (5千→2千㎡以上)</td> </tr> <tr> <td>聴覚障がい者</td> <td>(新) トイレの個室に光の点滅で火災を知らせる警報設備を整備 (病院・美術館 1千㎡以上) (新) エレベーターを設置する場合は、火災時に避難階に着床する設備を整備 (物販店 100㎡以上)</td> </tr> <tr> <td>視覚障がい者</td> <td>(新) 弱視者が認識しやすいように廊下・階段等、トイレの「床と壁」、「壁と出入口」等に明度差等の配慮 (病院・福祉施設・美術館 全て) ・敷地内の誘導ブロックと歩道の誘導ブロックとを接続 (物販店 1千→100㎡以上)</td> </tr> <tr> <td>高齢者</td> <td>(新) 階段、踊り場の両側手摺りの整備 (病院・福祉施設 全て) (新) 公衆浴場、ホテル等の共同浴場は、浴室内等のバリアフリー化 (公衆浴場 500㎡以上)</td> </tr> <tr> <td>子育てオストメイト</td> <td>(新) 温水シャワー付きオストメイト対応設備の整備 (病院・福祉施設 1千㎡以上) ・一般トイレ内にベビーベッド、オストメイト対応設備を整備 (美術館 2千→1千㎡以上)</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>・用途変更の際のエレベーター設置義務付け建物規模の引上げ (200→500㎡以上)</td> </tr> </table> <p>※利用居室：不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障がい者等が利用する居室 ※ ( ) 内の建築物は、代表的な用途の例を示す。</p> <p>(3) 福祉のまちづくりを推進するための取組</p> <table border="1"> <tr> <td>利用居室内における移動の円滑化</td> <td>利用居室内に、段差を設けない、通路の幅を90cm以上確保する整備に努める。</td> </tr> <tr> <td>情報通信技術を活用した福祉のまちづくりの推進</td> <td>県民が福祉のまちづくりに関する情報を迅速かつ容易に得られる環境を整備するため、情報通信技術の活用を努める。</td> </tr> <tr> <td>市町村による福祉のまちづくり推進協議会の設置</td> <td>事業者及び市町村民と一体となって、地域の実情を踏まえた福祉のまちづくりの推進体制を整備するよう努める。</td> </tr> <tr> <td>とっとりユニバーサルデザイン施設認証制度の創設</td> <td>整備基準を満たし、更にユニバーサルデザインに取り組む施設を認証する「とっとりユニバーサルデザイン施設認証制度」を創設する。</td> </tr> <tr> <td>福祉のまちづくりアドバイザー制度の創設</td> <td>建築主等の求めに応じて、施設のバリアフリー化に係る助言を行うアドバイザーを登録・派遣する。</td> </tr> </table> <p>3 施行期日等 (1) 施行期日は、令和4年10月1日とする。 (2) 所要の経過措置を講ずる。 (3) 知事は、この条例の施行後5年を経過したときは、鳥取県福祉のまちづくり条例の規定及びその実施状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>【参考】 (1) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律 (バリアフリー法) 不特定多数の者が利用し、又は主として高齢者、障がい者が利用する用途の建築物を特別特定建築物とし、床面積2,000㎡以上の新築、増築、用途変更を行う場合は、整備基準に適合させるよう義務付けている。 (2) 鳥取県福祉のまちづくり条例による整備基準の付加、特別特定建築物の追加等 条例では、バリアフリー法に基づき特別特定建築物の建物用途の追加、独自の整備基準の追加、整備基準の適合を義務付ける建物規模の引下げを行い、法より小規模な建築物からバリアフリー化を義務付けている。</p>	老人ホーム等	100㎡以上 ⇒ 全て	公衆便所	50㎡以上 ⇒ 全て	コインランドリー等	100㎡以上 ⇒ 50㎡以上	理美容院等	200㎡以上 ⇒ 100㎡以上	共同住宅	1,000㎡以上 ⇒ 500㎡以上かつ3階建て以上又は1,000㎡以上	車いす使用者	(新) 一般トイレ内に車いす利用可能な便所の整備 (病院・美術館 1千㎡以上) (新) 主たる出入口に自動ドア又は引戸の整備 (物販店 100㎡以上) (新) 公衆浴場、ホテル等の共同浴場は、車いす使用者対応の整備 (公衆浴場 500㎡以上) ・車いすトイレ内の大型ベッドの設置 (物販店 2千→1千㎡以上) ・車いす使用者用駐車場の屋根を整備 (5千→2千㎡以上)	聴覚障がい者	(新) トイレの個室に光の点滅で火災を知らせる警報設備を整備 (病院・美術館 1千㎡以上) (新) エレベーターを設置する場合は、火災時に避難階に着床する設備を整備 (物販店 100㎡以上)	視覚障がい者	(新) 弱視者が認識しやすいように廊下・階段等、トイレの「床と壁」、「壁と出入口」等に明度差等の配慮 (病院・福祉施設・美術館 全て) ・敷地内の誘導ブロックと歩道の誘導ブロックとを接続 (物販店 1千→100㎡以上)	高齢者	(新) 階段、踊り場の両側手摺りの整備 (病院・福祉施設 全て) (新) 公衆浴場、ホテル等の共同浴場は、浴室内等のバリアフリー化 (公衆浴場 500㎡以上)	子育てオストメイト	(新) 温水シャワー付きオストメイト対応設備の整備 (病院・福祉施設 1千㎡以上) ・一般トイレ内にベビーベッド、オストメイト対応設備を整備 (美術館 2千→1千㎡以上)	その他	・用途変更の際のエレベーター設置義務付け建物規模の引上げ (200→500㎡以上)	利用居室内における移動の円滑化	利用居室内に、段差を設けない、通路の幅を90cm以上確保する整備に努める。	情報通信技術を活用した福祉のまちづくりの推進	県民が福祉のまちづくりに関する情報を迅速かつ容易に得られる環境を整備するため、情報通信技術の活用を努める。	市町村による福祉のまちづくり推進協議会の設置	事業者及び市町村民と一体となって、地域の実情を踏まえた福祉のまちづくりの推進体制を整備するよう努める。	とっとりユニバーサルデザイン施設認証制度の創設	整備基準を満たし、更にユニバーサルデザインに取り組む施設を認証する「とっとりユニバーサルデザイン施設認証制度」を創設する。	福祉のまちづくりアドバイザー制度の創設	建築主等の求めに応じて、施設のバリアフリー化に係る助言を行うアドバイザーを登録・派遣する。
老人ホーム等	100㎡以上 ⇒ 全て																																
公衆便所	50㎡以上 ⇒ 全て																																
コインランドリー等	100㎡以上 ⇒ 50㎡以上																																
理美容院等	200㎡以上 ⇒ 100㎡以上																																
共同住宅	1,000㎡以上 ⇒ 500㎡以上かつ3階建て以上又は1,000㎡以上																																
車いす使用者	(新) 一般トイレ内に車いす利用可能な便所の整備 (病院・美術館 1千㎡以上) (新) 主たる出入口に自動ドア又は引戸の整備 (物販店 100㎡以上) (新) 公衆浴場、ホテル等の共同浴場は、車いす使用者対応の整備 (公衆浴場 500㎡以上) ・車いすトイレ内の大型ベッドの設置 (物販店 2千→1千㎡以上) ・車いす使用者用駐車場の屋根を整備 (5千→2千㎡以上)																																
聴覚障がい者	(新) トイレの個室に光の点滅で火災を知らせる警報設備を整備 (病院・美術館 1千㎡以上) (新) エレベーターを設置する場合は、火災時に避難階に着床する設備を整備 (物販店 100㎡以上)																																
視覚障がい者	(新) 弱視者が認識しやすいように廊下・階段等、トイレの「床と壁」、「壁と出入口」等に明度差等の配慮 (病院・福祉施設・美術館 全て) ・敷地内の誘導ブロックと歩道の誘導ブロックとを接続 (物販店 1千→100㎡以上)																																
高齢者	(新) 階段、踊り場の両側手摺りの整備 (病院・福祉施設 全て) (新) 公衆浴場、ホテル等の共同浴場は、浴室内等のバリアフリー化 (公衆浴場 500㎡以上)																																
子育てオストメイト	(新) 温水シャワー付きオストメイト対応設備の整備 (病院・福祉施設 1千㎡以上) ・一般トイレ内にベビーベッド、オストメイト対応設備を整備 (美術館 2千→1千㎡以上)																																
その他	・用途変更の際のエレベーター設置義務付け建物規模の引上げ (200→500㎡以上)																																
利用居室内における移動の円滑化	利用居室内に、段差を設けない、通路の幅を90cm以上確保する整備に努める。																																
情報通信技術を活用した福祉のまちづくりの推進	県民が福祉のまちづくりに関する情報を迅速かつ容易に得られる環境を整備するため、情報通信技術の活用を努める。																																
市町村による福祉のまちづくり推進協議会の設置	事業者及び市町村民と一体となって、地域の実情を踏まえた福祉のまちづくりの推進体制を整備するよう努める。																																
とっとりユニバーサルデザイン施設認証制度の創設	整備基準を満たし、更にユニバーサルデザインに取り組む施設を認証する「とっとりユニバーサルデザイン施設認証制度」を創設する。																																
福祉のまちづくりアドバイザー制度の創設	建築主等の求めに応じて、施設のバリアフリー化に係る助言を行うアドバイザーを登録・派遣する。																																

鳥取県福祉のまちづくり条例の一部を改正する条例

鳥取県福祉のまちづくり条例（平成20年鳥取県条例第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>前文</p> <p>第1章～第3章 略</p> <p>第4章 車いすが利用しやすい施設の整備（第25条 —第28条）</p> <p>第5章 雑則（第29条—第31条）</p> <p>附則</p> <p>（情報の収集及び提供等）</p> <p>第9条 略</p> <p><u>2 前項の情報の提供を行うに当たっては、県、市町村及び事業者が緊密な連携を図るとともに、県民が当該情報を迅速かつ容易に得られる環境を整備するため、情報通信技術（デジタル社会形成基本法（令和3年法律第35号）第2条に規定する情報通信技術をいう。）の活用に努めるものとする。</u></p> <p>（推進体制の整備）</p> <p>第11条 略</p> <p><u>2 市町村は、事業者及び市町村民と一体となって、地域の実情を踏まえた福祉のまちづくりの推進体制を整備し、その実現を図るよう努めるものとする。</u></p> <p><u>3 県は、前項の推進体制の整備に関して、助言その他の必要な協力を行うものとする。</u></p> <p>（特別特定建築物の追加）</p> <p>第13条 法第14条第3項の条例で定める特定建築物は、次に掲げるものとする。</p> <p>（1）～（4） 略</p> <p>（5） 体育館、水泳場その他これらに類する運動施設（令第5条第11号に掲げるもの及び専ら従業員の福利厚生のために使用されるもので規則で定めるものを除く。<u>以下「特定運動施設」という。</u>）</p> <p>（6） 略</p> <p>（建築の規模の引下げ）</p> <p>第14条 法第14条第3項の条例で定める建築（用途の変更をして特別特定建築物にすることを含む。以下</p>	<p>目次</p> <p>前文</p> <p>第1章～第3章 略</p> <p>第4章 車いすが利用しやすい施設の整備（第25条 ・第26条）</p> <p>第5章 雑則（第27条）</p> <p>附則</p> <p>（情報の収集及び提供）</p> <p>第9条 略</p> <p>（推進体制の整備）</p> <p>第11条 略</p> <p>（特別特定建築物の追加）</p> <p>第13条 法第14条第3項の条例で定める特定建築物は、次に掲げるものとする。</p> <p>（1）～（4） 略</p> <p>（5） 体育館、水泳場、<u>ボーリング場</u>その他これらに類する運動施設（令第5条第11号に掲げるもの及び専ら従業員の福利厚生のために使用されるもので規則で定めるものを除く。）</p> <p>（6） 略</p> <p>（建築の規模の引下げ）</p> <p>第14条 法第14条第3項の条例で定める建築（用途の変更をして特別特定建築物にすることを含む。以下</p>



同じ。)の規模は、別表第1の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める規模(当該規模に満たない特別特定建築物の建築(以下この条において「小規模建築」という。)をする場合において、当該特別特定建築物の床面積(増築若しくは改築又は用途の変更(以下「増築等」という。))の場合にあっては、当該増築等に係る部分(耐震改修により増加する部分を除く。)の床面積。以下同じ。)の合計に当該特別特定建築物と同一の敷地内に建築する他の特別特定建築物(公衆便所を除く。)の床面積の合計を加えた面積が1,000平方メートル以上となるときは、当該小規模建築の規模)とする。ただし、次の各号に掲げる建築物について用途の変更をして特別特定建築物にする場合は、当該各号に掲げる建築物移動等円滑化基準は、適用しない。

(1) 床面積の合計が200平方メートル以上500平方メートル未満の建築物 令第18条第2項第1号に定める基準(他の階への移動を行うための通路に係る部分に限る。)

(2) 床面積の合計が200平方メートル未満の建築物 次に掲げる基準

ア 令第18条第2項第1号、第3号、第4号及び第7号(これらの規定を令第25条第1項(同条第3項において読み替えて適用する場合を含む。))において読み替えて準用する場合を含む。)に定める基準

イ 主たる出入口に係る令第18条第2項第2号イ(令第25条第1項(同条第3項において読み替えて適用する場合を含む。))において読み替えて準用する場合を含む。)に定める基準(幅70

同じ。)の規模は、別表第1の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める規模(当該規模に満たない特別特定建築物の建築(以下この条において「小規模建築」という。)をする場合において、当該特別特定建築物の床面積(増築若しくは改築又は用途の変更(以下「増築等」という。))の場合にあっては、当該増築等に係る部分(耐震改修により増加する部分を除く。)の床面積。以下同じ。)の合計に当該特別特定建築物と同一の敷地内に建築する他の特別特定建築物(公衆便所を除く。)の床面積の合計を加えた面積が1,000平方メートル以上となるときは、当該小規模建築の規模)とする。ただし、床面積の合計が200平方メートル未満の建築物について用途の変更をして特別特定建築物にする場合は、建築物移動等円滑化基準のうち次に掲げるものは、適用しない。

(1) 令第18条第2項第1号、第3号、第4号及び第7号(これらの規定を令第25条第1項(同条第3項において読み替えて適用する場合を含む。))において読み替えて準用する場合を含む。)に定める基準

(2) 主たる出入口に係る令第18条第2項第2号イ(令第25条第1項(同条第3項において読み替えて適用する場合を含む。))において読み替えて準用する場合を含む。)に定める基準(幅70センチメートルを超える部分に限る。)

(3) 便所の出入口に係る令第18条第2項第2号(令第25条第1項(同条第3項において読み替えて適用する場合を含む。))において読み替えて準用する場合を含む。)に定める基準

センチメートルを超える部分に限る。)

ウ 便所の出入口に係る令第18条第2項第2号  
(令第25条第1項(同条第3項において読み替  
えて適用する場合を含む。))において読み替  
えて準用する場合を含む。))に定める基準

(廊下、階段及び傾斜路)

第16条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用する廊下等の下端近接部分(階段又は傾斜路(階段に代わり、又はこれに併設するものに限る。))の下端に近接する部分をいう。以下同じ。)には、視覚障害者に対し段差又は傾斜の存在の警告を行うために、点状ブロック等を敷設しなければならない。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

(1)～(3) 略

2・3 略

4 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する階段には、両側に手すりを設けること。

5 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する廊下等、階段及び傾斜路は、照明設備の設置その他の方法により利用に支障が生じないよう必要な照度を確保するとともに、床面、壁面及び出入口戸(出入口に設ける戸。以下同じ。)は、相互に色の明度、色相又は彩度の差を大きくすること(相互に近接する部分の色の明度、色相又は彩度の差を大きくすることを含む。))により、それらの存在を容易に識別できるものとする  
こと。

(便所)

第17条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合には、当該便所は、次に掲げるものでなければならない。

(1)～(3) 略

(4) 小便器を設ける場合は、そのうち1以上の周囲に手すりを設け、当該小便器を設ける便所の出入口の幅は、80センチメートル以上とすること。

(5) 別表第3に掲げる特別特定建築物(床面積の

(廊下、階段及び傾斜路)

第16条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用する廊下等の下端近接部分(階段又は傾斜路(階段に代わり、又はこれに併設するものに限る。))の下端に近接する部分をいう。以下同じ。)には、視覚障害者に対し段差又は傾斜の存在の警告を行うために、点状ブロック等(床面に敷設されるブロックその他これに類するものであって、点状の突起が設けられており、かつ、周囲の床面との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより容易に識別できるものをいう。以下同じ。))を敷設しなければならない。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

(1)～(3) 略

2・3 略

(便所)

第17条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合には、当該便所は、次に掲げるものでなければならない。

(1)～(3) 略

(4) 小便器を設ける場合は、そのうち1以上の周囲に手すりを設けること。

合計が1,000平方メートル以上のものに限る。)  
の建築をする場合は、火災の発生を光で報知する  
警報装置を設けること。ただし、ホテルの客室に  
設けられる便所については、この限りでない。

(6) 照明設備の設置その他の方法により利用に支  
障が生じないよう必要な照度を確保するととも  
に、床面、壁面並びに便所及び便房の出入口戸  
は、相互に色の明度、色相又は彩度の差を大きく  
すること(相互に近接する部分の色の明度、色相  
又は彩度の差を大きくすることを含む。)によ  
り、それらの存在を容易に識別できるものとする  
こと。

2 前項の便所のうち1以上(男子用及び女子用の区  
別があるときは、それぞれ1以上)は、次に掲げる  
ものでなければならない。

(1) 略

(2) 別表第4の左欄に掲げる特別特定建築物の建  
築をする場合において、当該建築の規模が同表の  
右欄に定める規模であるときは、ベビーベッドそ  
他の乳幼児のおむつの交換ができる設備を設け  
るとともに、当該便所の出入口にその旨の表示を  
行うこと。ただし、他におむつの交換ができる場  
所を設ける場合は、この限りでない。

(3) 別表第5の左欄に掲げる特別特定建築物の建  
築をする場合において、当該建築の規模が同表の  
右欄に定める規模であるときは、車いす使用者用  
便房とは別に次に掲げる設備をいずれも1以上設  
けるとともに、当該便所の出入口にその旨の表示  
を行うこと。

ア・イ 略

(4) 別表第5の左欄に掲げる特別特定建築物の建  
築をする場合において、当該建築の規模が同表の  
右欄に定める規模であるときは、車いす使用者用  
簡易型便房(車いす使用者用便房とは別に次に掲  
げる措置を講じた車いす使用者が利用可能な便房  
をいう。)を1以上設けること。

ア 車いす使用者が利用できる腰掛便座、手すり  
その他の設備を適切に設けること。

イ 当該便房までの便所内の通路は、車いすの転  
回に支障のない構造とし、階段又は段を設けな  
いこと。

ウ 当該便房が設置されている便所の出入口にそ  
の旨の表示を行うこと。

エ 利用居室から当該便房までの経路のうち1以  
上を移動等円滑化経路とすること。

2 前項の便所のうち1以上(男子用及び女子用の区  
別があるときは、それぞれ1以上)は、次に掲げる  
ものでなければならない。

(1) 略

(2) 別表第3の左欄に掲げる特別特定建築物の建  
築をする場合において、当該建築の規模が同表の  
右欄に定める規模であるときは、ベビーベッドそ  
他の乳幼児のおむつの交換ができる設備を設け  
るとともに、当該便所の出入口にその旨の表示を  
行うこと。ただし、他におむつの交換ができる場  
所を設ける場合は、この限りでない。

(3) 別表第4の左欄に掲げる特別特定建築物の建  
築をする場合において、当該建築の規模が同表の  
右欄に定める規模であるときは、次に掲げる設備  
をいずれも1以上設けるとともに、当該便所の出  
入口にその旨の表示を行うこと。

ア・イ 略

オ 当該便房の出入口戸は、引き戸、折れ戸その他車いす使用者の利用に配慮したものとする。

カ 次項第1号の大便秘器洗浄装置を設けること。

3 車いす使用者用便房は、次に掲げるものでなければならない。

(1)・(2) 略

(3) 別表第6の左欄に掲げる特別特定建築物の建築をする場合において、当該建築の規模が同表の右欄に定める規模であるときは、ベッドその他の高齢者、障害者等が円滑に衣類又は装身具の交換ができる設備を設け、当該便房及びその設置されている便所の出入口にその旨の表示を行うこと。

4 次に掲げる特別特定建築物の建築をする場合において、令第14条第1項第2号の規定により水洗器具(第2項第3号イの規定により設ける水洗器具を除く。)を設けるときは、当該水洗器具と便器は別のものとしなければならない。

(1) 保健所、税務署その他不特定かつ多数の者が利用する官公署

(2) 公衆便所

(3) 床面積の合計が1,000平方メートル以上である特別特定建築物

5 略

6 略

(駐車場)

第18条の2 略

2 次に掲げる場合は、1以上の車いす使用者用駐車施設に、乗降の際の降雨及び降雪の影響を少なくできる屋根を設けなければならない。

(1)・(2) 略

(3) 床面積の合計が2,000平方メートル以上である特別特定建築物の建築をする場合

(浴室等)

第18条の3 別表第7の左欄に掲げる特別特定建築物の建築をする場合において、当該建築の規模が同表の右欄に定める規模であるときは、浴室等(車いす使用者用客室に設けられるものを除く。)を設ける場合には、そのうち1以上(男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上)は、次に掲げるものでなければならない。

(1) 床の表面は、滑りにくい材料で仕上げるこ  
と。

3 車いす使用者用便房は、次に掲げるものでなければならない。

(1)・(2) 略

(3) 別表第5の左欄に掲げる特別特定建築物の建築をする場合において、当該建築の規模が同表の右欄に定める規模であるときは、ベッドその他の高齢者、障害者等が円滑に衣類又は装身具の交換ができる設備を設け、当該便房及びその設置されている便所の出入口にその旨の表示を行うこと。

4 略

5 略

(駐車場)

第18条の2 略

2 次に掲げる場合は、1以上の車いす使用者用駐車施設に、乗降の際の降雨及び降雪の影響を少なくできる屋根を設けなければならない。

(1)・(2) 略

(3) 床面積の合計が5,000平方メートル以上である特別特定建築物の建築をする場合

- (2) 浴槽及びシャワーを利用するための区画内に、手すりを適切に設けること。
- (3) 洗い場又はシャワーに、レバー式その他高齢者、障害者等が容易に使用できる方式の水栓を設けることとし、当該水栓は、自動温度調節器付き混合水栓として温水の混合操作を容易にするとともに、当該自動温度調節器には適切な温度の個所に認知しやすい印を付けること。
- (4) 浴室には、浴室用車いす、シャワーチェアその他の車いす使用者が円滑に入浴を行うことができる設備又は備品を1以上設置すること。
- (5) 浴室には、車いす使用者が円滑に利用できる空間を確保すること。
- (6) 浴室には、通行の際に支障となる段を設けないこと。ただし、傾斜路又はエレベーターその他の昇降機を併設する場合は、この限りでない。
- (7) 廊下から浴槽までの経路のうち1以上について、当該経路を構成する出入口の戸を、自動的に開閉する構造である戸又は引き戸とし、その幅は80センチメートル以上とすること。
- (8) 更衣を行うための設備又はシャワーを利用するための設備を設ける場合は、それぞれ1以上の出入口の幅を80センチメートル以上とすること。

(移動等円滑化経路)

第19条 地上階又はその直上階若しくは直下階のみに利用居室を設ける場合には、道等（令第18条第3項に規定する場合にあっては、建築物の車寄せ。以下同じ。）から当該利用居室までの経路のうち1以上を、移動等円滑化経路にしなければならない。ただし、床面積の合計が500平方メートルに満たない特別特定建築物については、次の各号のいずれにも該当するときは、令第18条第2項第1号に定める基準（他の階への移動を行うための通路に係る部分に限る。）は適用しない。

- (1) 地上階の直上階又は直下階に設ける利用居室において提供されるサービスを地上階に設ける利用居室においても提供できること。
- (2) 建築物に車いす使用者用便房を設ける場合は、当該車いす使用者用便房を地上階に設けること。
- (3) 建築物又はその敷地に車いす使用者用駐車施設を設ける場合は、当該車いす使用者用駐車施設を地上階に設けること。

2 移動等円滑化経路は、次に掲げるものでなければ

(移動等円滑化経路)

第19条 地上階又はその直上階若しくは直下階のみに利用居室を設ける場合には、道等（令第18条第3項に規定する場合にあっては、建築物の車寄せ。以下同じ。）から当該利用居室までの経路のうち1以上を、移動等円滑化経路にしなければならない。ただし、床面積の合計が500平方メートルに満たない特別特定建築物については、地上階の直上階又は直下階に設ける利用居室において提供されるサービスを地上階に設ける利用居室においても提供できるときは、この限りでない。

2 移動等円滑化経路は、次に掲げるものでなければ

ならない。

(1) 当該移動等円滑化経路を構成する出入口のうち屋外に面するものは、次に掲げるものであること。

ア 略

イ 別表第8の左欄に掲げる特別特定建築物の建築をする場合において、当該建築の規模が同表の右欄に定める規模であるときは、当該出入口の外側に音声により視覚障害者を誘導する設備を設けること。

ウ 別表第1の左欄に掲げる区分（それぞれ同欄に掲げるその他の建築物移動等円滑化基準を適用する場合に係る区分に限る。）に応じ、それぞれ同表の右欄に定める規模の特別特定建築物の建築をするときは、出入口のうち主たるものに設ける戸を、自動的に開閉する構造の戸又は引き戸とすること。

(2) 当該移動等円滑化経路を構成する廊下等は、次に掲げるものであること。

ア 略

イ 別表第9の左欄に掲げる特別特定建築物の建築をする場合において、当該建築の規模が同表の右欄に定める規模であるときは、当該廊下等に近接した場所に乳幼児の授乳及びおむつの交換ができる場所を設け、当該場所の出入口にその旨の表示を行うこと。

ウ 略

エ 次に掲げる特別特定建築物の建築をする場合において、当該特別特定建築物の床面積の合計が5,000平方メートル以上であるときは、当該廊下等に高齢者、障害者等が休憩することができる場所を設け、休憩のための椅子その他の家具を置くこと。

(ア)～(ウ) 略

(エ) ホテル又は旅館（宿泊者以外の利用がある場合に限る。）

(オ)～(ク) 略

(3) 略

(4) 当該移動等円滑化経路を構成するエレベーターのかご（人を乗せ昇降する部分をいう。以下同じ。）は、次に掲げるものであること。

ア～ウ 略

エ 別表第1の左欄に掲げる区分（それぞれ同欄に掲げるその他の建築物移動等円滑化基準を適用する場合に係る区分に限る。）に応じ、それ

ならない。

(1) 当該移動等円滑化経路を構成する出入口のうち屋外に面するものは、次に掲げるものであること。

ア 略

イ 別表第6の左欄に掲げる特別特定建築物の建築をする場合において、当該建築の規模が同表の右欄に定める規模であるときは、当該出入口の外側に音声により視覚障害者を誘導する設備を設けること。

(2) 当該移動等円滑化経路を構成する廊下等は、次に掲げるものであること。

ア 略

イ 別表第7の左欄に掲げる特別特定建築物の建築をする場合において、当該建築の規模が同表の右欄に定める規模であるときは、当該廊下等に近接した場所に乳幼児の授乳及びおむつの交換ができる場所を設け、当該場所の出入口にその旨の表示を行うこと。

ウ 略

エ 次に掲げる特別特定建築物の建築をする場合において、当該特別特定建築物の床面積の合計が5,000平方メートル以上であるときは、当該廊下等に高齢者、障害者等が休憩することができる場所を設け、休憩のための椅子その他の家具を置くこと。

(ア)～(ウ) 略

(エ) ホテル（宿泊者以外の利用がある場合に限る。）

(オ)～(ク) 略

(3) 略

(4) 当該移動等円滑化経路を構成するエレベーターのかご（人を乗せ昇降する部分をいう。以下同じ。）は、次に掲げるものであること。

ア～ウ 略

ぞれ同表の右欄に定める規模の特別特定建築物の建築をするときは、火災の発生を感知し、自動的にかごを地上階に停止させ、及び戸を開放する装置を設けること。

(5) 略

(共同住宅の特例)

第20条 共同住宅においては、道等から各住戸までの経路（地上階又はその直上階若しくは直下階のみに住戸がある共同住宅にあっては、当該地上階とその直上階又は直下階との間の上下の移動に係る部分を除く。以下同じ。）のうち1以上を、移動等円滑化経路に準じて高齢者、障害者等が円滑に利用できる経路（以下「準移動等円滑化経路」という。）にしなければならない。この場合において、共同住宅が次の各号のいずれにも該当するときは、令第18条第2項第1号に定める基準（他の階への移動を行うための通路に係る部分に限る。）に適合することを要しない。

(1) 床面積の合計が500平方メートル以上1,000平方メートル未満、かつ、階数が4に満たないこと。

(2) 道等から、住戸の総数に100分の10を乗じて得た数（その数に1未満の端数があるときは、これを切り上げた数）以上の住戸への経路が、地上階において準移動等円滑化経路となっていること。

2 準移動等円滑化経路は、別表第10に掲げるものでなければならない。

(公益事業の事務所の特例)

第21条 略

2 準視覚障害者移動等円滑化経路は、別表第11に掲げるものでなければならない。

(案内設備までの経路)

第21条の3 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用する建築物（令第20条第2項の規定による設備又は同条第3項の規定による案内所が設けられたものを除く。）には、道等から主たる出入口までの経路のうち1以上を視覚障害者移動等円滑化経路（公益事業の事務所にあっては、準視覚障害者移動等円滑化経路）にしなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(5) 略

(共同住宅の特例)

第20条 共同住宅においては、道等から各住戸までの経路（地上階又はその直上階若しくは直下階のみに住戸がある共同住宅にあっては、当該地上階とその直上階又は直下階との間の上下の移動に係る部分を除く。以下同じ。）のうち1以上を、移動等円滑化経路に準じて高齢者、障害者等が円滑に利用できる経路（以下「準移動等円滑化経路」という。）にしなければならない。

2 準移動等円滑化経路は、別表第8に掲げるものでなければならない。

(公益事業の事務所の特例)

第21条 略

2 準視覚障害者移動等円滑化経路は、別表第9に掲げるものでなければならない。

(案内設備までの経路)

第21条の3

(1) 音声により視覚障害者を誘導する設備を設け、道等から当該設備までの経路を視覚障害者移動等円滑化経路とするとき。

(2) 令第20条第3項の規定の例による案内所を設け、道等から当該案内所までの経路を視覚障害者移動等円滑化経路とするとき。

2 道等に線状ブロック等が敷設されているときは、当該敷設された場所から令第21条第1項の規定による視覚障害者移動等円滑化経路又は前項の規定による視覚障害者移動等円滑化経路までの経路のうち1以上を視覚障害者移動等円滑化経路（公益事業の事務所にあつては、準視覚障害者移動等円滑化経路）にしなければならない。

(増築等に関する適用範囲)

第22条 略

2 知事は、増築等の場合において、第13条、第14条又は第16条から前条までの規定の全部又は一部を適用すると建築物の増築若しくは改築に係る部分以外の部分又は用途の変更に係る部分について大規模な改修（知事が別に定めるものに限る。）が必要になり、かつ、規則で定める事由に該当するときは、これらの規定の全部又は一部を適用しないことができる。

(認定証の交付)

第24条 特別特定建築物（建築物移動等円滑化基準に適合させたものに限る。以下この条において同じ。）を設置し、又は管理する者は、当該特別特定建築物をとっとりユニバーサルデザイン認証基準（高齢者、障害者等をはじめとする全ての者の移動上及び施設の利用上の利便性及び安全性の向上を図ることを目的として規則で定める基準をいう。以下同じ。）に適合させたときは、規則で定めるところ

次に掲げる場合であつて、道等に線状ブロック等（床面に敷設されるブロックその他これに類するものであつて、線状の突起が設けられており、かつ、周囲の床面との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより容易に識別できるものをいう。以下同じ。）が敷設されているときは、当該敷設された場所から案内設備までの経路のうち1以上を視覚障害者移動等円滑化経路（公益事業の事務所にあつては、準視覚障害者移動等円滑化経路）にしなければならない。

(1) 病院若しくは診療所、保健所、税務署その他の不特定かつ多数の者が利用する官公署又はターミナルの建築をする場合

(2) 床面積の合計が50平方メートル以上である公衆便所の建築をする場合

(3) 前2号に掲げるもののほか、床面積の合計が1,000平方メートル以上の特別特定建築物の建築をする場合

(増築等に関する適用範囲)

第22条 略

2 知事は、増築等の場合において、第13条、第14条又は第16条から前条までの規定の全部又は一部を適用すると建築物の前項第1号に掲げる部分以外の部分について大規模な改修（知事が別に定めるものに限る。）が必要になり、かつ、その建築主等に当該増築等と併せて当該改修を行うことができないやむを得ない事由があると認めるときは、これらの規定の全部又は一部を適用しないことができる。

(適合証の交付)

第24条 特定建築物を設置し、又は管理する者は、当該特定建築物を建築物移動等円滑化基準に適合させたときは、規則で定めるところにより、当該特定建築物が建築物移動等円滑化基準に適合していることを証する書面（以下「適合証」という。）の交付を知事に請求することができる。



により、当該特別特定建築物がとっとりユニバーサルデザイン認証基準に適合していることを証する書面（以下「認定証」という。）の交付を知事に請求することができる。

2 知事は、前項の規定による請求があった場合において、当該特別特定建築物がとっとりユニバーサルデザイン認証基準に適合していると認定するときは、当該請求をした者に対し、認定証を交付するものとする。

3 認定証の交付を受けた者は、当該特別特定建築物の主たる出入口に、認定証及び認定されたとっとりユニバーサルデザイン認証基準の内容を掲示することができる。

4 第2項の規定による交付については、鳥取県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成16年鳥取県条例第42号）第4条の規定は、適用しない。

（受付カウンターの構造）

第26条 略

（利用居室の構造）

第27条 利用居室は、車いす使用者が円滑に利用できるよう、次に掲げる構造のものとするよう努めなければならない。

（1）床（車いす使用者の利用上支障がないものとして知事が別に定める部分を除く。）は、傾斜路又はエレベーターその他の昇降機を併設する場合を除き、段を設けないこと。

（2）利用居室内の通路の幅は、90センチメートル以上とすること。

（公営住宅の構造）

第28条 県又は市町村が、公営住宅（公営住宅法（昭和26年法律第193号）第2条第2号に規定する公営住宅をいう。）の建築をする場合には、知事が別に定めるところにより、車いす使用者の入居に適した構造のものとするよう努めなければならない。

（利用者の意見の尊重）

第29条 特別特定建築物の所有者若しくは管理者又は特別特定建築物の建築をしようとする者（以下「建築主等」という。）は、当該特別特定建築物が高齢者、障害者等をはじめとする全ての者が安全かつ快適に利用できる施設の整備を行うよう努めるものと

2 知事は、前項の規定による請求があった場合において、当該特定建築物が建築物移動等円滑化基準に適合していると認めるときは、当該請求をした者に対し、適合証を交付するものとする。

3 前項の規定による交付については、鳥取県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成16年鳥取県条例第42号）第4条の規定は、適用しない。

（受付カウンターの構造）

第26条 略

し、当該特別特定建築物の利用者に対し、当該特別特定建築物の整備及び運営についての意見を求め、得られた意見を尊重して、当該特別特定建築物の整備及び運営を行うよう努めなければならない。

(福祉のまちづくりアドバイザー)

第30条 知事は、福祉のまちづくりに関する識見を有する高齢者、障害者その他の者又は福祉のまちづくりに関する建築その他の専門的知識を有する者であつて、福祉のまちづくりに自ら参画して、これを推進する意欲を有するものを、福祉のまちづくりアドバイザー（以下「アドバイザー」という。）として登録することができる。

2 前項の規定により登録されたアドバイザーは、建築主等の求めに応じて、特別特定建築物の整備及び運営に関し、高齢者、障害者等をはじめとする全ての者の安全かつ快適な利用に配慮したものとなるよう、当該特別特定建築物の利用者の立場に立つて、点検し、助言を行うものとする。

(規則への委任)

第31条 略

別表第1（第14条関係、第19条関係）

区分		規模
公立小学校等	略	
	その他の建築物 移動等円滑化基準を適用する場合	全て
略		
各種学校又は 専修学校	令第18条第2項 第2号（主たる 出入口に適用す る場合に限 る。）及び第7 号に定める基準 を適用する場合	全て

(規則への委任)

第27条 略

別表第1（第14条関係）

区分		規模
公立小学校等	略	
	その他の建築物 移動等円滑化基準（令第14条第 1項に定める基 準を除く。）を 適用する場合	全て
略		
各種学校又は 専修学校	令第14条第1項に 定める基準を適 用する場合	床面積の合 計2,000平方 メートル以 上
	令第18条第2項 第2号（主たる 出入口に適用す る場合に限 る。）及び第7 号に定める基準 を適用する場合	全て

	(以下「玄関及び敷地内通路の場合」という。)	
	略	
公立小学校等、特別支援学校、各種学校又は専修学校以外の学校	エレベーターの場合	床面積の合計1,000平方メートル以上
	略	
略		
共同住宅、寄宿舎又は下宿	略	
	その他の建築物移動等円滑化基準を適用する場合	<u>階数が3以上、かつ、床面積の合計500平方メートル以上1,000平方メートル未満又は床面積の合計1,000平方メートル以上</u>
老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの	エレベーターの場合	床面積の合計1,000平方メートル以上
	その他の建築物移動等円滑化基準を適用する場合	<u>全て</u>
老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他	エレベーターの場合	床面積の合計1,000平方メートル以上

	(以下「玄関及び敷地内通路の場合」という。)	
	略	
公立小学校等、特別支援学校、各種学校又は専修学校以外の学校	令第14条第1項に定める基準を適用する場合	床面積の合計2,000平方メートル以上
	エレベーターの場合	床面積の合計1,000平方メートル以上
	略	
略		
共同住宅、寄宿舎又は下宿	略	
	その他の建築物移動等円滑化基準を適用する場合	床面積の合計1,000平方メートル以上
老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの	玄関及び敷地内通路の場合	全て
	エレベーターの場合	床面積の合計1,000平方メートル以上
	その他の建築物移動等円滑化基準を適用する場合	<u>床面積の合計100平方メートル以上</u>
老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他	玄関及び敷地内通路の場合	全て
	エレベーターの場合	床面積の合計1,000平方メートル以上

これらに類するもの		上
	その他の建築物移動等円滑化基準を適用する場合	<u>全て</u>
略		
特定運動施設	略	
略		
飲食店又は銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗	略	
	その他の建築物移動等円滑化基準を適用する場合	床面積の合計100平方メートル以上
クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋その他これらに類するサービス業を営む店舗	玄関及び敷地内通路の場合	全て
	エレベーターの場合	床面積の合計1,000平方メートル以上
	その他の建築物移動等円滑化基準を適用する場合	床面積の合計50平方メートル以上
理髪店、美容院その他これらに類するサービス業を営む店舗	略	
	その他の建築物移動等円滑化基準を適用する場合	床面積の合計 <u>100平方メートル以上</u>
略		
公衆便所	エレベーターの場合	床面積の合計50平方メートル以上
	その他の建築物移動等円滑化基準を適用する場合	<u>全て</u>

これらに類するもの		上
	その他の建築物移動等円滑化基準を適用する場合	<u>床面積の合計100平方メートル以上</u>
略		
第13条第5号に掲げる体育館、水泳場、ボーリング場その他これらに類する運動施設	略	
略		
飲食店又はクリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗	略	
	その他の建築物移動等円滑化基準を適用する場合	床面積の合計100平方メートル以上
理髪店、美容院その他これらに類するサービス業を営む店舗	略	
	その他の建築物移動等円滑化基準を適用する場合	床面積の合計 <u>200平方メートル以上</u>
略		
公衆便所	玄関及び敷地内通路の場合	全て
	その他の建築物移動等円滑化基準を適用する場合	床面積の合計50平方メートル以上

	準を適用する場 合	
略		

備考 略

別表第3 (第17条関係)

- 1 特別支援学校
- 2 病院
- 3 診療所
- 4 劇場、観覧場、映画館又は演芸場
- 5 集会場又は公会堂
- 6 展示場
- 7 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗
- 8 ホテル又は旅館
- 9 保健所、税務署その他の不特定かつ多数の者が利用する官公署
- 10 老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの
- 11 老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの
- 12 公共体育館等若しくはボウリング場又は遊技場
- 13 博物館、美術館又は図書館
- 14 公衆浴場
- 15 ターミナル

別表第4 (第17条関係)

略	
百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗	床面積の合計2,000平方メートル以上
ホテル又は旅館(宿泊者以外の利用がある場合に限る。)	略
略	
ターミナル	全て
公衆便所	全て

別表第5 (第17条関係)

病院	床面積の合計1,000平方メートル以上
劇場、観覧場、映画館	床面積の合計1,000平方メートル以上

	準を適用する場 合	メートル以 上
略		

備考 略

別表第3 (第17条関係)

略	
百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗	床面積の合計5,000平方メートル以上
ホテル(宿泊者以外の利用がある場合に限る。)	略
略	
ターミナル	床面積の合計100平方メートル以上
公衆便所	床面積の合計50平方メートル以上

別表第4 (第17条関係)

病院	床面積の合計2,000平方メートル以上
劇場、観覧場、映画館	床面積の合計2,000平方メートル以上

又は演芸場	方メートル以上
集会場又は公会堂	床面積の合計1,000平方メートル以上
百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗	床面積の合計2,000平方メートル以上
ホテル又は旅館（宿泊者以外の利用がある場合に限る。）	床面積の合計2,000平方メートル以上
略	
公共体育館等若しくはボーリング場又は遊技場	床面積の合計1,000平方メートル以上
博物館、美術館又は図書館	床面積の合計1,000平方メートル以上
略	

別表第6（第17条関係）

略	
劇場、観覧場、映画館又は演芸場	床面積の合計1,000平方メートル以上
集会場又は公会堂	床面積の合計1,000平方メートル以上
百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗	床面積の合計1,000平方メートル以上
ホテル又は旅館（宿泊者以外の利用がある場合に限る。）	床面積の合計1,000平方メートル以上
略	
公共体育館等若しくはボーリング場又は遊技場	床面積の合計1,000平方メートル以上
博物館、美術館又は図書館	床面積の合計1,000平方メートル以上
略	
公衆便所	全て

別表第7（第18条の3関係）

特別支援学校	全て
病院	全て
診療所	床面積の合計100平方メートル以上

又は演芸場	方メートル以上
集会場又は公会堂	床面積の合計2,000平方メートル以上
百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗	床面積の合計5,000平方メートル以上
ホテル（宿泊者以外の利用がある場合に限る。）	床面積の合計5,000平方メートル以上
略	
公共体育館等若しくはボーリング場又は遊技場	床面積の合計2,000平方メートル以上
博物館、美術館又は図書館	床面積の合計2,000平方メートル以上
略	

別表第5（第17条関係）

略	
劇場、観覧場、映画館又は演芸場	床面積の合計2,000平方メートル以上
集会場又は公会堂	床面積の合計2,000平方メートル以上
百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗	床面積の合計2,000平方メートル以上
ホテル（宿泊者以外の利用がある場合に限る。）	床面積の合計2,000平方メートル以上
略	
公共体育館等若しくはボーリング場又は遊技場	床面積の合計2,000平方メートル以上
博物館、美術館又は図書館	床面積の合計2,000平方メートル以上
略	
公衆便所	床面積の合計50平方メートル以上

ホテル又は旅館（客室以外に限る。）	客室の総数が10以上、かつ、床面積の合計200平方メートル以上
老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの（主として高齢者、障害者等が利用するものに限る。）	全て
老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの	全て
公衆浴場	床面積の合計500平方メートル以上

別表第8（第19条関係） 略

別表第9（第19条関係） 略

略	
ホテル又は旅館（宿泊者以外の利用がある場合に限る。）	略
略	

別表第10（第20条関係） 略

別表第11（第21条関係） 略

別表第6（第19条関係） 略

別表第7（第19条関係）

略	
ホテル（宿泊者以外の利用がある場合に限る。）	略
略	

別表第8（第20条関係） 略

別表第9（第21条関係） 略

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和4年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に工事中の特別特定建築物の建築又は修繕若しくは模様替については、なお従前の例による。

（検討）

3 知事は、この条例の施行後5年を経過したときは、鳥取県福祉のまちづくり条例の規定及びその実施状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

件名	議会の委任による専決処分の報告について (5) 鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例 (令和4年2月1日専決)
提出理由及び概要	<p>1 提出理由 自然公園法施行令の一部が改正され、同令の規定に基づく事務が廃止されたことに伴い、所要の改正を行う。</p> <p>2 概要 自然公園法施行令に基づく協議の申出等の受理及び知事への送付の移譲事務を廃止する。</p> <p>3 施行期日 施行期日は、令和4年4月1日とする。</p> <p>【参考】 ・自然公園法施行令の改正 自然公園法に係る申請等の処理期間短縮等の観点から、都道府県知事を経由する協議の申出等に係る規定（施行令附則第6項）を削除する。（令和4年4月1日施行） なお、改正に伴い県及び市町村を経由しない申請等に関する情報は、必要に応じて環境省から関係自治体に共有される方向である。</p>



鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成11年鳥取県条例第35号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、太枠で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
事務	市町村等	事務	市町村等
略		略	
12 削除		12 自然公園法施行令（昭和32年政令第298号）に基づく事務のうち、附則第6項に規定する協議の申出等の受理及び知事への送付	各市町村
略		略	

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

件名	議会の委任による専決処分の報告について （6）損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について （令和4年2月1日専決）
提出理由及び概要	<p>1 提出理由          法律上県の義務に属する鳥取県営住宅の管理の瑕疵による損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき令和4年2月1日専決処分をしたので、同条第2項の規定により本議会に報告するものである。</p> <p>2 概要          （1）和解の相手方          倉吉市巖城690番地1          吉村興産株式会社 代表取締役 吉村年明</p> <p>（2）和解の要旨          県側の過失割合を10割とし、県は、損害賠償金473,300円を支払うものとする。</p> <p>（3）事故の概要          ア 事故発生年月日          令和3年8月9日          イ 事故発生場所          倉吉市巖城地内          ウ 事故の状況          県営住宅三明寺団地内の住戸棟屋根材が、強風により飛散し、和解の相手方所有の建物に当たり、同建物が破損したものである。</p>

件名	議会の委任による専決処分の報告について (7) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について (令和4年2月1日専決)
提出理由及び概要	<p>1 提出理由 法律上県の義務に属する鳥取県営住宅の管理の瑕疵による損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき令和4年2月1日専決処分をしたので、同条第2項の規定により本議会に報告するものである。</p> <p>2 概要 (1) 和解の相手方 A 倉吉市 個人 B 倉吉市 個人 C 倉吉市 個人 D 倉吉市 個人 E 倉吉市 個人 F 倉吉市 個人 G 倉吉市 個人 H 倉吉市 個人 I 倉吉市 個人 J 倉吉市 個人 K 倉吉市 個人 L 倉吉市 個人 M 倉吉市 個人</p> <p>(2) 和解の要旨 県側の過失割合を10割とし、県は、損害賠償金19,650円をAに、4,250円をBに、9,878円をCに、129,800円をDに、231,270円をEに、335,560円をFに、17,730円をGに、170,298円をHに、271,700円をIに、207,580円をJに、32,350円をKに、175,530円をLに、2,990円をMに、それぞれ支払うものとする。</p> <p>(3) 事故の概要 ア 事故発生年月日 令和3年10月5日 イ 事故発生場所 倉吉市広瀬町1577番地3 県営住宅越殿団地内 ウ 事故の状況 県営住宅越殿団地の引込開閉器盤に雨水が入り、漏電して過電圧が発生したことにより、和解の相手方がそれぞれ所有する家庭用電気機械器具が破損したものである。</p>

## 長期継続契約の締結状況について

[新規契約]

番号	契約所属名	種類	契約対象物品	数量	契約の相手方	契約金額 円	契約期間	設置場所等
1	生活環境部くらしの安心局 消費生活センター	物品 保守	ノートパソコン	2台	米子市両三柳328番地 株式会社ケオーウエイ	79,200	令和4年1月1日 ～令和4年6月30日	鳥取県生活環境部くらしの安心局消費生活センター

## 長期継続契約の締結状況について

[変更契約]

番号	契約所属名	種類	契約対象物品	数量	契約の相手方	当初報告日	変更内容	
							変更前	変更後
1	東部建築住宅事務所	物品 保守	複合機	1台	鳥取市田島721番地 株式会社エコービジネス	平成30年6月14日	契約期間 平成30年4月1日 ～令和4年3月31日	契約期間 平成30年4月1日 ～令和4年9月30日